

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉																																																								
(3) 離隔距離と放射熱強度の関係																																																								
各可燃物施設からアクセスルートまでの離隔距離と放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m ² 以下となる距離を第3表及び第3図に示す。																																																								
<p>第3表 可燃物施設の火災による影響範囲とアクセスルートとの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>火災中心からの距離</th> <th>ルート1又はルート2までの離隔距離※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号軽油貯蔵タンク</td><td>約30m</td><td>約241m</td></tr> <tr><td>大容量電源装置</td><td>約24m</td><td>約64m</td></tr> <tr><td>1号主変圧器</td><td>約18m^{※2}</td><td>約151m</td></tr> <tr><td>1号起動変圧器</td><td>約16m^{※2}</td><td>約163m</td></tr> <tr><td>1号所内変圧器</td><td>約12m^{※2}</td><td>約140m</td></tr> <tr><td>2号主変圧器</td><td>約19m^{※2}</td><td>約140m</td></tr> <tr><td>2号起動変圧器</td><td>約17m^{※2}</td><td>約123m</td></tr> <tr><td>2号所内変圧器</td><td>約12m^{※2}</td><td>約127m</td></tr> <tr><td>2号助給電源変圧器</td><td>約10m^{※2}</td><td>約128m</td></tr> <tr><td>2号補助ボイラー用変圧器</td><td>約13m^{※2}</td><td>約74m</td></tr> <tr><td>2号PLB-VVVF入力変圧器</td><td>約9m^{※2}</td><td>約21m</td></tr> <tr><td>3号主変圧器</td><td>約19m^{※2}</td><td>約28m</td></tr> <tr><td>3号起動変圧器</td><td>約15m^{※2}</td><td>約37m</td></tr> <tr><td>3号所内変圧器</td><td>約12m^{※2}</td><td>約33m</td></tr> <tr><td>3号助給電源変圧器</td><td>約10m^{※2}</td><td>約19m</td></tr> <tr><td>3号補助ボイラー用変圧器</td><td>約10m^{※2}</td><td>約60m</td></tr> <tr><td>3号PLB-VVVF入力変圧器</td><td>約9m^{※2}</td><td>約18m</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 火災中心からの距離 ※2 絶縁油の放射熱強度は重油の値を使用して算出</p>			評価対象	火災中心からの距離	ルート1又はルート2までの離隔距離※1	1号軽油貯蔵タンク	約30m	約241m	大容量電源装置	約24m	約64m	1号主変圧器	約18m ^{※2}	約151m	1号起動変圧器	約16m ^{※2}	約163m	1号所内変圧器	約12m ^{※2}	約140m	2号主変圧器	約19m ^{※2}	約140m	2号起動変圧器	約17m ^{※2}	約123m	2号所内変圧器	約12m ^{※2}	約127m	2号助給電源変圧器	約10m ^{※2}	約128m	2号補助ボイラー用変圧器	約13m ^{※2}	約74m	2号PLB-VVVF入力変圧器	約9m ^{※2}	約21m	3号主変圧器	約19m ^{※2}	約28m	3号起動変圧器	約15m ^{※2}	約37m	3号所内変圧器	約12m ^{※2}	約33m	3号助給電源変圧器	約10m ^{※2}	約19m	3号補助ボイラー用変圧器	約10m ^{※2}	約60m	3号PLB-VVVF入力変圧器	約9m ^{※2}	約18m
評価対象	火災中心からの距離	ルート1又はルート2までの離隔距離※1																																																						
1号軽油貯蔵タンク	約30m	約241m																																																						
大容量電源装置	約24m	約64m																																																						
1号主変圧器	約18m ^{※2}	約151m																																																						
1号起動変圧器	約16m ^{※2}	約163m																																																						
1号所内変圧器	約12m ^{※2}	約140m																																																						
2号主変圧器	約19m ^{※2}	約140m																																																						
2号起動変圧器	約17m ^{※2}	約123m																																																						
2号所内変圧器	約12m ^{※2}	約127m																																																						
2号助給電源変圧器	約10m ^{※2}	約128m																																																						
2号補助ボイラー用変圧器	約13m ^{※2}	約74m																																																						
2号PLB-VVVF入力変圧器	約9m ^{※2}	約21m																																																						
3号主変圧器	約19m ^{※2}	約28m																																																						
3号起動変圧器	約15m ^{※2}	約37m																																																						
3号所内変圧器	約12m ^{※2}	約33m																																																						
3号助給電源変圧器	約10m ^{※2}	約19m																																																						
3号補助ボイラー用変圧器	約10m ^{※2}	約60m																																																						
3号PLB-VVVF入力変圧器	約9m ^{※2}	約18m																																																						

高根原子力発電所2号炉		
(3) 離隔距離と放射熱強度の関係		
各可燃物施設からアクセスルートまでの離隔距離と放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m ² 以下となる距離を第3表及び第3図に示す。		

泊発電所3号炉																																																															
(3) 離隔距離と放射熱強度の関係																																																															
可燃物施設火災時の影響評価は、石油コンビナートの防災アセスメント指針を元に「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m ² を採用する。各可燃物施設火災時の影響評価方法を第5表、各可燃物施設からアクセスルートまでの離隔距離と放射熱強度を第6表及び第4図に示す。																																																															
<p>第5表 可燃物施設火災時の影響評価方法</p>																																																															
<p>第6表 可燃物施設の火災による影響範囲とアクセスルートとの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>放射熱強度が1.6kW/m²となる火災の中心からの距離(m) : A</th> <th>火災の中心からアクセスルートまでの距離(m) : B</th> <th>アクセスルート幅(m) : C</th> <th>判定値 : B+C-A 4.0m以上 : 影響なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号炉主変圧器[※]</td><td>17.1</td><td>116.7</td><td>8</td><td>107.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉所内変圧器[※]</td><td>15.5</td><td>101.7</td><td>8</td><td>94.2 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉起動変圧器[※]</td><td>12.9</td><td>101.5</td><td>8</td><td>96.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉主変圧器[※]</td><td>17.1</td><td>19.5</td><td>12</td><td>14.4 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉所内変圧器[※]</td><td>12.9</td><td>22.5</td><td>12</td><td>21.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉起動変圧器[※]</td><td>15.5</td><td>10.0</td><td>12</td><td>6.5 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号及び2号炉予備変圧器[※]</td><td>12.4</td><td>83.7</td><td>12</td><td>83.3 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>36</td><td>35.5</td><td>8</td><td>7.5 (影響なし)</td></tr> <tr><td>3号炉主変圧器[※] 3号炉所内変圧器[※]</td><td>18.9</td><td>40.7</td><td>10</td><td>37.8 (影響なし)</td></tr> <tr><td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>26.0</td><td>18.3</td><td>14</td><td>6.3 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉油計量タンク</td><td>19</td><td>38.4</td><td>7</td><td>26.4 (影響なし)</td></tr> </tbody> </table> <p>※：絶縁油の放射熱強度は物性の近い重油の値を使用して算出</p>				評価対象	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火災の中心からの距離(m) : A	火災の中心からアクセスルートまでの距離(m) : B	アクセスルート幅(m) : C	判定値 : B+C-A 4.0m以上 : 影響なし	1号炉主変圧器 [※]	17.1	116.7	8	107.6 (影響なし)	1号炉所内変圧器 [※]	15.5	101.7	8	94.2 (影響なし)	1号炉起動変圧器 [※]	12.9	101.5	8	96.6 (影響なし)	2号炉主変圧器 [※]	17.1	19.5	12	14.4 (影響なし)	2号炉所内変圧器 [※]	12.9	22.5	12	21.6 (影響なし)	2号炉起動変圧器 [※]	15.5	10.0	12	6.5 (影響なし)	1号及び2号炉予備変圧器 [※]	12.4	83.7	12	83.3 (影響なし)	1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	36	35.5	8	7.5 (影響なし)	3号炉主変圧器 [※] 3号炉所内変圧器 [※]	18.9	40.7	10	37.8 (影響なし)	3号炉補助ボイラー燃料タンク	26.0	18.3	14	6.3 (影響なし)	1号炉油計量タンク	19	38.4	7	26.4 (影響なし)
評価対象	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火災の中心からの距離(m) : A	火災の中心からアクセスルートまでの距離(m) : B	アクセスルート幅(m) : C	判定値 : B+C-A 4.0m以上 : 影響なし																																																											
1号炉主変圧器 [※]	17.1	116.7	8	107.6 (影響なし)																																																											
1号炉所内変圧器 [※]	15.5	101.7	8	94.2 (影響なし)																																																											
1号炉起動変圧器 [※]	12.9	101.5	8	96.6 (影響なし)																																																											
2号炉主変圧器 [※]	17.1	19.5	12	14.4 (影響なし)																																																											
2号炉所内変圧器 [※]	12.9	22.5	12	21.6 (影響なし)																																																											
2号炉起動変圧器 [※]	15.5	10.0	12	6.5 (影響なし)																																																											
1号及び2号炉予備変圧器 [※]	12.4	83.7	12	83.3 (影響なし)																																																											
1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	36	35.5	8	7.5 (影響なし)																																																											
3号炉主変圧器 [※] 3号炉所内変圧器 [※]	18.9	40.7	10	37.8 (影響なし)																																																											
3号炉補助ボイラー燃料タンク	26.0	18.3	14	6.3 (影響なし)																																																											
1号炉油計量タンク	19	38.4	7	26.4 (影響なし)																																																											



【女川】記載表現の相違

【女川】記載内容の相違・泊は評価方法を明記している。

【女川】記載内容の相違・プラントの相違に伴う評価結果の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3図 火災想定施設及び火災発生時における放射熱強度</p>		 <p>第4図 火災想定施設及び火災発生時における放射熱強度</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違の相違による火災想定施設の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第4表 放射熱の影響

(出典：石油コンビナートの防災アセスメント指針)

表 5.17 放射熱の影響

放射熱強度		状況および説明	出典
(kW/m ²)	(kcal/m ² h)		
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分間以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)
8.1	7,000	10~20秒で火傷となる強度	*2)
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができ水疱が生じる)を負う	*5)
11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)

*1) 理科年表
 *2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974)
 *3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001)
 *4) 長谷見雄二、重川希志依：火災時における人間の耐放射線量について、日本火災学会論文集、Vol.31, No.1(1981)
 *5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第7表 放射熱の影響

(出典：石油コンビナートの防災アセスメント指針)

放射熱強度		状況および説明	出典
(kW/m ²)	(kcal/m ² h)		
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分間以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)
8.1	7,000	10~20秒で火傷となる強度	*2)
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができ水疱が生じる)を負う	*5)
11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)



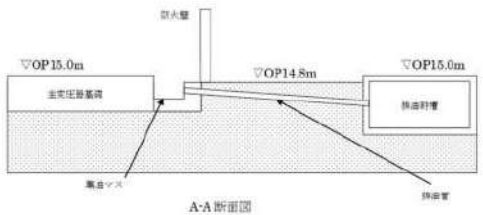
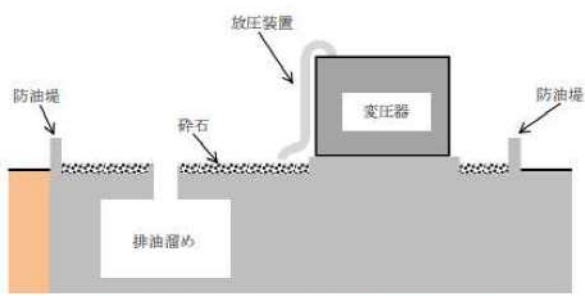

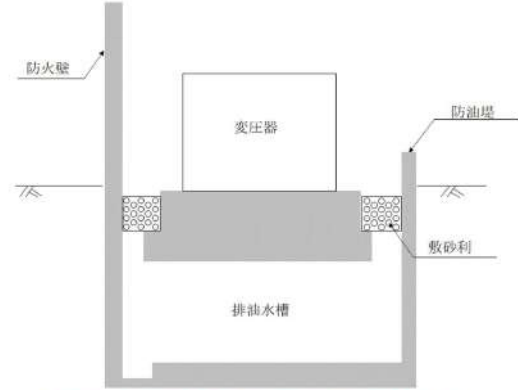
*1) 理科年表
 *2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974)
 *3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001)
 *4) 長谷見雄二、重川希志依：火災時における人間の耐放射線量について、日本火災学会論文集、Vol.31, No.1(1981)
 *5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)

相違理由

【女川】記載表現の相違

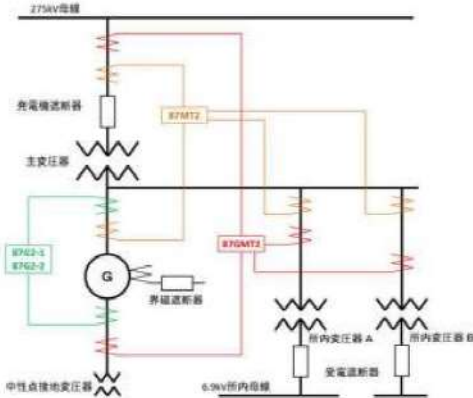
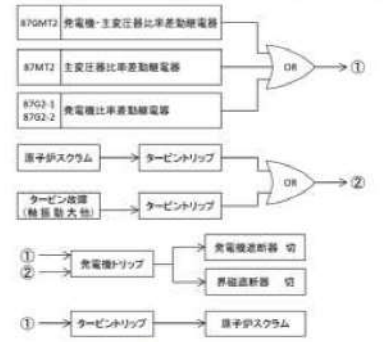
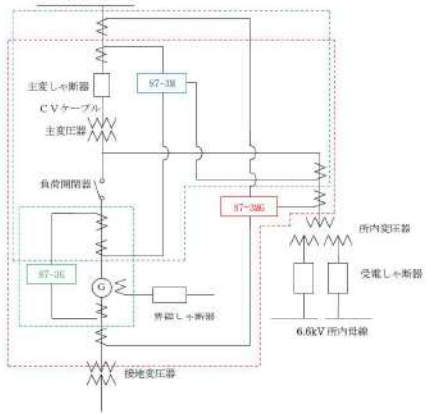
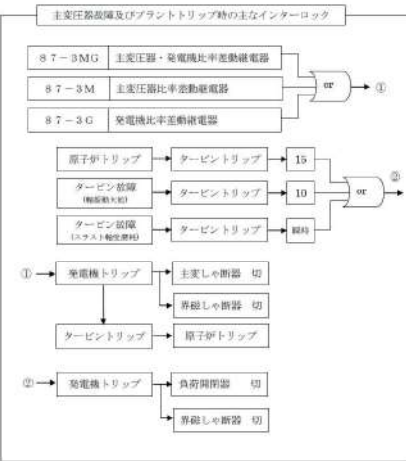
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添-1</p> <p style="text-align: center;">主変圧器、起動用変圧器エリアの防油堤について</p> <p>地震により主変圧器、起動用変圧器が損傷し、変圧器内の絶縁油が漏れ出した場合、防油堤内に漏れ出した絶縁油は防油堤内の集油マスに流入した後、排油貯槽に流下するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。</p>  <p>図 主変圧器、起動用変圧器エリア配置図</p>  <p>図 主変圧器外観</p>  <p>A-A断面図</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉</p>  <p>第1図 変圧器下部構造（防油堤及び排油溜め）</p>	<p style="text-align: right;">別添-1</p> <p style="text-align: center;">変圧器エリアの防油堤について</p> <p>地震により主変圧器、起動用変圧器等が損傷し、変圧器内の絶縁油が漏れ出した場合、防油堤内に漏れ出した絶縁油は防油堤内の排油水槽に流入するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。変圧器外観を第1図、変圧器下部構造を第2図に示す。</p>  <p>第1図 変圧器外観</p>  <p>第2図 変圧器下部構造（防油堤及び排油水槽）</p>	<p>【女川】記載内容の相違・設備の相違。 【女川】記載内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による変圧器下部構造の相違。</p>

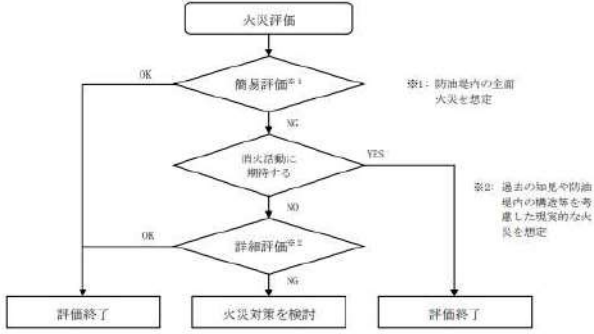
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別添-2 主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策	島根原子力発電所2号炉 (2) 変圧器火災の事故拡大防止対策について	泊発電所3号炉 別添-2 主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策	相違理由 【島根】記載表現の相違
<p>変圧器内部の巻線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は発電機を停止するため瞬時に発電機遮断器及び界磁遮断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p>   <p>主変圧器及びプラントトリップ時の主なインターロック</p>	<p>中越沖地震において、柏崎刈羽原子力発電所3号炉の所内変圧器での火災は、地盤の沈下による相対変位が主な原因であった。</p> <p>島根原子力発電所の2、3号炉の変圧器は、基礎が岩盤又は地盤改良土に設置されていることから地盤の沈下による相対変位は想定されないため、火災が発生する可能性は少ない。</p> <p>1号炉起動変圧器及び予備変圧器は、絶縁母線フレキシブル導体部の絶縁処理による火災の発生防止対策を実施している。</p> <p>また、各変圧器は参考資料-1に示すとおり、保護継電器にて保護されており、電気回路故障時の事故拡大防止対策を実施している。</p>	<p>変圧器内部の巻線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は発電機を停止するため瞬時に発電機遮断器及び界磁遮断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p>   <p>第1図 主変圧器及びプラントトリップ時の主なインターロック</p>	

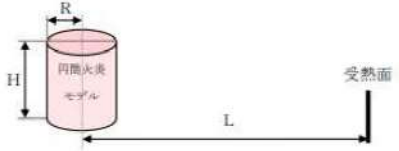
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(3) 変圧器火災の評価方法について 変圧器火災の評価は、第2図のフローに従い行う。</p>  <p>第2図 変圧器の火災評価</p> <p>※1: 防油壁内の全面火災を想定 ※2: 過去の知見や防油壁内の構造等を考慮した現実的な火災を想定</p> <p>上述したとおり、地震により変圧器が損傷した場合においても火災が発生する可能性は非常に少ないと考えているが、今回の屋外のアクセスルートへの影響については、保守的に簡易評価を採用する。</p> <p>2. 屋外のアクセスルート周辺における変圧器の火災評価 (1) 変圧器の保有油量及び排油溜め受入量 第1表にアクセスルート周辺にある変圧器の保有油量及び排油溜め受入量を記す。</p> <p>第1表 アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある変圧器保有油量及び排油溜め受入量</p> <table border="1" data-bbox="719 997 1310 1228"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>本体貯油量 (kL)</th> <th>排油溜め容積 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予備変圧器</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1号炉 起動変圧器</td> <td>46</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2号炉 主変圧器</td> <td>77</td> <td rowspan="2">約 317</td> </tr> <tr> <td>2号炉 所内変圧器</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>2号炉 起動変圧器</td> <td>24</td> <td rowspan="3">約 432</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 主変圧器</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>3号炉 所内変圧器</td> <td>21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災源からの放射熱強度の算出 各変圧器について、火災が発生した場合のアクセスルートにおける作業及び通行の有効性を確認するため、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を基に火災の影響範囲を算出した。 算出方法及び算定結果は以下のとおり。</p>	変圧器	本体貯油量 (kL)	排油溜め容積 (m ³)	予備変圧器	10	-	1号炉 起動変圧器	46	-	2号炉 主変圧器	77	約 317	2号炉 所内変圧器	20	2号炉 起動変圧器	24	約 432	3号炉 補助変圧器	37	3号炉 主変圧器	141	3号炉 所内変圧器	21			<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は変圧器火災の評価方法を明確化している。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの輻射強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
変圧器	本体貯油量 (kL)	排油溜め容積 (m ³)																									
予備変圧器	10	-																									
1号炉 起動変圧器	46	-																									
2号炉 主変圧器	77	約 317																									
2号炉 所内変圧器	20																										
2号炉 起動変圧器	24	約 432																									
3号炉 補助変圧器	37																										
3号炉 主変圧器	141																										
3号炉 所内変圧器	21																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 形態係数の算出</p> <p>火災源を円筒火炎モデルと仮定し、火災源からの受熱面が受け取る放射熱量の割合に関連する形態係数Φを算出する。</p> $\Phi(L) = \frac{1}{m} \left[1 - \frac{m}{\sqrt{n^2 + 1}} \right] + \frac{m}{\pi} \left[\frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \right] \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] \left[1 - \frac{1}{n} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right]$ $m = \frac{H}{R} = 3, \quad n = \frac{L}{R}, \quad A = (1+n)^2 + m^2, \quad B = (1-n)^2 + m^2$ <p>ただし、H:火炎高さ[m], R:火炎底面半径[m], L:離隔距離[m]</p> <p>油火災において任意の位置における放射熱強度を計算により求めるには、囲いと同面積の底面をもち、高さが底面半径の3倍(m=H/R=3)の円筒火炎モデルを採用する。</p> <p>なお、燃焼半径は以下の式から算出する。(第3図)</p> $R = \sqrt{S/\pi}$ <p>R:燃焼半径[m], S:燃料タンク防油堤面積[m²]</p>  <p>第3図 円筒火炎モデルと受熱面の関係 出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>b. 放射熱強度の算出</p> <p>火災源の放射発散度R_fと形態係数Φから、受熱面の放射熱強度Eを算出する。</p> $E = R_f \cdot \Phi$ <p>E:放射熱強度[W/m²], R_f:放射発散度[W/m²], Φ:形態係数[-] (第2表)</p> <p>液面火災では、火炎面積の直径が10mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度は低減する。</p> <p>放射発散度の低減率rと燃焼容器直径Dの関係は次式で算出する。</p> $r = \exp(-0.06D)$ <p>ただし、$r=0.3$程度を下限とする。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの輻射強度の算出」において同様の内容を記載している。

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
	<p style="text-align: center;">第2表 主な可燃物の放射発散度</p> <table border="1" data-bbox="801 204 1218 389"> <thead> <tr> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (kW/m²)</th> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (kW/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カブジ原油</td> <td>41</td> <td>メタノール</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>ガソリン・ナフサ</td> <td>58</td> <td>エタノール</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>50</td> <td>LNG (メタン)</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>42</td> <td>エチレン</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>23</td> <td>プロパン</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>62</td> <td>プロピレン</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td>85</td> <td>n-ブタン</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>c. 離隔距離と放射熱強度との関係 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に記載の放射熱強度とその影響を以下の第3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3表 放射熱の影響</p> <table border="1" data-bbox="725 644 1312 1107"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射熱強度</th> <th rowspan="2">状況および説明</th> <th rowspan="2">出典</th> </tr> <tr> <th>(kW/m²)</th> <th>(kcal/m²h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9</td> <td>800</td> <td>太陽(真夏)放射熱強度</td> <td>*1)</td> </tr> <tr> <td>1.3</td> <td>1,080</td> <td>人が長時間暴露されても安全な強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>1,400</td> <td>長時間さらされても苦痛を感じない強度</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>2.3</td> <td>2,000</td> <td>露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値</td> <td>*3)</td> </tr> <tr> <td>2.4</td> <td>2,050</td> <td>地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界</td> <td>*4)</td> </tr> <tr> <td>4.0</td> <td>3,400</td> <td>20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>4.6</td> <td>4,000</td> <td>10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>8.1</td> <td>7,000</td> <td>10~20秒で大傷となる強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>9.5</td> <td>8,200</td> <td>8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>11.6</td> <td>10,000</td> <td>現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)</td> <td>*3)</td> </tr> <tr> <td>11.6~</td> <td>10,000~</td> <td>約15分間に木材繊維などが発火する強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>12.5</td> <td>10,800</td> <td>木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>25.0</td> <td>21,500</td> <td>長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>37.5</td> <td>32,300</td> <td>プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度</td> <td>*5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1) 産科年表 *2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974) *3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001) *4) 長谷見雄二、東川希志俊：火災時における人間の耐放射熱限界について、日本火災学会論文集、Vol.31、No.1(1981) *5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)</p> <p style="text-align: center;">出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p>	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	カブジ原油	41	メタノール	9.8	ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12	灯油	50	LNG (メタン)	76	軽油	42	エチレン	134	重油	23	プロパン	74	ベンゼン	62	プロピレン	73	n-ヘキサン	85	n-ブタン	83	放射熱強度		状況および説明	出典	(kW/m ²)	(kcal/m ² h)	0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)	1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)	1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)	2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)	2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)	4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)	4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)	8.1	7,000	10~20秒で大傷となる強度	*2)	9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う	*5)	11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)	11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)	12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)	25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)	37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、 「a. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)																																																																																														
カブジ原油	41	メタノール	9.8																																																																																														
ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12																																																																																														
灯油	50	LNG (メタン)	76																																																																																														
軽油	42	エチレン	134																																																																																														
重油	23	プロパン	74																																																																																														
ベンゼン	62	プロピレン	73																																																																																														
n-ヘキサン	85	n-ブタン	83																																																																																														
放射熱強度		状況および説明	出典																																																																																														
(kW/m ²)	(kcal/m ² h)																																																																																																
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)																																																																																														
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)																																																																																														
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)																																																																																														
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)																																																																																														
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)																																																																																														
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)																																																																																														
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)																																																																																														
8.1	7,000	10~20秒で大傷となる強度	*2)																																																																																														
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う	*5)																																																																																														
11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)																																																																																														
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)																																																																																														
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)																																																																																														
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)																																																																																														
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)																																																																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である1.6kW/m²を採用する。</p> <p>各可燃物施設からの放射熱強度を第4表に示す。</p> <p>アクセスルートは各可燃物施設から十分な隔離距離を有しており、アクセスルートでの作業、通行に影響はない。</p> <p>第4表 各施設からの放射熱強度（防油堤全面火災の場合）</p> <table border="1" data-bbox="723 359 1319 644"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>放射熱強度が1.6kW/m²となる火炎の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予備変圧器*</td> <td>約12</td> <td>約58</td> </tr> <tr> <td>1号炉 起動変圧器*</td> <td>約17</td> <td>約97</td> </tr> <tr> <td>2号炉 主変圧器*</td> <td>約22</td> <td>約37</td> </tr> <tr> <td>2号炉 所内変圧器*</td> <td>約21</td> <td>約37</td> </tr> <tr> <td>2号炉 起動変圧器*</td> <td>約20</td> <td>約37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器*</td> <td>約21</td> <td>約65</td> </tr> <tr> <td>3号炉 主変圧器*</td> <td>約23</td> <td>約82</td> </tr> <tr> <td>3号炉 所内変圧器*</td> <td>約20</td> <td>約107</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出</p> <p>(3) 変圧器火災の同時発災</p> <p>2、3号炉の変圧器は第4図のとおりそれぞれ隣接して設置されていることから、それぞれの変圧器について同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響についても、同様に火災の影響範囲を算定し評価した。</p> <p>なお、それぞれの変圧器の間にはコンクリート壁があるため、アクセスルート上の放射熱強度は低減されることが見込まれるが、壁はないものとし、各変圧器を一体にまとめた大きな火災源であると仮定して評価するため、同時火災の影響評価方法としては保守性を有しており妥当であると考えます。</p> <p>各可燃物施設からアクセスルートまでの隔離距離と放射熱強度が、「長時間さらされても苦痛を感じない程度」である1.6kW/m²以下となる距離の算定結果を第5表に示す。それぞれの可燃物施設の火災の重量を考慮しても、十分な隔離距離を有し作業・通行に影響のない場所をアクセスルートとして選定している。</p>	変圧器	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)	予備変圧器*	約12	約58	1号炉 起動変圧器*	約17	約97	2号炉 主変圧器*	約22	約37	2号炉 所内変圧器*	約21	約37	2号炉 起動変圧器*	約20	約37	3号炉 補助変圧器*	約21	約65	3号炉 主変圧器*	約23	約82	3号炉 所内変圧器*	約20	約107		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。 <p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に、補足資料(2)「火災の重量による熱影響評価について」において同様の内容を記載。
変圧器	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)																												
予備変圧器*	約12	約58																												
1号炉 起動変圧器*	約17	約97																												
2号炉 主変圧器*	約22	約37																												
2号炉 所内変圧器*	約21	約37																												
2号炉 起動変圧器*	約20	約37																												
3号炉 補助変圧器*	約21	約65																												
3号炉 主変圧器*	約23	約82																												
3号炉 所内変圧器*	約20	約107																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<div data-bbox="734 167 1301 619" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="922 635 1113 657" style="text-align: center;">第4図 変圧器配置図</p> <p data-bbox="775 721 1258 774" style="text-align: center;">第5表 同時火災発生時における各変圧器の離隔距離と放射熱強度の関係</p> <table border="1" data-bbox="757 775 1274 976"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>放射熱強度が1.0kW/m²となる火災の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉 主変圧器^{※1} 所内変圧器^{※1} 起動変圧器^{※1}</td> <td>約32</td> <td>約37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器^{※1} 主変圧器^{※1} 所内変圧器^{※1}</td> <td>約32</td> <td>約65</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="745 979 1173 997">※1：絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出</p> <p data-bbox="745 1002 1258 1042">※2：各施設のうちアクセスルートに一番近い2号炉主変圧器及び3号炉補助変圧器の防油堤からの距離を記載</p> <div data-bbox="891 1070 1296 1106" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div> <p data-bbox="712 1158 1088 1181">(4) 変圧器火災発生時の消火活動について</p> <p data-bbox="728 1187 1326 1326">変圧器にはそれぞれ水噴霧消火設備が設置されているが、水源タンクや消火ポンプの損傷により消火ができない場合は、自衛消防隊による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、万一同時発災した場合は、アクセスルートへの影響の大きい箇所から消火活動を実施する。</p>	変圧器	放射熱強度が1.0kW/m ² となる火災の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2	2号炉 主変圧器 ^{※1} 所内変圧器 ^{※1} 起動変圧器 ^{※1}	約32	約37	3号炉 補助変圧器 ^{※1} 主変圧器 ^{※1} 所内変圧器 ^{※1}	約32	約65		<p data-bbox="1989 140 2157 308">【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、補足資料(2)「火災の重畳による熱影響評価について」において同様の内容を記載。</p>
変圧器	放射熱強度が1.0kW/m ² となる火災の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2										
2号炉 主変圧器 ^{※1} 所内変圧器 ^{※1} 起動変圧器 ^{※1}	約32	約37										
3号炉 補助変圧器 ^{※1} 主変圧器 ^{※1} 所内変圧器 ^{※1}	約32	約65										

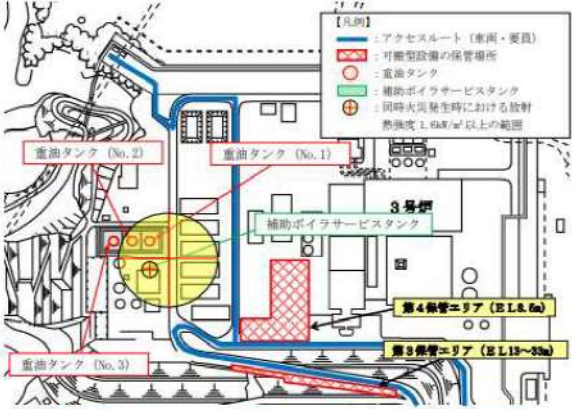

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>3. 重油タンク等の火災について</p> <p>重油タンク (No. 1, No. 2, No. 3), 補助ボイラサービスタンク, OFケーブルタンクの評価は, 第2図のフローに従い行い, 簡易評価を行う。</p> <p>なお, 重油タンク (No. 1, No. 2, No. 3) は第5図のとおり隣接して設置されており, 溢水防止壁も共通であることから, 同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響について評価する。</p> <p>OFケーブルタンクは複数のタンク (MTr: 6槽, STr: 3槽) で構成されているが, 第6図のとおり隣接して設置されていることから, 同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響について評価する。なお, OFケーブルタンクの周囲にはコンクリート壁があるため, アクセスルート上の放射熱強度は低減されることが見込まれるが, 壁はないものとし評価する。</p> <p>4. アクセスルート周辺における重油タンク等の火災評価</p> <p>(1) 重油タンク等の保有油量</p> <p>第6表にアクセスルート周辺にある重油タンク等の保有油量を記す。</p> <p>第6表 アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある各タンク保有油量</p> <table border="1" data-bbox="801 746 1249 976"> <thead> <tr> <th>タンク</th> <th>保有油量 (kL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油タンク (No. 1)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No. 2)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No. 3)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラサービスタンク</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク (MTr)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク (STr)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災源からの放射熱強度の算出</p> <p>火災が発生した場合のアクセスルートにおける作業及び通行の有効性を確認するため, 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を基に火災の影響範囲を算出した。算出方法は変圧器と同様とする。</p> <p>重油タンク等からの放射熱強度を第7表に示す。</p> <p>アクセスルートは重油タンク等から十分な離隔距離を有しており, アクセスルートでの作業, 通行に影響はない。</p>	タンク	保有油量 (kL)	重油タンク (No. 1)	900	重油タンク (No. 2)	900	重油タンク (No. 3)	900	補助ボイラサービスタンク	2.0	OFケーブルタンク (MTr)	1.5	OFケーブルタンク (STr)	0.6		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に, 「2. 3号炉補助ボイラ燃料タンクの消火方法について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。
タンク	保有油量 (kL)																
重油タンク (No. 1)	900																
重油タンク (No. 2)	900																
重油タンク (No. 3)	900																
補助ボイラサービスタンク	2.0																
OFケーブルタンク (MTr)	1.5																
OFケーブルタンク (STr)	0.6																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>第7表 各施設からの放射熱強度（防油堤又は溢水防止壁全面火災の場合）</p> <table border="1" data-bbox="734 199 1294 414"> <thead> <tr> <th>タンク</th> <th>放射熱強度が1.6kW/m²となる火炎の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油タンク (No.1)</td> <td rowspan="3">約61</td> <td rowspan="3">約82^{※1}</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.2)</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.3)</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラサービスタンク</td> <td>約7</td> <td>約66</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク</td> <td>約13</td> <td>約14^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重油タンクのうちアクセスルートに一番近い重油タンク (No.1) の溢水防止壁からの距離を記載 ※2：OFケーブルタンクのうちアクセスルートに一番近いMTr用の防油堤からの距離を記載</p>  <p>第5図 重油タンク、補助ボイラサービスタンク配置図</p>  <p>第6図 OFケーブルタンク配置図</p>	タンク	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)	重油タンク (No.1)	約61	約82 ^{※1}	重油タンク (No.2)	重油タンク (No.3)	補助ボイラサービスタンク	約7	約66	OFケーブルタンク	約13	約14 ^{※2}		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、「2. 3号炉補助ボイラ燃料タンクの消火方法について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
タンク	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)															
重油タンク (No.1)	約61	約82 ^{※1}															
重油タンク (No.2)																	
重油タンク (No.3)																	
補助ボイラサービスタンク	約7	約66															
OFケーブルタンク	約13	約14 ^{※2}															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 重油タンク等火災発生時の消火活動について</p> <p>重油タンク（No.1, No.2, No.3）には泡消火設備が設置されているが、泡消火設備の損傷により消火ができない場合は、自衛消防隊による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、万一同時発災した場合は、アクセスルートの影響の大きい個所から消火活動を実施する。</p> <p>5. OFケーブルの火災による影響について</p> <p>OFケーブルが敷設されているダクトの構内配置を第7図に示す。OFケーブルの火災によるアクセスルートへの影響について以下のとおり評価し、影響のないことを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2号炉西側のOFケーブルダクトは厚さ250mmのコンクリート構造で構成されていること。 ・基準地震動Ssの転倒防止対策を実施していること。 ・2号炉西側の法面部以外のケーブルダクトは地中設置であること。 <p>なお、OFケーブルの絶縁油が漏えいした場合には、圧力継電器の作動により異常を早期に検出できる設計としている。</p> <p>また、ケーブルダクト内にて火災が発生した場合、発電所に常駐している自衛消防隊により、消火活動を実施することができる。</p> <div data-bbox="734 778 1294 1236" style="border: 1px solid black; height: 287px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第7図 OFケーブルダクト配置図</p> <div data-bbox="896 1305 1308 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 184px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・泊にはOFケーブルがない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. 重油配管の火災による影響について</p> <p>重油配管の火災によるアクセスルートへの影響について以下のとおり評価し、影響のないことを確認している。</p> <p>重油配管が敷設されている構内配置を第8図に示す。</p> <p>重油配管のうち地上敷設箇所については、基準地震動Ssにより破損しないため、火災は発生しない。</p> <p>重油配管のうち地中ダクト内敷設箇所については、一部のアクセスルート（車両・要員）と交差しているが、交差部周辺のダクトは厚さ約20cmのコンクリートで構成されているとともに、4. (4)⑦地中埋設構造物の損壊における評価のとおりに損壊しないことから、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>なお、地震時には遮断弁の作動により重油配管からの重油の漏えいを防止することが可能である。</p> <div data-bbox="719 566 1317 1021" data-label="Diagram"> </div> <p>第8図 重油配管ダクト配置図</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・泊には地上に出ている油配管はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

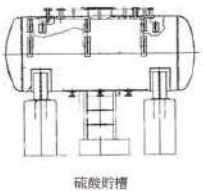
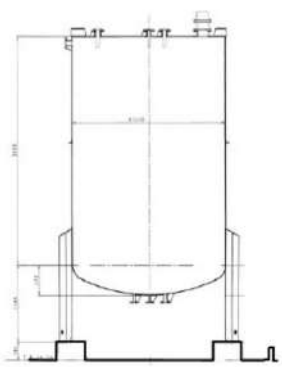
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策</p> <p>変圧器内部の巻き線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は、発電機を停止するため瞬時に主発電機しゃ断器及び主発電機界磁しゃ断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p> <p style="text-align: center;">主変圧器故障及びプラントトリップ時の主なインターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> 87/2G 発電機比率差動リレー 87/2MT 主変圧器比率差動リレー 87/2GWT 発電機-主変圧器比率差動リレー 原子炉スクラム (15s) タービン故障 (軸振動過大他) (2s) タービン故障 (スラスト摩耗他) (瞬時) ① 主発電機トリップ ② 主発電機トリップ 主変圧器遮断器 「開」 界磁遮断器 「開」 タービントリップ 原子炉スクラム 		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川同様、別添-2 「主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策」に同様の内容を記載。

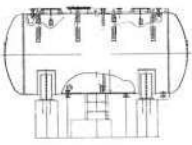
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(19)</p> <p>復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて</p> <p>1. 地震時のタンクの転倒による漏えいについて 地震時に転倒した場合に、その影響が防液堤外に及ぶ可能性のある高基礎の薬品タンクについて、1号炉復水脱塩装置の硫酸貯槽及び苛性ソーダ貯槽を例にその影響を検討した。</p> <p>(1) 1号炉復水脱塩装置硫酸貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 硫酸貯槽はNPSH確保のため基礎を嵩上げ（約1.3m）している横置円筒形鋼製タンク（t9mm）であり、基礎上に8本の基礎ボルト（M20）で固定されているため、その損傷モードとしては主にタンク基礎ボルトのせん断が想定される。 基礎ボルトがせん断した場合、薬品の流出箇所としては配管接続部が考えられることから、大部分は防液堤内に流下するものと思われる。 仮に防液堤外に漏えいした場合でも、薬品タンク外周の側溝等に流入することから、アクセスルート上に流出する可能性は低い。さらに薬品防護具を携行することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">硫酸貯槽</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(18)</p> <p>薬品タンクの外部への漏えいについて</p> <p>1. 地震時のタンクの転倒による漏えいについて 地震時に転倒した場合に、その影響が防液堤外に及ぶ可能性のある高基礎の薬品タンクについて、3号炉給水処理設備の苛性ソーダ貯槽を例にその影響を検討した。</p> <p>(1) 3号炉給水処理設備 苛性ソーダ貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 苛性ソーダ貯槽は、苛性ソーダ計量槽への水頭差による苛性ソーダの移設を行うため、4本の脚により嵩上げしている鋼製タンク（t6mm）で、1脚当たり1本の基礎ボルト（M24）で固定しており、その損傷モードとしては、脚部の折損による傾斜が考えられる。 脚部が折損した場合、薬品の流出箇所としては接続配管の破損箇所が考えられることから、大部分は防液堤内に流下するものと思われる。 防液堤内に流下後、地下埋設の中和槽に排水されるため、アクセスルート上に流出する可能性は低い。さらに薬品防護具を着用することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">第1図 苛性ソーダ貯槽</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による薬品タンクの相違。</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川は屋外にタンクを設置している。泊は建屋内に設置されており、防液堤内へ流下した後、地下埋設の中和槽へ排水される構造となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 1号炉復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 苛性ソーダ貯槽はNPSH確保のため基礎を嵩上げ（約1.4m）している横置円筒形鋼製タンク（t12mm、内面ゴムライニング）であり、基礎上に8本の基礎ボルト（M30）で固定されているため、その損傷モードとしては主にタンク基礎ボルトのせん断が想定される。 基礎ボルトがせん断した場合、薬品の流出箇所としては配管接続部が考えられることから、大部分は防液堤内に流下する。 仮に防液堤外に漏えいした場合でも、薬品タンク外周の側溝等に流入することから、アクセスルート上に流出する可能性は低い。さらに薬品防護具を携行することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">苛性ソーダ貯槽</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はアクセスルートに影響のある可能性のあるタンクは(1)に示す構造の薬品タンクのみ。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 薬品関係設備損壊による影響評価</p> <p>薬品関係設備損壊による影響については以下のとおり。</p> <p>①地震の影響により配管接続部より薬品が漏えいする可能性がある。</p> <p>②薬品が漏えいした場合においても防液堤により薬品は貯留される。</p> <p>③万一、防液堤が地震により損壊し、防液堤外に流出したとしても周囲には砂利敷きや排水溝を設置しており、土中への浸透又は排水溝へ排水される。</p>  <p>第1図 薬品関係設備損壊による影響概要図</p> <p>以上により薬品によるアクセスルートへの影響はないと考えるが、万一の場合を考慮し、重大事故等対応要員は薬品防護具を携帯する。</p>		<p>2. 薬品関係施設損壊による影響評価</p> <p>薬品関係施設損壊による影響については以下のとおり。</p> <p>①地震の影響により配管接続部より薬品が漏えいする可能性がある。</p> <p>②薬品が漏えいした場合においても防液堤により薬品は貯留されるとともに、排水溝へ排水され、地下埋設の中和槽へ流下する。</p>  <p>第2図 薬品関係施設損壊による影響概要図</p> <p>以上により薬品によるアクセスルートへの影響はないと考えるが、万一の場合を考慮し、発電所災害対策要員は薬品防護具を携帯する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川は屋外にタンクを設置している。泊は建屋内に設置されており、防液堤内へ流下した後、地下埋設の中和槽へ排水される構造となっている。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(20)</p> <p>可搬型設備車両の耐浸水性について</p> <p>屋外タンクが溢水した場合及び降水が継続した場合には、一時的に敷地内に滞留し、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の敷地が平坦かつ広大であり、周辺の道路上及び排水路を自然流下し、比較的短時間で拡散すると考えられること。 ・可搬型設備を建屋近傍の配置場所に配備するまでの時間に十分余裕（有効性評価では事象発生から約4時間程度を想定）があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること。 ・すべての溢水源（屋外タンク類）が可搬型設備を設置するO.P.+14.8mに流れ込んだとして評価しても、敷地浸水深は0.16mであり、第1表に示す可搬型設備車両の走行可能水位以下であること。（添付資料1.0.2-72参照） ・すべての溢水源（屋外タンク類）から溢水しても、実際には排水路から約19分程度で排水可能であると評価できること。（補足資料(3)参照） ・豪雨を想定しても排水路から排水可能であり、排水不足による滞留水の発生はないと評価できること。（別紙(6)参照） 	<p>別紙(8)</p> <p>可搬型設備（車両）の走行について</p> <p>1. 浸水時の可搬型設備の走行性</p> <p>屋外タンクの溢水又は降水が継続した場合には、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行・アクセス性に支障はないと考える。</p> <p>なお、可搬型設備は、万一機関吸気口が浸水するような状況では使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の空地が平坦かつ広大であり、周辺の道路上及び排水設備を自然流下し、拡散すると考えられること（別紙(26)参照） ・可搬型設備を使用場所に配備するまでの時間に十分余裕があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること 	<p>別紙(19)</p> <p>可搬型設備車両の耐浸水性について</p> <p>屋外タンクが溢水した場合及び降水が継続した場合には、一時的に敷地内に滞留し、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないと考えられる。</p> <p>なお、可搬型設備は、万一機関吸気口が浸水するような状況では使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の空地が平坦かつ広大であり、周辺の道路上及び構内排水設備を自然流下し、比較的短時間で拡散すると考えられること。 ・可搬型設備を建屋近傍の配置場所に配備するまでの時間に十分余裕（有効性評価では事象発生から約55分程度を想定）があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること。 ・すべての溢水源（屋外タンク類）が可搬型設備を設置するT.P.10.0mに流れ込んだとして評価しても、敷地浸水深は0.10mであり、第1表に示す可搬型設備車両の走行可能水位以下であること。（補足資料(3)参照） ・すべての溢水源（屋外タンク類）から溢水しても、実際には構内排水設備から約23分程度で排水可能であると評価できること。（補足資料(3)参照） ・豪雨を想定しても構内排水設備から排水可能であり、排水不足による滞留水の発生はないと評価できること。（別紙(6)参照） 	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、島根に記載の可搬型設備が浸水するような場合は使用しないことを追記。 【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、女川と同様に、敷地浸水深が可搬型設備車両の走行可能水位を下回ることを、屋外タンクからの溢水及び豪雨を想定しても構内排水設備から排水可能であることについて記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
<p>可搬型設備の機関吸気口又は排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備車両の走行可能水位</p> <table border="1" data-bbox="152 199 600 558"> <thead> <tr> <th>可搬型設備（車両）</th> <th>機関吸気口高さ^{※1} [m]</th> <th>機関排気口高さ^{※1} [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</td><td>1.07</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</td><td>1.07</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>熱交換器ユニット</td><td>1.25</td><td>0.24</td></tr> <tr><td>電源車</td><td>0.64</td><td>0.22</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>0.84</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>可搬型窒素ガス供給装置</td><td>1.15</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>ホース延長回収車</td><td>1.09</td><td>0.25</td></tr> <tr><td>ブルドーザ^{※2}</td><td colspan="2">0.45</td></tr> <tr><td>バックホウ^{※2}</td><td colspan="2">1.06</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 吸気口高さ及び排気口高さは、地上面からの測定結果（実測値）。 ※2 重機については、メーカーカタログより確認した最低地上高を記載。</p>	可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [m]	機関排気口高さ ^{※1} [m]	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	1.07	0.27	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	1.07	0.27	熱交換器ユニット	1.25	0.24	電源車	0.64	0.22	タンクローリ	0.84	0.27	可搬型窒素ガス供給装置	1.15	0.20	ホース延長回収車	1.09	0.25	ブルドーザ ^{※2}	0.45		バックホウ ^{※2}	1.06		<p>可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さ</p> <table border="1" data-bbox="739 199 1254 478"> <thead> <tr> <th>可搬型設備名</th> <th>機関吸気口高さ (cm)^{※1}</th> <th>機関排気口高さ (cm)^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧発電機車</td><td>113</td><td>22</td></tr> <tr><td>大量送水車</td><td>95</td><td>25</td></tr> <tr><td>移動式代替熱交換設備</td><td>223</td><td>25</td></tr> <tr><td>可搬式窒素供給装置</td><td>212</td><td>27</td></tr> <tr><td>大型送水ポンプ車</td><td>211</td><td>30</td></tr> <tr><td>第1ペントフィルタ出口水素濃度</td><td>90</td><td>24</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>76</td><td>25</td></tr> <tr><td>ホイールローダ</td><td colspan="2">45^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：吸気口の高さ及び排気口の高さは地上面からの測定結果。（実測値） 同一可搬型設備名で複数の車種がある場合には最低値を記載。 ※2：ホイールローダについては、最低地上高を記載。（実測値）</p>	可搬型設備名	機関吸気口高さ (cm) ^{※1}	機関排気口高さ (cm) ^{※1}	高圧発電機車	113	22	大量送水車	95	25	移動式代替熱交換設備	223	25	可搬式窒素供給装置	212	27	大型送水ポンプ車	211	30	第1ペントフィルタ出口水素濃度	90	24	タンクローリ	76	25	ホイールローダ	45 ^{※2}		<p>可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備車両の走行可能水位</p> <table border="1" data-bbox="1344 199 1948 494"> <thead> <tr> <th>可搬型設備（車両）</th> <th>機関吸気口高さ^{※1} [cm]</th> <th>機関排気口高さ^{※1} [cm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型大型送水ポンプ車</td><td>156</td><td>21</td></tr> <tr><td>ホース延長・回収車（送水車用）</td><td>147</td><td>37</td></tr> <tr><td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td><td>166</td><td>32</td></tr> <tr><td>可搬型代替電源車</td><td>170</td><td>25</td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリ</td><td>129</td><td>35</td></tr> <tr><td>ホイールローダ^{※2}</td><td colspan="2">41</td></tr> <tr><td>バックホウ^{※2}</td><td colspan="2">45</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：吸気口の高さ及び排気口の高さは地上面からの測定結果。（実測値） 同一可搬型設備で高さが異なる場合には最低値を記載。 ※2：重機については、メーカーカタログより確認した最低地上高を記載。</p>	可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [cm]	機関排気口高さ ^{※1} [cm]	可搬型大型送水ポンプ車	156	21	ホース延長・回収車（送水車用）	147	37	可搬型大容量海水送水ポンプ車	166	32	可搬型代替電源車	170	25	可搬型タンクローリ	129	35	ホイールローダ ^{※2}	41		バックホウ ^{※2}	45		<p>【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・可搬型設備の相違。</p>
可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [m]	機関排気口高さ ^{※1} [m]																																																																																		
大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	1.07	0.27																																																																																		
大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	1.07	0.27																																																																																		
熱交換器ユニット	1.25	0.24																																																																																		
電源車	0.64	0.22																																																																																		
タンクローリ	0.84	0.27																																																																																		
可搬型窒素ガス供給装置	1.15	0.20																																																																																		
ホース延長回収車	1.09	0.25																																																																																		
ブルドーザ ^{※2}	0.45																																																																																			
バックホウ ^{※2}	1.06																																																																																			
可搬型設備名	機関吸気口高さ (cm) ^{※1}	機関排気口高さ (cm) ^{※1}																																																																																		
高圧発電機車	113	22																																																																																		
大量送水車	95	25																																																																																		
移動式代替熱交換設備	223	25																																																																																		
可搬式窒素供給装置	212	27																																																																																		
大型送水ポンプ車	211	30																																																																																		
第1ペントフィルタ出口水素濃度	90	24																																																																																		
タンクローリ	76	25																																																																																		
ホイールローダ	45 ^{※2}																																																																																			
可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [cm]	機関排気口高さ ^{※1} [cm]																																																																																		
可搬型大型送水ポンプ車	156	21																																																																																		
ホース延長・回収車（送水車用）	147	37																																																																																		
可搬型大容量海水送水ポンプ車	166	32																																																																																		
可搬型代替電源車	170	25																																																																																		
可搬型タンクローリ	129	35																																																																																		
ホイールローダ ^{※2}	41																																																																																			
バックホウ ^{※2}	45																																																																																			
	<p>2. 可搬型設備の登坂能力</p> <p>敷地内には緊急時対策所（E L 50m）及び保管場所（E L 8.5m, 13～33m, 44m, 50m）から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺（E L 15m）、淡水取水場所（E L 44m）、海水取水場所（E L 8.5m）等）、原子炉建物入口（E L 15m）へのルートとして勾配が付いたアクセスルートが設置される。</p> <p>さらに、地震に伴う液状化及び揺すり込みによる沈下により、保管場所の地表面には傾斜の発生が想定される。</p> <p>上記のアクセスルートの勾配や地震後の保管場所の傾斜は、15%（約8.6°）^{※1}を下回るような設計を行う^{※2}ことから、公道の走行が可能なが確認されている可搬型設備を配備することから走行性は確保される。</p> <p>※1：濱本 敬治, 上坂 克巳, 大脇 鉄也, 木下 立也, 小林 寛：小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討, 国土技術政策総合研究所資料, 2012 ※2：アクセスルートの勾配は最大で10.3%（約5.9°）で設計を実施, 地震後の保管場所の傾斜は評価により最大で4.1%（約2.4°）となる。</p> <p>また、環境条件（積雪、降灰、凍結、降水等）を考慮しても、重大事故等対応で使用する重量が最大の可搬型設備（移動式代替熱交換設備）の登坂能力が20%（約12°）であり、アクセスルートの勾配や地震後の保管場所の傾斜に対して十分に余裕があることから、可搬型設備の走行性に影響はない。</p> <p>万一、局所的な段差や勾配が発生した場合でも、段差の乗越え検証や、砕石等による段差復旧前後の走行性の検証（別紙（10）参照）を実施し、走行性に影響がないことを確認している。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、本文6.(4)①(c)②(c)に可搬型設備の登坂能力について記載。</p>																																																																																	













赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(10)</p> <p style="text-align: center;">車両走行性能の検証</p> <p>1. 概要 可搬型設備のうち車両を対象として、段差復旧前及び復旧後の走行性能について検証を行った。</p> <p>2. 検証結果 (1) 段差 15cm の走行試験 ・段差 15 cm 復旧前の走行性能については、第 2 図に示す車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備について、約 15cm の段差の乗越え及び乗降りが可能であることを確認し、段差通行後の健全性確認について、機能確認試験を実施し、機能が健全であることを確認した。</p> <p>段差 15 cm 復旧前の走行性の検証状況写真を第 1～2 図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">検証ヤード 段差復旧前</p> <p style="text-align: center;">第 1 図 検証状況写真（段差状況）</p>	<p style="text-align: right;">別紙(20)</p> <p style="text-align: center;">車両走行性能の検証</p> <p>1. 概要 可搬型設備のうち車両を対象として、段差復旧前及び復旧後の走行性能について検証を行った。</p> <p>2. 検証結果 (1) 段差 15cm の走行試験 ・段差 15 cm 復旧前の走行性能については、第 2 図に示す可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい可搬型代替電源車を含む可搬型設備について、約 15cm の段差の乗越え及び乗降りが可能であることを確認し、段差通行後の健全性確認について、走行確認及び外観確認を実施し、問題ないことを確認した。</p> <p>段差 15 cm 復旧前の走行性の検証状況写真を第 1～2 図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">検証ヤード 段差復旧前</p> <p style="text-align: center;">第 1 図 検証状況写真（段差状況）</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違。</p> <p>【島根】対応方針の相違 ・段差通行後の健全性確認方法の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【段差復旧前の走行性能検証】</p> <p>○移動式代替熱交換設備</p>  <p>○高圧発電機車</p>  <p>○大量送水車</p>  <p>○大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬式窒素供給装置</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証(1/2)</p> <p>○第1ベントフィルタ出口水素濃度</p>  <p>○タンクローリ</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証(2/2)</p>	<p>【段差復旧前の走行性能検証】</p> <p>○可搬型代替電源車</p>  <p>○可搬型大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型タンクローリー</p>  <p>○ホース延長・回収車（送水車用）</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証</p>	<p>【島根】記載表現の相違・ 配備している可搬型 設備の相違に伴う表 現の相違。</p>











赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 段差40cm復旧後の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホイールローダにより40cmの段差にスロープ（勾配約10%）を設置し、段差復旧作業後、可搬型設備の走行試験を実施した。 ・段差復旧後の走行性能については、第4図に示す可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備について、スロープ（勾配約10%）の乗越え及び乗降りが可能であることを確認した。 <p>段差及び段差復旧後の走行性の検証状況について、段差40cm復旧後の写真を第3図及び第4図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">第3図 検証状況写真（段差40cmの状況）</p>	<p>(2) 段差40cm復旧後の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウにより40cmの段差にスロープ（勾配約10%）を設置し、段差復旧作業後、可搬型設備の走行試験を実施した。 ・段差復旧後の走行性能については、第4図に示す可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい可搬型代替電源車を含む可搬型設備について、スロープ（勾配約10%）の乗越え及び乗降りが可能であることを確認した。 <p>段差及び段差復旧後の走行性の検証状況について、段差40cm復旧前後の写真を第3図に、段差復旧後の走行性能検証の状況を第4図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">第3図 検証状況写真（段差40cmの状況）</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は段差復旧後の状況についても記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は段差復旧後の状況についても記載。</p>

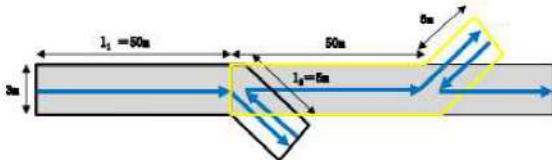
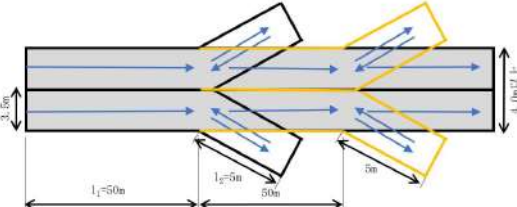
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【段差復旧後の走行性能検証】</p> <p>○移動式代替熱交換設備</p>  <p>○高圧発電機車</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証(1/2)</p> <p>○大量送水車</p>  <p>○大型送水ポンプ車</p>  <p>○タンクローリ</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証(2/2)</p>	<p>【段差復旧後の走行性能検証】</p> <p>○可搬型代替電源車</p>  <p>○可搬型大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型タンクローリ</p>  <p>○ホース延長・回収車(送水車用)</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証</p>	<p>【島根】記載表現の相違・ 配備している可搬型 設備の相違に伴う図 の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

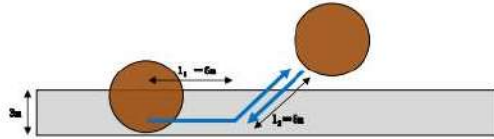
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (12)</p> <p>がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について</p> <p>島根原子力発電所に保管されているホイールローダによるがれき撤去に要する時間を以下のとおり算定した。</p> <p>【ホイールローダの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大けん引力：16 t バケット容量：3.4m³ バケット幅：約 3.0m (292cm) 走行速度（1速）：前進 0～6.6km/h、後進 0～7.1km/h <p>【がれき撤去の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5t 未満のがれきは 50m 区間毎に道路外へ押し出すことを想定 5t 未満のがれき撤去時の移動速度は、ホイールローダの1速のカタログ値の平均的な速度から 3.3km/h（前進）（=55m/分）、3.5km/h（後進）（=58.3m/分）と設定し、サイクルタイムを算定  <p style="text-align: center;">第1図 撤去方法イメージ図（5t 未満のがれき）</p> <p>サイクルタイム $C_m = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_g + l_2 \div V_2 + t_g$ $= 55 \div 55 + 0.1 + 5.0 \div 58.3 + 0.1 \approx 1.3 \text{ 分}/50\text{m}$ <u>1km あたりの撤去時間=26 分</u></p> <p>C_m：サイクルタイム（分） l：平均押し出し距離（m） V_1：前進速度（m/分） V_2：後退速度（m/分） t_g：ギア切替に要する時間（分）</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (21)</p> <p>がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について</p> <p>泊発電所に保管されているホイールローダによるがれき及び土砂撤去に要する時間を以下のとおり算定した。</p> <p>【ホイールローダの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大押し出し可能重量：4.5t （がれき撤去試験より 4.5t 押し出せることを確認済み） バケット容量：1.6m³ バケット幅：約 3.5m (337cm) 走行速度（1速）：前進 10km/h、後進 10km/h（補足資料(5)参照） <p>【がれき撤去の作業量の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大 4.5t のがれきは 50m 区間ごとに道路外へ押し出すことを想定 がれき撤去時の移動速度は、1速の走行速度（前進 10km/h、後進 10km/h）の平均 5.0km/h（前進）（=83.3m/min）、5.0km/h（後進）（=83.3m/min）と設定し、サイクルタイムを算定 バケット幅が約 3.5m であることから、4.0m の道路を確保するために、第1図のとおり 50m 区画ごとに2回の撤去作業を行うことを想定するため、1回の撤去作業について時間を評価し、これを2倍することでサイクルタイムを算定  <p style="text-align: center;">第1図 撤去方法イメージ図</p> <p>サイクルタイム $C_m = \{(l_1 + l_2) \div V_1 + t_g + l_2 \div V_2 + t_g\} \times 2$ $= \{55 \div 83.3 + 0.1 + 5.0 \div 83.3 + 0.1\} \times 2 \approx 1.9 \text{ min}/50\text{m}$ <u>1km 当たりの撤去時間=38 分</u></p> <p>C_m：サイクルタイム（min） l：平均押し出し距離（m） V_1：前進速度（m/min） V_2：後退速度（m/min） t_g：ギア切替に要する時間（min）</p>	<p>【島根】対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・復旧用重機の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、走行速度について検証を実施し、補足資料を作成。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・想定するがれきの相違。 ・復旧用重機の相違。</p> <p>【女川及び島根】対応方針の相違 ・泊は、必要な道路幅（4.0m）に対し、バケット幅（約 3.5m）が短いため、1区画について2回の撤去作業を実施することで必要な道路幅を確保する。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・復旧用重機の相違に伴う評価結果の相違。 【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

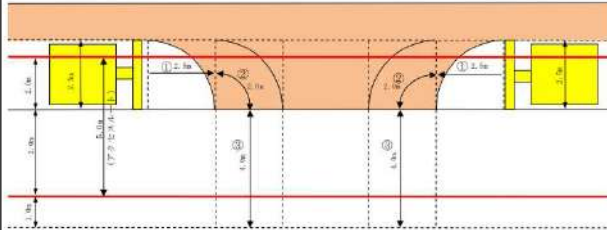
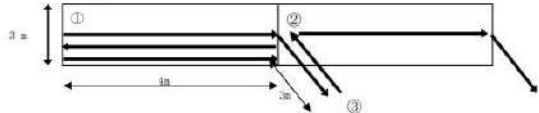
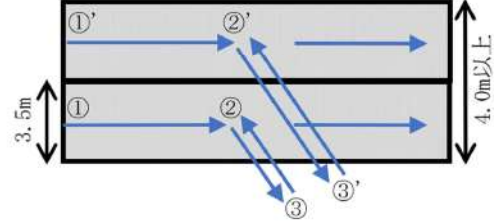
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・5t以上のがれきは100m区間に1箇所と仮定して道路外へ押し出すことを想定</p> <p>・移動速度は対象が重量物であることを考慮して1速の（前進0～6.6、後進0～7.1km/h）の平均3.3km/h（前進）、3.5km/h（後進）の20%程度、0.6km/h（=10m/分）（前進）、0.7km/h（=11.6m/分）（後退）と設定し、サイクルタイムを算定</p>  <p>第2図 撤去方法イメージ図（5t以上のがれき）</p> <p>サイクルタイム $Cm = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_a + l_2 \div V_2 + t_b$ $= 10 \div 10 + 0.1 + 5.0 \div 11.6 + 0.1 \approx 1.7$ 分/箇所 <u>1kmあたり（10箇所）の撤去時間=17分</u></p> <p>上記の撤去時間を合成して、がれきの撤去速度は1kmあたり43分、<u>1.3km/h</u>と想定した。</p>		<p>【島根】対応方針の相違</p> <p>・想定するがれきの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 【東海第二まとめ資料より転載】	島根原子力発電所2号炉 【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 撤去方法（第3図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に流入した土砂を押し、集積し、道路脇に撤去する。 ・1サイクルの作業は、道路上①と②の区間の土砂を押し、集積し、③の区間を走行しアクセスルート外へ土砂を撤去する。 ・1回の押し出し可能量をバケツ容量の2m³とし、2m³の土砂を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 <p>(2) 各区間での撤去土量と走行距離（第3図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区間①（前サイクルの取残し部の土量、距離）：0.42m³、2.5m ・区間②（旋回部の土量、距離）：1.53m³、2.0m ・区間③（押し出し部の距離）：4.0m <p>①+②の土量合計1.95m³<バケツ容量2m³</p>  <p>第3図 土砂撤去のサイクル図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1サイクル当りの移動距離は、 押し出し（①→②→③）：8.5m 後進（③→②）：6.0m 	<p>【土砂撤去の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に流入した土砂を押し、集積し、道路脇に除去する ・1サイクルの作業は、道路上①から②に土砂を押し、集積し、次に道路脇③の方向に除去する ・土砂を道路脇に除去した後、道路上の②→①→②の区間において転圧を行うとともに、轍による不陸を低減する。 ・1回の押し、集積で移動する長さLは、 バケツ容量3m³/流入箇所の平均的な土砂断面積0.825m²≒4m ※ホイールローダ2台で復旧幅3mを確保する場合の1台分の土砂撤去量 <p>・1サイクル当りの移動距離は、 A：押し出し（①→②→③）：7m B：後進（③→②）：3m C：転圧：後進（②→①）：4m D：転圧（①→②）：4m</p> 	<p>【土砂撤去の作業量の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に流入した土砂を押し、集積し、道路脇に撤去する。 ・1サイクルの作業は、道路上①から②に土砂を押し、集積し、次に道路脇③の方向に撤去する。 ・1回の押し、集積で移動する長さL（①→②→③）は、土砂撤去作業が万一に備えた対応であり、具体的な土砂崩壊形状を想定しないことから、「道路土工 施工指針（社団法人 日本道路協会、昭和61年11月改訂版）」の記載を参考に8mとする。 ・崩壊土砂の影響範囲が、バケツ幅（約3.5m）以上に及ぶ場合は、上記と同様の作業（①'→②'→③'）を繰り返し、必要な道路幅（4.0m）を確保する。  <p>第2図 土砂撤去のサイクル図</p>	<p>【島根】対の方針の相違 ・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【東海第二まとめ資料より転載】</p> <p>5. 土砂撤去作業量算定結果</p> <p>当該作業におけるホイールローダの作業量を決定するに当たり、第1表に示す3つの図書を参考に作業量を算定し、そのうち、作業量が保守的である「土木工事積算基準」の作業量を採用した。</p> <p>作業量及びサイクルタイム算定におけるパラメータの考え方を第2表及び第3表に示す</p>	<p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>○土砂撤去作業量算定結果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該作業におけるホイールローダの作業量を決定するにあたり、以下3つの図書を参考に作業量を算定した ・このうち、柏崎刈羽原子力発電所に配備されているホイールローダの規格（バケット容量3m³）と同規模の重機を例示している図書のうち、作業量が保守的（小さい）である「土木工事積算基準」の作業量を採用した 	<p>○土砂撤去作業量算定結果</p> <p>当該作業におけるホイールローダの作業量を決定するに当たり、第1表に示す3つの図書を参考に作業量を算定し、そのうち、作業量が保守的である「土木工事積算基準」の作業量53m³/hを採用した。</p> <p>作業量及びサイクルタイム算定におけるパラメータの考え方を第2表及び第3表に示す。</p>	<p>【島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

【東海第二まとめ資料より転載】

第1表 各参考図書におけるホイールローダの作業量

参考図書	ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版	土木工事積算基準 国土交通省監修 平成29年度版	道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和41年11月改定版 (平成12年第19刷発行)
図書に提示されている重機の規格(バケット容量)	3.1m ³ ~10.3m ³ 級	1.9m ³ ~2.1m ³ 級	1.0m ³ ~2.1m ³ 級
作業量	67m ³ /h	66m ³ /h	72m ³ /h

第2表 作業量算定におけるパラメータの考え方

項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針
作業量Q 算定式	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) E: 作業効率 C: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) E: 土壌係数 F: 土壌係数 G: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) E: 土壌係数 F: 土壌係数 G: サイクルタイム (sec)
作業量Q	67m ³ /h	66m ³ /h	72m ³ /h
バケット容量 V	各カタログ値から設定	40m ³ /h	72m ³ /h
作業効率 E	支線の表を参考に算出 【採用値: 0.825】	—	一度切り落された崩壊土であり、不規則な空けを生じてくバケットに入りやすいものであることから、土質(普通土・砂質土)に応じて土壌係数を採用 【採用値: 0.800】
1サイクル当たりの積込量 V	$q \times 60 \times E$ 【採用値: 1.03m ³ 】	$q \times 60 \times E \times F$ 【採用値: 1.43m ³ 】	—
土壌係数係数 F	崩壊土砂(ほぐした土)を作業の対象としており、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用 【採用値: 1.0】	—	—
作業効率 E	同等条件下による試験状況を参照し、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用 【採用値: 0.8】	【採用値: 0.8】	【採用値: 0.8】
サイクルタイム C	ホイール型の積を採用 【採用値: 40sec】	支線の算定式より算出 【採用値: 38sec】	—

第3表 サイクルタイム算定におけるパラメータの考え方

項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針
サイクルタイム C算定式	作業時間は、土質にかかわらずアトラクタ型とホイール型により決定	$C = \frac{60}{V} \times (T_1 + T_2)$ ここに C: トラクタ型ホールのサイクルタイム (sec) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) T ₁ : 片道運搬時間 (sec) T ₂ : 戻り時間 (sec) T ₃ : 積込み、空の入れ換え、積取りなどに要する時間 (sec) C ₀ : サイクルタイム (sec)	$C = \frac{60}{V} \times (T_1 + T_2)$ ここに C: トラクタ型ホールのサイクルタイム (sec) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) T ₁ : 片道運搬時間 (sec) T ₂ : 戻り時間 (sec) T ₃ : 積込み、空の入れ換え、積取りなどに要する時間 (sec) C ₀ : サイクルタイム (sec)
サイクルタイム C ₀	40sec	30sec	—
片道運搬時間 T ₁	—	片道運搬距離L: 第3図 土砂搬のサイクル図の押し出し距離より 【採用値: 8.5m】	—
戻り時間 T ₂	—	ホイール型を採用 【採用値: 1.5m/sec】	—
すくい上げ時間 T ₃	—	東海第二発電所の土砂搬の作業において、すくい上げ動作は考慮されないため、T ₃ のすくい上げ時間は考慮しない 【採用値: 0sec】	—
積込み時間 T ₄	—	運搬距離への積込みはないが、土砂をアクセスルート内へ押し出し、搬出動作が必要のため、保守的に最大値を採用 【採用値: 20sec】	—

島根原子力発電所2号炉

【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】

参考図書	ダム技術センター; ダム工事積算の解説 、2011	日本道路協会; 道路土工 施工指針 、1986	東日本高速道路株式会社; 中日本高速道路株式会社; 西日本高速道路株式会社; 土木工事積算基準 、2014
図書に提示されている重機の規格(バケット容量)	3.1m ³ 級~10.3m ³ 級	1.0m ³ 級~2.1m ³ 級	1.3m ³ 級~6.0m ³ 級
作業量	100m ³ /h	84m ³ /h	76m ³ /h



ホイールローダの作業量の採用値: 76m³/h

○作業量算定におけるパラメータの考え方(その1)

項目	ダム工事積算の解説	道路土工 施工指針	土木工事積算基準
作業量Q 算定式	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) E: 土壌係数 F: 土壌係数 G: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) E: バケット係数 F: 土壌係数 G: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) E: 土壌係数 F: 土壌係数 G: サイクルタイム (sec)
作業量Q	100m ³ /h	84m ³ /h	76m ³ /h
バケット容量 V	箱崎川原子力発電所の実績から設定	—	—
バケット係数 E	—	【採用値: 3.0%】	—
土壌係数係数 F	設定されていないが、簡便式から建築 【採用値: 0.825】	一度切り落された崩壊土であり、不規則な空けを生じてくバケットに入りやすいものであることから、土質(普通土・砂質土)に応じて土壌係数を採用 【採用値: 0.800】	—
1サイクル当たりの積込量 V	$q \times 60 \times E$ 【採用値: 2.70m ³ 】	【採用値: 2.70m ³ 】	【採用値: 2.40m ³ 】
土壌係数係数 F	崩壊土砂(ほぐした土)を作業の対象としており、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用 【採用値: 1.0】	—	—
作業効率 E	崩壊土砂上の作業であり作業効率はかなり低下するもの想定し、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用 【採用値: 0.8】	【採用値: 0.8】	【採用値: 0.8】
サイクルタイム C	ホイール型の積を採用 【採用値: 40sec】	次頁の算定式により算定	【採用値: 45sec】

○作業量算定におけるパラメータの考え方(その2)

項目	道路土工 施工指針	土木工事積算基準
サイクルタイム C算定式	$C = \frac{60}{V} \times (T_1 + T_2)$ ここに C: トラクタ型ホールのサイクルタイム (sec) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) T ₁ : 片道運搬時間 (sec) T ₂ : 戻り時間 (sec) T ₃ : 積込み、空の入れ換え、積取りなどに要する時間 (sec) C ₀ : サイクルタイム (sec)	$C = \frac{60}{V} \times (T_1 + T_2)$ ここに C: トラクタ型ホールのサイクルタイム (sec) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) T ₁ : 片道運搬時間 (sec) T ₂ : 戻り時間 (sec) T ₃ : 積込み、空の入れ換え、積取りなどに要する時間 (sec) C ₀ : サイクルタイム (sec)
片道運搬距離 L	片道運搬距離L: 土砂搬入方法及び押し出し距離から設定 【採用値: 11m】	運搬距離L ₁ : 土砂搬入方法及び押し出し距離から設定 戻り距離L ₂ : 土砂搬出方法及び押し出し距離から設定 【採用値: 11m, L ₂ : 7m】
戻り係数 E	ホイール型を採用 【採用値: 1.5m/sec】	—
すくい上げ時間 T ₃	崩壊土砂上の作業であり、すくい上げ容量でないことから最も保守的な値を採用 【採用値: 20sec】	—
積込み時間 T ₄	運搬距離への積込み作業がないため、下図の半分程度の時間を採用 【採用値: 8sec】	—
運搬速度 V ₁	—	箱崎川原子力発電所の実績から設定 【採用値: 1.5m/sec】
積込み時間 T ₄	—	箱崎川原子力発電所の実績から設定 【採用値: 1.5m/sec】

泊発電所3号炉

第1表 各参考図書におけるホイールローダの作業量

参考図書	ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版	土木工事積算基準 国土交通省監修 平成30年度版	道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和41年11月改訂版 (平成12年第19刷発行)
図書に提示されている重機の規格(バケット容量)	3.1m ³ 級~10.3m ³ 級	1.9m ³ 級~2.1m ³ 級	1.0m ³ 級~2.1m ³ 級
作業量	53m ³ /h	53m ³ /h	60m ³ /h



ホイールローダの作業量の採用値: 53m³/h

第2表 作業量算定におけるパラメータの考え方

項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針
作業量Q 算定式	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) E: 土壌係数 F: 土壌係数 G: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) E: バケット係数 F: 土壌係数 G: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000}{q} \times V \times E \times C$ ここに q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) E: 土壌係数 F: 土壌係数 G: サイクルタイム (sec)
作業量Q	53m ³ /h	53m ³ /h	60m ³ /h
バケット容量 V	作業用車の実験から設定	—	—
バケット係数 E	—	【採用値: 1.6%】	—
土壌係数係数 F	設定されていないが、簡便式より建築 【採用値: 0.825】	—	一度切り落された崩壊土であり、不規則な空けを生じてくバケットに入りやすいものであることから、土質(普通土・砂質土)に応じて土壌係数を採用 【採用値: 0.800】
1サイクル当たりの積込量 V	$q \times 60 \times E$ 【採用値: 1.02m ³ 】	—	—
土壌係数係数 F	崩壊土砂(ほぐした土)を作業の対象としており、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用 【採用値: 1.0】	—	—
作業効率 E	道路状況の不確定性を考慮し、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用 【採用値: 0.8】	【採用値: 0.8】	【採用値: 0.8】
サイクルタイム C	ホイール型の積を採用 【採用値: 40sec】	支線の算定式より算出 【採用値: 34.6sec】	—

第3表 サイクルタイム算定におけるパラメータの考え方

項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針
サイクルタイム C算定式	作業時間は、土質にかかわらずアトラクタ型とホイール型により決定	$C = \frac{60}{V} \times (T_1 + T_2)$ ここに C: トラクタ型ホールのサイクルタイム (sec) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) T ₁ : 片道運搬時間 (sec) T ₂ : 戻り時間 (sec) T ₃ : 積込み、空の入れ換え、積取りなどに要する時間 (sec) C ₀ : サイクルタイム (sec)	$C = \frac{60}{V} \times (T_1 + T_2)$ ここに C: トラクタ型ホールのサイクルタイム (sec) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) T ₁ : 片道運搬時間 (sec) T ₂ : 戻り時間 (sec) T ₃ : 積込み、空の入れ換え、積取りなどに要する時間 (sec) C ₀ : サイクルタイム (sec)
片道運搬距離 L	—	片道運搬距離L: 第3図 土砂搬のサイクル図の押し出し距離より 【採用値: 8.5m】	—
戻り係数 E	—	ホイール型を採用 【採用値: 1.5m/sec】	—
すくい上げ時間 T ₃	—	東海第二発電所の土砂搬の作業において、すくい上げ動作は考慮されないため、T ₃ のすくい上げ時間は考慮しない 【採用値: 0sec】	—
積込み時間 T ₄	—	運搬距離への積込みはないが、土砂をアクセスルート内へ押し出し、搬出動作が必要のため、保守的に最大値を採用 【採用値: 20sec】	—

【島根】対応方針の相違

・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

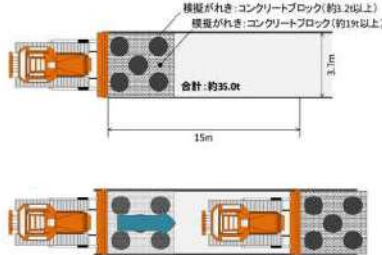



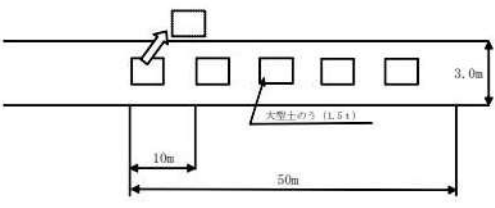

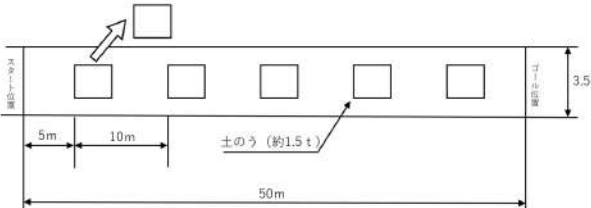
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(22)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業）</p> <p>1. 検証方法 3号炉給排水処理建屋損壊及び3号炉開閉所引留鉄構損壊に伴うがれき撤去検証を以下に示す。</p> <p>長さ15mの区間にコンクリートブロック（約35t）を配置して模擬のがれきとし、これらをブルドーザで撤去して幅員3.7m以上の通路を確保するのに要する時間を計測することにより、作業時間評価の妥当性を検証した。 実証試験に用いるブルドーザは、がれき撤去用として発電所に配備するものと同型のブルドーザとした。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(9)</p> <p style="text-align: center;">構内道路補修作業の検証について</p> <p>1. 内容 がれき撤去及び道路段差復旧に要する時間の検証</p> <p>2. 日時 (1) がれき撤去 平成31年2月26日9時30分～16時00分 (2) 段差解消 平成31年3月5日9時30分～16時00分</p> <p>3. 場所 3号機北東道路及び荷揚場前面道路</p> <p>4. 作業員経歴 (1) がれき撤去（平成31年2月26日時点） ・作業員A：勤続8年免許取得後約3年 ・作業員B：勤続4年免許取得後約4年 ・作業員C：勤続4年免許取得後約4年 (2) 段差解消（平成31年3月5日時点） ・作業員A：勤続8年免許取得後約3年 ・作業員B：勤続4年免許取得後約4年 ・作業員C：勤続4年免許取得後約4年</p> <p>5. 検証概要と測定結果 (1) がれき撤去 a. 小型構造物（模擬がれき：土のう） (a) 概要 島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第1図のとおり、大型土のう（1.5t）5個を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(22)</p> <p style="text-align: center;">構内道路補修作業の検証について</p> <p>1. 内容 がれき撤去、土砂撤去及び道路段差復旧に要する時間の検証</p> <p>2. 実施日 (1) がれき撤去 令和4年8月23日～令和4年8月26日 (2) 土砂撤去 令和4年8月23日～令和4年8月26日 (3) 段差解消 令和4年8月23日～令和4年8月26日</p> <p>3. 場所 泊発電所内土砂仮置き場B</p> <p>4. 作業員経歴 (1) がれき撤去（令和4年8月23日時点） ・作業員A：勤続29年 免許取得後約25年 ・作業員B：勤続15年 免許取得後約17年 ・作業員C：勤続21年 免許取得後約20年 ・作業員D：勤続11年 免許取得後約7年 ・作業員E：勤続25年 免許取得後約24年 ・作業員F：勤続21年 免許取得後約10年 (2) 土砂撤去（令和4年8月23日時点） ・作業員G：勤続30年 免許取得後約30年 ・作業員H：勤続18年 免許取得後約17年 ・作業員I：勤続34年 免許取得後約21年 (3) 段差解消（令和4年8月23日時点） ・作業員J：勤続30年 免許取得後約23年 ・作業員K：勤続34年 免許取得後約21年 ・作業員L：勤続21年 免許取得後約20年</p> <p>5. 検証概要と測定結果 (1) がれき撤去 a. 小型構造物（模擬がれき：土のう） (a) 概要 泊発電所に配備しているホイールローダにより、第1図のとおり、土のう（約1.5t）5個を「がれき」に見立て、がれき撤去作業量の算出（別紙(21)）で1回の作業として想定する幅員3.5mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は実施日、場所を記載。 【女川】記載箇所の相違 ・女川は作業員経歴を2.に記載。 ・女川は段差復旧検証を別紙(23)に記載。 【島根】記載内容の相違 ・検証日時、場所及び作業員の相違。</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去作業の検証を実施。</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>


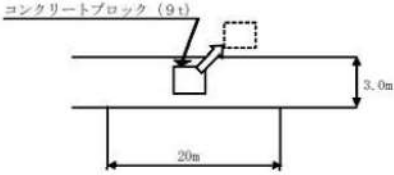

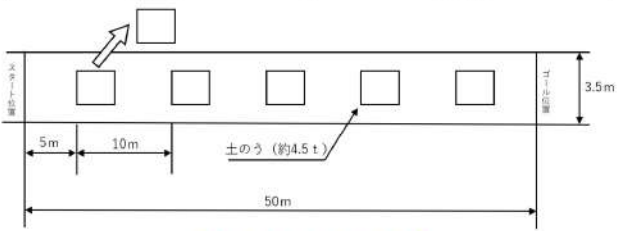
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第1図 模擬がれき撤去概念図</p> <p>【ブルドーザの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m³ <p>2. 検証結果</p> <p>3人の作業員の所要時間は、以下のとおりであった。</p> <p>なお、今後の訓練等により作業要員の習熟が期待できることから、作業時間の短縮化を見込むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A(免許取得後約1年)所要時間 45秒(作業速度約1.2km/h) ・作業員B(免許取得後約1年)所要時間 1分21秒(作業速度約0.6km/h) ・作業員C(免許取得後約6年)所要時間 1分13秒(作業速度約0.7km/h) <p>(がれき撤去の平均速度:0.8km/h)</p>   <p>写真1 模擬がれき設置 写真2 作業状況</p> <p>第2図 がれき撤去作業実証試験の状況</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>   <p>第1図 がれき撤去訓練概要図</p> <p>《ホイールローダの仕様》</p> <p>全長: 818cm 全幅: 278cm 高さ: 339cm 運転質量: 約18.0t バケット容量: 3.4m³</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A: 2分16秒 (1.3km/h) ・作業員B: 1分36秒 (1.8km/h) ・作業員C: 2分21秒 (1.2km/h) <p>【評価値】3分</p>	<p>泊発電所3号炉</p>   <p>第1図 がれき撤去検証の概要図</p> <p>《ホイールローダの仕様》</p> <p>全長: 713cm 全幅: 337cm 高さ: 337cm 車両総重量: 約10.2t バケット容量: 1.6m³</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A: 所要時間 1分31秒 (1.9km/h) ・作業員B: 所要時間 1分23秒 (2.1km/h) ・作業員C: 所要時間 1分42秒 (1.7km/h) <p>【評価値】2分</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・復旧用重機の相違。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 大型構造物（模擬がれき：コンクリートブロック）</p> <p>(a) 概要 島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第2図のとおり、コンクリートブロック（9t）1個を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="728 379 1310 619">  <p>撤去コンクリートブロック コンクリートブロック撤去訓練</p> </div> <div data-bbox="795 630 1187 805">  <p>コンクリートブロック（9t）</p> <p>3.0m</p> <p>20m</p> </div> <p style="text-align: center;">第2図 がれき撤去訓練概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A：37秒（1.9km/h） 作業員B：25秒（2.8km/h） 作業員C：39秒（1.8km/h） <p>【評価値】1分</p>	<p>b. 大型構造物（模擬がれき：大型土のう）</p> <p>(a) 概要 泊発電所に配備しているホイールローダにより、第2図のとおり、大型土のう（約1.5tの土のう3個を連結）5個を「がれき」に見立て、がれき撤去作業量の算出（別紙(21)）で1回の作業として想定する幅員3.5mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員D、E及びFそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="1355 379 1948 619">  <p>撤去土のう 作業状況</p> </div> <div data-bbox="1344 630 1960 861">  <p>5m 10m 土のう（約4.5t）</p> <p>50m</p> <p>3.5m</p> </div> <p style="text-align: center;">第2図 がれき撤去概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員D：所要時間2分44秒（1.0km/h） 作業員E：所要時間1分26秒（2.0km/h） 作業員F：所要時間1分33秒（1.9km/h） <p>【評価値】3分</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 柱状構造物（模擬がれき：電柱）</p> <p>(a) 概要</p> <p>島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第3図のとおり、電柱3本を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="719 328 1312 571"> </div> <div data-bbox="837 592 1182 775"> </div> <p>第3図 がれき撤去訓練概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A：2分35秒（0.4km/h） 作業員B：0分36秒（2.0km/h） 作業員C：1分20秒（0.9km/h） <p>【評価値】3分</p>		<p>【島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、柱状構造物の撤去については考慮不要であるため実施していない。</p>

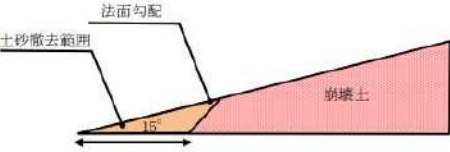

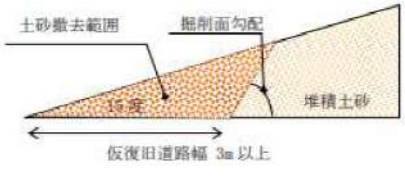

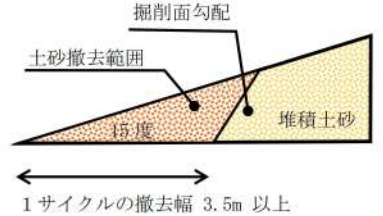

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
<p>【東海第二まとめ資料より転載】</p> <p>5.4 土砂撤去</p> <p>(1) 概要</p> <p>東海第二発電所のT.P.+11mエリアの崩壊土砂を模擬し(第7図)、作業員F、Gがホイールローダ①により第8図のとおり、車両通行とホース等敷設に必要なアクセスルートの幅員 5.0m 以上を確保するための土砂撤去を行った際の作業時間と撤去土量を計測した。この結果より時間当たりの作業量を算出し、文献に基づき算定した土砂撤去作業量(66m³/h)(別紙(23)参照)が確保されていることを検証した。</p>  <p>第7図 模擬崩壊土砂</p> <p>(2) 検証結果</p> <p>上記条件に基づき、崩壊土砂の撤去作業の検証結果は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="78 869 672 997"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>撤去土量</th> <th>作業時間</th> <th>作業能力 (m³/h)</th> <th>目標値</th> <th>復旧道路幅</th> <th>評価</th> <th>(参考) 撤去延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F</td> <td>22.49m³</td> <td>4分51秒</td> <td>278.22</td> <td rowspan="2">66m³/h</td> <td>3.65m</td> <td>○</td> <td>15.3m</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>16.84m³</td> <td>10分11秒</td> <td>78.18</td> <td>2.90m</td> <td>○</td> <td>15.6m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 検証状況写真</p> <p>ホイールローダ①において、崩壊土の撤去状況は次のとおりである。</p>  <p>第8図 土砂撤去検証の写真</p>	作業員	撤去土量	作業時間	作業能力 (m ³ /h)	目標値	復旧道路幅	評価	(参考) 撤去延長	F	22.49m ³	4分51秒	278.22	66m ³ /h	3.65m	○	15.3m	G	16.84m ³	10分11秒	78.18	2.90m	○	15.6m	<p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(4) 土砂撤去</p> <p>a. 概要</p> <p>・斜面崩壊後の堆積土砂を模擬(第8図)し、柏崎羽根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第9図のとおり、アクセスルートとして必要な幅員 3m 以上を確保するための土砂撤去を行った際の作業時間と撤去土量について作業員(A、B)の組み合わせで計測した。この結果を用いて、時間当たりの作業量を算定し、文献に基づき算出した土砂撤去作業量(76m³/h)(別紙15参照)が確保されていることを検証した。</p>  <p>第8図 斜面崩壊後を模擬した土砂</p>  <p>第9図 仮復旧道路のイメージ</p> <p>b. 検証結果</p> <p>・上記条件に基づいた、土砂撤去作業の検証結果は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="728 869 1299 997"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>撤去土量</th> <th>作業時間</th> <th>作業能力</th> <th>目標値</th> <th>仮復旧道路幅</th> <th>仮復旧必要道路幅</th> <th>評価</th> <th>(参考) 撤去延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B</td> <td>43.5m³</td> <td>28分12秒</td> <td>92.6m³/h</td> <td>76m³/h</td> <td>4.2m</td> <td>3m</td> <td>○</td> <td>16m</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 検証状況写真</p> <p>・ホイールローダ2台における、土砂撤去状況は次のとおりである。</p>  <p>第10図 土砂撤去状況写真</p>	作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考) 撤去延長	A、B	43.5m ³	28分12秒	92.6m ³ /h	76m ³ /h	4.2m	3m	○	16m	<p>(2) 土砂撤去</p> <p>a. 概要</p> <p>・斜面崩壊後の堆積土砂を模擬(第3図)し、泊発電所に配備しているホイールローダにより、第4図のとおり、土砂撤去作業量の算出で想定する1サイクルの撤去幅3.5m以上を確保するための土砂撤去を行った際の作業時間と撤去土量について作業員G、H及びIそれぞれ1回計測した。この結果を用いて、時間当たりの作業量を計算し、文献に基づき算出した土砂撤去作業量(53m³/h)(別紙(21)参照)が確保されていることを検証した。また、掘削面勾配について、労働安全衛生規則を参考とした勾配が確保されていることを検証した。</p>  <p>第3図 斜面崩壊後を模擬した土砂</p>  <p>第4図 仮復旧のイメージ</p> <p>b. 測定結果</p> <p>上記条件に基づいた、土砂撤去作業の測定結果は次のとおりであり、土砂撤去作業量(53m³/h)が確保されていることを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1355 869 1926 997"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>撤去土量</th> <th>作業時間</th> <th>作業能力</th> <th>目標値</th> <th>仮復旧道路幅</th> <th>仮復旧必要道路幅</th> <th>評価</th> <th>(参考) 撤去延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G</td> <td>50.9m³</td> <td>16分10秒</td> <td>188m³/h</td> <td rowspan="3">53m³/h</td> <td>4.0m</td> <td rowspan="3">3.5m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>43.0m³</td> <td>18分13秒</td> <td>141m³/h</td> <td>3.5m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>44.5m³</td> <td>25分54秒</td> <td>103m³/h</td> <td>4.0m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 検証状況写真</p> <p>ホイールローダにおける、土砂撤去状況は次のとおりである。</p>  <p>第5図 土砂撤去状況写真</p>	作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考) 撤去延長	G	50.9m ³	16分10秒	188m ³ /h	53m ³ /h	4.0m	3.5m	○	15m	H	43.0m ³	18分13秒	141m ³ /h	3.5m	○	15m	I	44.5m ³	25分54秒	103m ³ /h	4.0m	○	15m	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違</p> <p>・泊は、土砂撤去試験を実施。</p>
作業員	撤去土量	作業時間	作業能力 (m ³ /h)	目標値	復旧道路幅	評価	(参考) 撤去延長																																																																					
F	22.49m ³	4分51秒	278.22	66m ³ /h	3.65m	○	15.3m																																																																					
G	16.84m ³	10分11秒	78.18		2.90m	○	15.6m																																																																					
作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考) 撤去延長																																																																				
A、B	43.5m ³	28分12秒	92.6m ³ /h	76m ³ /h	4.2m	3m	○	16m																																																																				
作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考) 撤去延長																																																																				
G	50.9m ³	16分10秒	188m ³ /h	53m ³ /h	4.0m	3.5m	○	15m																																																																				
H	43.0m ³	18分13秒	141m ³ /h		3.5m		○	15m																																																																				
I	44.5m ³	25分54秒	103m ³ /h		4.0m		○	15m																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>【東海第二まとめ資料より転載】</p> <p>(4) 崩壊土砂撤去作業後の法面勾配の検証 復旧後の切取斜面勾配は、撤去部における崩壊土砂堆積厚さが最大でも70cm程度であることから、労働安全衛生規則を参考に60度*としている。 復旧法面のイメージを第9図に示す。</p> <p>※「労働安全衛生規則」第356条において、2m未満の地山（岩盤、固い粘土以外）の掘削法面勾配は（90度）であるが、崩壊土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、同規則における5mの地山（岩盤、固い粘土以外）の掘削面勾配である60度とした。</p>  <p>第9図 復旧法面のイメージ</p> <p>(5) 検証結果 復旧作業の検証試験において復旧後の切取斜面勾配を確認した結果、60度以上においても形状が保持されていることを確認している。万一、切土法面が崩落しても高さは70cm程度であり、2次的被害は極めて軽微であると予想される。また、ホイールローダによる撤去幅は2.5m以上であり、アクセスルート確保のために撤去が必要な幅である2.0mよりも広く撤去するため問題はないと考える。検証結果を第10図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="212 1173 347 1292"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>切取斜面勾配(°)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F</td> <td>74.05</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>54.46</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>64.26</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第10図 検証結果</p>	作業員	切取斜面勾配(°)	F	74.05	G	54.46	平均	64.26	<p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>d. 土砂撤去作業後の掘削面勾配の検証 ・斜面崩壊後の堆積土砂を模擬（第8図）し、柏崎刈羽原子力発電所に配備しているホイールローダにより復旧した際の掘削面勾配について、作業員（A,B）の組み合わせで1回計測し、労働安全衛生規則を参考とした60度*以下が確保されていることを検証した（第11図）。</p> <p>※撤去部における堆積土砂厚さが最大でも1m程度であることを踏まえれば、労働安全衛生規則第356条より2m未満の地山（岩盤、強い粘土以外）として掘削面勾配は90度となるが、堆積土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、復旧後の掘削面勾配の基準は、同規則における5mの地山（岩盤、強い粘土以外）の掘削面勾配である60度とした。</p>  <p>第11図 掘削面のイメージ</p> <p>e. 検証結果 ・崩壊土砂撤去作業後の掘削面勾配は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="728 965 1310 1029"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>掘削面勾配</th> <th>目標値</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A, B</td> <td>55度</td> <td>60度</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 検証状況写真</p>  <p>第12図 検証状況写真</p>	作業員	掘削面勾配	目標値	評価	A, B	55度	60度	○	<p>d. 土砂撤去作業後の掘削面勾配の検証 斜面崩壊後の堆積土砂を模擬（第3図）し、泊発電所に配備しているホイールローダにより復旧した際の掘削面勾配について、作業員G、H及びIそれぞれ1回計測し、労働安全衛生規則を参考とした60度*以下が確保されていることを検証した（第6図）。</p> <p>※撤去部における堆積土砂厚さが最大で2.0m程度であることを踏まえれば、労働安全衛生規則第356条より2m以上5m未満の地山（岩盤、強い粘土以外）として掘削面勾配は75度となるが、堆積土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、復旧後の掘削面勾配の基準は、同規則における5m以上の地山（岩盤、強い粘土以外）の掘削面勾配である60度とした。</p>  <p>第6図 掘削面のイメージ</p> <p>e. 検証結果 崩壊土砂撤去作業後の掘削面勾配は次のとおりであり、掘削面勾配について60度以下が確保されていることを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1355 965 1960 1093"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>掘削面勾配</th> <th>目標値</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G</td> <td>36度</td> <td rowspan="3">60度</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>32度</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>44度</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 検証状況写真</p>  <p>第7図 検証状況写真</p>	作業員	掘削面勾配	目標値	評価	G	36度	60度	○	H	32度	○	I	44度	○	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去試験を実施。</p>
作業員	切取斜面勾配(°)																																
F	74.05																																
G	54.46																																
平均	64.26																																
作業員	掘削面勾配	目標値	評価																														
A, B	55度	60度	○																														
作業員	掘削面勾配	目標値	評価																														
G	36度	60度	○																														
H	32度		○																														
I	44度		○																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(23)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート復旧作業の検証について（段差解消作業）</p> <p>1. 検証方法</p> <p>地下構造物の損壊による陥没を想定した幅3.5m、深さ1mの溝を造成し、ブルドーザにより20m離れた場所に配置した碎石を陥没箇所へ運搬、埋め戻し、転圧することにより段差を解消し、幅員4m以上の通路を確保するのに要する時間を計測することにより、作業時間評価の妥当性を検証した。</p> <p>実証試験に用いるブルドーザは、がれき撤去用として発電所に配備するものと同型のブルドーザとした。</p> <div data-bbox="206 502 584 730"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 段差解消作業概念図</p> <p>【ブルドーザの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m³ 	<p>(2) 段差復旧</p> <p>a. 概要</p> <p>島根原子力発電所に「段差復旧」用として配備している碎石を用いてホイールローダにより、第4図、第5図、第6図のとおり、碎石を用いて、1箇所40cmの段差を復旧した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="734 494 1312 718"> </div> <p style="text-align: center;">第4図 段差解消平面図（概要）</p> <div data-bbox="734 853 1299 1005"> </div> <p style="text-align: center;">第5図 段差解消断面図（概要）</p>	<p>(3) 段差解消</p> <p>a. 概要</p> <p>泊発電所に「段差復旧」用として配備する碎石を用いてバックホウにより、第8図、第9図、第10図のとおり、1箇所40cmの段差を復旧した際の作業時間を作業員J、K及びLそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="1361 494 1953 742"> </div> <p style="text-align: center;">第8図 段差解消平面図（概要）</p> <div data-bbox="1361 821 1953 1021"> </div> <p style="text-align: center;">第9図 段差解消断面図（概要）</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 検証項目</p> <p>ブルドーザの運搬・埋め戻し・転圧の作業能力は、道路土工施工指針に基づき、以下のとおりとする。</p> $Q = \frac{60 \times q \times f \times E}{Cm} = 53 \text{ [m}^3/\text{h]}$ <p>ここに、q : 1台1hの運搬埋め戻し量 [m³/h] $q = q_0 \times \rho$ $q_0 = 5.2$: ブレード容量 [m³] $\rho = 0.96$: 運搬距離・勾配に関する係数 (20m, 平坦) $f = 0.83$: 土量換算係数 $E = 0.3$: 作業効率 (道路土工施工指針記載の最低値)</p> $Cm : \text{サイクルタイム } Cm = \frac{L}{v_1} + \frac{L}{v_2} + T_g = 1.4 \text{ [分]}$ <p>$L = 20$: 平均運搬距離 [m] $v_1 = 27$: 前進速度 [m/分] (1速前進 3.3km/hの半分) $v_2 = 36$: 後退速度 [m/分] (1速後退 4.4km/hの半分) $T_g = 0.1$: ギア入れ替え時間 [分]</p> <p>また、埋め戻す碎石の量は、復旧幅4mに余裕幅2mを見込む。 $V = ((3.5m+2.4m)/2 \times \text{高さ } 1.0m) \times \text{復旧幅 } (4m+2m) = 17.7m^3$ 以上より、実証試験における作業時間は、 $V/Q = 17.7m^3 \div 53m^3/h = 20 \text{ 分}$ と計算されるため、この時間と所定作業の所要時間とを比較し検証を行った。</p>			<p>【女川】記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p>

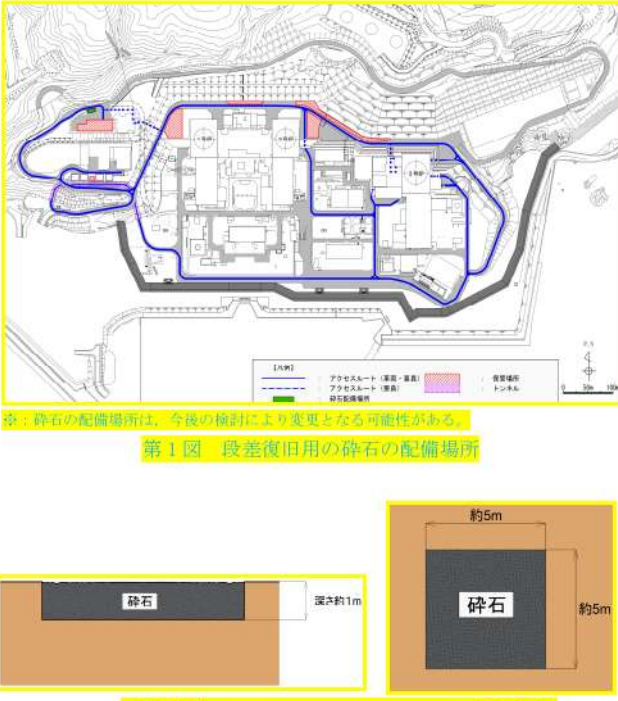
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>3. 検証結果</p> <p>3人の作業員の所要時間は、以下のとおりであった。所要時間は、平均で11分56秒、最長でも19分21秒であり、検証時間とした20分を下回っていることから、段差解消作業時間の評価は妥当であることが確認された。</p> <p>なお、今後の訓練等により作業要員の習熟が期待できることから、作業時間の短縮化を見込むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A（免許取得後約31年）所要時間7分8秒（作業量約149m³/h） 作業員B（免許取得後約2年）所要時間9分17秒（作業量約114m³/h） 作業員C（免許取得後約2年）所要時間19分21秒（作業量約55m³/h） <p>【参考】3人の平均所要時間11分56秒（作業量約89m³/h）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="129 756 371 924"> <p>写真1 作業前状況</p> </div> <div data-bbox="389 756 631 924"> <p>写真2 碎石運搬・埋め戻し・転圧状況</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="129 954 371 1121"> <p>写真3 碎石運搬・埋め戻し・転圧状況</p> </div> <div data-bbox="389 954 631 1121"> <p>写真4 作業完了状況</p> </div> </div> <p>第2図 段差解消作業実証試験の状況</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="730 204 958 379"> </div> <div data-bbox="1043 204 1272 379"> </div> </div> <p>第6図 段差復旧状況</p> <p>b. 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A：19分44秒 作業員B：19分27秒 作業員C：18分33秒 <p>【評価値】20分（上り、下り 計2箇所）</p> <p>測定結果より、段差緩和対策を行うものの、万一、段差が発生した場合においても、約10分/箇所で作業を実施できることを確認した。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1348 177 1632 392"> </div> <div data-bbox="1662 177 1951 392"> </div> </div> <p>第10図 段差復旧状況</p> <p>b. 測定結果</p> <table border="1" data-bbox="1413 499 1890 707"> <thead> <tr> <th></th> <th>復旧箇所</th> <th>復旧幅</th> <th>復旧時間</th> <th>段差幅1m当たりの復旧時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">作業員J</td> <td>上り</td> <td>3.5m</td> <td rowspan="2">16分31秒</td> <td rowspan="2">2分22秒</td> </tr> <tr> <td>下り</td> <td>3.5m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業員K</td> <td>上り</td> <td>3.8m</td> <td rowspan="2">20分54秒</td> <td rowspan="2">2分45秒</td> </tr> <tr> <td>下り</td> <td>3.8m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業員L</td> <td>上り</td> <td>3.7m</td> <td rowspan="2">16分18秒</td> <td rowspan="2">2分13秒</td> </tr> <tr> <td>下り</td> <td>3.7m</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定結果より、段差緩和対策を行うものの、万一、段差が発生した場合においても、段差幅1m当たりの復旧時間が約3分であることから、必要道路幅4.0mを確保する場合、約12分/箇所で作業を実施できることを確認した。</p>		復旧箇所	復旧幅	復旧時間	段差幅1m当たりの復旧時間	作業員J	上り	3.5m	16分31秒	2分22秒	下り	3.5m	作業員K	上り	3.8m	20分54秒	2分45秒	下り	3.8m	作業員L	上り	3.7m	16分18秒	2分13秒	下り	3.7m	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は、実際に復旧した幅及び段差幅1m当たりの復旧時間についても記載。</p>
	復旧箇所	復旧幅	復旧時間	段差幅1m当たりの復旧時間																									
作業員J	上り	3.5m	16分31秒	2分22秒																									
	下り	3.5m																											
作業員K	上り	3.8m	20分54秒	2分45秒																									
	下り	3.8m																											
作業員L	上り	3.7m	16分18秒	2分13秒																									
	下り	3.7m																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため「アクセスロードの仮復旧計画時間の評価について」より転記】</p> <p>なお、復旧用の砕石は、想定される自然現象によって砕石自体が他の施設に影響を与えないことを確認の上、配備する。</p>		<p>添付資料-1</p> <p>段差復旧用の砕石の配備について</p> <p>段差復旧用の砕石は、想定される自然現象によって砕石自体が他の施設に影響を与えないことを確認の上、配備する。</p> <p>また、1回/年の点検を実施し、必要に応じて砕石の補充又は交換を実施する。</p> <p>第1図に砕石の配備場所を、第2図に砕石の配備イメージを示す。</p>  <p>※：砕石の配備場所は、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>第1図 段差復旧用の砕石の配備場所</p> <p>（断面図） （平面図）</p> <p>※：縦、横、深さについては、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>第2図 段差復旧用の砕石の配備イメージ</p>	<p>【女川及び島根】</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・泊は、段差復旧用の砕石の配備イメージ及び配備箇所について記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙(5)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; padding: 5px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<p style="text-align: right;">別紙(23)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; padding: 5px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違。</p>

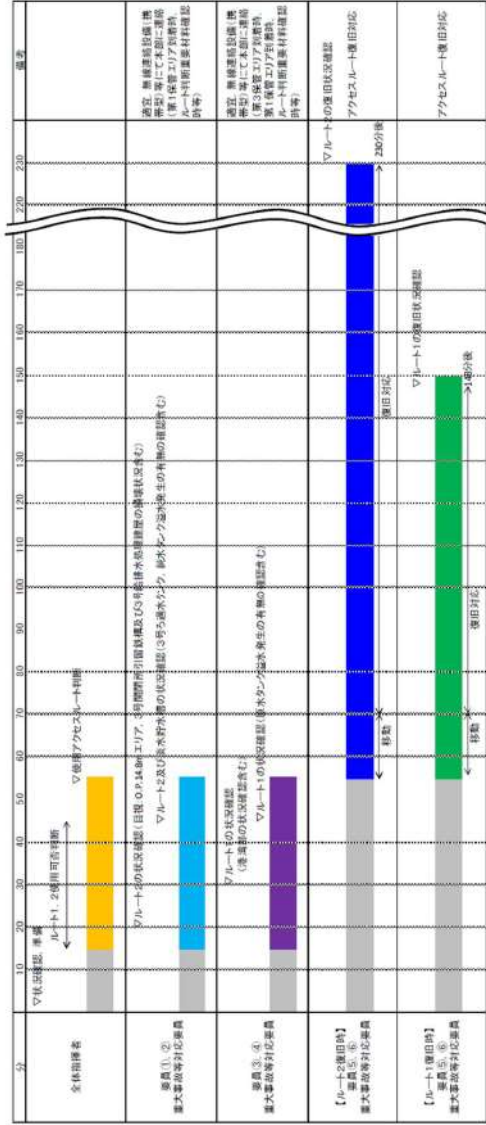
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲

女川原子力発電所2号炉

別紙(24)

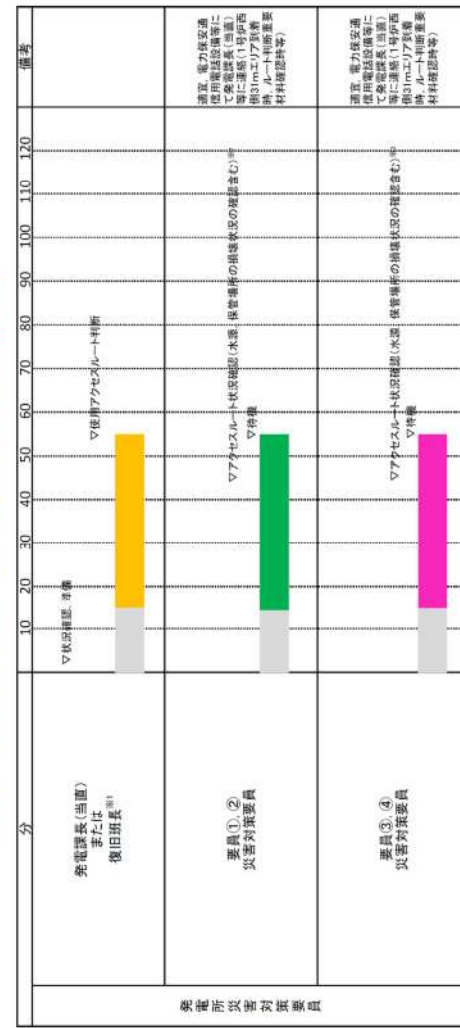


島根原子力発電所2号炉

該当箇所なし

泊発電所3号炉

別紙(24)



※1: 初動対応は緊急通報(当直) 緊急所引算本新体制確立後は復旧班長が指示する。
 ※2: 確認ルートの距離約1.9km(第1区の最も距離が長い場合)と徒歩移動速度4km/h(補足資料(4))から確認に要する時間を算出。

相違理由

- 【女川】記載表現の相違
- 【女川】記載内容の相違
- 泊は、復旧作業が無い。
- 要員名称、要員数、通信設備、及び復旧時間の相違。
- 泊は、島根と同様に、初動と体制確立後で指示者が異なる。
- 泊は、状況確認の所要時間について算出根拠を記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

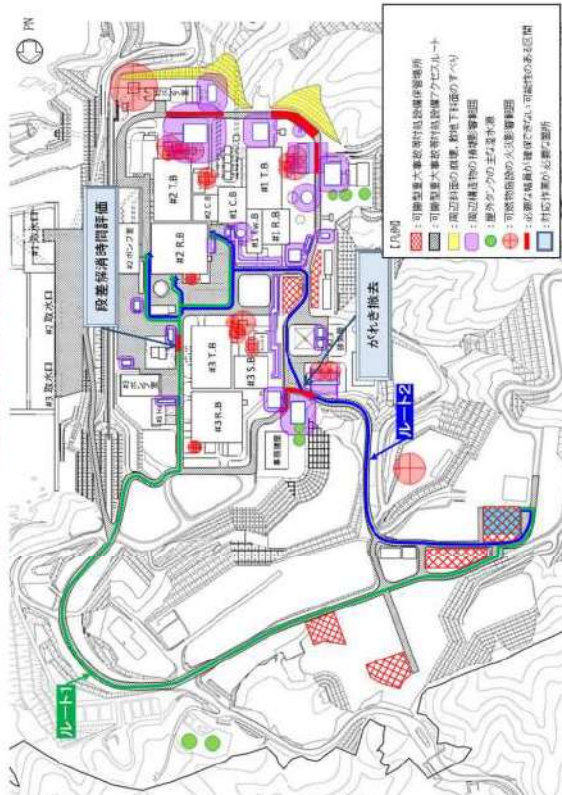
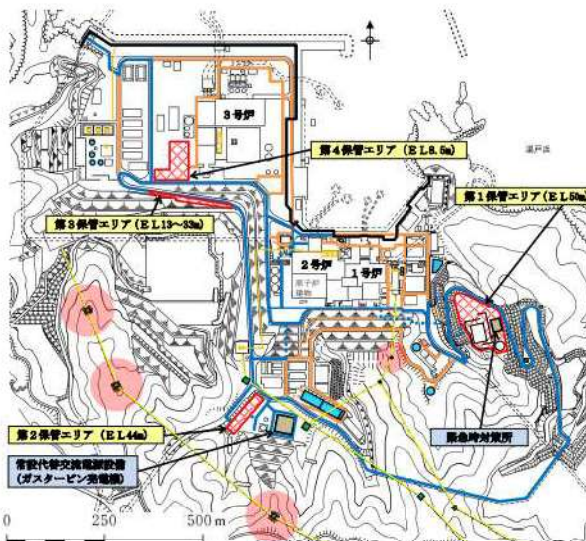

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は水源、及び仮復旧に係る移動ルートについても記載。</p>

第1図 屋外のアクセスルート状況確認範囲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(25)	島根原子力発電所2号炉 別紙(19)	泊発電所3号炉 別紙(25)	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 35px; top: 280px;">アクセスルートにおける地震後の被害想定</p> 	<p style="text-align: center;">屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<p style="text-align: center;">屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害状況の相違。
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート復旧後における車両の通行量について</p> <p>アクセス道路の復旧については、大型車両が通行できる道幅（約3.7m）を復旧することとしている。道路復旧後の車両の通行量は以下のとおり。</p> <p>【アクセスルート復旧後から6時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプ1）：1（往路のみ） ・熱交換器ユニット：1（往路のみ） ・可搬型窒素ガス供給装置：1（往路のみ） ・ホース延長回収車（2台）：5往復 ・タンクローリ：1（往路のみ） <p>【アクセスルート復旧後6時間から15時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプ1）：1（往路のみ） ・ホース延長回収車：4往復 ・タンクローリ：1往復 ・タンクローリ：2往復 <p>以上の結果により、車両の通行量はアクセスルート復旧後6時間までで、5往復程度であることを確認した。 アクセスルートは6m以上の幅員の道路であり、可搬型車両のすれ違いは可能である。</p> <p>一部段差復旧箇所やがれき発生箇所等、復旧された道路幅では片道通行となるが、発電所対策本部が各車両と無線連絡設備（携帯型）等により相互連絡することにより、車両は徐行運転（10～20km/h）で通行可能であり、車両の離合により時間をロスすることはないため、アクセス時間に影響はないと考える。</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等時における車両の通行量について</p> <p>アクセス道路については、重大事故等時においても、大型車両が通行できる道幅（約4.0m）を確保することとしている。重大事故等時の車両の通行量は以下のとおり。</p> <p>【重大事故等時から約7時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車（1台）：1（往路のみ） ・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：2往復 ・可搬型タンクローリ（1台）：2往復 <p>【重大事故等時約7時間から約11時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車（1台）：1（往路のみ） ・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：1往復 ・可搬型タンクローリ（1台）：3往復 <p>以上の結果により、車両の通行量は重大事故等時から約11時間までで10往復程度であることを確認した。 アクセスルートは6m以上の幅員の道路であり、可搬型車両のすれ違いは可能である。</p> <p>アクセスルートトンネルや一部がれき発生箇所等の道路幅では片道通行となるが、現場作業員が緊急時対策所又は中央制御室へ衛星電話設備、電力保安通信用電話設備等により相互連絡することにより、車両は徐行運転（10～20km/h）で通行可能であり、車両の離合により時間をロスすることはないため、アクセス時間に影響はないと考える。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は、アクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載（以下、赤字箇所について同様）。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・必要道路幅の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・車両及び通行量の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・車両通行量の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・片側通行箇所の相違。 ・通信連絡の運用、設備の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(27)</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について</p> <p>アクセスルート通行時における通信手段及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型照明（懐中電灯）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型照明（ヘッドライト）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p>	<p style="text-align: right;">別紙(16)</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ヘッドライト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>懐中電灯</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (ランタンタイプ)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (三脚タイプ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (フロアタイプ)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p> <p>また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置（別紙(13)参照）している。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <p style="text-align: center;">第2図 電源内蔵型照明</p>	<p style="text-align: right;">別紙(27)</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について</p> <p>アクセスルート通行時における通信手段及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>(ヘッドライト、懐中電灯)</p> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・配備する照明の相違。 ・配備する照明の相違。 (女川と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  送受話器 (ページング) (警報装置を含む。) </div> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 (PHS端末) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  無線連絡設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  衛星電話設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  携行型通話装置 </div> </div> <p style="text-align: center; color: green;">第2図 通信連絡設備 (イメージ)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  所内通信連絡設備 (ハンドセットステーション) </div> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 (PHS端末) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  有線式通信設備* (有線式通信機) </div> <div style="text-align: center;">  無線通信設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  衛星電話設備 (携帯型) </div> </div> <p style="text-align: center; color: green;">第3図 通信連絡設備</p> <p style="color: green;">※有線式通信設備の使用方法 中央制御室や現場（建物内）の壁面に設置されている専用接続端子に有線式通信機を接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続端子と遠い場合は、コードリール（100m/本、6台設置）を使用することで中央制御室と現場の通信連絡が可能である。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  運転指令設備 (警報装置を含む) </div> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 保安電話 (携帯) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  携行型通話装置 </div> <div style="text-align: center;">  無線連絡設備 無線連絡設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  衛星電話設備 衛星電話設備 (携帯型) </div> </div> <p style="text-align: center; color: green;">第2図 通信連絡設備 (イメージ)</p> <p style="color: green;">※：携行型通話装置の使用方法 使用する場所にて、最寄りの通話設備ジャックに端末を接続する。通話連絡を必要とする場所が通話設備ジャックと遠い場合は、通話装置用ケーブルを用いて延長し、複数の端末を接続することで複数者の連絡を可能とする。</p>	<p style="color: green;">【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(28)	島根原子力発電所2号炉 別紙(20)	泊発電所3号炉 別紙(28)	相違理由
<p>機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対応のホース等の機材設置後のアクセスルートの通行性については、ホースブリッジ（300Aホース用）等を配備することで、すべての車両が通行可能である。</p> <p>機材設置後のルート図について第1図～第3図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>【300Aホース用ホースブリッジ】</p> <p>【車両通行状況(例)】</p> </div>	<p>資材設置後の作業成立性</p> <p>重大事故等対処設備である大量送水車、大型送水ポンプ車を用いて、輪谷貯水槽（西1／西2）及び低圧原子炉代替注水槽への補給、燃料プール等への注水を行う。</p> <p>大量送水車の配置場所は輪谷貯水槽（西1／西2）近傍及び原子炉建物近傍、大型送水ポンプ車の配置場所は海水取水箇所近傍となり、ホース敷設ルートは輪谷貯水槽（西1／西2）から原子炉建物近傍まで、海水取水箇所から原子炉建物近傍及び輪谷貯水槽（西1／西2）までとなる。</p> <p>アクセスルート上にホースを敷設する際には、道路の端に敷設することを基本とするため、主要な発電所構内道路への影響は限定的であり、機材を設置することにより通行に支障は来さない。</p> <p>なお、あらゆる悪条件に備えホースブリッジ等の資機材を確保しており緊急時の柔軟な対応に厚みを持たせている。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;">  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第1図 ホースブリッジ</p>	<p>機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対応の可搬型ホース等の機材設置後のアクセスルートの通行性については、ホースブリッジ等を配備することで、すべての車両が通行可能である（第1図参照）。また、第1表に示すとおり、有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多いシナリオ（全交流動力電源喪失）を選択した場合においても、可搬型設備の配置及び可搬型ホースの敷設が可能である。</p> <p>機材設置後のルート図について第2図及び第3図に、作業の成立性の配置条件を第1表に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;">  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第1図 ホースブリッジの設置状況</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 機材設置後の作業成立性（ルート1）</p>		<p>第2図 3号炉原子炉建屋東側を経由したルートの作業の成立性（機材設置あり）</p>	
			<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違によるホースブリッジの設置箇所の相違。</p>
<p>第2図 機材設置後の作業成立性（ルート2）</p>		<p>第3図 3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの作業の成立性（機材設置あり）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

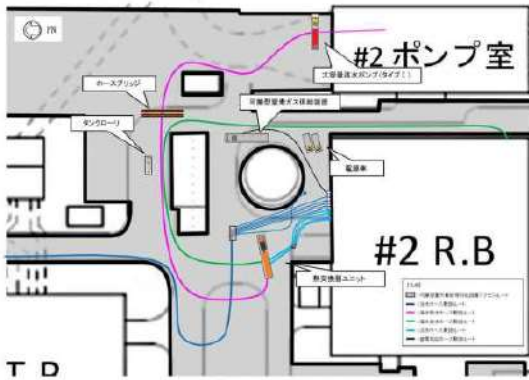
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3図 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）

第1表 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）の配置条件

項目	条件
シナリオ	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）
配置する可搬型設備*	大容量送水ポンプ（タイプ1）：2台（注水設備1台、除熱設備1台） 熱交換器ユニット：1台 電源車（可搬型代替交流電源設備）：2台 電源車（緊急時対策所用）：1台 可搬型窒素ガス供給装置：1台 タンクローリー：1台
注水ルート	ルート1
接続口使用箇所	原子炉建屋北面接続口
海水取水箇所	2号炉海水ポンプ室
ホース敷設前に設置する可搬型設備	熱交換器ユニット：1台 電源車（可搬型代替交流電源設備）：2台 可搬型窒素ガス供給装置：1台

※ 注水設備用の大容量送水ポンプ（タイプ1）は淡水貯水槽、電源車（緊急時対策所用）は緊急時対策所用に設置するため「第3図 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）」には記載していない。

第1表 機材設置後の作業成立性（3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの配置例）の配置条件

項目	条件
シナリオ	全交流動力電源喪失
配置する可搬型設備	可搬型大型送水ポンプ車：2台 可搬型タンクローリー：2台
注水ルート	3号炉原子炉建屋西側を経由したルート
接続口使用箇所	可搬型大型送水ポンプ車33m接続口 可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口
海水取水箇所	3号炉取水ビットスクリーン室
可搬型ホース敷設前に設置する可搬型設備	なし

【女川】記載内容の相違
 ・女川は原子炉建屋周辺における機材設置後の可搬型設備の配置を拡大図で明確化している。
 ・泊は第1図及び第2図に第1表に記載している可搬型設備を示している。

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による表の内容の相違。

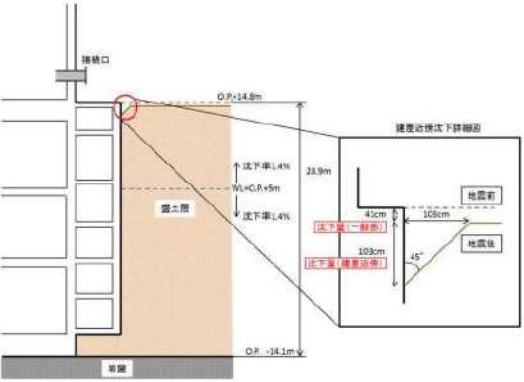
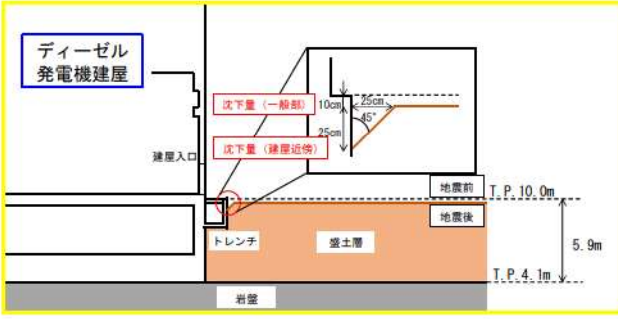
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(29)</p> <p style="text-align: center;">地震による建屋直近の地盤沈下に伴う 可搬型設備の接続作業への影響について</p> <p>1. 屋外作業に想定される影響と対策</p> <p>原子炉建屋近傍での地盤の沈下が生じた場合には、建屋壁面近傍でのホース等の接続作業に影響が生じると想定される。</p> <p>建屋壁面近傍でのホース等の接続作業については、あらかじめ足場材等を配備しておくことにより、対応操作が可能となるよう対策する。対策例を第1図に示す。</p> <p>なお、接続口位置については別紙(3)参照。</p> <div data-bbox="134 949 638 1340"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 足場材等を用いた対策 (例)</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(29)</p> <p style="text-align: center;">地震による建屋直近の地盤沈下に伴う 可搬型設備の接続作業への影響について</p> <p>1. 屋外作業に想定される影響と対策</p> <p>ディーゼル発電機建屋及び原子炉補助建屋近傍では、地震時にくさび崩壊[※]に伴う地盤沈下が生じる可能性があり、建屋壁面近傍でのホース等の接続作業に影響が生じると想定される。</p> <p>建屋壁面近傍でのホース等の接続作業については、ホース延長・回収車（送水車用）に積載している土のうを用いて段差を解消することにより、対応操作が可能となるよう対策する。対策例を第1図に示す。</p> <p>なお、接続口位置については別紙(3)参照。</p> <p>※：くさび崩壊とは、構造物と周囲地盤の相対変位に起因する主動状態で生じるすべり破壊をいう。</p> <div data-bbox="1456 630 1848 917"> </div> <div data-bbox="1456 949 1848 1340"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 土のうを用いた対策 (例)</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は「別紙(15)」にてくさび崩壊の注釈を記載している。</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・くさび崩壊に対する対策の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 沈下量の想定</p> <p>2011年東北地方太平洋沖地震の実績では、明らかなくさび崩壊に伴う建物近傍の大きな沈下は確認されていないが、本評価においては2007年新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の結果を参照して建屋近傍の沈下量は一般部の3.5倍と想定して評価する。</p> <p>a. 一般部の沈下量</p> <p>原子炉建屋近傍における沈下評価対象層厚は28.9mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率1.4%を考慮し、41cmを想定する。</p> <p>b. 建屋近傍の沈下量</p> <p>建屋近傍の沈下について、一般部の想定41cmの3.5倍である144cmを想定する。</p> <p>c. 地震後の想定地盤形状</p> <p>a. 及びb.の想定を踏まえ、地震後の想定形状を第2図に示す。</p>  <p>第2図 地震後の想定地盤形状</p>		<p>(1) 沈下量の想定</p> <p>本評価においては2007年新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の結果を参照して建屋近傍の沈下量は一般部の3.5倍と想定して評価する。</p> <p>a. 一般部の沈下量</p> <p>ディーゼル発電機建屋近傍における沈下評価対象層厚は5.9mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率1.7%を考慮し、10cmを想定する。</p> <p>原子炉補助建屋近傍における沈下評価対象層厚は9.85mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率1.7%を考慮し、17cmを想定する。</p> <p>b. 建屋近傍の沈下量</p> <p>ディーゼル発電機建屋近傍の沈下について、一般部の想定10cmの3.5倍である35cmを想定する。</p> <p>原子炉補助建屋近傍の沈下について、一般部の想定17cmの3.5倍である60cmを想定する。</p> <p>c. 地震後の想定地盤形状</p> <p>a. 及びb.の想定を踏まえ、各建屋近傍における地震後の想定形状を第2図及び第3図に示す。</p>  <p>第2図 ディーゼル発電機建屋近傍における地震後の想定地盤形状</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う沈下率及び沈下量の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第3図 原子炉補助建屋近傍における地震後の想定地盤形状</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合の考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震による内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。 原子炉建屋原子炉棟への通行ルートとして、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートをアクセスルートとして設定する。なお、地震による配管破損等の影響により通行できない場合以外に利用可能なルートとして、タービン建屋及び原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートを設定する。 	<p style="text-align: right;">別紙(13)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場活動場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを選定する場合、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震随伴内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災発生時にアクセス性が阻害された場合は、迂回路を使用する。 	<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合、地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震による内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p>また、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の必要な階層を経由し、現場操作場所まで移動するルートをアクセスルートとして設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉建屋内に原子炉棟は無いため現場操作場所までのアクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、地震による影響を考慮して移動可能なルートをあらかじめ設定した上で、アクセスルートが、地震による影響を受けた場合のルート選定の考え方を記載した。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「地震による内部溢水の影響評価について」参照</p>	<p>・原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の各階層を移動するルートは、地震、火災等の被害により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・地震随伴内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、必要な措置を講じる。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(17)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価」参照 ※2：内部溢水については、別紙(18)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価」参照</p>	<p>・原子炉建屋及び原子炉補助建屋の各階層を移動するルートは、地震、溢水の影響により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>・地震による内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、適切な防護具を着用した上でアクセスする。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について」参照</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮しても、移動可能なルートとして出入管理建屋及び原子炉補助建屋に大型航空機特化ルートをあらかじめ設定する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、あらかじめ設定したルートのアクセス性が地震時の影響により仮に阻害された場合のルート選定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水水位の影響を受ける場合は、防護具を着用してアクセスすることを記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。第1図に示した「①～⑦」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートと関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、重大事故等対応要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>2. アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、本別紙第1図「島根原子力発電所2号炉重大事故等時 屋内のアクセスルート」に示す。また、第1図に記した「①～⑩」は、本別紙第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」のアクセスルートに記載のある数字と関連づけがなされている。</p> <p>なお、第2表に、第1図中の操作対象箇所における操作対象機器、操作項目等を示す。</p> <p>3. 屋外のアクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。そこで、重大事故等対処設備を使用する場合には、緊急時対策要員（現場要員）の滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。また、第1図に示した「①～⑩」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートに記載のある数字と関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目等を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、発電所災害対策要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現及び対応要員の名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	手動操作による減圧（主蒸気逃がし安全弁）	○		
	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○		
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○	【中央制御室→①階段L①→③-4】→③-5】→③-4】	
高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保		○	・系統構成 【中央制御室→①→③→③階段G④→④-1】→④-2】→④階段G③→③→③階段F④→④-4】→④-3】	
		○	・高圧窒素ガスボンベ切替えA系の場合 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-5】】	
		○	B系の場合 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-5】】 ・高圧窒素ガスボンベ切替えB系の場合 【中央制御室→①→③→③階段F④→④-5】→④-5】→④-5】	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/13)

条文	対応手段	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート ^{※1}
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	A-RHJの停止(22-20)の操作 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④階段F④→④-1】→④-1】 B-RHJの停止(22-20)の操作 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④階段F④→④-1】→④-1】 C-RHJの停止(22-20)の操作 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④階段F④→④-1】→④-1】 上記3つの停止(22-20)の操作 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④階段F④→④-1】→④-1】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	非常用コントロールセンター制御が使用不可な場合 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④-1】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	非常用コントロールセンター制御が使用不可な場合 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④-1】 欠乏の検出/電圧の喪失で原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (A) 既入高圧窒素の場合 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④-1】 欠乏の検出/電圧の喪失で原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 (B) 既入高圧窒素の場合 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④-1】	緊急時対策所-第2保管エリア又は第3保管エリア
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	【中央制御室→①階段F④→④-1】→④-1】 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④-1】	緊急時対策所-第2保管エリア又は第3保管エリア
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○		
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○		
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○		
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○		
1.5 最終レポートシナリオを輸送するための手順等	最終レポートシナリオを輸送するための手順等	○		
	最終レポートシナリオを輸送するための手順等	○	非常用コントロールセンター制御が使用不可な場合 【中央制御室→①階段F④→④-1】→④-1】	
	最終レポートシナリオを輸送するための手順等	○		緊急時対策所-第4保管エリア

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復	○	電源回復 【中央制御室→①階段A③→③-20】→③-21】 ケーブル及び加圧器逃がし弁操作用バッテリー接続 【中央制御室→①階段A③→③-21】→③-21】→③-21】	
	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の機能回復	○	【中央制御室→①階段A③→③-21】→③-21】→③-21】→③-21】	
	伊中機修時における高圧容器熱物放出/格納容器冷却系直接加熱を防止する手順	○		
	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の機能回復	○	【中央制御室→①階段A③→③-21】→③-21】→③-21】→③-21】	
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器逃がし弁の機能回復	○	A-高圧窒素発生器を隔離する場合 【中央制御室→①階段H④→④-1】→④-1】 B-高圧窒素発生器を隔離する場合 【中央制御室→①階段H④→④-1】→④-1】 C-高圧窒素発生器を隔離する場合 【中央制御室→①階段H④→④-1】→④-1】	
	インターフェイssystem LCA発生時の対応手順	○	【中央制御室→①階段A③→③-21】】	
	充てんポンプによる原子炉冷却材の注水	○		
	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉冷却材の注水	○	【中央制御室→①階段A③→③-21】→③-21】	

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載内容の相違
・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.4 原子炉冷却材圧力ババのシタリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉運転中の低圧炉心バブレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系(常設)復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却(残留熱除去系A系注入配管使用の場合)	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系(常設)復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却(残留熱除去系B系注入配管使用の場合)	○		
	原子炉運転中の代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却(残留熱除去系A系注入配管使用の場合)	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(残留熱除去系A系注入配管使用の場合)	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(残留熱除去系B系注入配管使用の場合)	○		
	原子炉停止中の低圧代替注水系(常設)復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水	○		
原子炉停止中の低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	原子炉・格納容器下部注水接続口(建屋内)使用時	○		
	【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】			

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.6 原子炉格納容器内の冷却等	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
1.7 原子炉格納容器の過圧防止等のための手順	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		
	【中核制御室→(①)→(③)→(③階段F④)→(④)→(④)】	○		

※1：屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.4 原子炉冷却材圧力ババのシタリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	B-光でポンプ(自己冷却)による原子炉圧力容器への注水	○		
	可搬型代替注水系ポンプを用いたA-真正圧入ポンプ(高圧)による高圧代替注水系運転	○		
	原子炉格納容器隔離弁の閉止	○		
	溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合の対応手順	○		
	電動補助給水ポンプ又はタービン駆動給水ポンプによる緊急発生炉への注水	○		
	主蒸気過熱器による蒸気放出	○		
	高圧注水ポンプによる原子炉圧力容器への注水	○		
原子炉格納容器内の作業員を避難させる手順	○			

※1：屋外アクセスルートは、屋内(中央制御室)又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.4 原子炉冷却材圧力バウダリング時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉停止中の残留熱除去系電源復旧後の発電用原子炉からの除熱	○		
	残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水	○		
	低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	○		
	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による発電用原子炉からの除熱	○		
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器フィルターベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	○		
	フィルタ装置への水補給	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/13)

条文	対応手順	中央	操作・作業場所	
			屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.7 原子炉格納容器の過圧管理を防止するための手順等	格納容器の過圧管理を防止するための手順等	○		
	格納容器の過圧管理を防止するための手順等	○		
	格納容器の過圧管理を防止するための手順等	○		
	格納容器の過圧管理を防止するための手順等	○		
1.8 原子炉格納容器下部の放射熱を冷却するための手順等	原子炉格納容器下部の放射熱を冷却するための手順等	○		
	原子炉格納容器下部の放射熱を冷却するための手順等	○		
	原子炉格納容器下部の放射熱を冷却するための手順等	○		
	原子炉格納容器下部の放射熱を冷却するための手順等	○		
1.9 水素発生による原子炉格納容器の管理を防止するための手順等	水素発生による原子炉格納容器の管理を防止するための手順等	○		
	水素発生による原子炉格納容器の管理を防止するための手順等	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器下部の放射熱を冷却するための手順等	○		
	原子炉格納容器下部の放射熱を冷却するための手順等	○		
1.9 水素発生による原子炉格納容器の管理を防止するための手順等	水素発生による原子炉格納容器の管理を防止するための手順等	○		
	水素発生による原子炉格納容器の管理を防止するための手順等	○		

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段における屋内アクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する大型航空機特化ルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違
 【女川及び島根】
 記載内容の相違

・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外側からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5	最終ヒートシンクへ熱水による補機冷却水確保 (B系)	○	【中央制御室→(①)階段L④→(④)-33】→(④)-44】→(④)-32】→(④)-33】→(④)-34】→(④)-35】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む) による補機冷却水確保	○		
1.6	原子炉格納容器内の冷却等のため			
	原子炉格納容器内へのスプレイ			
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) による原子炉格納容器内へのスプレイ	○	格納容器スプレイ接続口 (建屋内) 使用時 【中央制御室→(①)→(③)階段F④】→(④)-57】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系電源復旧後のサブプレッションプールの除熱	○		
	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード) によるサブプレッションプールの除熱	○		
	大型航空機による影響を考慮した場合のスプレイ 屋内接続口の使用) ※2	○	原子炉建屋原子炉操作 【中央制御室→(①)階段L④→(④)-52】→(④)-53】 原子炉建屋付属棟作業 【(④)-52】→(④)階段L①)→(①)→(③)→(③)階段F④)→(④)-54】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理エリア) を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.13	重大事故等の発生に必要な手順			
	格納容器内へのスプレイ			
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) による原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード) によるサブプレッションプールの除熱	○		
1.14	電源の確保に関する手順			
	格納容器内へのスプレイ			
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) による原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) による原子炉格納容器内へのスプレイ	○		
	残留熱除去系 (サブプレッションプール水冷却モード) によるサブプレッションプールの除熱	○		

※1：屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.7	原子炉格納容器の過温制限を防止するための手順等			
	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D→格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	○		
	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D→格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 (故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合) ※2	○		

※1：屋外アクセスルートは、屋内 (中央制御室) 又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2：本手段における屋内アクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する大型航空機特化ルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

【女川】
 記載内容の相違

泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外側からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(9/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.8 原子伊格納容器下部の注水米(可搬型)による原子伊格納容器下部への注水	原子伊格納容器下部の注水米(可搬型)による原子伊格納容器下部への注水	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(57)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子伊格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子伊格納容器下部への注水	○		
	代替循環冷却系による原子伊格納容器下部への注水	○		
	原子伊格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子伊格納容器下部への注水	○	格納容器スプレイ接続口(建屋内)使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(57)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	ほう酸水注入系による原子伊格納容器へのほう酸水注入	○		
	大型航空機による影響を考慮した場合の注水及びスプレイ(屋内接続口の使用)※2	○	原子伊格納容器原子伊格納作業 【中央制御室→(①)階段L(④)→(④)→(52)→(④)→(53)】 原子伊格納付属機作業 【(④)→(52)→(④)階段L(①)→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(54)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
1.9 水素爆発による原子伊格納容器の破損を防止するための手順等	可搬型窒素ガス供給装置による原子伊格納容器への窒素供給	○	扉開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(20)】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(21)又は(④)→(22)】	緊急時対策所→第1保管エリア
	原子伊格納容器フィルタメント系による原子伊格納容器内の水素及び酸素の排出	○		
	格納容器内水素濃度による原子伊格納容器内の水素濃度監視	○		
		○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属機(廃棄物処理エリア)を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(9/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.8 電源の確保に関する手順等	内線交流電源の確保による原子伊格納容器下部への注水 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(57)】	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(57)】	
	中央制御室制御系及びVCS系の復旧	○		
	可搬型窒素ガス供給装置による注水 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(57)】	○		
	可搬型窒素ガス供給装置による注水 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(57)】	○		
1.9 水素爆発による原子伊格納容器の破損を防止するための手順等	扉開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(20)】	○		
	系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(21)又は(④)→(22)】	○		
	原子伊格納容器原子伊格納作業 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(52)→(④)→(53)】	○		
	原子伊格納付属機作業 【(④)→(52)→(④)階段L(①)→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(54)】	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(9/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.9 水素爆発による原子伊格納容器の破損を防止するための手順等	可搬型窒素ガス供給装置による注水 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(20)】	○		
	可搬型窒素ガス供給装置による注水 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(21)又は(④)→(22)】	○		
	可搬型窒素ガス供給装置による注水 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(21)又は(④)→(22)】	○		
1.10 水素爆発による原子伊格納容器の破損を防止するための手順等	原子伊格納容器原子伊格納作業 【中央制御室→(①)→(③)→(③階段F(④))→(④)→(52)→(④)→(53)】	○		
	原子伊格納付属機作業 【(④)→(52)→(④)階段L(①)→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(54)】	○		
	原子伊格納付属機作業 【(④)→(52)→(④)階段L(①)→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(54)】	○		

※1：屋外アクセスルートは、屋内(中央制御室)又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(10/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.9	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	○		
1.10	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	○		
1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却のための手順等	○		
	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	○		
	燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	○		
	燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	○		
	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(10/13)

条文	対応手段	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.14	電源の確保に関する手順等	○		
	使用済燃料貯蔵槽の冷却のための手順等	○		
	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	○		
	燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	○		
	燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	○		
	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	○		
	緊急時対策所からの冷却のための手順等	○		
	緊急時対策所からの冷却のための手順等	○		
	緊急時対策所からの冷却のための手順等	○		
	緊急時対策所からの冷却のための手順等	○		
	緊急時対策所からの冷却のための手順等	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(10/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却のための手順等	○		
	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料プールへの注水	○		
	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイズルによる使用済燃料プールへのスプレイ	○		
	使用済燃料ピットからの漏えい抑制	○		
1.12	緊急時対策所からの冷却のための手順等	○		
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	○		
	可搬型大量送水送水ポンプ車及び放水車による火気への放射性物質の拡散抑制	○		
	可搬型大量送水送水ポンプ車、放水車及び高圧設備による航空機燃料式炎への消火	○		

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(12/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.13 重大事故等の収束に必要な水となる水の供給手順等	海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプB)による送水時水槽への補給			緊急時対策所-第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
1.14 電源の確保に関する手順等	ガスタービン発電機によるメタラ C系及びメタラ 2D系受電	○	【中央制御室→(①)階段L⑩→(②)4→(③)5→(④)4→(⑤)階段L⑩→(⑥)16→(⑦)階段L⑩→(⑧)3→(⑨)3→(⑩)階段F④→(⑪)48→(⑫)49】	緊急時対策所-緊急用電気品庫建屋
	電源車によるメタラ C系及びメタラ 2D系受電	○	【中央制御室→(①)階段L⑩→(②)16→(③)18→(④)19→(⑤)20→(⑥)階段L⑩→(⑦)4→(⑧)3→(⑨)階段F④→(⑩)16→(⑪)11→(⑫)12→(⑬)14→(⑭)15→(⑮)13→(⑯)階段F④→(⑰)42→(⑱)45→(⑲)階段F④→(⑳)階段C②→(㉑)9→(㉒)41→(㉓)5→(㉔)7→(㉕)8→(㉖)0】	緊急時対策所-第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	○	【中央制御室→(①)階段L⑩→(②)15→(③)17→(④)22→(⑤)21】	
常設代替直流電源設備による給電	不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①)階段L④→(②)46→(③)47】	○	・125V 直流主母線盤 2D-1 及び125V 直流主母線盤 2A-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段L④→(②)47→(③)階段L⑩→中央制御室→(④)階段L④→(⑤)46】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①)階段L④→(②)46→(③)47】	
	不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①)階段L④→(②)46→(③)47】	○	・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段L④→(②)46→(③)47】	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(12/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.13 監視測定等に関する手順等	可動式モニタリングポストによる放射線量の測定(放射線計)			緊急時対策所-第1保管エリア又は第4保管エリア
	可動式モニタリングポストによる空気中の放射線量の測定(放射線計)			緊急時対策所-第1保管エリア又は第4保管エリア
1.14 緊急時対策の責任等に関する手順等	可動式モニタリングポストによる放射線量の測定(放射線計)			緊急時対策所-第1保管エリア
	可動式モニタリングポストによる放射線量の測定(放射線計)			緊急時対策所-第1保管エリア
1.15 緊急時対策の責任等に関する手順等	可動式モニタリングポストによる放射線量の測定(放射線計)			緊急時対策所-第1保管エリア
	可動式モニタリングポストによる放射線量の測定(放射線計)			緊急時対策所-第1保管エリア

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(12/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	代替非常用発電機によるメタラ A系及びメタラ B系受電 (代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)	○	メタラ B系受電準備、メタラ A系受電準備 【中央制御室→(①)階段 C③→(②)37→(③)38→(④)39→(⑤)38→(⑥)37→(⑦)36→(⑧)35→(⑨)34→(⑩)33→(⑪)32→(⑫)31→(⑬)30→(⑭)29→(⑮)28→(⑯)27→(⑰)26→(⑱)25→(⑲)24→(⑳)23→(㉑)22→(㉒)21→(㉓)20→(㉔)19→(㉕)18→(㉖)17→(㉗)16→(㉘)15→(㉙)14→(㉚)13→(㉛)12→(㉜)11→(㉝)10→(㉞)9→(㉟)8→(㊱)7→(㊲)6→(㊳)5→(㊴)4→(㊵)3→(㊶)2→(㊷)1→(㊸)0】	
	代替非常用発電機によるメタラ A系及びメタラ B系受電 (代替非常用発電機の現場からの起動による受電)	○	メタラ B系受電準備、メタラ A系受電準備 【中央制御室→(①)階段 C③→(②)37→(③)38→(④)39→(⑤)38→(⑥)37→(⑦)36→(⑧)35→(⑨)34→(⑩)33→(⑪)32→(⑫)31→(⑬)30→(⑭)29→(⑮)28→(⑯)27→(⑰)26→(⑱)25→(⑲)24→(⑳)23→(㉑)22→(㉒)21→(㉓)20→(㉔)19→(㉕)18→(㉖)17→(㉗)16→(㉘)15→(㉙)14→(㉚)13→(㉛)12→(㉜)11→(㉝)10→(㉞)9→(㉟)8→(㊱)7→(㊲)6→(㊳)5→(㊴)4→(㊵)3→(㊶)2→(㊷)1→(㊸)0】	屋外 A→代替非常用発電機

※1：屋外アクセスルートは、屋内(中央制御室)又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	可搬型代替直流電源設備による給電	○	・125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流主母線盤 2A-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段L④→(④)→47】→(④)階段L④→中央制御室→(①)階段L④→(④)→46】 不要直流負荷切離L 【中央制御室→(①)階段L④→(④)→46】→(④)→47】 ・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1及び125V 直流主母線盤 2B-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段L④→(④)→46】→(④)階段L④→中央制御室→(①)階段L④→(④)→47】 不要直流負荷切離L 【中央制御室→(①)階段L④→(④)→46】→(④)→47】 ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→③→(③)階段F④→(④)→45】	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
		○		
		○		
		○	【中央制御室→(①)→③→(③)階段F④→(④)→45】	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
				緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	ガスタービン発電機備軽曲タンクからタンクローリへの補給		緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	
	ガスタービン発電機備軽曲タンクからタンクローリへの補給		緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する対応手順	代替電源からの給電手順 (緊急時対策所用発電機の並列運転手順)	○		緊急時対策所→第1保管エリア
1.19 過保護解除に関する手順等	発電所内の過保護解除	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	○	メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑧)→35】→(⑧)階段A⑤→(⑤)→36】→(⑤)→41】→(⑤)→28】→(⑤)→37】→(⑤)→38】→(⑤)→39】→(⑤)→40】→(⑤)→24】→(⑤)→25】→(⑤)→26】→(⑤)→27】	屋外A→1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(a)
	所内常設蓄電池式直流電源設備による給電	○	メタクラB系受電操作、コントローラセントラB系受電操作、メタクラA系受電操作、コントローラセントラA系受電操作 【中央制御室→(⑧)階段A⑤→(⑤)→36】→(⑤)→38】→(⑤)→40】→(⑤)→23】→(⑤)→24】→(⑤)→25】→(⑤)→27】→(⑤)→28】 作業場所への移動 【中央制御室→(⑧)階段B②→屋外A】	
	不要直流負荷切離し操作 (SBO発生1時間以内) 【中央制御室→(⑧)→36】→(⑧)→31】→(⑧)→37】→(⑧)→39】→(⑧)→40】			
	不要直流負荷切離し操作 (SBO発生5時間以降) 【中央制御室→(⑧)階段A⑤→(⑤)→28】→(⑤)→41】→(⑤)→29】→(⑤)→42】→(⑤)→43】→(⑤)→44】			

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(14/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	タンクローリーから蓄機器への給油	○		緊急時対策所→第3保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	非常用交流電源設備による給電	○		
	非常用直流電源設備による給電	○		
1.15 事故時の計装に関する手順等	他チャンネルによる計測、代替パラメータによる推定（計器の故障）	○		
	代替パラメータによる推定（計器の計測範囲を超えた場合）	○		
	可搬型計測器による計測又は監視	○	【④-52】→(④)階段L①→中央制御室	
	パラメータの記録			
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室換気空調系の運転手順	○		
	中央制御室待避所の運用手順	○	【中央制御室→(①)階段L④→④-51】→(④)階段L⑥→④-7】	
	中央制御室の照明を確保する手順	○		
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○		
	中央制御室待避所の照明を確保する手順	○		
	中央制御室待避所の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○		
	データ表示装置（待避所）によるプラントパラメータ等の監視手順			
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系起動手順）	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(14/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）	○		

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.16 原子制御室の居住性等に関する手順等	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系停止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（中央制御室での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）		【中央制御室→(①)→(③)→(③階段G④)→(④階段B②)→(②)→(①)→(①-2)】	
1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定			
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定			
	海上モニタリング			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定			緊急時対策所→第2保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.14 電源の種類に関する手順等	可搬型代替直流電源設備による給電	○		
				屋外A→1号炉種類3用エリア又は2号炉東側3用エリア、屋外A又は屋外E

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載内容の相違
・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機差転手順			
	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順			
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順			
	緊急時対策所での格納容器ベントを実施する場合の対応の手順			
	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え手順			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）によるアラートパラメータ等の監視手順			
	緊急時対策所換気空調系の切替え手順			
	ガスタービン発電機による給電			
	電線車による給電			緊急時対策所第4保管エリア
	1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等		
発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等				

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/20)

条文	対応手順	操作・作業場所			
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1	
1.14 電源の確保に関する手順等	代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ委注器稼働及び代替所内電気設備分電盤給電		系統構成 【中央制御室→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-28)→(⑧-36)→(⑧-39)→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-22)→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-54)→(⑧-65)→(⑧-62)】 代替非常用発電機駆動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧) 屋外A→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-31)→(⑧-34)→(⑧-44)→(⑧-45)→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-22)→(⑧-36)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧-22)→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-47)】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-45)→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-22)→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-24)→(⑧-26)→(⑧-25)→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-46)→(⑧-47)→(⑧-48)】		屋外A→代替非常用発電機→屋外A
	可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ委注器稼働及び代替所内電気設備分電盤給電		系統構成 【中央制御室→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-28)→(⑧-36)→(⑧-39)→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-22)→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-54)→(⑧-65)→(⑧-62)】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系設備）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） 【中央制御室→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-31)→(⑧-34)→(⑧-44)→(⑧-45)→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-22)→(⑧-36)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧-22)→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-47)】 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系設備） ・可搬型代替電源格設機（東側）に接続する場合 【中央制御室→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-43)→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-22)→(⑧) 屋外A→(⑧) 屋外アクセスルート→(⑧) 階段G(⑧)→(⑧-44)→(⑧-47)→(⑧-48)→(⑧) 階段G(⑧)→(⑧-24)→(⑧-26)→(⑧-25)】 ・可搬型代替電源格設機（西側）に接続する場合 【中央制御室→(⑧) 階段A(⑧)→(⑧-43)→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-22)→(⑧) 屋外A→(⑧) 屋外アクセスルート→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-24)→(⑧-26)→(⑧-25)→(⑧) 階段B(⑧)→(⑧-44)→(⑧-47)→(⑧-48)】		屋外A→1号が西側3m エリア又は2号が東側3m エリア→屋外A又は屋外E

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(17/20)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.14</td> <td>電源の確保に関する手順等 ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）</td> <td></td> <td>系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑧-11)→(⑧-14)→(⑧-機E⑤)→(⑧-7)→(⑧-機E P⑤)→(⑧-33)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-19)→(⑧-15)→(⑧-16)→(⑧-17)→(⑧-機E⑤)→(⑧-54)→(⑧-26)→(⑧-54)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑧-11)→(⑧-14)→(⑧-機E⑤)→(⑧-52)→(⑧-53)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-8)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-機E⑤)→(⑧-16)→(⑧-18)→(⑧-19)→(⑧-17)→(⑧-機E⑤)→(⑧-55)→(⑧-39)→(⑧-55)】 ホース敷設、接続 【屋外A→(⑧-機E B⑤)→(⑧-20)→(⑧-21)→(⑧-20)→(⑧-45)→(⑧-機E B⑤)→屋外A】</td> <td>緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型タンクローリーから各機器への補給</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用交流電源設備による給電</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	系文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}	1.14	電源の確保に関する手順等 ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)		ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）		系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑧-11)→(⑧-14)→(⑧-機E⑤)→(⑧-7)→(⑧-機E P⑤)→(⑧-33)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-19)→(⑧-15)→(⑧-16)→(⑧-17)→(⑧-機E⑤)→(⑧-54)→(⑧-26)→(⑧-54)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑧-11)→(⑧-14)→(⑧-機E⑤)→(⑧-52)→(⑧-53)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-8)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-機E⑤)→(⑧-16)→(⑧-18)→(⑧-19)→(⑧-17)→(⑧-機E⑤)→(⑧-55)→(⑧-39)→(⑧-55)】 ホース敷設、接続 【屋外A→(⑧-機E B⑤)→(⑧-20)→(⑧-21)→(⑧-20)→(⑧-45)→(⑧-機E B⑤)→屋外A】	緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)		ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)		可搬型タンクローリーから各機器への補給			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)		非常用交流電源設備による給電	○			<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
系文	対応手順	操作・作業場所																																		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}																																
1.14	電源の確保に関する手順等 ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)																																
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）		系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑧-11)→(⑧-14)→(⑧-機E⑤)→(⑧-7)→(⑧-機E P⑤)→(⑧-33)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-19)→(⑧-15)→(⑧-16)→(⑧-17)→(⑧-機E⑤)→(⑧-54)→(⑧-26)→(⑧-54)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑧-11)→(⑧-14)→(⑧-機E⑤)→(⑧-52)→(⑧-53)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-8)→(⑧-機E S⑤)→(⑧-機E⑤)→(⑧-16)→(⑧-18)→(⑧-19)→(⑧-17)→(⑧-機E⑤)→(⑧-55)→(⑧-39)→(⑧-55)】 ホース敷設、接続 【屋外A→(⑧-機E B⑤)→(⑧-20)→(⑧-21)→(⑧-20)→(⑧-45)→(⑧-機E B⑤)→屋外A】	緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)																																
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの補給 （燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ補給する場合）			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)																																
	可搬型タンクローリーから各機器への補給			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(6)																																
	非常用交流電源設備による給電	○																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(18/20)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1.15 事故時の計表に関する手順等</td> <td>計器の故障</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計器の計測範囲（把握能力）を越えた場合（代替パラメータによる推定、可搬型計器器によるパラメータ計測又は監視）</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→①②-27】→③④-28】→⑤⑥-29】→⑦⑧-30】→⑨⑩-31】→⑪⑫-32】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測に必要な電源の喪失（可搬型計器器によるパラメータ計測又は監視）</td> <td></td> <td>【中央制御室→①②-27】→③④-28】→⑤⑥-29】→⑦⑧-30】→⑨⑩-31】→⑪⑫-32】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故等時のパラメータを記録する手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">1.16 原子が制御室の居住性等に関する手順等</td> <td>中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順（事故代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）</td> <td>○</td> <td>・A系統を使用する場合 【中央制御室→①②-28】→③④-29】→⑤⑥-30】→⑦⑧-31】→⑨⑩-32】→⑪⑫-33】→⑬⑭-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→①②-28】→③④-29】→⑤⑥-30】→⑦⑧-31】→⑨⑩-32】→⑪⑫-33】→⑬⑭-34】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→①②-42】→③④-25】→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→①②-44】→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェンレンジエリアの設置及び運用手順</td> <td></td> <td>【屋外A→①②-47】→③④-40】→⑤⑥-47】→⑦⑧-41】→⑨⑩-40】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）</td> <td>○</td> <td>系統構成、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型空気ガスボンベ供給操作 【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】 【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	系文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	1.15 事故時の計表に関する手順等	計器の故障	○			計器の計測範囲（把握能力）を越えた場合（代替パラメータによる推定、可搬型計器器によるパラメータ計測又は監視）	○	【中央制御室→①②-27】→③④-28】→⑤⑥-29】→⑦⑧-30】→⑨⑩-31】→⑪⑫-32】		計測に必要な電源の喪失（可搬型計器器によるパラメータ計測又は監視）		【中央制御室→①②-27】→③④-28】→⑤⑥-29】→⑦⑧-30】→⑨⑩-31】→⑪⑫-32】		重大事故等時のパラメータを記録する手順				1.16 原子が制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）	○			中央制御室空調装置の運転手順（事故代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	○	・A系統を使用する場合 【中央制御室→①②-28】→③④-29】→⑤⑥-30】→⑦⑧-31】→⑨⑩-32】→⑪⑫-33】→⑬⑭-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→①②-28】→③④-29】→⑤⑥-30】→⑦⑧-31】→⑨⑩-32】→⑪⑫-33】→⑬⑭-34】		中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→①②-42】→③④-25】→中央制御室】		中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→①②-44】→中央制御室】		チェンレンジエリアの設置及び運用手順		【屋外A→①②-47】→③④-40】→⑤⑥-47】→⑦⑧-41】→⑨⑩-40】		アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	○	系統構成、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型空気ガスボンベ供給操作 【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】 【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】				【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】		<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
系文	対応手順	操作・作業場所																																																							
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート																																																					
1.15 事故時の計表に関する手順等	計器の故障	○																																																							
	計器の計測範囲（把握能力）を越えた場合（代替パラメータによる推定、可搬型計器器によるパラメータ計測又は監視）	○	【中央制御室→①②-27】→③④-28】→⑤⑥-29】→⑦⑧-30】→⑨⑩-31】→⑪⑫-32】																																																						
	計測に必要な電源の喪失（可搬型計器器によるパラメータ計測又は監視）		【中央制御室→①②-27】→③④-28】→⑤⑥-29】→⑦⑧-30】→⑨⑩-31】→⑪⑫-32】																																																						
	重大事故等時のパラメータを記録する手順																																																								
1.16 原子が制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）	○																																																							
	中央制御室空調装置の運転手順（事故代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	○	・A系統を使用する場合 【中央制御室→①②-28】→③④-29】→⑤⑥-30】→⑦⑧-31】→⑨⑩-32】→⑪⑫-33】→⑬⑭-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→①②-28】→③④-29】→⑤⑥-30】→⑦⑧-31】→⑨⑩-32】→⑪⑫-33】→⑬⑭-34】																																																						
	中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→①②-42】→③④-25】→中央制御室】																																																						
	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→①②-44】→中央制御室】																																																						
	チェンレンジエリアの設置及び運用手順		【屋外A→①②-47】→③④-40】→⑤⑥-47】→⑦⑧-41】→⑨⑩-40】																																																						
	アニュラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	○	系統構成、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型空気ガスボンベ供給操作 【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】 【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】																																																						
			【中央制御室→①②-51】→③④-52】→⑤⑥-53】→⑦⑧-54】→⑨⑩-55】→⑪⑫-56】																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(19/20)</p> <table border="1" data-bbox="1344 199 1957 997"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1.17</td> <td rowspan="10">監視測定等に關する手順等</td> <td>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所待機所→1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(注)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">1.18</td> <td rowspan="5">緊急時対策所の居住性等に關する手順等</td> <td>可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所待機所→指障所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所待機所→指障所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}	1.17	監視測定等に關する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	/	/	/	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	/	/	/	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	/	/	/	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	/	/	/	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	/	/	/	海上モニタリング	/	/	緊急時対策所待機所→1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(注)	モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	/	/	/	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	/	/	/	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	/	/	/	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	/	/	/	1.18	緊急時対策所の居住性等に關する手順等	可搬型空気浄化装置運転手順	/	/	緊急時対策所待機所→指障所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋	空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備手順	/	/	緊急時対策所待機所→指障所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	/	/	/	緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順	/	/	/					<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																																									
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}																																																																							
1.17	監視測定等に關する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	/	/	/																																																																						
		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	/	/	/																																																																						
		放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	/	/	/																																																																						
		放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	/	/	/																																																																						
		放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	/	/	/																																																																						
		海上モニタリング	/	/	緊急時対策所待機所→1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(注)																																																																						
		モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策	/	/	/																																																																						
		可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	/	/	/																																																																						
		放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	/	/	/																																																																						
		可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	/	/	/																																																																						
1.18	緊急時対策所の居住性等に關する手順等	可搬型空気浄化装置運転手順	/	/	緊急時対策所待機所→指障所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋																																																																						
		空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備手順	/	/	緊急時対策所待機所→指障所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋																																																																						
		緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	/	/	/																																																																						
		緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順	/	/	/																																																																						
		<p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>																																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(20/20)</p> <table border="1" data-bbox="1344 199 1957 938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1.18 緊急時対策の居住性等に関する手順等</td> <td>空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPIS）によるアラートパラメータ等の監視手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>チェン징エリアの設置及び運用手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指図書 →緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の待機運転手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.19 通信連絡に関する手順等</td> <td>発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※	1.18 緊急時対策の居住性等に関する手順等	空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順	/	/	/	空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順	/	/	/	可搬型空気浄化装置への切替手順	/	/	/	安全パラメータ表示システム（SPIS）によるアラートパラメータ等の監視手順	/	/	/	チェン징エリアの設置及び運用手順	/	/	緊急時対策所指図書 →緊急時対策所待機所	可搬型空気浄化装置の切替手順	/	/	/	緊急時対策所用発電機準備手順	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機起動手順	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機の切替手順	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機の待機運転手順	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア	1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア	発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																											
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※																																																									
1.18 緊急時対策の居住性等に関する手順等	空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順	/	/	/																																																									
	空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順	/	/	/																																																									
	可搬型空気浄化装置への切替手順	/	/	/																																																									
	安全パラメータ表示システム（SPIS）によるアラートパラメータ等の監視手順	/	/	/																																																									
	チェン징エリアの設置及び運用手順	/	/	緊急時対策所指図書 →緊急時対策所待機所																																																									
	可搬型空気浄化装置の切替手順	/	/	/																																																									
	緊急時対策所用発電機準備手順	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア																																																									
	緊急時対策所用発電機起動手順	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア																																																									
	緊急時対策所用発電機の切替手順	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア																																																									
	緊急時対策所用発電機の待機運転手順	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア																																																									
1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	緊急時対策所指図書 及び緊急時対策所待機所 →緊急時対策所エリア																																																									
	発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/																																																									
		<p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 213 577 1102" style="border: 1px solid black; height: 557px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="593 432 622 812" style="text-align: center;"> <p>第1図 屋内アクセスルート ルート図①</p> </div> <div data-bbox="645 213 678 624" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防壁上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="716 213 1267 1054" style="border: 1px solid black; height: 527px; width: 246px;"></div> <div data-bbox="1285 233 1314 1007" style="text-align: center;"> <p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(1/11)</p> </div> <div data-bbox="936 1075 1317 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1357 225 1868 1107" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 228px;"></div> <div data-bbox="1906 469 1935 903" style="text-align: center;"> <p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(1/11)</p> </div> <div data-bbox="1350 1171 1921 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備 配置、対応手順等の相 違によりプラントごと にアクセスルートは異 なるが、記載内容に相 違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 212 591 1118" style="border: 1px solid black; height: 568px; width: 226px;"></div> <div data-bbox="604 488 633 868" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図②</div> <div data-bbox="651 212 687 619" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="716 212 1272 1102" style="border: 1px solid black; height: 558px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1288 256 1317 1035" style="text-align: center;">第1図 ②島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(2/11)</div> <div data-bbox="943 1118 1317 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1357 212 1868 1110" style="border: 1px solid black; height: 563px; width: 228px;"></div> <div data-bbox="1906 416 1935 852" style="text-align: center;">第1図 ②屋内アクセスルート ルート図(2/11)</div> <div data-bbox="1357 1169 1928 1197" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備 配置、対応手順等の相 違によりプラントごと にアクセスルートは異 なるが、記載内容に相 違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="76 213 593 1043" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="600 448 633 831" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図③ </div> <div data-bbox="645 209 685 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="714 209 1279 1094" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 252 1319 1031" style="text-align: center;"> 第1図 ③島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(3/11) </div> <div data-bbox="938 1107 1323 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1364 233 1895 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1906 427 1939 866" style="text-align: center;"> 第1図 ③屋内アクセスルート ルート図(3/11) </div> <div data-bbox="1350 1155 1924 1182" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="76 204 593 1010" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="607 400 636 778" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図④ </div> <div data-bbox="651 204 685 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 212 1279 1098" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1290 268 1319 1043" style="text-align: center;"> 第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(4/11) </div> <div data-bbox="943 1110 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1386 209 1895 1026" style="border: 1px solid black; height: 510px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1912 400 1942 831" style="text-align: center;"> 第1図 ④屋内アクセスルート ルート図(4/11) </div> <div data-bbox="1352 1110 1928 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="87 209 600 1043" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="611 427 642 807" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図⑤ </div> <div data-bbox="656 209 689 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 201 1274 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 256 1314 1031" style="text-align: center;"> 第1図 ⑤島根原子力発電所2号炉 屋内のアクセスルート(5/11) </div> <div data-bbox="943 1094 1319 1115" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 233 1904 1098" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1915 472 1946 908" style="text-align: center;"> 第1図 ⑤屋内アクセスルート ルート図(5/11) </div> <div data-bbox="1352 1174 1926 1201" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備 配置、対応手順等の相 違によりプラントごと にアクセスルートは異 なるが、記載内容に相 違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 217 600 1062" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="611 419 642 802" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図⑥</div> <div data-bbox="658 252 687 603" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="716 217 1272 1098" style="border: 1px solid black; height: 552px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1283 268 1314 1046" style="text-align: center;">第1図 ⑥島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(6/11)</div> <div data-bbox="943 1110 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 217 1890 1075" style="border: 1px solid black; height: 538px; width: 236px;"></div> <div data-bbox="1910 443 1942 884" style="text-align: center;">第1図 ⑥屋内アクセスルート ルート図(6/11)</div> <div data-bbox="1350 1169 1924 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 600 1069" style="border: 1px solid black; height: 532px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="609 459 640 839" style="text-align: center;"> <p>第1図 屋内アクセスルート ルート図⑦</p> </div> <div data-bbox="654 220 685 625" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防壁上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="716 220 1272 1098" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1281 264 1312 1040" style="text-align: center;"> <p>第1図 ⑦島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(7/11)</p> </div> <div data-bbox="940 1114 1317 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1357 226 1890 1091" style="border: 1px solid black; height: 542px; width: 238px;"></div> <div data-bbox="1908 450 1939 887" style="text-align: center;"> <p>第1図 ⑦屋内アクセスルート ルート図(7/11)</p> </div> <div data-bbox="1357 1171 1930 1197" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

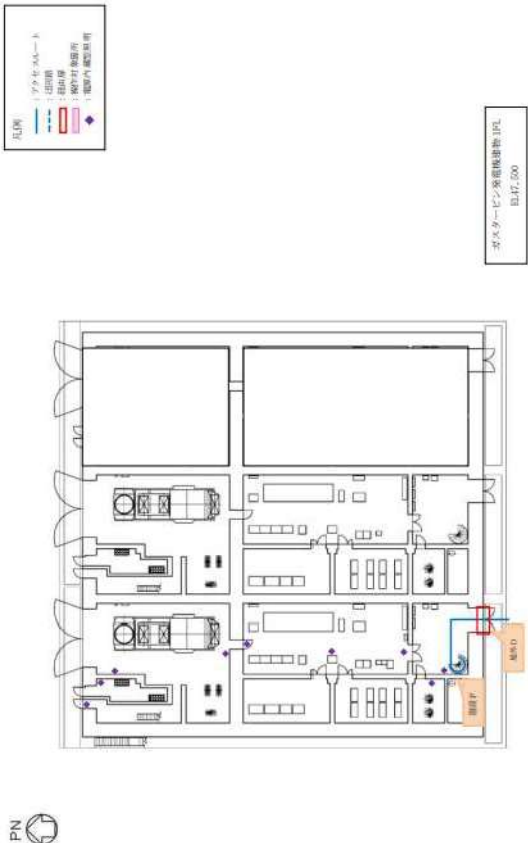
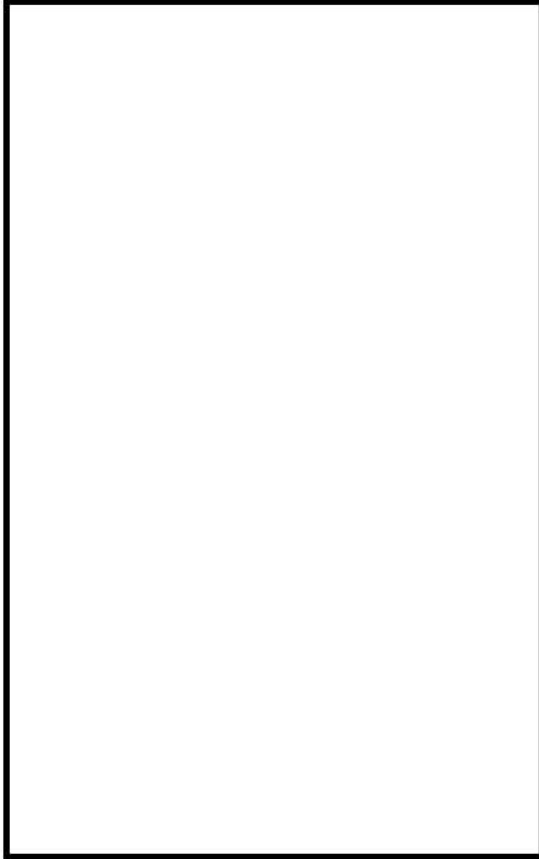
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="719 213 1274 1094" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 252 1317 1031" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第1図 ⑧島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(8/11) </div> <div data-bbox="943 1107 1319 1131" style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 240 1890 1086" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1906 467 1937 900" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第1図 ⑧屋内アクセスルート ルート図(8/11) </div> <div data-bbox="1350 1206 1921 1235" style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

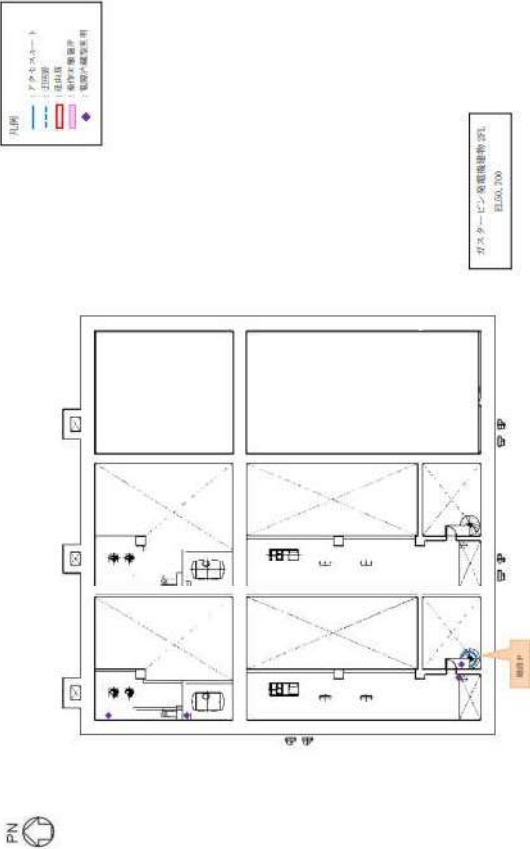
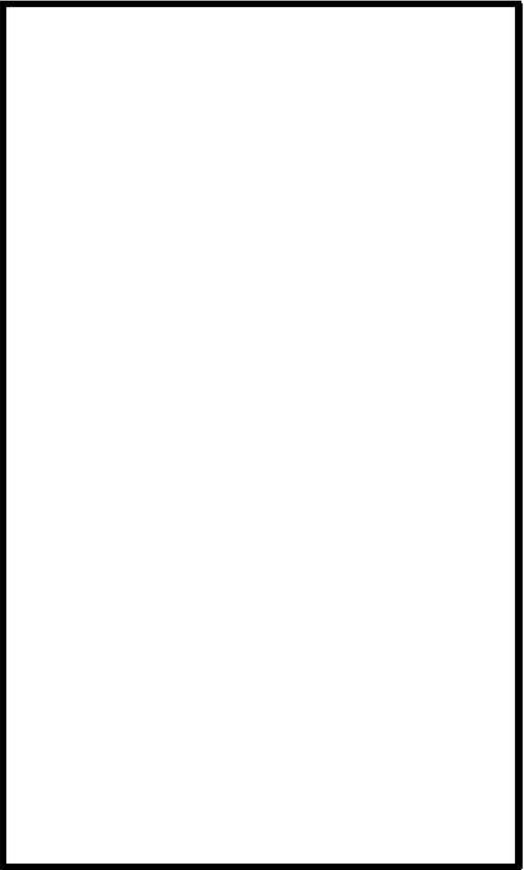
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ⑨島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(9/11)</p>	 <p>第1図 ⑨屋内アクセスルート ルート図(9/11)</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

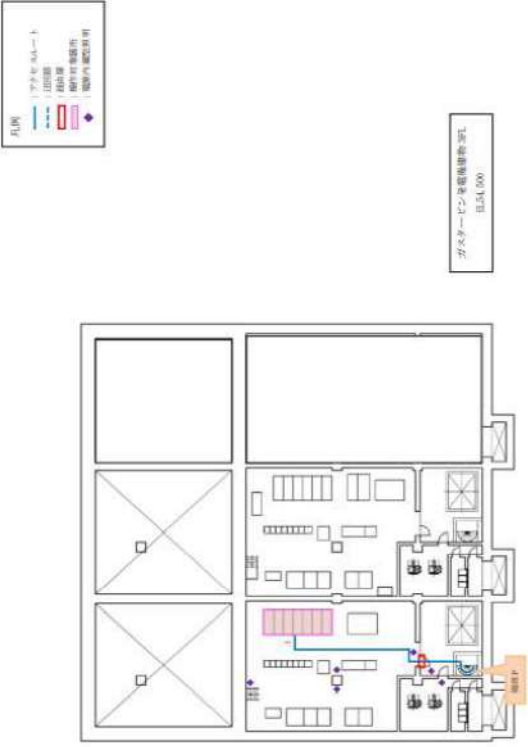
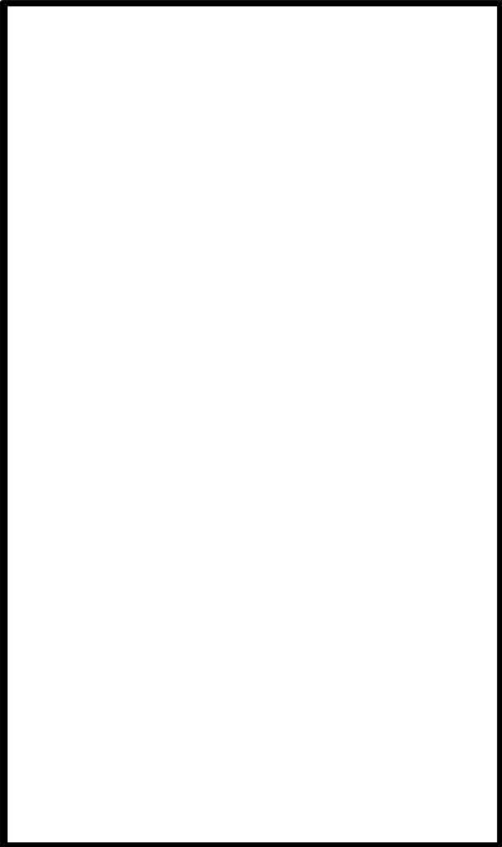
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(10/11)</p>	 <p>第1図 ⑩屋内アクセスルート ルート図(10/11)</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(11/11)</p>	 <p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(11/11)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(1/3)

第2表 操作対象機器一覧(1/2)

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(1/5)

【女川及び島根】
設備名称の相違

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目	
①	1	ホースの敷設、接続	
	2	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置	
	③	1	PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁
		2	PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁
		3	MCC 2G-1
		4	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池
		5	中央制御室端子盤
6	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)		
7	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)		
④	1	HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁 (A)	
	2	HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁 (B)	
	3	HPIN 非常用窒素ガス入口弁 (A)	
	4	HPIN 非常用窒素ガス入口弁 (B)	
	5	代替高圧窒素ガス供給系 (A) 高圧窒素ガスポンペ	
	6	作動窒素供給用ホース及び安全弁用ホース接続	
	7	代替 HPIN 高圧窒素ガスポンペラック安全弁出口ライン止め弁 (A)	
	8	代替 HPIN 窒素ガスポンペ供給止め弁 (A)	
	9	代替 HPIN 窒素ガスポンペラック供給弁 (A)	
	10	代替 HPIN 窒素ガス供給止め弁 (A)	
	11	代替高圧窒素ガス供給系 (B) 高圧窒素ガスポンペ	
	12	作動窒素供給用ホース及び安全弁用ホース接続	
	13	代替 HPIN 高圧窒素ガスポンペラック安全弁出口ライン止め弁 (B)	
	14	代替 HPIN 窒素ガスポンペ供給止め弁 (B)	
	15	代替 HPIN 窒素ガスポンペラック供給弁 (B)	
16	代替 HPIN 窒素ガス供給止め弁 (B)		
17	フィルタ装置出口水素濃度計ドレン排出弁		
18	フィルタ装置出口水素濃度計入口弁		
19	フィルタ装置出口水素濃度計出口弁		
20	扉開放		
21	PSA 窒素供給ライン元弁		
22	建屋内 PSA 窒素供給ライン元弁		
23	FCVS 側 PSA 窒素供給ライン元弁		
24	FCVS PSA 側窒素供給ライン止め弁		
25	FCVS ベントライン隔離弁 (A)		

①-1	①-2
①-1 高圧原子炉冷却水系	①-2 原子炉建屋ブローアウトパネル
①-3 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35A)	①-4 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35B)
②-1 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-1B)	②-2 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-1A)
③-1 B-115V 系充電池(常用) 230V 系充電池(非常用)	③-2 B-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)
④-1 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35A)	④-2 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35B)
④-3 高圧冷却水入口弁(V214-35)	④-4 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)
④-5 A-115V 系充電池(常用) 230V 系充電池(非常用)	④-6 B-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)
④-7 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)	④-8 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)
④-9 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)	④-10 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)
④-11 可搬型蓄電池	④-12 可搬型蓄電池
④-13 チェンジングエリア	④-14 可搬型スプレインズルホース
④-15 1.2m 高圧(10) 入口弁 (V217-10A) 1.2m 高圧(10) 入口弁 (V217-10B)	④-16 空気ポンペラック(1) 出口止め弁 (V217-1)
④-17 空気ポンペラック(2) 出口止め弁 (V217-2)	④-18 空気ポンペラック(3) 出口止め弁 (V217-3)
④-19 高圧原子炉冷却水系(可搬型) 接続口(緑字)	④-20 高圧原子炉冷却水系(可搬型) 接続口(緑字)
④-21 FLZR 注水弁(2) 注水ライン止め弁 (V232-103B) 注水ライン接続口(緑字)	④-22 原子炉建屋ブローアウトパネル
④-23 ベントシステム(可搬型) 接続口(緑字) A/FPS 注水ライン止め弁(V232-2)	④-24 可搬型スプレインズルホース
④-24 可搬型スプレインズルホース(可搬型) 接続口(緑字) 窒素ガス供給系(可搬型) 接続口(緑字) FCVS 窒素供給ライン元弁(V232-38) ANI 窒素供給ライン元弁(D/W 側)(V232-6) ANI 窒素供給ライン元弁(C/W 側)(V232-16)	④-25 可搬型スプレインズルホース(可搬型) 接続口(緑字) 窒素ガス供給系(可搬型) 接続口(緑字) FCVS 窒素供給ライン元弁(V232-38) ANI 窒素供給ライン元弁(D/W 側)(V232-6) ANI 窒素供給ライン元弁(C/W 側)(V232-16)
⑤-1 A-B-CV 常用補給冷却水出口切替弁(M214-3A)	⑤-2 B-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)
⑤-3 A-B-CV 常用補給冷却水出口切替弁(M214-3A) A-B-CV 常用補給冷却水出口切替弁(M214-3B) A/B/F 弁 制御弁(配管止め弁)(V214-3)	⑤-4 B-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)
⑤-5 A-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)	⑤-6 B-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)
⑤-7 C-L/C	⑤-8 C-M/C
⑤-9 メタクワ切替弁	⑤-10 D-L/C
⑤-11 D-M/C	⑤-12 メタクワ切替弁
⑤-13 D2-R/B-C/C, D3-R/B-C/C	⑤-14 A-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)
⑤-15 B-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)	⑤-16 B-115V 系充電池(非常用) 230V 系充電池(常用)
⑤-17 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)	⑤-18 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)
⑤-19 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)	⑤-20 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)
⑤-21 C1-R/B-C/C	⑤-22 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)
⑤-23 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)	⑤-24 B-CV 高圧冷却水入口弁(V214-35)
⑤-1	⑤-2

対象場所	操作対象機器及び操作項目	対象場所	操作対象機器及び操作項目
①-1	ホース接続 原子炉補給冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ 原子炉補給冷却水サージタンク加圧用窒素供給パネル 原子炉補給冷却水サージタンク圧力(可搬型)取付箇所	①-2	ホース接続 配管接続 原子炉補給冷却水サージタンク圧力(可搬型)取付箇所
	①-3 原子炉補給冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ		①-4 原子炉補給冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンペ
①-5	原子炉補給冷却水Aサージライン止め弁 原子炉補給冷却水Bサージライン止め弁	①-6	原子炉補給冷却水Aサージライン止め弁 原子炉補給冷却水Bサージライン止め弁
	①-1 ECTトラックアクセスエリア可搬型窒素ポンペ接続用フィン止め弁 (SA 対策)		①-2 燃料貯蔵用空気供給系(可搬型)窒素供給用フィン止め弁 (SA 対策)
②-3 3V-5V-102B 制御用空気供給弁 ホース接続	②-4	ホース接続 フェニクス全量排気弁等制御用可搬型窒素ガスポンペ	
②-5 フェニクス全量排気弁等制御用窒素供給パネル	②-6	3V-5V-102B 制御用空気供給弁 (SA 対策)	
②-7 ダンク操作用資機材	②-8	3D-5V-655 制御用空気供給弁	
②-9 燃料貯蔵用空気供給系(可搬型)窒素供給用フィン止め弁 (SA 対策)	②-10	燃料貯蔵用空気供給系(可搬型)窒素供給用フィン止め弁 (SA 対策)	
②-1 A-主蒸気逃がし弁	②-2	B-主蒸気逃がし弁	
②-3 C-主蒸気逃がし弁	②-4	A-主蒸気逃がし弁	
②-5 B-主蒸気逃がし弁	②-6	C-主蒸気逃がし弁	
②-7 可搬型大型送水ポンプ車 33k 接続口 ホース接続	②-8	非常用エアロック	
②-9 可搬型ホース敷設、接続	②-10	可搬型ホース敷設、接続	
②-11 可搬型水位計用資機材	②-12	使用済燃料ピット水位(可搬型) 設置箇所	
②-13 使用済燃料ピット水位 (ワイヤ)接続 ワイヤ接続	②-14	ワイヤ接続 ケーブル接続	
②-15 SFP 監視用監視カメラ	②-16	使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置	
②-17 使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置設置箇所 ホース接続 制御用監視カメラ冷却装置冷却出口弁 ケーブル接続	②-18	可搬型エアモニタ機器取付箇所 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	
②-19 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ ケーブル接続	②-20	使用済燃料ピット可搬型エアモニタ ケーブル接続	
②-21 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ設置箇所	②-22	SA 用代替電源中継接続盤 2	
②-23 ケーブル敷設	②-24	使用済燃料ピット可搬型エアモニタ設置箇所	
②-25 使用済燃料ピット可搬型エアモニタ設置箇所	②-26	使用済燃料ピット可搬型エアモニタ設置箇所	
③-1 補助給水ピットタービン補助給水ポンプ機出口弁	③-2	タービン補助給水ポンプ駆動蒸気 B 主蒸気ライン元弁	
③-3 タービン補助給水ポンプ駆動蒸気 C 主蒸気ライン元弁	③-4	A-主給水隔離弁 B-主給水隔離弁 C-主給水隔離弁	
④-5 A, B-C/V 再循環ユニット補給冷却水入口 C/V 外側開閉弁	④-6	A-C/V 再循環ユニット補給冷却水出口 C/V 外側開閉弁 B-C/V 再循環ユニット補給冷却水出口 C/V 外側開閉弁	
④-7 C, D-C/V 再循環ユニット補給冷却水入口 C/V 外側開閉弁	④-8	C-C/V 再循環ユニット補給冷却水出口 C/V 外側開閉弁 D-C/V 再循環ユニット補給冷却水出口 C/V 外側開閉弁	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (2/3)

第2表 操作対象機器一覧 (2/2)

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (2/5)

【女川及び島根】
設備名称の相違

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
	26	FCVS ベントライン隔離弁 (B)
	27	D/W ベント用出入口隔離弁
	28	RCW 代替冷却水 副R 負荷供給側連絡弁 (A)
	29	RCW 代替冷却水 副R 負荷戻り側連絡弁 (A)
	30	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁 (A)
	31	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁 (A)
	32	RCW 代替冷却水 副R 負荷供給側連絡弁 (B)
	33	RCW 代替冷却水 副R 負荷戻り側連絡弁 (B)
	34	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁 (B)
	35	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁 (B)
	36	RCW 代替冷却水 副R 負荷供給側連絡弁 (C)
	37	RCW 代替冷却水 副R 負荷戻り側連絡弁 (C)
	38	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁 (C)
	39	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁 (C)
	40	原子炉建屋大物搬入口開放
④	41	原子炉建屋扉開放
	42	R/B MCC 2B-5
	43	原子炉補機代替冷却水系 A 系ベント弁
	44	原子炉補機代替冷却水系 B 系ベント弁
	45	扉開放
	46	125V 直流主母線盤 2A-1
	47	125V 直流主母線盤 2B-1
	48	D/G(B) 制御盤
	49	D/G(A) 制御盤
	50	RCIC タービン入口蒸気ライン第二隔離弁
	51	高圧空気ボンベユニット接続止め弁
	52	扉開放
	53	ホース敷設用貫通孔
	54	注水系屋内接続口
	55	高圧窒素ガス供給系 (A) 高圧窒素ガスポンペ
	56	高圧窒素ガス供給系 (B) 高圧窒素ガスポンペ
	57	扉開放

①-1	燃料棒プール監視カメラ用冷却機	①-2	MCC 非常用ガス処理入口隔離弁、MCC 非常用ガス処理入口隔離弁バイパス弁、送風機/排気機
①-3	SA 電圧調整機 A	①-4	SA 電圧調整機 B
①-5	RCW A-FPC 熱交換器入口弁 (V214-390) RCW B-FPC 熱交換器入口弁 (V214-380)	①-6	SA2C/C
①-7	可動型スプレイドズル・ホース設置装置	①-8	可動型スプレイドズル・ホース設置装置
①-9	原子炉補機燃料取扱機/ブローアウトバルブ停止装置	①-4	原子炉補機燃料取扱機/ブローアウトバルブ停止装置
①-1	緊急用メタクラ		

対象場所	操作対象機器及び操作項目	対象場所	操作対象機器及び操作項目
①-9	・通常用エアロック	①-10	・代替格納容器スプレイドズル入口第1止め弁 ・代替格納容器スプレイドズル入口第2止め弁 ・A-燃料取扱機用水ポンプ出口ユニット弁 ・可動型格納容器内水素濃度計測ユニット
①-11	・格納容器空気をサンプル冷却器用冷却水入口弁	①-12	・可動型格納容器内水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策)
①-13	・格納容器サンプル戻りライン止め弁	①-14	・可動型格納容器内水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策)
①-15	・格納容器空気をサンプル取出しライン止め弁 ・格納容器空気をサンプル冷却器入口弁 ・格納容器空気をサンプル採取装置バイパス弁 ・格納容器空気をサンプルリング戻りライン止め弁	①-16	・ホース接続 ・電線敷設
①-17	・CV 水素濃度計電線盤	①-18	・可動型代替ガスサンプルリング圧縮装置
①-19	・格納容器空気をサンプル採取装置弁	①-20	・格納容器空気をサンプルライン隔離弁後作用可動型窒素ガスポンペ ・格納容器空気をサンプルライン隔離弁後作用窒素供給バルブ ・ホース接続
①-21	・3B-RV-002 駆動用空気供給弁 ・3B-RV-002 窒素ガス供給弁 (SA 対策) ・駆動用副用空気ミニチュア弁	①-22	・可動型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ
①-23	・ホース接続 ・可動型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ入口弁 (SA 対策) ・可動型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ出口弁 (SA 対策)	①-24	・ホース敷設
①-25	・格納容器空気をサンプル冷却器用冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策)	①-26	・可動型アニュラス水素濃度計測ユニット
①-27	・ホース接続 ・可動型アニュラス水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策) ・可動型アニュラス水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策)	①-28	・ダンパ後作用貫通孔
①-29	・ダンパ駆動用副用空気ミニチュア弁	①-30	・A-中央制御室給気ファン出口ダンパ
①-31	・A-中央制御室非常用所蔵ファン入口ダンパ	①-32	・A-中央制御室給気ファン入口ダンパ
①-33	・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ ・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	①-34	・A-中央制御室給気風量調節ダンパ
①-35	・ダンパ駆動用副用空気ミニチュア弁	①-36	・B-中央制御室給気ファン出口ダンパ
①-37	・B-中央制御室非常用所蔵ファン入口ダンパ	①-38	・B-中央制御室給気ファン入口ダンパ
①-39	・B-中央制御室外気取入風量調節ダンパ ・B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	①-40	・B-中央制御室給気風量調節ダンパ
①-41	・ダンパ駆動用副用空気ミニチュア弁	①-42	・A-安全補機用副用空気取入ダンパ
①-43	・ダンパ駆動用副用空気ミニチュア弁	①-44	・B-安全補機用副用空気取入ダンパ
①-45	・SA 用代替電源中継線盤 1	①-46	・ケーブル敷設
①-47	・SA 用電動弁操作盤	①-48	・ケーブル接続
①-49	・燃料移送管切替弁		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/3)

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
⑤	1	RCIC 蒸気供給ライン分離弁
	2	HPCS 注入隔離弁
	3	S/C ベント用出口隔離弁
	4	R/B MCC 2C-1
	5	R/B MCC 2C-2
	6	R/B MCC 2C-3
	7	R/B MCC 2C-4
	8	R/B MCC 2C-5
	9	P/C 4-2C
	10	F/C 4-2D
	11	R/B MCC 2D-1
	12	R/B MCC 2D-2
	13	R/B MCC 2D-3
	14	R/B MCC 2D-4
	15	125V 直流分電盤 2A-1
	16	C/B MCC 2C-1
	17	125V 直流主母線盤 2A
	18	C/B MCC 2C-2
	19	C/B MCC 2D-1
	20	C/B MCC 2D-2
	21	125V 直流主母線盤 2B
	22	125V 直流分電盤 2B-1
	23	HPAC 蒸気供給ライン分離弁
⑥	1	HPAC 注入弁
	2	HPAC タービン止め弁
	3	高圧代替注水系タービン入口蒸気圧力計
	4	250V 充電器盤
	5	250V 直流受電パワーセンタ
	6	RCIC 注入弁
	7	高圧空気ポンプユニット接続端止め弁
⑦	1	FPMW ポンプ吸込弁
	2	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力計
	3	RCIC タービン止め弁
	4	RCIC 真空タンクドレン弁
	5	RCIC 冷却水ライン止め弁

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/5)

対象場所	操作対象機器及び操作項目	対象場所	操作対象機器及び操作項目
⑤-1	・3V-0015 制御用空気供給弁 ・ホース接続 ・3V-0015 遮断装置 (SA 対策)	⑤-2	・1次冷却材ポンプ排水戻りライン ・C/V 外側隔離弁
⑤-3	・B-1 次冷却材ポンプ排水戻りライン ・C/V 外側隔離弁	⑤-4	・A-1 次冷却材ポンプ排水戻りライン ・C/V 外側隔離弁 ・C-1 次冷却材ポンプ排水戻りライン ・C/V 外側隔離弁
⑤-5	・1次冷却材ポンプ補機冷却水入口止め弁 ・1次冷却材ポンプ補機冷却水入口 ・C/V 外側隔離弁	⑤-6	・1次冷却材ポンプ補機冷却水出口 ・C/V 外側隔離弁 ・余熱油冷却器等補機冷却水出口 ・C/V 外側隔離弁
⑤-7	・余熱油冷却器等補機冷却水入口 ・C/V 外側隔離弁	⑤-8	・充てんライン C/A 外側隔離弁
⑤-9	・原子炉格納容器内配管水供給ライン ・C/V 外側隔離弁		
⑤-1	・加圧器遮断弁兼操作可能型緊急ガスポンプ ・ホース接続 ・加圧器遮断弁兼操作可能型緊急供給パネル	⑤-2	・A-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・A-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T.V 弁 ・ホース接続
⑤-3	・B-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・B-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T.V 弁 ・ホース接続	⑤-4	・R/B 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA 対策) ・補助給水ビッド-燃料取替用水ビッド給水連絡ライン止め弁 (SA 対策)
⑤-5	・補助給水ビッド給水ライン止め弁 (SA 対策) ・補助給水ビッドブローライン給水用止め弁 (SA 対策)	⑤-6	・代替格納容器スプレイポンプ補助給水ビッド側入口止め弁
⑤-7	・代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用止め弁	⑤-8	・原子炉格納容器内制御用空気供給ライン ・C/V 外側隔離弁
⑤-9	・A-1 サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・B-1 サンプル冷却器補機冷却水入口弁	⑤-10	・可搬型温度計測装置 (格納容器内積炭ユニット入口温度/出口温度)
⑤-11	・A-1 デイジーセル発電機燃料油サービスタンク室 ・二酸化炭素消火設備放出ロケット盤	⑤-12	・C、D-1 格納容器内積炭ユニット補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策) ・C、D-1 格納容器内積炭ユニット補機冷却水排水ライン絞り弁 (SA 対策)
⑤-13	・可搬型温度計測装置 (格納容器内積炭ユニット入口温度/出口温度) 取付箇所	⑤-13	・B-1 デイジーセル発電機燃料油サービスタンク室 ・燃料油移送弁の抽出ロケット盤
⑤-15	・A-1 燃料油サービスタンク入口弁 ・A-1 燃料油サービスタンク油面制御弁	⑤-15	・A-1 燃料油移送ポンプ出口 A 側連絡弁
⑤-17	・燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁	⑤-18	・B-1 燃料油サービスタンク入口弁 ・B-1 燃料油サービスタンク油面制御弁
⑤-19	・B-1 燃料油移送ポンプ出口 B 側連絡弁	⑤-20	・ホース敷設
⑤-21	・3V-DG-333 接続口 ・ホース接続	⑤-22	・代替所内電気設備分電盤
⑤-23	・B-1 ニュラス空気浄化ファン電駆切替器	⑤-24	・ケーブル敷設
⑤-25	・ケーブル接続	⑤-25	・SA 用電盤半操作盤
⑤-27	・可搬型計測器	⑤-26	・原子炉安全保護盤 (チャンネル1)
⑤-29	・原子炉安全保護盤 (チャンネルII)	⑤-27	・原子炉安全保護盤 (チャンネルII)
⑤-31	・原子炉安全保護盤 (チャンネルIV)	⑤-28	・シビアアクシデント監視盤
⑤-33	・携行型通話装置用資機材	⑤-29	・携行型通話装置 ・携行型通話装置ジャック箱
⑤-35	・可搬型照明 (SA) 用資機材	⑤-30	・安全系制御プロセッサ (トレンB)
⑤-37	・安全系制御プロセッサ (トレンB)	⑤-31	・安全系制御プロセッサ (トレンA)
⑤-39	・安全系制御プロセッサ (トレンA)	⑤-32	・安全系制御監視盤 (トレンA)
⑤-41	・チャンネルモニタ用資機材	⑤-33	・可搬型照明 (SA)
⑤-43	・チャンネルモニタ	⑤-34	・酸濃度・二酸化炭素濃度計
⑤-45	・燃料油移送配管内接続口 ・ホース接続	⑤-35	・可搬型照明 (SA)
⑤-47	・可搬型照明 (SA) 設置		

【女川及び島根】
設備名称の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象番号</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> <th>対象番号</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①-1</td> <td>タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> <td>①-2</td> <td>可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）取付箇所</td> </tr> <tr> <td>①-3</td> <td>可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所</td> <td>①-4</td> <td>充てんポンプ入口ベントライン止め弁 B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td>①-5</td> <td>B-充てんポンプ自冷水供給ライン緩り弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策）</td> <td>①-6</td> <td>B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td>①-7</td> <td>B-充てんポンプ自冷水供給用資機材</td> <td>①-8</td> <td>B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給用資機材</td> </tr> <tr> <td>①-9</td> <td>充てんライン流量制御弁第2バイパスライン緩り弁（SA対策） 充てんライン流量制御弁前弁</td> <td>①-10</td> <td>B-充てんポンプマイクロライン止め弁</td> </tr> <tr> <td>①-11</td> <td>B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-1</td> <td>タービン動補給水ポンプ入口弁</td> <td>②-2</td> <td>ホース接続 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン 専用工具取付け</td> </tr> <tr> <td>②-3</td> <td>タービン動補給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン油供給電源弁バイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ蒸気加減弁</td> <td>②-4</td> <td>タービン動補給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>②-5</td> <td>B-電動補給水ポンプ</td> <td>②-6</td> <td>A-電動補給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>②-7</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</td> <td>②-8</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ（出口）水注入用緩り弁</td> </tr> <tr> <td>②-9</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用緩り弁</td> <td>②-10</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ（出口）可搬型ポンプ接続ライン止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td>②-11</td> <td>B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁</td> <td>②-12</td> <td>A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁</td> </tr> <tr> <td>②-13</td> <td>B-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁</td> <td>②-14</td> <td>A-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁</td> </tr> <tr> <td>②-15</td> <td>B-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁</td> <td>②-16</td> <td>可搬型大口径送水ポンプ 10t 接続口 ホース接続</td> </tr> <tr> <td>②-17</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</td> <td>②-18</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ操作盤</td> </tr> <tr> <td>②-19</td> <td>B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第2切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第2切替弁</td> <td>②-20</td> <td>フレノイド分電盤トレン A1</td> </tr> </tbody> </table>	対象番号	操作対象機器及び操作項目	対象番号	操作対象機器及び操作項目	①-1	タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	①-2	可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）取付箇所	①-3	可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所	①-4	充てんポンプ入口ベントライン止め弁 B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策）	①-5	B-充てんポンプ自冷水供給ライン緩り弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策）	①-6	B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策）	①-7	B-充てんポンプ自冷水供給用資機材	①-8	B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給用資機材	①-9	充てんライン流量制御弁第2バイパスライン緩り弁（SA対策） 充てんライン流量制御弁前弁	①-10	B-充てんポンプマイクロライン止め弁	①-11	B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）			②-1	タービン動補給水ポンプ入口弁	②-2	ホース接続 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン 専用工具取付け	②-3	タービン動補給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン油供給電源弁バイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ蒸気加減弁	②-4	タービン動補給水ポンプ	②-5	B-電動補給水ポンプ	②-6	A-電動補給水ポンプ	②-7	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	②-8	代替格納容器スプレイポンプ（出口）水注入用緩り弁	②-9	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用緩り弁	②-10	代替格納容器スプレイポンプ（出口）可搬型ポンプ接続ライン止め弁（SA対策）	②-11	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁	②-12	A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁	②-13	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁	②-14	A-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁	②-15	B-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁	②-16	可搬型大口径送水ポンプ 10t 接続口 ホース接続	②-17	代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁	②-18	代替格納容器スプレイポンプ操作盤	②-19	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第2切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第2切替弁	②-20	フレノイド分電盤トレン A1	<p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p>
対象番号	操作対象機器及び操作項目	対象番号	操作対象機器及び操作項目																																																																				
①-1	タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	①-2	可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）取付箇所																																																																				
①-3	可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所	①-4	充てんポンプ入口ベントライン止め弁 B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策）																																																																				
①-5	B-充てんポンプ自冷水供給ライン緩り弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策）	①-6	B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策）																																																																				
①-7	B-充てんポンプ自冷水供給用資機材	①-8	B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給用資機材																																																																				
①-9	充てんライン流量制御弁第2バイパスライン緩り弁（SA対策） 充てんライン流量制御弁前弁	①-10	B-充てんポンプマイクロライン止め弁																																																																				
①-11	B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）																																																																						
②-1	タービン動補給水ポンプ入口弁	②-2	ホース接続 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン 専用工具取付け																																																																				
②-3	タービン動補給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン油供給電源弁バイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ蒸気加減弁	②-4	タービン動補給水ポンプ																																																																				
②-5	B-電動補給水ポンプ	②-6	A-電動補給水ポンプ																																																																				
②-7	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	②-8	代替格納容器スプレイポンプ（出口）水注入用緩り弁																																																																				
②-9	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用緩り弁	②-10	代替格納容器スプレイポンプ（出口）可搬型ポンプ接続ライン止め弁（SA対策）																																																																				
②-11	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁	②-12	A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁																																																																				
②-13	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁	②-14	A-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁																																																																				
②-15	B-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁	②-16	可搬型大口径送水ポンプ 10t 接続口 ホース接続																																																																				
②-17	代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁	②-18	代替格納容器スプレイポンプ操作盤																																																																				
②-19	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第2切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第2切替弁	②-20	フレノイド分電盤トレン A1																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																												
		<p>第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象箇所</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> <th>対象箇所</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(8)-21</td> <td>・ツレノイド分電盤(トレン5)</td> <td>(8)-22</td> <td>・加圧器遠がし手操作用バッテリー ・ケーブル接続</td> </tr> <tr> <td>(8)-23</td> <td>・6-Aメタタラ</td> <td>(8)-24</td> <td>・A1-パワールールセンタ</td> </tr> <tr> <td>(8)-25</td> <td>・A2-パワールールセンタ</td> <td>(8)-26</td> <td>・A1-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>(8)-27</td> <td>・A2-原子炉コントロールセンタ</td> <td>(8)-28</td> <td>・A-直流コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>(8)-29</td> <td>・A1-計装用交流分電盤</td> <td>(8)-30</td> <td>・A-計装用インバータ交流電源切替器</td> </tr> <tr> <td>(8)-31</td> <td>・C-非計装用インバータ交流電源切替器</td> <td>(8)-32</td> <td>・A-蓄電池接続盤</td> </tr> <tr> <td>(8)-33</td> <td>・A-充電器</td> <td>(8)-34</td> <td>・C-計装用インバータ</td> </tr> <tr> <td>(8)-35</td> <td>・A-直流コントロールセンタ電源盤</td> <td>(8)-36</td> <td>・6-Bメタタラ</td> </tr> <tr> <td>(8)-37</td> <td>・B1-パワールールセンタ</td> <td>(8)-38</td> <td>・B2-パワールールセンタ</td> </tr> <tr> <td>(8)-39</td> <td>・B1-原子炉コントロールセンタ</td> <td>(8)-40</td> <td>・B2-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>(8)-41</td> <td>・B-直流コントロールセンタ</td> <td>(8)-42</td> <td>・B1-計装用交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>(8)-43</td> <td>・D1-計装用交流分電盤</td> <td>(8)-44</td> <td>・B-計装用インバータ交流電源切替器</td> </tr> <tr> <td>(8)-45</td> <td>・D-計装用インバータ交流電源切替器</td> <td>(8)-46</td> <td>・B-後置蓄電池接続盤</td> </tr> <tr> <td>(8)-47</td> <td>・B-直流コントロールセンタ電源盤</td> <td>(8)-48</td> <td>・B-補助屋直流分電盤</td> </tr> <tr> <td>(8)-49</td> <td>・B-充電器</td> <td>(8)-50</td> <td>・可能空気流発電機</td> </tr> <tr> <td>(8)-51</td> <td>・ケーブル敷設</td> <td>(8)-52</td> <td>・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロケット</td> </tr> <tr> <td>(8)-53</td> <td>・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロケット</td> <td>(8)-54</td> <td>・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>(8)-55</td> <td>・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ</td> <td>(8)-56</td> <td>・搬行型油詰装置ジャック箱</td> </tr> <tr> <td>(8)-57</td> <td>・余熱除去ポンプ入口弁動作可能空気ポンベ ・余熱除去ポンプ入口弁連動動作場所</td> <td>(8)-58</td> <td>・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>(8)-59</td> <td>・可能型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水 屋内接続口</td> <td>(8)-60</td> <td>・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器</td> </tr> <tr> <td>(8)-61</td> <td>・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器</td> <td>(8)-62</td> <td>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択 切替器</td> </tr> <tr> <td>(9)-1</td> <td>・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁</td> <td>(9)-2</td> <td>・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁</td> </tr> <tr> <td>(9)-3</td> <td>・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁</td> <td>(9)-4</td> <td>・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁</td> </tr> <tr> <td>(9)-5</td> <td>・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁</td> <td>(9)-6</td> <td>・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁</td> </tr> <tr> <td>(9)-7</td> <td>・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁</td> <td>(9)-8</td> <td>・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁</td> </tr> <tr> <td>(9)-1</td> <td>・D-原子炉補機冷却水冷却器出口雨水供給 ライン止め弁 (SA対策) 注)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10)-1</td> <td>・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁</td> <td>(10)-2</td> <td>・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水 出口弁</td> </tr> <tr> <td>(10)-3</td> <td>・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</td> <td>(10)-4</td> <td>・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</td> </tr> <tr> <td>(10)-5</td> <td>・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水 出口弁</td> <td>(10)-6</td> <td>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁</td> </tr> <tr> <td>(10)-7</td> <td>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AW用) ・A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機 冷却水流量 (AW用)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象箇所	操作対象機器及び操作項目	対象箇所	操作対象機器及び操作項目	(8)-21	・ツレノイド分電盤(トレン5)	(8)-22	・加圧器遠がし手操作用バッテリー ・ケーブル接続	(8)-23	・6-Aメタタラ	(8)-24	・A1-パワールールセンタ	(8)-25	・A2-パワールールセンタ	(8)-26	・A1-原子炉コントロールセンタ	(8)-27	・A2-原子炉コントロールセンタ	(8)-28	・A-直流コントロールセンタ	(8)-29	・A1-計装用交流分電盤	(8)-30	・A-計装用インバータ交流電源切替器	(8)-31	・C-非計装用インバータ交流電源切替器	(8)-32	・A-蓄電池接続盤	(8)-33	・A-充電器	(8)-34	・C-計装用インバータ	(8)-35	・A-直流コントロールセンタ電源盤	(8)-36	・6-Bメタタラ	(8)-37	・B1-パワールールセンタ	(8)-38	・B2-パワールールセンタ	(8)-39	・B1-原子炉コントロールセンタ	(8)-40	・B2-原子炉コントロールセンタ	(8)-41	・B-直流コントロールセンタ	(8)-42	・B1-計装用交流分電盤	(8)-43	・D1-計装用交流分電盤	(8)-44	・B-計装用インバータ交流電源切替器	(8)-45	・D-計装用インバータ交流電源切替器	(8)-46	・B-後置蓄電池接続盤	(8)-47	・B-直流コントロールセンタ電源盤	(8)-48	・B-補助屋直流分電盤	(8)-49	・B-充電器	(8)-50	・可能空気流発電機	(8)-51	・ケーブル敷設	(8)-52	・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロケット	(8)-53	・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロケット	(8)-54	・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ	(8)-55	・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ	(8)-56	・搬行型油詰装置ジャック箱	(8)-57	・余熱除去ポンプ入口弁動作可能空気ポンベ ・余熱除去ポンプ入口弁連動動作場所	(8)-58	・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)	(8)-59	・可能型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水 屋内接続口	(8)-60	・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器	(8)-61	・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器	(8)-62	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択 切替器	(9)-1	・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁	(9)-2	・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁	(9)-3	・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁	(9)-4	・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁	(9)-5	・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁	(9)-6	・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁	(9)-7	・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁	(9)-8	・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁	(9)-1	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口雨水供給 ライン止め弁 (SA対策) 注)			(10)-1	・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁	(10)-2	・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水 出口弁	(10)-3	・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁	(10)-4	・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁	(10)-5	・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水 出口弁	(10)-6	・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁	(10)-7	・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AW用) ・A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機 冷却水流量 (AW用)			<p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p>
対象箇所	操作対象機器及び操作項目	対象箇所	操作対象機器及び操作項目																																																																																																																												
(8)-21	・ツレノイド分電盤(トレン5)	(8)-22	・加圧器遠がし手操作用バッテリー ・ケーブル接続																																																																																																																												
(8)-23	・6-Aメタタラ	(8)-24	・A1-パワールールセンタ																																																																																																																												
(8)-25	・A2-パワールールセンタ	(8)-26	・A1-原子炉コントロールセンタ																																																																																																																												
(8)-27	・A2-原子炉コントロールセンタ	(8)-28	・A-直流コントロールセンタ																																																																																																																												
(8)-29	・A1-計装用交流分電盤	(8)-30	・A-計装用インバータ交流電源切替器																																																																																																																												
(8)-31	・C-非計装用インバータ交流電源切替器	(8)-32	・A-蓄電池接続盤																																																																																																																												
(8)-33	・A-充電器	(8)-34	・C-計装用インバータ																																																																																																																												
(8)-35	・A-直流コントロールセンタ電源盤	(8)-36	・6-Bメタタラ																																																																																																																												
(8)-37	・B1-パワールールセンタ	(8)-38	・B2-パワールールセンタ																																																																																																																												
(8)-39	・B1-原子炉コントロールセンタ	(8)-40	・B2-原子炉コントロールセンタ																																																																																																																												
(8)-41	・B-直流コントロールセンタ	(8)-42	・B1-計装用交流分電盤																																																																																																																												
(8)-43	・D1-計装用交流分電盤	(8)-44	・B-計装用インバータ交流電源切替器																																																																																																																												
(8)-45	・D-計装用インバータ交流電源切替器	(8)-46	・B-後置蓄電池接続盤																																																																																																																												
(8)-47	・B-直流コントロールセンタ電源盤	(8)-48	・B-補助屋直流分電盤																																																																																																																												
(8)-49	・B-充電器	(8)-50	・可能空気流発電機																																																																																																																												
(8)-51	・ケーブル敷設	(8)-52	・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロケット																																																																																																																												
(8)-53	・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロケット	(8)-54	・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ																																																																																																																												
(8)-55	・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ	(8)-56	・搬行型油詰装置ジャック箱																																																																																																																												
(8)-57	・余熱除去ポンプ入口弁動作可能空気ポンベ ・余熱除去ポンプ入口弁連動動作場所	(8)-58	・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)																																																																																																																												
(8)-59	・可能型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水 屋内接続口	(8)-60	・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器																																																																																																																												
(8)-61	・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器	(8)-62	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択 切替器																																																																																																																												
(9)-1	・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁	(9)-2	・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁																																																																																																																												
(9)-3	・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁	(9)-4	・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁																																																																																																																												
(9)-5	・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁	(9)-6	・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁																																																																																																																												
(9)-7	・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁	(9)-8	・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁																																																																																																																												
(9)-1	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口雨水供給 ライン止め弁 (SA対策) 注)																																																																																																																														
(10)-1	・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁	(10)-2	・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水 出口弁																																																																																																																												
(10)-3	・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁	(10)-4	・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁																																																																																																																												
(10)-5	・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水 出口弁	(10)-6	・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁																																																																																																																												
(10)-7	・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AW用) ・A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機 冷却水流量 (AW用)																																																																																																																														
		<p>※1：操作対象機器については、今後の検討結果により変更の可能性がある。</p>																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(31)</p> <p>屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">屋内アクセスルート 現場確認結果①</p> <p style="font-size: small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p>別紙(14)</p> <p>屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(1/8)</p> <p style="font-size: small;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>別紙(31)</p> <p>屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響）</p> <div style="border: 1px dashed red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1図 ①屋内のアクセスルート 現場確認結果(1/11)</p> <p style="font-size: small;">[] : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p style="font-size: small;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 188 607 1118" style="border: 1px solid black; height: 583px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="622 464 645 794" style="text-align: center;"> <p>屋内アクセスルート 現場確認結果②</p> </div> <div data-bbox="658 188 689 595" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="719 188 1272 1070" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="1283 225 1305 1059" style="text-align: center;"> <p>第1図 ②島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(2/8)</p> </div> <div data-bbox="931 1114 1308 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1357 217 1877 1046" style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <div data-bbox="1357 217 1877 1046" style="border: 1px solid black; height: 520px; width: 232px;"></div> <div data-bbox="1895 352 1917 847" style="text-align: center;"> <p>第1図 ②屋内のアクセスルート 現場確認結果(2/11)</p> </div> </div> <div data-bbox="1429 1107 1883 1139" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1352 1166 1921 1193" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 188 607 1023" style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div> <div data-bbox="616 443 645 775" style="text-align: center;"> 屋内アクセスルート 現場確認結果③ </div> <div data-bbox="654 188 689 595" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="721 188 1279 1066" style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div> <div data-bbox="1288 194 1317 1034" style="text-align: center;"> 第1図 ③島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(3/8) </div> <div data-bbox="943 1082 1323 1121" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 212 1872 1038" style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div> <div data-bbox="1883 344 1912 839" style="text-align: center;"> 第1図 ③屋内のアクセスルート 現場確認結果(3/11) </div> <div data-bbox="1424 1082 1883 1121" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1352 1155 1924 1182" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 600 975" style="border: 1px solid black; height: 490px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="607 403 636 732" style="text-align: center;"> <p>屋内アクセスルート 現場確認結果④</p> </div> <div data-bbox="651 193 685 598" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="719 193 1272 1077" style="border: 1px solid black; height: 554px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="1285 209 1314 1043" style="text-align: center;"> <p>第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(4/8)</p> </div> <div data-bbox="943 1082 1323 1114" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1357 165 1928 1082" style="border: 2px dashed red; padding: 10px;"> <div data-bbox="1361 209 1868 1050" style="border: 1px solid black; height: 527px; width: 226px;"></div> <div data-bbox="1883 403 1912 898" style="text-align: center;"> <p>第1図 ④屋内のアクセスルート 現場確認結果(4/11)</p> </div> </div> <div data-bbox="1413 1098 1877 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1357 1169 1933 1201" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 188 600 1007" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="611 443 640 775" style="text-align: center;">屋内アクセスルート 現場確認結果⑤</div> <div data-bbox="656 188 685 596" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 188 1272 1070" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 204 1312 1043" style="text-align: center;">第1図 ⑤島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(5/8)</div> <div data-bbox="943 1086 1317 1114" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1357 172 1944 1018" style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <div data-bbox="1361 212 1877 1002" style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1888 421 1917 919" style="text-align: center;">第1図 ⑤屋内のアクセスルート 現場確認結果(5/11)</div> </div> <div data-bbox="1417 1042 1877 1086" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; text-align: center;">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1350 1121 1921 1155" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">屋内アクセスルート 現場確認結果⑥</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">第1図 ⑥島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(6/8)</p> <p style="text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">第1図 ⑥屋内のアクセスルート 現場確認結果(6/11)</p> <p style="text-align: center;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 607 1062" style="border: 1px solid black; height: 548px;"></div> <div data-bbox="613 459 645 791" style="text-align: center;"> 屋内アクセスルート 現場確認結果⑦ </div> <div data-bbox="651 188 689 595" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防壁上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 188 1272 1062" style="border: 1px solid black; height: 548px;"></div> <div data-bbox="1279 204 1310 1043" style="text-align: center;"> 第1図 ⑦島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(7/8) </div> <div data-bbox="943 1086 1317 1118" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1357 204 1872 1031" style="border: 1px solid black; height: 518px;"></div> <div data-bbox="1883 424 1915 922" style="text-align: center;"> 第1図 ⑦屋内のアクセスルート 現場確認結果(7/11) </div> <div data-bbox="1429 1102 1883 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1352 1174 1921 1201" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="719 204 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 225 1317 1058" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50px;"> 第1図 ⑧島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(8/8) </div> <div data-bbox="943 1102 1323 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 165 1933 1066" style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <div data-bbox="1361 204 1877 1034" style="border: 1px solid black; height: 520px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1888 405 1921 903" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50px;"> 第1図 ⑧屋内のアクセスルート 現場確認結果(8/11) </div> </div> <div data-bbox="1413 1102 1877 1142" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1413 1102 1496 1142" style="border: 1px dashed red; display: inline-block; width: 37px; height: 25px;"></div> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1352 1171 1928 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1352 1171 1435 1198" style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 37px; height: 17px;"></div> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

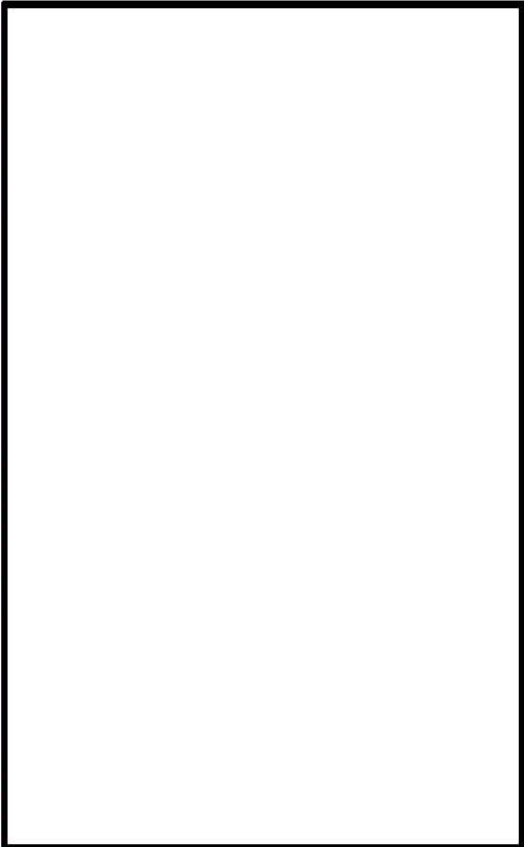
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1361 167 1944 1098" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1899 448 1928 948" style="position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">第1図 ⑨屋内のアクセスルート 現場確認結果(9/11)</div> <div data-bbox="1429 1129 1883 1166" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1361 1187 1928 1214" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: right; color: red; font-size: small;">第1図 ④屋内のアクセスルート 現場確認結果(10/11)</p> <p style="margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> - 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）













1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1344 156 1930 1053" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1886 347 1921 858" style="position: absolute; right: 10px; top: 200px; writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">第1図 ①屋内のアクセスルート 現場確認結果(11/11)</div> <div data-bbox="1415 1082 1877 1123" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1352 1161 1926 1187" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>別紙(32)</p>	<p>別紙(15)</p>	<p>別紙(32)</p>																																											
<p>屋内アクセサルトにおける資機材の転倒等による影響について</p>	<p>屋内のアクセサルトにおける資機材設備の転倒等による影響について</p>	<p>屋内のアクセサルトにおける資機材の転倒等による影響について</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>																																										
<p>1. 屋内アクセサルト上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>		<p>1. 屋内のアクセサルト上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p>																																										
<p>屋内アクセサルト上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例を以下の第1表に記す。</p>		<p>屋内のアクセサルト上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例を以下の第1表に記す。</p>	<p>・章立ての相違。</p>																																										
<p>第1表 現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>		<p>第1表 現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置箇所</th> <th>対応内容</th> <th>対応前</th> <th>対応後</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヘルメット置き場</td> <td>制御室 地上1階 (O.P.16000) 南側通路</td> <td>ヘルメット置き場をアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室</td> <td>非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材をアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>点検工具資材ラック</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室</td> <td>点検工具資材ラックをアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所	対応内容	対応前	対応後	評価結果	ヘルメット置き場	制御室 地上1階 (O.P.16000) 南側通路	ヘルメット置き場をアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○	非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材	原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室	非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材をアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○	点検工具資材ラック	原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室	点検工具資材ラックをアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置箇所</th> <th>対応内容</th> <th>対応前</th> <th>対応後</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式架台</td> <td>原子炉建屋 (T.P.2.3m) (中間床) B-原子炉補機冷却水冷却器廻り</td> <td>移動式架台をアクセサルトに影響がない箇所に設置されていた踏み台と配置を入れ替えることで移設し、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ボンベ</td> <td>原子炉建屋 (T.P.17.8m) 南側通路</td> <td>ボンベが転倒した場合の影響を考慮して、移設したことから、アクセス性に影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所	対応内容	対応前	対応後	評価結果	移動式架台	原子炉建屋 (T.P.2.3m) (中間床) B-原子炉補機冷却水冷却器廻り	移動式架台をアクセサルトに影響がない箇所に設置されていた踏み台と配置を入れ替えることで移設し、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○	ボンベ	原子炉建屋 (T.P.17.8m) 南側通路	ボンベが転倒した場合の影響を考慮して、移設したことから、アクセス性に影響がないことを確認した。			○	<p>【島根】記載内容の相違</p>
項目	設置箇所	対応内容	対応前	対応後	評価結果																																								
ヘルメット置き場	制御室 地上1階 (O.P.16000) 南側通路	ヘルメット置き場をアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○																																								
非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材	原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室	非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材をアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○																																								
点検工具資材ラック	原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室	点検工具資材ラックをアクセサルトに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○																																								
項目	設置箇所	対応内容	対応前	対応後	評価結果																																								
移動式架台	原子炉建屋 (T.P.2.3m) (中間床) B-原子炉補機冷却水冷却器廻り	移動式架台をアクセサルトに影響がない箇所に設置されていた踏み台と配置を入れ替えることで移設し、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○																																								
ボンベ	原子炉建屋 (T.P.17.8m) 南側通路	ボンベが転倒した場合の影響を考慮して、移設したことから、アクセス性に影響がないことを確認した。			○																																								
		<p>○:評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p>																																										
			<p>・ウォークダウンの確認結果の相違。</p>																																										
			<p>【島根】記載箇所の相違</p>																																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

2. 屋内アクセスルート上の機器等の転倒防止処置確認結果

屋内アクセスルート上の機器等の転倒防止処置確認結果及び転倒防止処置の例を以下の第2表に記す。

第2表 機器等の転倒防止処置確認例（類似処置は代表例の写真を示す。）(1/2)

項目	設置箇所	評価結果
C/D 補修設備ポンプ室前 ・原子炉建屋補修用具収納箱	原子炉建屋 地下1階 O.P.6000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)
北側通路 ・原子炉建屋補修用具収納箱	原子炉建屋 地下1階 O.P.6000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)
西側通路 ・工具箱	原子炉建屋 地上1階 O.P.15000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)
R/A No.2 EV 車 ・放射線測定器収納箱	原子炉建屋 地上1階 O.P.15000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)
T/B MCC 2C-2エリア ・放射線測定器収納箱	タービン建屋 地上1階 O.P.15000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)
送電機エリア ・移動式架台	原子炉建屋 地上2階 O.P.99500	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
HECV 汚染機(A)(C)室 ・移動式架台	原子炉建屋 地上2階 O.P.22500	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
原子炉補修装置送風機エリア ・移動式架台	原子炉建屋 地上2階 O.P.22500	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
D/G (HECS) 室 ・移動式架台	原子炉建屋 地上1階 O.P.15000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)

島根原子力発電所2号炉

1. アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果

アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果及び転倒防止処置の例を以下の第1表に記す。

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果(1/2)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果	
備・ラック等	原子炉建屋南東エリア ・手摺	原子炉建屋 原子炉棟4階 E.L.42.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○
	原子炉建屋北通路 ・手摺	原子炉建屋 付属棟3階 E.L.84.8m	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動する	○
	原子炉建屋北通路 ・資機材保管箱	原子炉建屋 付属棟3階 E.L.84.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)	○
	原子炉建屋北通路 ・資機材保管車	原子炉建屋 付属棟2階 E.L.23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	百葉 PVC ベネトレーション室前 ・資機材	原子炉建屋 原子炉棟2階 E.L.23.8m	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため撤去する	○
	A-非常用電気室 ・資機材保管車	原子炉建屋 付属棟2階 E.L.23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	E-非常用電気室 ・踏み台	原子炉建屋 付属棟2階 E.L.23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○

※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す

泊発電所3号炉

2. アクセスルート上の機器等の転倒防止処置確認結果

アクセスルート上の機器等の転倒防止処置確認結果及び転倒防止処置の例を以下の第2表に記す。

第2表 機器等の転倒防止処置確認例（類似処置は代表例の写真を示す。）(1/2)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果
北側通路 ・キャビネット	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○
A-安全補機閉閉器室前通路 ・靴箱	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真4参照)	○
A-安全補機閉閉器室内 ・メタック用真空断熱器	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)	○
B-安全補機閉閉器室内 ・キャビネット	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○
北側通路 ・ガスモニタ用収納箱	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)	○
北側通路 ・パレタナ	原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)	○
エレベータ前通路 ・ドラム缶	原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)	○
階段室前通路 ・担架格納箱	原子炉補助建屋 T.P.40.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○

○:評価結果に係る部分は別途ご説明する

【島根】記載表現の相違

【女川及び島根】
記載内容の相違
・各プラントによる機器等の転倒防止処置確認例の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第2表 機器等の転倒防止処置確認例（類似処置は代表例の写真を示す。）(2/2)

項目	設置箇所	評価結果
区分II非常用電気品室 ・ACB試験用制御盤	原子炉建屋 地下1階 0.P.6000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
区分IIIHPCS電気品室 ・ハンドリフター	原子炉建屋 地下1階 0.P.6000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
R/W熱交換器(A)(C)エリア ・移動式架台	原子炉建屋 地下3階 0.P.-8100	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
R/W熱交換器(D)(D)エリア ・移動式架台	原子炉建屋 地下3階 0.P.-8100	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
MCR入口扉前 ・移動式架台	制御建屋 地上3階 0.P.23300	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)

島根原子力発電所2号炉

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果(2/2)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果	
ボ ン ペ	A-事故時 シンプリング室 ・空弁ガスボンベ	原子炉建屋 付属棟1階 E.L.15.3m	・アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動することによりアクセス性に問題なし	○
機 ・ ク ラ ク 等	原子炉建屋南東エリア ・清掃用具保管庫	原子炉建屋 原子炉棟1階 E.L.15.3m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	原子炉建屋南東エリア ・踏み台	原子炉建屋 付属棟地下1階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○
	原子炉建屋北東エリア ・点検資機材	原子炉建屋 原子炉棟地下1階 F.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	中央制御室非常用再循環送風機室 ・資機材保管庫	廃棄物処理建物 2階 E.L.22.1m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	燃料送達連絡通路 ・資機材保管庫	廃棄物処理建物 1階 E.L.16.9m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	光電管室 ・踏み台	廃棄物処理建物 地下半1階 E.L.12.3m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○
	制御室建屋北西エリア ・ロッカー	制御室建屋 2階 F.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○

※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す

泊発電所3号炉

第2表 機器等の転倒防止処置確認例（類似処置は代表例の写真を示す。）(2/2)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果
B-原子炉補機冷却水冷却器 ・移動式架台	原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移設する	○
A-制御用空気圧縮機室前通路 ・呼吸器保管庫	原子炉建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○
北側通路 ・ロッカー	原子炉建屋 T.P.17.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○
1次冷却材ポンプモータ保修 エリア前通路 ・ハイドロタワー	原子炉建屋 T.P.17.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)	○
エレベータ前通路 ・ボンベ	原子炉建屋 T.P.40.3m	・鋼材及びボルトにより固定されているため、転倒しないことからアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)	○

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】
記載内容の相違
・各プラントによる機器等の転倒防止処置確認例の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3表 転倒防止処置例

	設置物の外観	転倒防止対策
(写真1)		
(写真2)		
(写真3)		

写真1：壁面からのアンカーを用いた固縛
 写真2、3：チェーンを用いた固縛

設置物の外観

転倒防止対策

棚・ラック等 (写真1)		
棚・ラック等 (写真2)		
棚・ラック等 (写真3)		

第1図 転倒防止処置例

第3表 転倒防止処置例(1/2)

	設置物の外観	転倒防止対策
(写真1)		
(写真2)		
(写真3)		

写真1：壁面又は床面からのアンカーを用いた固縛
 写真2：チェーン、ワイヤ等を用いた固縛
 写真3：ベルトによる固縛



















：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・各プラントによる機器等の転倒防止処置確認例の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>女川原子力発電所の常設物品、仮置物品については、地震等による転倒によって、重大事故等対応の障害になることを防止するため、常設物品、仮置物品の設置に対する運用、管理を手順書に基づき実施する。</p>	<p>島根原子力発電所の屋内設置物（常置品、仮置資機材）については、地震等による転倒によって、重大事故等対応の障害になることを防止するため、常置品、仮置資機材の設置に対する運用、管理を社内規程に基づき実施する。</p>	<p>泊発電所の常設物、仮置物については、地震等による転倒によって、重大事故等対応の障害になることを防止するため、常設物、仮置物の設置に対する運用、管理を社内規程類に基づき実施する。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントによる機器等の転倒防止処置確認例の相違。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊のガスボンベの移動は「第1表 現場ウォークダウン時転倒影響確認例」に記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・章立ての相違。</p> <p>【女川及び島根】記載名称の相違</p>															
	<p>第2図 窒素ガスボンベ移動状況</p> <table border="1" data-bbox="714 791 1323 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th>移動前</th> <th>移動後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガスボンベ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		移動前	移動後	窒素ガスボンベ			<p>泊発電所3号炉</p> <p>第3表 転倒防止処置例(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1346 212 1955 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置物の外観</th> <th>転倒防止対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(写真4)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(写真5)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>写真4：転倒防止ベルトを用いた固縛 写真5：鋼材及びボルトによる固定</p>		設置物の外観	転倒防止対策	(写真4)			(写真5)			
	移動前	移動後																
窒素ガスボンベ																		
	設置物の外観	転倒防止対策																
(写真4)																		
(写真5)																		
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について</p> <p>屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について、有効性評価の時間余裕が短い場合であっても時間内にアクセス可能であることを、以下のとおり評価した。</p> <p>[評価対象操作] 有効性評価の各事象の対応操作において、最も時間的余裕がなく、現場への移動を要する操作として、ガスタービン発電設備から交流電源を受電するための非常用電源室での操作とする。</p> <p>[評価条件] ・アクセスルート近傍の設置物は、転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒するものとする。 ・設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が30cmあれば通過可能とする。 ・設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能とする。 ・転倒した設置物の乗り越え通過時間については、アクセス通路上で乗り越える設置物のうち最大のものについて乗り越え通過時間を計測し、その計測時間をその他の乗り越え設置物の通過時間とする（アクセスルート上で5つの設置物を乗り越える場合、最大の設置物を5回乗り越えるものとする。）。</p> <p>[評価結果] 中央制御室から非常用電源室までのアクセスルートにおいて、乗り越えないと通過できないものの中で最大のものは、サービス建屋地下1階に設置されている工具棚であった。 （棚の寸法、高さ約1,900mm、奥行き約900mm、幅約1,150mm） この工具棚が転倒したことを想定し、操作員6名による乗り越え時間を測定した結果、最も時間を要した操作員の乗り越え時間は5.4秒であった。</p>	<p>3. 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について</p> <p>屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について、有効性評価の時間余裕が短い場合であっても時間内にアクセス可能であることを以下のとおり評価した。</p> <p>[評価対象操作] 有効性評価の各事象の対応操作において、最も時間的余裕がなく、現場への移動を要する操作として、主蒸気逃がし弁を開放するための主蒸気管室での操作とする。</p> <p>[評価条件] ・アクセスルート近傍の設置物は、一般的な転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒するものとする。 ・設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が30cmあれば通過可能とする。 ・設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能とする。 ・転倒した設置物の乗り越え高さが100cm以下であれば通行可能とする。 ・転倒した設置物の乗り越え通過時間については、乗り越え高さが約100cmとなる模擬資機材（乗り越え高さ約1,040mm、奥行き約2,180mm、幅1,090mm）について運転員7名による乗り越え通過時間を計測し、最も時間を要した運転員の計測時間4.7秒を設置物の乗り越え通過時間とする（アクセスルート上で5つの設置物を乗り越える場合、模擬資機材を5回乗り越えるものとする。）。模擬資機材の乗り越え時間の計測結果については、第1図に示す。</p> <p>[評価結果] 中央制御室から主蒸気管室までのアクセスルートにおいて、乗り越えないと通過できないものの中で最大のものは、原子炉建屋T.P.17.8mに設置されているボンベラック（ラックの寸法、高さ約1,800mm、奥行き約500mm、幅約950mm）であり、乗り越え高さ100cm以下であることから、乗り越え可能である。</p> <p style="text-align: right;">[]:評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、資機材を乗り越える場合の時間影響を確認した。 このため、本項については、同様の影響評価を実施している柏崎6,7号炉との比較を行った。</p> <p>【柏崎】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載内容の相違 ・プラントの対応手段の相違。</p> <p>【柏崎】運用の相違 ・泊は乗り越え可能な高さを100cm以下とし、乗り越え高さが約100cmとなる模擬資機材の乗り越え時間を乗り越え通過時間とした。</p> <p>【柏崎】記載箇所の相違 ・泊は、本文中において第1図との紐づけを明確にした。</p> <p>【柏崎】記載内容の相違 ・プラントの対応手段の相違及び設置物の相違。</p> <p>【柏崎】運用の相違 ・泊は乗り越え可能な高さを100cm以下とし、乗り越え高さが100cmとなる模擬資機材の乗り越え時間を乗り越え通過時間とした。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(33)</p> <p style="text-align: center;">地震随伴火災の影響評価について</p> <p>屋内アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。なお、抽出フローを第1図に、また、抽出したアクセスルート近傍の回転機器リストを第1表に、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器を抽出する。 耐震Sクラス機器又は基準地震動 Ss にて耐震性が確認された機器は損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器でない、かつ基準地震動 Ss にて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器又は水素を内包する機器については地震により支持構造物が損壊し、漏えいした油又は水素（4 vol%以上）に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラス機器と同様に基準地震動 Ss で評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 盤火災は鋼製の盤内で発生し、外部への影響が少ないため除外*する。また、ケーブル火災はケーブルトレイが天井付近に設置されており、下部通路への影響は少ないこと、又は難燃性ケーブルを使用していることから、大規模な延焼が考えにくいため除外する。 	<p style="text-align: right;">別紙(17)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価</p> <p>アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。なお、抽出フローを第1図に、また、抽出した火災源となる機器リストを第1表に、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器*を抽出する。 耐震Sクラス機器、又は基準地震動 S s にて耐震性があると確認された機器は地震により損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器でない、又は基準地震動 S s にて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器及び水素ガスを内包する機器については地震により支持構造物が損壊し漏えいした油又は水素ガス（4 vol%以上）に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラスの機器と同様に基準地震動 S s で評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 ※：盤火災は鋼製の盤内で発生し、外部への影響が少ないため除外する。また、ケーブル火災はケーブルトレイが天井付近に設置されており、下部通路への影響は少ないこと、又は難燃性ケーブルを使用していることから、大規模な延焼が考えにくいことから除外する。 	<p style="text-align: right;">別紙(33)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について</p> <p>アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。なお、抽出フローを第1図に、また、抽出したアクセスルート近傍の回転機器リストを第1表に、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器を抽出する。 耐震Sクラス機器、又は基準地震動にて耐震性が確認された機器は損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器でない、かつ基準地震動にて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器又は水素を内包する機器については地震により支持構造物が損壊し、漏えいした油又は水素（4 vol%以上）に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラス機器と同様に基準地震動で評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 盤火災は鋼製の盤内で発生し、外部への影響が少ないため除外する。また、ケーブル火災はケーブルトレイが天井付近に設置されており、下部通路への影響は少ないこと、又は難燃性ケーブルを使用していることから、大規模な延焼が考えにくいため除外する。 	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は火災源か否かによらず回転機器を第1表に抽出した上で、火災源を整理している（女川と同様）。（島根は火災源となる油・水素を内包する回転機器を第1表に整理している。）</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、火災時の煙充満による影響が考えられる箇所については、自動消火による固定式消火設備により速やかに消火することから通行に影響があるほどの煙の発生はないと考えられる。 また、通行が困難な場合には迂回ルートを使用する。</p> <p>※2011年東北地方太平洋沖地震により、女川原子力発電所1号炉では、常用系の高圧電源盤で短絡・地絡による火災が発生し、発煙による視界不良を経験しているが、設備対策実施済（別紙(9)参照）。</p>		<p>なお、火災時の煙充満による影響が考えられる箇所については、自動消火設備により速やかに消火することから通行に影響があるほどの煙の発生はないと考えられる。 また、通行が困難な場合には迂回路を使用する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、煙が充満する影響について記載している。（女川と同様）</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、常用系の高圧電源盤が設置された電気種屋内にアクセスルートはない。なお、泊では、火災の推定原因とされている吊り下げ設置型高圧遮断器については使用していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 地震随伴火災対象機器抽出フロー図</p>	<p>第1図 地震随伴火災評価対象機器抽出フロー図</p>	<p>第1図 地震随伴火災対象機器抽出フロー図</p>	
<p>アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包回転機器又は水素内包機器については耐震評価を実施し、耐震裕度がない機器については耐震補強を実施することで、地震随伴火災の想定は不要となり、アクセスルートのアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p>	<p>アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包機器又は水素ガス内包機器については基準地震動Ssにて耐震評価を実施し、アクセスルートのアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、評価結果により耐震補強を実施する機器はない。</p>	<p>アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包回転機器又は水素内包機器については基準地震動にて耐震評価を実施し、耐震裕度がない機器については耐震補強を実施することで、地震随伴火災の想定は不要となり、アクセスルートのアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>!：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 【島根】対応方針の相違 ・泊は、アクセスルート上で地震随伴火災が想定される機器については耐震補強を実施することでアクセス性に影響を与えない。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト (1/2)

番号 ^{※1}	設備名称	設備区分
①	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(B)	Sクラス
①	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(D)	Sクラス
①	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ(B)	Sクラス
①	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ(D)	Sクラス
②	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(A)	Sクラス
②	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(C)	Sクラス
②	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ(A)	Sクラス
②	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ(C)	Sクラス
③	原子炉補機(B)室送風機(A)	Sクラス
③	原子炉補機(D)室送風機(B)	Sクラス
④	タービン建屋送風機(A) (油・水素なし)	BCクラス
④	タービン建屋送風機(B) (油・水素なし)	BCクラス
④	タービン建屋送風機(C) (油・水素なし)	BCクラス
④	送風機室空調機(A) (油・水素なし)	BCクラス
④	送風機室空調機(B) (油・水素なし)	BCクラス
④	廃棄物処理区域送風機(A) (油・水素なし)	BCクラス
④	廃棄物処理区域送風機(B) (油・水素なし)	BCクラス
④	原子炉棟送風機(A) (油・水素なし)	BCクラス
④	原子炉棟送風機(B) (油・水素なし)	BCクラス
④	原子炉棟送風機(C) (油・水素なし)	BCクラス
⑤	非常用ディーゼル発電機(A)	Sクラス
⑤	燃料油ドレンポンプ(A) (耐震評価対象機器 ^{※2})	BCクラス
⑤	ターニング装置(A) (油・水素なし)	BCクラス
⑥	非常用ディーゼル発電機(B)	Sクラス
⑥	燃料油ドレンポンプ(B) (耐震評価対象機器 ^{※2})	BCクラス

※1 第2図地震に伴う火災源の抽出機器配置図を参照。

※2 耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第1表 地震に伴う火災を考慮する機器リスト(1/2)

No	設備名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生頻度(E/a)	許容基準値(E/a)	設備区分
①	原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	原子炉補機冷却系タービン	-	-	-	-	-	Sクラス
①	BCICタービン油ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	BCICタービン真空ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	BCICタービン復水ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-換気空調去排ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-換気空調去排ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	C-換気空調去排ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-ディーゼル発電設備	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-空圧圧縮機 (ディーゼル発電設備)	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-ターニング装置 (ディーゼル発電設備)	-	-	-	-	-	Sクラス
①	B-ディーゼル発電設備	-	-	-	-	-	Sクラス
①	B-空圧圧縮機 (ディーゼル発電設備)	-	-	-	-	-	Sクラス
①	B-ターニング装置 (ディーゼル発電設備)	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	C-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	B-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	D-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-空調換気設備冷却水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	17	190	B, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	ボンプ	引張	23	146	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	83	153	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	11	118	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	36	190	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	22	146	
①	B-空調換気設備冷却水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	17	190	B, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	ボンプ	引張	23	146	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	83	153	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	11	118	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	36	190	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	22	146	
①	A-空調換気設備冷却水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	132	199	D, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	基礎ボルト	せん断	59	161	
①	B-空調換気設備冷却水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	152	199	D, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	基礎ボルト	せん断	59	161	

泊発電所3号炉

第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト(1/4)

番号 ^{※1}	設置名称	設備区分
①	A-格納容器排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
①	B-格納容器排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
②	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ	重大事故等対処設備
②	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ(予備)	重大事故等対処設備
②	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	重大事故等対処設備
②	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置(予備)	重大事故等対処設備
③	A-補助建屋排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
③	B-補助建屋排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
④	リン酸ソーダ注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑤	中央制御室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	A-補助建屋給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	B-補助建屋給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	A-試料採取室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	B-試料採取室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	A-補助建屋非管理区域排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	B-補助建屋非管理区域排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑥	A-蓄電池室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑥	B-蓄電池室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑦	A-中央制御室給気ファン	Sクラス
⑦	B-中央制御室給気ファン	Sクラス

※1：第2図 地震に伴う火災源の抽出機器配置図を参照。

※2：耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントによる地震に伴う火災を考慮する機器の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト (2/2)

番号 ^{※1}	設備名称	設備区分
⑥	ターニング装置(B)	BCクラス (油、水素なし)
⑦	高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機	Sクラス
⑦	潤滑油ブライミングポンプ(HPCS)	Sクラス
⑦	清水加熱器ポンプ(HPCS)	Sクラス
⑦	空気圧縮機(1-1)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑦	空気圧縮機(1-2)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑦	潤滑油補給ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑦	燃料油ドレンポンプ(HPCS)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑦	ターニング装置(HPCS)	BCクラス (油、水素なし)
⑧	潤滑油ブライミングポンプ(B)	Sクラス
⑧	清水加熱器ポンプ(B)	Sクラス
⑧	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(B-1)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑧	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(B-2)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑩	高圧代替注水系ポンプ	BCクラス (油、水素なし)
⑩	中央制御室再循環送風機(A)	Sクラス
⑩	中央制御室排風機(A)	Sクラス
⑩	中央制御室送風機(A)	Sクラス
⑩	計測制御電源(A)室排風機(A)	Sクラス
⑩	計測制御電源(A)室排風機(B)	Sクラス
⑩	計測制御電源(A)室送風機(A)	Sクラス
⑩	計測制御電源(A)室送風機(B)	Sクラス
⑪	燃料プール補給水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑫	原子炉隔離時冷却系ポンプ	Sクラス

※1 第2図地震随伴火災源の抽出機器配置図を参照。
 ※2 耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第1表 地震随伴火災を考慮する機器リスト(2/2)

No	設備名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値 (MPa)	許容基準値 (MPa)	設備区分
B	A-炉子炉排風機	構造損傷	基礎ボルト	引張	170	190	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	98	161		
			ケーシング	引張	190	210	
B	B-炉子炉排風機	構造損傷	基礎ボルト	せん断	31	161	B、Cクラス (耐震裕度有)
			原動機	引張	56	488	
			取付ボルト	せん断	14	375	
B	A-中央制御室送風機	構造損傷	基礎ボルト	引張	240	247	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	91	161		
			ケーシング	引張	142	210	
B	B-中央制御室送風機	構造損傷	基礎ボルト	せん断	19	161	B、Cクラス (耐震裕度有)
			原動機	引張	56	488	
			取付ボルト	せん断	14	375	
III	A-中央制御室送風機	-	-	-	-	-	Sクラス
III	B-中央制御室送風機	-	-	-	-	-	Sクラス
III	A-中央制御室冷水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
III	B-中央制御室冷水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
III	A-中央制御室冷凍機	-	-	-	-	-	Sクラス
III	B-中央制御室冷凍機	-	-	-	-	-	Sクラス
III	ドライケル冷水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	24	190	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	14	146		
			ポンプ	引張	67	153	
III	N2ガス製造装置立気圧縮機	構造損傷	取付ボルト	せん断	11	118	B、Cクラス (耐震裕度有)
			原動機	引張	39	190	
			取付ボルト	せん断	21	146	
III	ドライケル冷水機	構造損傷	基礎ボルト	引張	134	152	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	10	146		
			引張	72	216		
III	N2ガス製造装置立気圧縮機	構造損傷	基礎ボルト	せん断	19	166	B、Cクラス (耐震裕度有)
			引張	157	193		
			取付ボルト	せん断	14	148	
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	引張	28	103	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	8	148		
			引張	75	189		
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	せん断	21	146	B、Cクラス (耐震裕度有)
			引張	114	189		
			せん断	30	146		
III	A、B計装用空気配管装置	構造損傷	送風機	引張	14	207	B、Cクラス (耐震裕度有)
			取付ボルト	せん断	18	180	
			ブロー	引張	30	198	
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	せん断	7	152	B、Cクラス (耐震裕度有)
			引張	10	207		
			原動機	引張	6	159	
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	せん断	25	189	B、Cクラス (耐震裕度有)
			引張	14	146		
			取付ボルト	せん断	114	189	
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	せん断	30	146	B、Cクラス (耐震裕度有)
			引張	14	146		
			取付ボルト	せん断	30	146	

泊発電所3号炉

第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト(2/4)

番号 ^{※1}	設備名称	設備区分
⑦	A-中央制御室非常用循環ファン	Sクラス
⑦	B-中央制御室非常用循環ファン	Sクラス
⑧	A-安全補機開閉器室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	B-安全補機開閉器室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	A-安全補機開閉器室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	B-安全補機開閉器室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	A-格納容器給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	B-格納容器給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑩	A-燃料取替用水ポンプ	Sクラス
⑩	B-燃料取替用水ポンプ	Sクラス
⑩	SG直接給水用高圧ポンプ	自主対策設備 (耐震評価対象機器 ^{※5})
⑪	A-試験採取室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑪	B-試験採取室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑫	A-中央制御室循環ファン	Sクラス
⑫	B-中央制御室循環ファン	Sクラス
⑬	A-ディーゼル発電機室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑬	B-ディーゼル発電機室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑬	A-電動補助給水ポンプ室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑬	B-電動補助給水ポンプ室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑬	A-制御用空気圧縮機室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑬	B-制御用空気圧縮機室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)

※1：第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図を参照。
 ※2：耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。

!：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントによる地震随伴火災を考慮する機器の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
		<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト(3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号^{※1}</th> <th style="width: 70%;">設置名称</th> <th style="width: 25%;">設備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑮</td> <td>A-重給注入ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>B-重給注入ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>A-電動補助給水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>B-電動補助給水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉑</td> <td>A-制御用空気圧縮機</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉒</td> <td>B-制御用空気圧縮機</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉓</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉔</td> <td>A-ディーゼル発電機</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉕</td> <td>A-温水循環ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉖</td> <td>B-ディーゼル発電機</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉗</td> <td>B-温水循環ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉘</td> <td>A-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉙</td> <td>B-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉚</td> <td>C-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉛</td> <td>D-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉜</td> <td>A-空調用冷凍機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㉝</td> <td>B-空調用冷凍機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㉞</td> <td>A-空調用冷水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㉟</td> <td>B-空調用冷水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2図 地震に伴う火災源の抽出機器配置図を参照。 ※2：耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合には耐震補強を実施する。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> :評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>	番号 ^{※1}	設置名称	設備区分	⑮	A-重給注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	⑯	B-重給注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	⑰	代替格納容器スプレイポンプ	重大事故等対処設備	⑱	A-電動補助給水ポンプ	Sクラス	⑲	B-電動補助給水ポンプ	Sクラス	㉑	A-制御用空気圧縮機	Sクラス	㉒	B-制御用空気圧縮機	Sクラス	㉓	タービン動補助給水ポンプ	Sクラス	㉔	A-ディーゼル発電機	Sクラス	㉕	A-温水循環ポンプ	Sクラス	㉖	B-ディーゼル発電機	Sクラス	㉗	B-温水循環ポンプ	Sクラス	㉘	A-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス	㉙	B-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス	㉚	C-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス	㉛	D-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス	㉜	A-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㉝	B-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㉞	A-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㉟	B-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントによる地震に伴う火災を考慮する機器の相違。</p>
番号 ^{※1}	設置名称	設備区分																																																																
⑮	A-重給注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
⑯	B-重給注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
⑰	代替格納容器スプレイポンプ	重大事故等対処設備																																																																
⑱	A-電動補助給水ポンプ	Sクラス																																																																
⑲	B-電動補助給水ポンプ	Sクラス																																																																
㉑	A-制御用空気圧縮機	Sクラス																																																																
㉒	B-制御用空気圧縮機	Sクラス																																																																
㉓	タービン動補助給水ポンプ	Sクラス																																																																
㉔	A-ディーゼル発電機	Sクラス																																																																
㉕	A-温水循環ポンプ	Sクラス																																																																
㉖	B-ディーゼル発電機	Sクラス																																																																
㉗	B-温水循環ポンプ	Sクラス																																																																
㉘	A-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス																																																																
㉙	B-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス																																																																
㉚	C-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス																																																																
㉛	D-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス																																																																
㉜	A-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
㉝	B-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
㉞	A-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
㉟	B-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
		<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト(4/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号^{※1}</th> <th style="width: 60%;">設置名称</th> <th style="width: 30%;">設備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸</td> <td>C-空調用冷凍機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊹</td> <td>D-空調用冷凍機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊺</td> <td>C-空調用冷水ポンプ</td> <td>DCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊻</td> <td>D-空調用冷水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊼</td> <td>A-空気圧縮機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊽</td> <td>A-燃料油移送ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㊾</td> <td>A-潤滑油プライミングポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㊿</td> <td>B-空気圧縮機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊽</td> <td>B-燃料油移送ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㊾</td> <td>B-潤滑油プライミングポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㊸</td> <td>A-廃液蒸留水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊹</td> <td>B-廃液蒸留水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊺</td> <td>洗浄排水蒸留水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊻</td> <td>洗浄排水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊼</td> <td>A-補助蒸気ドレンポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊽</td> <td>B-補助蒸気ドレンポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図を参照。 ※2：耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。</p>	番号 ^{※1}	設置名称	設備区分	㊸	C-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊹	D-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊺	C-空調用冷水ポンプ	DCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊻	D-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊼	A-空気圧縮機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊽	A-燃料油移送ポンプ	Sクラス	㊾	A-潤滑油プライミングポンプ	Sクラス	㊿	B-空気圧縮機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊽	B-燃料油移送ポンプ	Sクラス	㊾	B-潤滑油プライミングポンプ	Sクラス	㊸	A-廃液蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊹	B-廃液蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊺	洗浄排水蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊻	洗浄排水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊼	A-補助蒸気ドレンポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊽	B-補助蒸気ドレンポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントによる地震に伴火災を考慮する機器の相違。</p>
番号 ^{※1}	設置名称	設備区分																																																				
㊸	C-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊹	D-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊺	C-空調用冷水ポンプ	DCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊻	D-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊼	A-空気圧縮機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊽	A-燃料油移送ポンプ	Sクラス																																																				
㊾	A-潤滑油プライミングポンプ	Sクラス																																																				
㊿	B-空気圧縮機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊽	B-燃料油移送ポンプ	Sクラス																																																				
㊾	B-潤滑油プライミングポンプ	Sクラス																																																				
㊸	A-廃液蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊹	B-廃液蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊺	洗浄排水蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊻	洗浄排水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊼	A-補助蒸気ドレンポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊽	B-補助蒸気ドレンポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
		<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> !:評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 210 607 1062" style="border: 1px solid black; height: 534px; width: 233px;"></div> <div data-bbox="616 432 645 871" style="text-align: center;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(1/7)</div> <div data-bbox="656 210 689 600" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 201 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 552px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="1281 288 1310 1002" style="text-align: center;">第2図 ①島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(1/8)</div> <div data-bbox="936 1110 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 210 1883 1098" style="border: 1px solid black; height: 556px; width: 233px;"></div> <div data-bbox="1892 472 1921 927" style="text-align: center;">第2図 ①地震随伴火災源の抽出機器配置図(1/11)</div> <div data-bbox="1491 1142 1921 1177" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; text-align: center;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1352 1222 1921 1249" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="89 207 604 1141" style="border: 1px solid black; height: 585px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="616 406 649 837" style="text-align: center;"> 第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(2/7) </div> <div data-bbox="660 247 683 582" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="716 199 1276 1085" style="border: 1px solid black; height: 555px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="1288 295 1321 1013" style="text-align: center;"> 第2図 ②島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(2/8) </div> <div data-bbox="940 1109 1321 1141" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1355 207 1881 1069" style="border: 1px solid black; height: 540px; width: 235px;"></div> <div data-bbox="1881 375 1915 837" style="text-align: center;"> 第2図 ②地震随伴火災源の抽出機器配置図(2/11) </div> <div data-bbox="1500 1109 1937 1157" style="text-align: center; border: 1px dashed red; padding: 2px;"> !:評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1355 1173 1937 1204" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 607 1050" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="616 384 645 823" style="text-align: center;"> <p>第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (3/7)</p> </div> <div data-bbox="656 252 685 587" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="721 212 1279 1091" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1288 300 1317 1015" style="text-align: center;"> <p>第2図 ③島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図(3/8)</p> </div> <div data-bbox="943 1121 1317 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1361 204 1892 1082" style="border: 1px dashed red; border-width: 2px; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1901 403 1930 858" style="text-align: center;"> <p>第2図 ③地震に伴火災源の抽出機器配置図(3/11)</p> </div> <div data-bbox="1496 1121 1933 1161" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1350 1225 1926 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 217 607 1038" style="border: 1px solid black; height: 515px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="613 432 645 869" style="text-align: center;"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図 (4/7)</p> </div> <div data-bbox="651 252 683 587" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="719 217 1279 1098" style="border: 1px solid black; height: 552px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="1285 292 1317 1010" style="text-align: center;"> <p>第2図 ④島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図 (4/8)</p> </div> <div data-bbox="958 1129 1317 1152" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1357 209 1883 1086" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 235px;"></div> <div data-bbox="1890 437 1921 895" style="text-align: center;"> <p>第2図 ④地震随伴火災源の抽出機器配置図 (4/11)</p> </div> <div data-bbox="1491 1161 1921 1198" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; text-align: center;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1357 1235 1928 1262" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 602 1066" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 231px;"></div> <div data-bbox="609 432 640 868" style="text-align: center;">第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (5/7)</div> <div data-bbox="651 252 683 592" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防衛上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 220 1274 1098" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1281 288 1312 1005" style="text-align: center;">第2図 ⑤島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (5/8)</div> <div data-bbox="943 1123 1319 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 236 1877 1118" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="1883 467 1915 922" style="text-align: center;">第2図 ⑤地震に伴火災源の抽出機器配置図 (5/11)</div> <div data-bbox="1496 1150 1928 1187" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">:評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1352 1238 1924 1265" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 210 600 1034" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="613 421 645 855" style="text-align: center;">第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (6/7)</div> <div data-bbox="658 210 689 593" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="721 210 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 268 1317 983" style="text-align: center;">第2図 ⑥島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (6/8)</div> <div data-bbox="945 1104 1317 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 210 1899 1088" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%; border-style: dashed; border-color: red;"></div> <div data-bbox="1890 411 1921 865" style="text-align: center;">第2図 ⑥地震に伴火災源の抽出機器配置図(6/11)</div> <div data-bbox="1496 1129 1930 1168" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1361 1209 1930 1241" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 607 1038" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="613 432 645 866" style="text-align: center;">第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (7/7)</div> <div data-bbox="651 252 683 587" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 220 1272 1098" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1279 288 1310 1002" style="text-align: center;">第2図 ⑦島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図(7/8)</div> <div data-bbox="943 1121 1317 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 209 1872 1046" style="border: 1px dashed red; border-width: 2px; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1879 387 1910 842" style="text-align: center;">第2図 ⑦地震に伴火災源の抽出機器配置図(7/11)</div> <div data-bbox="1503 1106 1928 1137" style="border: 1px dashed red; border-width: 2px; padding: 2px; text-align: center;">:評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1350 1206 1921 1230" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="719 204 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 284 1317 1002" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 100px;">第2図 ⑧島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(8/8)</div> <div data-bbox="938 1110 1323 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 204 1883 1098" style="border: 1px solid black; height: 560px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1883 424 1917 879" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 100px;">第2図 ⑧地震随伴火災源の抽出機器配置図(8/11)</div> <div data-bbox="1496 1139 1933 1179" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">! : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1361 1230 1933 1254" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1361 204 1883 1086" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1890 411 1917 868" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第2図 ⑨地震に伴火災源の抽出機器配置図(9/11) </div> <div data-bbox="1496 1129 1933 1174" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> [Red dashed box]: 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1357 1230 1928 1262" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> [Black box] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1361 204 1872 1075" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1883 405 1912 871" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第2図 ⑩地震に伴火災源の抽出機器配置図(10/11) </div> <div data-bbox="1491 1134 1921 1171" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; margin-top: 10px;"> :評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1361 1222 1928 1249" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; bottom: 10px; font-size: small;">第2図 ①地震に伴火災源の抽出機器配置図(11/11)</div> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px dashed red; padding: 5px; font-size: x-small;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: x-small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(34)</p> <p>地震による内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリアを抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、使用済燃料プール、原子炉ウエル及び蒸気乾燥器／気水分離器ビット（以下「DSビット」という。）のスロッシングを想定する。操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラス機器のうち、基準地震動S_sに対する耐震性が確認されていない機器を抽出する。 なお、内部溢水影響評価の単一想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動S_sによる溢水を考慮して評価する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(18)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける地震に伴う内部溢水の影響評価</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。 評価フローを第1図に、評価概要図を第2図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリア（以下「アクセスルートエリア」という。）を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、燃料プールのスロッシングを想定する。また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラスの機器のうち、基準地震動S_sによる地震力によって破損が生じるおそれのある機器も抽出する。 なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動S_sを考慮して評価する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(34)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリア（以下「アクセスルートエリア」という。）を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、使用済燃料ビットのスロッシングを想定する。また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラス機器のうち、基準地震動に対する耐震性が確認されていない機器を抽出する。 なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動による溢水を考慮して評価する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートエリアの溢水水位については、上層階に関しては床開口部からの排水により床開口部のカーブ高さ（約13cm）程度に抑えられることを想定する。</p>	<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートの溢水水位は、上層階に関しては床開口部からの排水により、カーブ高さ（約8cm）程度に抑えられることを想定する。</p> <p>【大飯3，4号炉まとめ資料より転載】</p> <p>【中間階】 その区画の下階への溢水経路となる開口部のうち最大となる開口部入口高さを想定する。</p>	<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートエリアの溢水水位については、上層階に関しては床開口部からの排水により床開口部の堰高さ程度に抑えられることを想定し、複数の床開口部から排水される場合は床開口部のうち最大の堰高さ程度を想定する。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】評価方針の相違</p> <p>・女川及び島根は、第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していることからアクセスルートにおいてもこれに期待して、床開口部の堰高さを溢水水位として設定している。一方、泊は第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していないが、アクセスルートにおいては現実的に床開口部からの排水に期待していることから、下階に複数の床開口部から排水される場合に床開口部のうち最大の堰高さを溢水水位として設定することで保守性を持たせている。(評価方法については、大飯と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>最地下階においては上層階からの溢水がすべて集まるものとして溢水水位を算出する。</p> <p>なお、実際は床開口部のカーブ高さ以下の滞留水については床ファンネルからの排水により時間経過に伴い、最地下階のドレンサンブへ排水される。</p> <p>溢水水位評価概要を第2図に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に、溢水源を第3-1表～第3-3表に示す。</p>	<p>最地下階においては上層階からの溢水が全て集まるものとして水位を算出する。</p> <p>【大飯3, 4号炉まとめ資料より転載】 【下階への伝播経路がないエリア】 下階への伝播がないため、溢水源からの溢水量（伝播経路上にある溢水源の全溢水量）と床面積から水位を算出する。</p> <p>なお、実際はカーブ高さ以下の滞留水については、時間経過に伴い床目皿からの排水により全量排水されることが期待できる。</p> <p>【大飯3, 4号炉まとめ資料より転載】 内部溢水評価での溢水水位は、床開口部及び目皿からの排出を考慮しない評価としているが、アクセスルートでの溢水水位は現実的に床開口部入口高さでの水位としているため、評価方法が異なる。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートエリアとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートの溢水源となる系統を第3-1表～第3-4表に示す。</p>	<p>最地下階においては下階への伝播がないため、溢水源からの溢水量（伝播経路上にある溢水源の全溢水量）と滞留面積から水位を算出する。</p> <p>なお、実際は床開口部の堰高さ以下の滞留水については床目皿からの排水により時間経過に伴い、最地下階のサンプタンクへ排水されるが、床目皿からの排水及びサンプタンクへの流入に期待しない。</p> <p>第9条溢水による損傷の防止等における溢水水位は、床開口部及び床目皿からの排水に期待しない評価としているが、アクセスルートでの溢水水位は、現実的に床開口部の堰高さを溢水水位としているため、評価方法が異なる。</p> <p>溢水水位評価概要を第2図に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に、溢水源を第3-1表～第3-3表に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・泊は、最地下階の溢水水位の算出方法を具体的に記載している。 （大飯と同様）</p> <p>【女川及び島根】評価方針の相違 ・女川及び島根は、第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していることからアクセスルートにおいてもこれに期待している。一方、泊は第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していないが、アクセスルートにおいては現実的に床開口部からの排水に期待していることから、下階に複数の床開口部から排水される場合に床開口部のうち最大の堰高さを溢水水位として設定することで保守性を持たせている。（第9条と評価方法が異なることについては、大飯と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

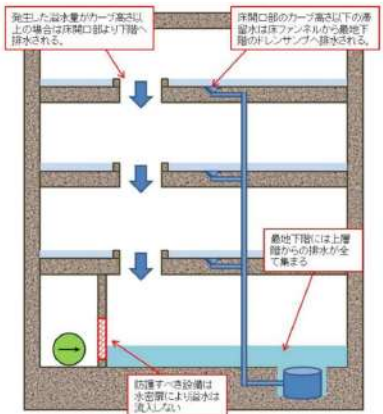
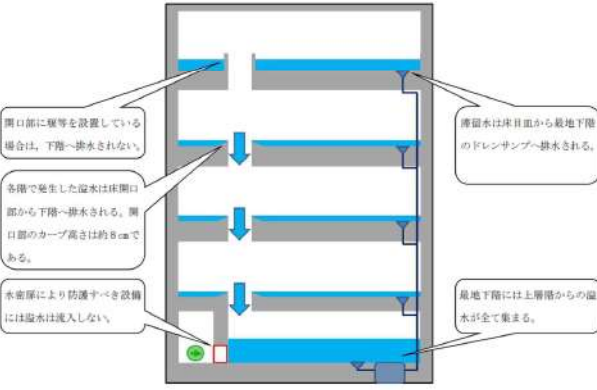
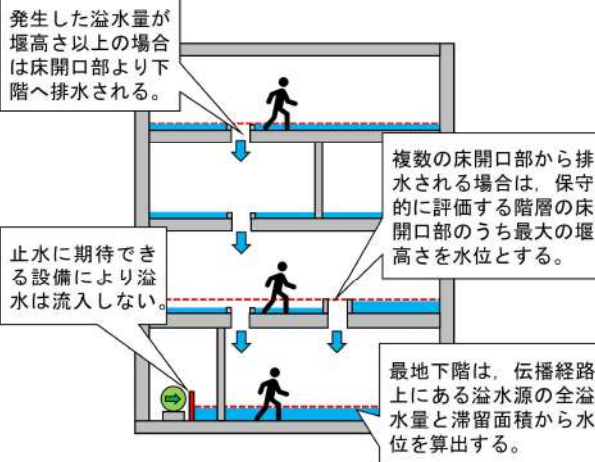
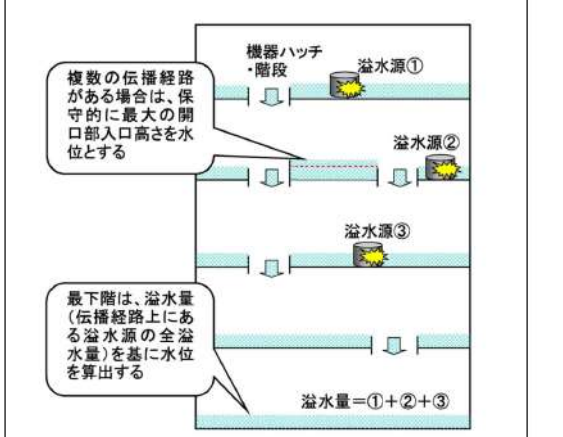
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【アクセスルートとして使用するエリアの抽出】 ・抽出されたエリア ・原子炉建屋 ・制御建屋 ・タービン建屋</p> <p>※1 建屋の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深及び水圧でドアが開かなくなる水深などから30cm以下と想定している。本評価では水深30cm以下であれば通行可能と判断する。 「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表) 参照</p> <p>※2 溢水水位により通行可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>【溢水源となる設備】 ・使用済燃料プール(スロッシング) ・原子炉冷却水(スロッシング) ・DSピット(スロッシング) ・加熱蒸気及び凝水戻り系 ・給水加熱器ドレン系 ・凝水系、給水系 他</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位 ・下階の伝播経路の有無により、伝播経路となる床開口部カーブ高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位は通行可能な水位か※1</p> <p>Yes → 通行可※2 No → 対応策検討</p>	<p>アクセスルートとして使用するエリアの抽出 【抽出されたエリア】 ・原子炉建屋 ・制御室建屋 ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋</p> <p>※1 建屋の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cm以下と設定している。床開口部のカーブ高さ(約8cm)であればアクセス可能と判断する。 「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表) 参照</p> <p>※2 溢水水位によりアクセス可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>【溢水源となる機器】 ・燃料プール ・配管 他</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位 ・下階への伝播経路の有無により、伝播経路となる床開口部高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位はアクセス可能な水位か※1</p> <p>Yes → アクセス可※2 No → 対応策検討</p>	<p>アクセスルートとして使用するエリアの抽出 【抽出されたエリア】 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋</p> <p>※1: 建屋の浸水時における歩行困難水深を70cm¹⁾、水圧でドアが開かなくなる水深を30cm¹⁾とする知見を踏まえ、本評価では、水深20cm以下であれば通行可能と判断し、水深が21cm以上かつ70cm未満の場合は、扉の通行の必要性等を個別に確認した上で判断する。</p> <p>1)「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表)参照</p> <p>※2: 溢水水位により通行可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>地震時の溢水源の抽出 【溢水源となる設備】 ・使用済燃料ピット(スロッシング) ・ほう酸回収装置 他</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位 ・下階の伝播経路の有無により、伝播経路となる床開口部の埋高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位は通行可能な水位か※1</p> <p>Yes → 通行可※2 No → 対応策検討</p>	<p>【女川及び島根】判断基準の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の最地下階のアクセスルートは扉を経由せずに操作場所までアクセス可能なため、通行可否の判断基準を一律20cm以下とはせず、21cm以上かつ70cm未満の場合は、扉の通行の必要性等を個別に確認した上でアクセス性を判断することとしている。
<p>第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー</p>	<p>第1図 地震に伴う内部溢水評価フロー図</p>	<p>第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="257 718 504 742">第2図 溢水水位評価概要</p>	 <p data-bbox="907 718 1131 742">第2図 水位評価概要図</p>	 <p data-bbox="1523 718 1769 742">第2図 溢水水位評価概要</p>	<p data-bbox="1971 279 2161 335">【女川及び島根】評価方針の相違</p> <ul data-bbox="1971 343 2161 710" style="list-style-type: none"> ・泊は、床目皿からの排水及びサンプタンクへの流入には期待していない。（評価方法については、大飯と同様） ・泊は、第9条と評価方法が異なるため、排水される床開口部のうち最大堰高さを溢水水位として設定することを明確化した。（評価方法については、大飯と同様）
<p>【大飯3，4号炉まとめ資料より転載】</p>			
 <p data-bbox="952 1388 1108 1412">水位評価概要図</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

0.F.	原子炉建屋 原子炉棟 (非管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処 理エリア) (管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処 理エリア) (非管理区域)	制御建屋 (管理区域)	制御建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)
3320	①						
2790	○						
2490							
2360					①②③④ ⑤⑥⑦⑧		
2250	○	①②③④ ⑤⑥⑦⑧	—	—			
1950					○		
1800	②③④⑤	①②③④ ⑤⑥⑦⑧	④⑤⑥⑦	○	①③④⑤	②③④⑤	⑦⑧⑨
1070	②③④				②③④⑤		
900					②③④⑤		
760							
600	②③④	①③	—				
150					②③④⑤		
80							
-80	○						
-810	○						

【凡例】
 ○ (数字なし) 有効性評価では通行しないが技術的能力1.1~1.19で通行するフロア
 ○ (数字あり) 有効性評価で通行するフロア
 — 通行しないフロア ■ 建屋ごとの対象外フロア

No	事故シナリオ	作業番号*	No	事故シナリオ	作業番号*
1	高圧・低圧水機能喪失	①	12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種冷却系を使用する場合）	④
2	高圧注水・減圧機能喪失	—	13	冷却水不足による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種冷却系を使用できない場合）	⑤
3	全交流動力電源喪失（長期）	②	14	高圧容器放出口格納容器閉気直接加熱	⑥
4	全交流動力電源喪失（短）	③	15	原子炉圧力容器外の除熱燃料・冷却材相互作用	⑦
5	全交流動力電源喪失（短）	④	16	水素燃焼	⑧
6	全交流動力電源喪失（短）	⑤	17	溶融炉心・コンクリート相互作用	⑨
7	原燃熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	⑩	18	想定事故1	⑪
8	原燃熱除去機能喪失（格納熱除去系が故障した場合）	⑪	19	想定事故2	⑫
9	原子炉停止機能喪失	—	20	主交流動力電源喪失	⑬
10	LOCA時注水機能喪失	⑫	21	原子炉冷却材の流出	⑭
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	⑬	22	反応度の悪投入	⑮

※ 作業内容が同様のシナリオに関して同一の作業番号とする。

島根原子力発電所2号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

E.L. (m)	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋
42.800	①				
34.900	③④⑤	②③⑤⑥			
30.500	③④⑤	②③④⑤⑥			
23.800	②③④⑤⑥	①②③④⑤⑥⑦			
22.100				③⑤⑥	
16.900			①②③④ ⑤⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑦⑧⑨	①③④④ ⑤⑦⑧⑨
15.300	②③④⑤⑥	①②③④ ⑤⑦⑧⑨			
12.800					○
12.300				②③⑤⑥	
8.800	③	③⑦⑧⑨	○	—	○
2.800		③⑧			
1.300	○				

【凡例】
 ○ (数字なし)： 有効性評価ではアクセスしないが技術的能力1.1~1.19でアクセスするフロア
 ○ (数字あり)： 有効性評価でアクセスするフロア
 「—」： アクセスしないフロア
 ■： 建屋に存在しないフロア

No	事故対象シナリオ	No	事故対象シナリオ
1	高圧・低圧水機能喪失	13	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種冷却系を使用しない場合）
2	高圧注水・減圧機能喪失	14	高圧容器放出口・格納容器閉気直接加熱
3	① 全交流動力電源喪失（長期）	15	原子炉圧力容器外の除熱燃料・冷却材相互作用
4	② 全交流動力電源喪失（短期）	16	水素燃焼
5	③ 全交流動力電源喪失（短期）	17	溶融炉心・コンクリート相互作用
6	④ 全交流動力電源喪失（短期）	18	想定事故1
7	⑤ 原燃熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	19	想定事故2
8	⑥ 原燃熱除去機能喪失（格納熱除去系が故障した場合）	20	原燃熱除去機能喪失（停止時）
9	⑦ 原子炉停止機能喪失	21	全交流動力電源喪失（停止時）
10	LOCA時注水機能喪失	22	原子炉冷却材の流出（停止時）
11	⑧ 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	23	反応度の悪投入（停止時）
12	⑨ 蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種冷却系を使用する場合）		

泊発電所3号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

T.P.	原子炉補助建屋 (非管理区域)	原子炉補助建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉建屋 (管理区域)	ディーゼル 発電機建屋 (非管理区域)
43.6m			①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨		
40.3m		①②③④⑤⑥⑦		①②③④⑤⑥⑦	
36.3m			①②③		
33.1m	①②③④⑤	①②③④ ⑤⑥⑦	①②③④	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨⑩	
29.2m			①②③④		
28.7m				⑤⑥⑦	
28.6m	①②③④⑤⑥	—			
24.8m	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫	
17.8m (中間床)	—	—		②③④⑤ ⑥⑦⑧	
17.8m	①②③④⑤⑥⑦ ⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧	①②③④⑤ ⑥⑦⑧	
10.3m (中間床)	—	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	①②③④	—	
10.3m	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ ⑩⑪⑫⑬⑭⑮	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤ ⑥⑦⑧	—	①②③④⑤⑥⑦
6.2m					○
2.8m (中間床)	—	—			
2.8m		①②③④⑤⑥⑦			
2.3m (中間床)	—	—	①②③④⑤⑥		
2.3m			①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨		
-1.7m		①②③④⑤⑥⑦			

【凡例】
 ○ (数字なし) 有効性評価では通行しないが技術的能力1.1~1.19で通行するフロア
 ○ (数字あり) 有効性評価で通行するフロア
 — 通行しないフロア ■ 建屋ごとの対象外フロア

No.	事故シナリオ	作業番号*	No.	事故シナリオ	作業番号*
1	2次冷却系からの除熱機能喪失	—	11	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）	⑤
2	全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補助冷却機能の喪失及びBOPシールドLOCAが発生する事故）	①	12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）	⑥
3	全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補助冷却機能が喪失する事故）	②	13	高圧容器放出口格納容器閉気直接加熱	⑦
4	原子炉補助冷却機能喪失	③	14	原子炉圧力容器外の除熱燃料・冷却材相互作用	⑧
5	原子炉格納容器の除熱機能喪失	④	15	水素燃焼	⑨
6	原子炉停止機能喪失	—	16	溶融炉心・コンクリート相互作用	⑩
7	BOS注水機能喪失	—	17	想定事故1	⑪
8	BOS内除熱機能喪失	⑤	18	想定事故2	⑫
9	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	⑥	19	主交流動力電源喪失（燃料取出時のミッドローシールド中に外部電源が喪失するとともに非常用内交流電源が喪失し、原子炉補助冷却機能の喪失する事故）	⑬
10	格納容器バイパス（原燃熱除去系が故障時に原燃熱除去系が喪失する事故）	⑦	20	原子炉冷却材の流出	⑭
			21	反応度の悪投入	⑮
			22	反応度の悪投入	⑯

※ 作業内容が同様のシナリオに関して同一の作業番号とする。

【女川及び島根】記載内容の相違

・有効性評価及び各プラントの設備及び対応手段の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

E.P.	原子炉建屋 原子炉棟	原子炉建屋 付属棟 (非管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (非管理区域)	制御建屋 (管理区域)	制御建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)
3200	カーブ高さ							
27800	溢水なし							
24800							—	
23500						溢水なし		
22500	溢水なし	溢水なし	—	—				
19500						溢水なし		
15000	カーブ高さ	溢水なし	カーブ高さ	溢水なし	溢水なし	溢水なし	カーブ高さ	
10700	溢水なし							
8000						溢水なし		
7600							—	—
8000	カーブ高さ	溢水なし	—					
1500						溢水なし		
800							—	—
-800	カーブ高さ	—	—					
-8100	◇	—	—					

【凡例】
 「カーブ高さ」：床開口部のカーブ高さ（約13cm）
 「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし
 —：アクセスしないフロア
 ◇：水深20cm以上となる場合があるエリア
 ■：建屋ごとの対象外フロア

島根原子力発電所2号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

E.L.	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋
42,800	約19cm				
34,800	カーブ高さ	カーブ高さ			
30,500	—	溢水なし			
29,800	カーブ高さ	カーブ高さ			
22,100				溢水なし	
16,900			カーブ高さ	溢水なし	カーブ高さ
15,300	カーブ高さ	カーブ高さ			
12,800					カーブ高さ
12,300				溢水なし	
8,800	溢水なし	カーブ高さ	—		カーブ高さ
2,800		約9cm			
1,300	約95cm				

【凡例】
 「カーブ高さ」：下層階へ排水する開口部高さ（約8cm）
 「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし
 「—」：アクセスしないフロア
 ■：建屋に存在しないフロアレベル

泊発電所3号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

T.P.	原子炉補助建屋 (非管理区域)	原子炉補助建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉建屋 (管理区域)	ディーゼル 発電機建屋 (非管理区域)
43.6m			溢水なし		
40.3m		溢水なし		溢水なし	
36.3m			溢水なし		
33.1m	溢水なし	溢水なし	溢水なし	堰高さ（約10cm）	
29.3m			溢水なし		
28.7m				溢水なし	
28.6m	溢水なし	—			
24.8m	溢水なし	堰高さ（約5cm）	溢水なし	堰高さ（約5cm）	
17.8m（中間床）	—	—		堰高さ（約10cm）	
17.8m	溢水なし	堰高さ（約5cm）	溢水なし	堰高さ（約5cm）	
10.3m（中間床）	—	溢水なし	溢水なし	—	
10.3m	溢水なし	堰高さ（約5cm）	溢水なし	—	溢水なし
6.2m					溢水なし
2.8m（中間床）		—			
2.8m		堰高さ（約5cm）			
2.3m（中間床）			溢水なし		
2.3m			約1cm		
-1.7m		約14cm			

【凡例】
 堰高さ：床開口部の堰高さ
 溢水なし：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし
 —：通行しないフロア
 ■：建屋ごとの対象外フロア

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価及び各プラントの設備及び対応手段の相違。

追而【他条文の審査状況の反映】
 （上記の破線囲部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）

破線囲部分：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画を除くアクセスルートにおける溢水水位の最大は床開口部のカーブ高さ（約13cm）であることから、長靴（靴丈約28cm）を装備することで地震により溢水が発生した場合においてもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床ファンネルによる排水が期待できるため通行は容易である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画において使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットからのスロッシングを考慮した場合、溢水量は212m³となり、アクセスルートにおける溢水水位は約83cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深20cm以上となることから、通行できないと考えられる。</p> <p>しかしながら、原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画への通行が必要となる作業は高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系の系統構成であり、本作業が必要となる場合には、原子炉ウェル及びDSピットには水が張られていないことから、溢水源は使用済燃料プールのみのスロッシングによる溢水量80m³となり、アクセスルートにおける溢水水位は約13cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深20cm以下となるため、長靴（靴丈約28cm）を装備することで十分に通行可能な水位である。</p> <p>アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-8図に示す。</p>	<p>原子炉建物最上階には、燃料プールのスロッシング対策として開口部からの落水を抑制するために堰を新たに設置しており、溢水水位は「約19cm」である。</p> <p>建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cmと設定しており、作業用長靴（長さ約40cm）を装備することで、地震により溢水が発生してもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床目皿による排水が期待できるためアクセスは容易になる。</p> <p>原子炉建物（管理区域）の最終貯留区画であるトラス室については、アクセス及び操作が必要となるが、トラス室の歩廊は床面から約7.5mの高さに設置しており、溢水水位約95cmに対し十分に高い位置にあるためアクセスは可能である。なお、その他の原子炉建物最地下階のアクセスが必要となる区画の溢水はない。</p>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 （評価結果は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）</p> </div> <p>アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-9図に示す。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>追而【他条文の審査状況の反映】 （評価結果は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）</p> <p>【島根】記載内容の相違・泊は、溢水影響範囲を記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋原子炉棟）

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0.F.3320m (地上3階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約13	無	有
0.F.1500m (地上1階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約13	無	有
0.F.6000 (地下1階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約13	無	有
0.F.-800 (地下2階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約13	無	有
0.F.-8100 (地下3階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約83	無	有

※ 保安規定で定める運転上の制限値（ただし、通常時は～40℃程度）

第3-2表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 ^{※1} (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0.F.1500m (地上1階)	放射性ドレン移送系	33	66	約13	無	有
	機器ドレン系	1,232	66		無	有
	床ドレン・化学機液系	616	148		無	有
	ストームドレン系	99	66		無	無
	廃スラッジ系	979	66		無	有
	濃縮機液系	88	66		無	有
	固化系 ^{※3}	44	95		無	有
	純水供給水系	11	66		無	無
	復水供給水系	33	66		無	有
	ろ過水系	11	66		無	無
	換気空調補機常用冷却水系	55	66		防食剤	無
	換気空調補機非常用冷却水系 (Sクラス)	33	66		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	121 ^{※3}	85		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系 (Sクラス含有) ^{※4}	209	85		防食剤	無
	加熱蒸気及び復水戻り系	22	204		無	無
	所内漏水系	33	85		防食剤	無
	消火用水系	180	40		無	無

※1 各系統の最高使用温度
 ※2 休止設備であり現在保有水はないが、保有水があるものとして評価する
 ※3 RCW (A) 及び RCW (B) の常用系保有水量の合計
 ※4 常用系と非常用系の保有水量合計（保有水量が多いRCW (A) で評価）

第3-1表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物（管理区域）」

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L. 42.800m (4階)	空調換気設備冷却水系	38	約40	約19	防錆剤	無
	復水輸送系	1	約40		無	有
	補給水系	8	約40		無	無
	消火系	57	約40		無	無
E.L. 34.800m (3階)	燃料プールスロッシング	130	約40	約8	無	有
	原子炉補機冷却水系	58	約44		防錆剤	無
E.L. 23.800m (2階)	燃料プール冷却系	16	約52	約8	無	有
	復水輸送系	2	約40		無	有
	補給水系	28	約40		無	無
E.L. 23.800m (2階)	制御棒駆動系	12	約59	約8	無	有
	原子炉浄化系	104	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	167	約44		防錆剤	無
	復水輸送系	28	約40		無	有
	補給水系	28	約40		無	無
E.L. 15.300m (1階)	燃料プール補給水系	1	約40	約8	無	有
	復水給水系	163	約95以上		無	有
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
E.L. 1.300m (地下2階)	原子炉補機冷却水系	205	約44	約95	防錆剤	無
	復水輸送系	30	約40		無	有
	補給水系	28	約40		無	無
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	224	約44		防錆剤	無
	液体廃棄物処理系（放射性ドレン移送系・機器）	6	約40		無	有
	液体廃棄物処理系（機器ドレン）	182	約40		無	有
	液体廃棄物処理系（放射性ドレン移送系・床）	6	約40		無	有
液体廃棄物処理系（非放射性ドレン移送系）	1	約40	無	無		
復水輸送系	34	約40	無	有		
補給水系	32	約40	無	無		
燃料プール補給水系	1	約40	無	有		

第3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 ^{※1} (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
T.P. 23.1m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約0	無	有
T.P. 24.8m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有
T.P. 17.8m (中間床)	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約10	無	有
T.P. 17.8m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有

※1：通常運転時の温度

第3-2表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（非管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
T.P. 2.3m	薬液混合タンク	0.1	約27 ^{※1}	約1	有	無

※1：通常運転時に常温の機器は設計外気温27℃とした

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの溢水源の相違。

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの溢水源の相違。

追而【他条文の審査状況の反映】
 （上記の「破線部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。
 なお、「二重部分」は、第9条まとめ資料（令和5年5月提出資料）を踏まえた暫定値である。）

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-3表 アクセスルートの溢水源（タービン建屋（管理区域））

第3-2表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物（非管理区域）」

第3-3表 アクセスルートの溢水源（原子炉補助建屋（管理区域））
 (1/2)

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
0.P.15000 (地上1階)	放射性ドレン移送系	11	86	約13	無	有
	機器ドレン系	22	66		無	有
	床ドレン・化学廃液系	22	148		無	有
	スチームドレン系	22	66		無	無
	廃スラッジ系	55	66		無	有
	復水系、給水系	649	180		無	有
	給水加熱器ドレン系	330	302		無	有
	復水ろ過装置	132	66		無	有
	復水原塩装置	209	66		無	有
	高圧油圧系	11	70		無	有
	タービン潤滑油系	198	79		無	有
	固定子巻線冷却水系	22	74		無	有
	循環水系	1,200	41		無	無
	純水補給水系	11	66		無	無
	復水補給水系	33	66		無	有
	ろ過水系	11	66		無	無
	換気空調機械用冷却水系	110	66		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	66	85		防食剤	無
	タービン補機冷却水系	231	66		防食剤	無
	加熱蒸気及び復水戻り系	19	204		無	無
所内復水系	33	85	防食剤	無		
消火用水系	180	40	無	無		

※ 各系統の最高使用温度

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
E.L. 34.800m (3階)	原子炉補機冷却水系	58	約44	約8	防錆剤	無
	E.L. 23.800m (2階)	消火系	69	約40	無	無
	E.L. 15.300m (1階)	消火系	60	約40	約8	無
E.L. 8.800m (地下1階)	原子炉補機冷却水系	223	約44	約8	防錆剤	無
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無
	補給水系	32	約40		無	無
E.L. 8.800m (地下2階)	消火系	69	約40	無	無	
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40	約9	無	無

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	薬品内包 の有無	放射能 の有無
T.P.24.8m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 ^{※1}		無	無
	廃液貯蔵ビット中性ソーダ計量 タンク	0.3	約27 ^{※1}		有	無
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置	0.5	約27 ^{※1}		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20~90 ^{※2}		有	有
	T.P.17.8m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0		約30	約5
樹脂タンク		0.5	約27 ^{※1}	無	無	
廃液貯蔵ビット中性ソーダ計量 タンク		0.3	約27 ^{※1}	有	無	
洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置		0.5	約27 ^{※1}	有	無	
セメント固化装置		18.4	約20~約90 ^{※2}	有	有	
1次系薬品タンク		0.1	約27 ^{※1}	有	無	
T.P.10.3m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 ^{※1}		無	無
	廃液貯蔵ビット中性ソーダ計量 タンク	0.3	約27 ^{※1}		有	無
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置	0.5	約27 ^{※1}		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20~約90 ^{※2}		有	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 ^{※1}		有	無
	樹脂注入装置	0.2	約27 ^{※1}		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		無	有
塵ガス除去装置	0.3	約27 ^{※1}	無	有		

※1：通常運転時の温度
 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温度27℃とした
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・各プラントの溢水源の
 相違。

追而【他条文の審査状況の反映】
 (上記の「破線囲部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而とし
 ている。
 なお、「二重囲部分」は、第9条まとめ資料（令和5年5月提出資料）を踏まえ
 た暫定値である。）

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-3表 アクセスルートの溢水源「タービン建物(非管理区域)」

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
E.L. 16.900m (2階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無

第3-4表 アクセスルートの溢水源「制御室建物」

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
E.L. 16.900m (4階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無
E.L. 12.800m (3階)	消火系	45	約40	約8	無	無
E.L. 8.900m (2階)	消火系	45	約40	約8	無	無
	所内上水系	8	約40	約8	無	無

第3-3表 アクセスルートの溢水源（原子炉補助建屋（管理区域））
(2/2)

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 ^{※1} (℃)	溢水水位 (cm)	薬品内位 の有無	放射能の 有無
T.P.-2.8m	使用済燃料ピットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 ^{※2}		無	無
	廃液貯蔵ピット中性ソーダ計量タンク	0.3	約27 ^{※2}		有	無
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 ^{※2}		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 ^{※3}		有	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 ^{※2}		有	無
	亜鉛注入装置	0.2	約27 ^{※2}		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		有	無
	廃ガス除湿装置	0.3	約27 ^{※2}		無	有
	酸液ドレンタンク、酸液ドレンタンク中性ソーダ計量タンク	1.1	約27 ^{※2}		有	有
T.P.-1.7m	使用済燃料ピットスロッシング	35.0	約30	約14	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 ^{※2}		無	無
	廃液貯蔵ピット中性ソーダ計量タンク	0.3	約27 ^{※2}		有	無
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 ^{※2}		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 ^{※3}		有	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 ^{※2}		有	無
	亜鉛注入装置	0.2	約27 ^{※2}		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		無	有
	廃ガス除湿装置	0.3	約27 ^{※2}		無	有
	酸液ドレンタンク、酸液ドレンタンク中性ソーダ計量タンク	1.1	約27 ^{※2}		有	有

※1：通常運転時の温度
 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温27℃とした
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの溢水源の相違。

追而【他条文の審査状況の反映】
 (上記の「破線部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。
 なお、「二重囲部分」は、第9条まとめ資料（令和5年5月提出資料）を踏まえた暫定値である。)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 225 678 767" style="border: 1px solid black; height: 340px; width: 261px;"></div> <p data-bbox="183 778 586 802">第3-1図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="295 818 687 855" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="318 826 654 847">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1350 188 1951 1002" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1373 212 1928 954" style="border: 1px solid black; height: 465px; width: 248px;"></div> </div> <div data-bbox="1368 1015 1944 1098" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1391 1026 1921 1090">追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の破線囲部分は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1563 1126 1928 1166" style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; margin-top: 10px; display: inline-block;"> <p data-bbox="1653 1137 1921 1158">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1361 1201 1928 1230" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; display: inline-block;"> <p data-bbox="1451 1209 1928 1230">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 201 2159 308">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1977 316 2159 422">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 204 687 826" style="border: 1px solid black; height: 390px; width: 266px;"></div> <p data-bbox="183 834 586 858">第3-2図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 882 687 919" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="315 890 651 911">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1346 196 1955 962" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1368 220 1933 922" style="border: 1px solid black; height: 440px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="1447 922 1850 946">第3-2図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1361 1046 1944 1129" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1536 1058 1760 1078">追而【他条文の審査状況の反映】</p> <p data-bbox="1384 1078 1926 1121">(上記の 破線囲部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1559 1153 1939 1193" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1648 1161 1926 1182"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1361 1233 1939 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1451 1241 1935 1262"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 196 2159 308">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1977 316 2159 427">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 236 683 852" style="border: 1px solid black; height: 386px; width: 264px;"></div> <p data-bbox="183 865 586 890">第3-3図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 919 685 954" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="315 927 651 946">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1352 201 1948 906" style="border: 1px solid black; height: 442px; width: 266px; border-style: dashed;"> <div data-bbox="1451 865 1854 890" style="color: blue;">第3-3図 アクセスルートへの溢水影響範囲</div> </div> <div data-bbox="1364 991 1944 1075" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1541 1002 1765 1021" style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】</p> <p data-bbox="1391 1026 1928 1066">(上記の「破線部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1563 1107 1944 1145" style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="1653 1118 1928 1137">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1364 1182 1944 1209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1451 1187 1928 1206">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1980 201 2152 308">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1980 316 2152 422">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

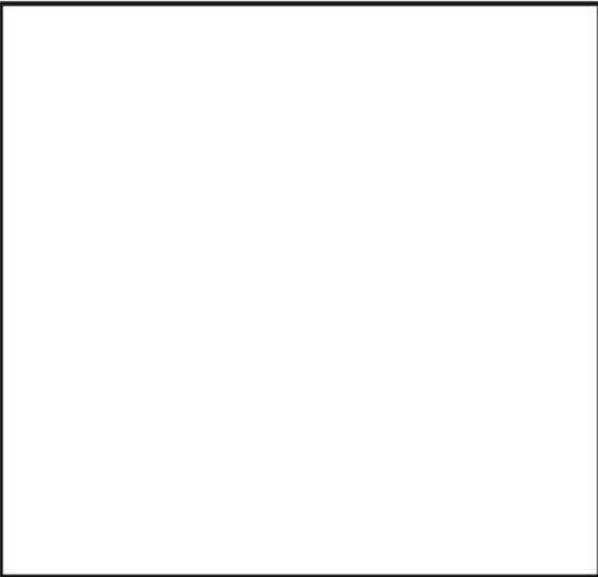

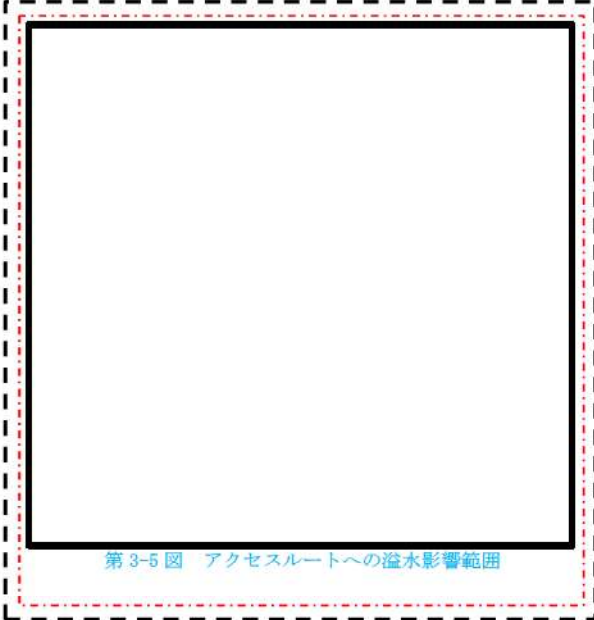
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 683 735" style="border: 1px solid black; height: 333px; width: 267px;"></div> <p data-bbox="183 751 584 774">第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="295 794 687 831" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="318 802 654 820">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1348 204 1946 863" style="border: 1px solid black; height: 413px; width: 267px; border-style: dashed;"></div> <p data-bbox="1447 871 1848 893">第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1357 999 1935 1082" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="1379 1011 1912 1074">追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の 破線部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1563 1098 1935 1134" style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1585 1106 1912 1126"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1357 1182 1935 1219" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="1379 1190 1912 1211"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 201 2157 309">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1977 320 2157 429">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="183 805 586 833">第3-5図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="291 865 680 901" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		 <p data-bbox="1451 750 1854 774">第3-5図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1361 865 1944 949" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>――― 追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の 破線部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1556 981 1937 1021" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1352 1053 1937 1085" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1975 199 2168 422">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。 【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 204 680 767" style="border: 1px solid black; height: 353px; width: 263px;"></div> <p data-bbox="183 778 586 802">第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="295 836 685 871" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="318 847 663 863">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1352 204 1942 922" style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 263px; border-style: dashed;"></div> <p data-bbox="1451 927 1854 951">第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1361 1062 1942 1150" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p data-bbox="1384 1078 1919 1142"> 追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1563 1174 1942 1214" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p data-bbox="1585 1182 1919 1206"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1361 1254 1942 1278" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p data-bbox="1373 1254 1930 1278"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 201 2159 424"> 【女川】 記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。 【島根】 記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 199 685 826" style="border: 1px solid black; height: 393px; width: 268px;"></div> <p data-bbox="183 834 586 861">第3-7図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 911 685 948" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>		<div data-bbox="1348 199 1944 826" style="border: 1px solid black; height: 393px; width: 266px;"></div> <p data-bbox="1447 807 1850 834">第3-7図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1368 919 1944 1007" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の「破線囲部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。) </div> <div data-bbox="1563 1038 1944 1075" style="border: 1px solid gray; padding: 2px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1361 1107 1944 1144" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p data-bbox="1975 199 2168 308">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1975 316 2168 424">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

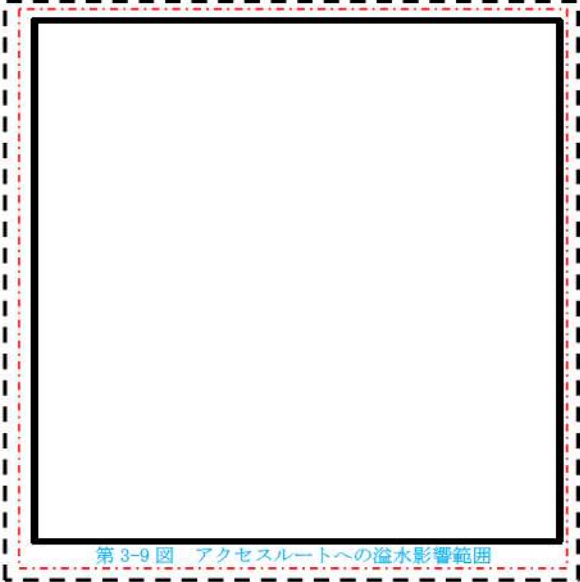
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 215 685 794" style="border: 1px solid black; height: 363px; width: 268px;"></div> <p data-bbox="183 807 586 831">第3-8図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="282 874 676 906" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="304 882 654 898">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1352 193 1948 906" style="border: 1px solid black; height: 447px; width: 266px; position: relative;"> <div style="border: 2px dashed black; position: absolute; top: 10px; left: 10px; right: 10px; bottom: 10px;"></div> </div> <p data-bbox="1451 866 1854 890">第3-8図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1368 979 1946 1066" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1541 995 1765 1011">追而【他条文の審査状況の反映】</p> <p data-bbox="1391 1018 1930 1058">(上記の 破線部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1559 1098 1933 1137" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1581 1106 1921 1129"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1361 1169 1933 1201" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1451 1177 1933 1201"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 201 2159 308">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1977 316 2159 422">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3-9図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の破線部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響 (1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源に、「使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング水」があるが、通常時の温度は40℃程度であり、それらはアクセスルートエリアには貯留するものの、溢水水位が低く、ゴム長靴等の防護具を着用するため、通行に与える影響はない。</p> <p>また、高温の流体を内包する系統として「加熱蒸気及び復水戻り系」、「給水加熱器ドレン系」及び「復水系、給水系」があるが、重大事故等が発生した場合には、原子炉建屋付属棟を經由し原子炉建屋原子炉棟へ移動するアクセスルートを使用することから作業場所までの通行が可能である。</p> <p>したがって、有効性評価における原子炉建屋内での作業における高温状態による影響はないと考えられる。</p> <p>なお、蒸気影響が考えられる有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」の場合でも、原子炉減圧操作及び原子炉建屋ブローアウトパネルからの排気により、4時間程度で約44℃となると評価されており、防護具（耐熱服）を着用することで、温度による影響は緩和されるため通行に与える影響はないと考えられる。</p>	<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響 (1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する系統は「主蒸気系」、「原子炉浄化系」及び「復水・給水系」が考えられる。いずれも漏えい検知による自動隔離等のインターロックが設置されている。</p> <p>漏えいにより一時的に原子炉建物二次格納容器内は高温になるが、隔離及びブローアウトパネルからの排気により温度は低下する。</p> <p>隔離に時間を要する有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」がA又はB-残留熱除去系で発生した場合を評価した結果、原子炉棟内環境が静定する事象発生の9時間後から現場操作の完了時間として設定している10時間後までの温度は最大で約44℃であり、原子炉棟内の滞在時間はA-残留熱除去系の場合で約38分、B-残留熱除去系の場合で約37分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。</p> <p>C-残留熱除去系又は低圧炉心スプレイ系で発生した場合を評価した結果、漏えいにより原子炉建物二次格納容器内の温度は僅かに上昇するが、現場操作の完了時間として設定している事象発生の10時間後までの温度は最大で約31℃であり、想定している作業環境（最大約44℃）未達で推移する。原子炉棟内の滞在時間はC-残留熱除去系の場合で約37分、低圧炉心スプレイ系の場合で約41分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。なお、この時ブローアウトパネルの開放圧力には到達しない。</p> <p>※想定している作業環境（最大約44℃）においては、主に低温やけどが懸念されるが、一般的に、接触温度と低温やけどになるまでのおおよその時間の関係は、44℃で3時間～4時間として知られている。（出典：消費者庁 NewsRelease（平成25年2月27日））</p>	<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響 (1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源に、「セメント固化装置」があり、この装置の構成機器には運転時の温度が約90℃程度となる機器があるが、温度の高い機器は隔壁又は堰によって囲まれた区画の中に設置されていることから高温水の飛散によるアクセスルートへの影響はなく、セメント固化装置の加熱源として使用している補助蒸気配管は耐震性を確保するため、蒸気の漏えいは発生しない。</p> <p>したがって、有効性評価の作業における高温状態による影響はないと考えられる。</p> <p>なお、蒸気影響が考えられる有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」の場合でも、現場操作時に高温となるエリアは通行しないため、操作場所へのアクセス性及び操作に与える影響はないものと考えられる。</p>	<p>【女川及び島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温の流体を内包する溢水源の相違及び高温の流体に対する評価結果の相違。 ・泊は、アクセスルート上への高温水の飛散及び蒸気漏えいが無いことを記載している。 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、高温状態による影響がないことを記載した。 <p>【女川及び島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、格納容器バイパス事象時に高温エリア内をアクセスしない。

追而【他条文の審査状況の反映】
 (上記の破線囲部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響 放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量が最も厳しくなる系統は「使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング水」である。アクセスルートエリアには貯留するが使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング水の溢水に伴う被ばく線量率は約2.6×10^{-4} mSv/hとなり、緊急時の被ばく線量制限値100mSvと比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響 アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水源は「補機冷却水系に含まれる防食剤[*]」がある。</p> <p>ただし、防食剤は配管内に注入されているものであり、地震による溢水により更に機器等が腐食し倒壊することはない。</p> <p>また、薬品自体の性状として、皮膚に付くと炎症の可能性があるが、薬剤が付着しないよう適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p> <p>※主な成分：亜硝酸ナトリウム</p>	<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響 放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が最も厳しくなる系統は「原子炉浄化系」である。 内部溢水で評価しているとおおり、原子炉浄化系の漏えいによる被ばく線量は数mSv程度となり、緊急時の被ばく線量制限値100mSvと比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施した上で作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響 化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のあるものは「原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）」がある。</p> <p>「原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）」は、濃度が十分低く防護具により安全性を確保していることから作業は可能であると考えられる。</p>	<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響 放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が厳しくなる機器は「使用済燃料ピットスロッシング」、「セメント固化装置」、「ガス圧縮装置」及び「廃ガス除湿装置」である。 溢水影響により環境線量率が最も高くなるアクセスルートエリアは最地下階となる原子炉補助建屋T.P.-1.7mであり、当該エリアでの被ばく線量は数mSv程度となることから、緊急時の被ばく線量制限値100mSv以下に抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響 化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品は「洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置に含まれるリン酸水素二ナトリウム」及び「亜鉛注入装置に含まれる酢酸亜鉛」がある。</p> <p>ただし、これらの薬品は配管内に注入されるものであり、地震による溢水により更に機器等が腐食し倒壊することはない。</p> <p>また、これらの薬品の性状として、皮膚に付くと炎症の可能性があるが、薬剤が人体に付着しないよう適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p>	<p>【女川及び島根】設備の相違 ・放射性物質を内包する溢水源の相違。 【女川及び島根】評価方針の相違 ・泊は、環境線量率が厳しくなる機器が複数あるため、放射性物質を含む溢水が最地下階にすべて滞留した場合を想定して評価した。 【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違 ・設備及びアクセスルートに影響を与える可能性のある化学薬品の相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊は、機器等への影響についても記載した。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、人体への影響及び具体的な薬品防護具を記載した。</p>
		<p>追而【他条文の審査状況の反映】 （上記の破線部分^①は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）</p>	<p>①：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>なお、廃棄物処理建物（管理区域）には液体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸が存在し、固体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸等が存在するが、通行するルートは廃棄物処理建物（非管理区域）であり、薬品設置箇所とは異なる場所にあるため影響を受けることはない。</p>	<p>なお、「セメント固化装置消泡剤タンク及び消泡剤計量管に含まれる非晶質シリカ」は、アクセスルート上に漏えいした場合であっても、人体への影響はないためアクセス性への影響はない。また、系統への薬品添加作業により溢水源の中に一時的に内包する薬品として、「水酸化ナトリウム」、「水加ヒドラジン」、「過酸化水素」、「水酸化リチウム」があるが、これらの薬品は添加時のみ内包し常時保管するものではないことから、溢水時の薬品によるアクセス性への影響を考慮する必要はないと考えられる。万一、薬品の添加作業中に地震が発生し、薬品の漏えいによりアクセス性が阻害される可能性がある場合であっても適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防護手袋、防毒マスク、ガス吸収缶）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p> <p>アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品を第4表に、アクセスルートへの影響を考慮する必要がないとした薬品を第5表に示す。</p> <p>第4表 アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品（溢水源内に保管する薬品）</p> <table border="1" data-bbox="1355 718 1937 1149"> <thead> <tr> <th>フロア</th> <th>設備名</th> <th>保管薬品</th> <th>容量(濃度)</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補助建屋 T.P. 20. 3a</td> <td>洗浄排水薬品装置リン酸ソーダ注入装置</td> <td>リン酸水素二ナトリウム</td> <td>500 L (3.3wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・吸入した場合・・・赤症 ・皮膚に接触した場合・・・赤症 ・目に入った場合・・・赤症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉補助建屋 T.P. 10. 3a</td> <td>薬剤注入装置</td> <td>酢酸亜鉛</td> <td>150 L (0.15wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、赤症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置消泡剤タンク</td> <td>非晶質シリカ</td> <td>135 L (10wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置消泡剤非晶質</td> <td>非晶質シリカ</td> <td>6.5 L (10wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の破線部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> <p>：評価結果に係る部分は別途説明する</p>	フロア	設備名	保管薬品	容量(濃度)	被害想定	対応内容	原子炉補助建屋 T.P. 20. 3a	洗浄排水薬品装置リン酸ソーダ注入装置	リン酸水素二ナトリウム	500 L (3.3wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合・・・赤症 ・皮膚に接触した場合・・・赤症 ・目に入った場合・・・赤症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。	原子炉補助建屋 T.P. 10. 3a	薬剤注入装置	酢酸亜鉛	150 L (0.15wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、赤症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。	セメント固化装置消泡剤タンク	非晶質シリカ	135 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。	セメント固化装置消泡剤非晶質	非晶質シリカ	6.5 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、薬品漏えい時に防護具着用の必要がない薬品について記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、添加作業により一時的に薬品を内包する溢水源に対する評価結果を記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は、アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品が複数あるため被害想定等を表形式で記載した。</p>
フロア	設備名	保管薬品	容量(濃度)	被害想定	対応内容																										
原子炉補助建屋 T.P. 20. 3a	洗浄排水薬品装置リン酸ソーダ注入装置	リン酸水素二ナトリウム	500 L (3.3wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合・・・赤症 ・皮膚に接触した場合・・・赤症 ・目に入った場合・・・赤症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。																										
原子炉補助建屋 T.P. 10. 3a	薬剤注入装置	酢酸亜鉛	150 L (0.15wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、赤症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。																										
	セメント固化装置消泡剤タンク	非晶質シリカ	135 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。																										
	セメント固化装置消泡剤非晶質	非晶質シリカ	6.5 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5表 アクセスルートへの影響を考慮しないとした薬品
 （薬品添加作業時のみ溢水源の中に内包する薬品）

フロア	溢水源	添加薬品	容量 (濃度)	被害想定	対応内容
原子炉 補助建屋 T.F.24.8a	原液貯蔵 ビッド内性 ゾーダ計量 タンク	水酸化 ナトリウム	300 L ^{※1} (25wt%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を侵す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は原液貯蔵ビッドへの薬品の添加を目的と していることから、薬品添加時以外は薬品を内包 するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えいによ りアクセス性が阻害される可能性がある場合であ っても、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防 護手袋、全面マスク）を携帯し着用することによ り、アクセス性は確保可能である。
原子炉 補助建屋 T.F.17.8a	1次系 薬品 タンク	水酸化 リチウム	19 L ^{※2} (10wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の腐傷 及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は1次冷却系への薬品の添加を目的とし ていることから、薬品添加時以外は薬品を内包す るものではなく、薬品を常時保管するものではな いことから溢水時にアクセス性への影響を考慮す る必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えいによ りアクセス性が阻害される可能性がある場合であ っても、「水酸化リチウム」又は「過酸化水素」が 漏えいした場合には、適切な薬品防護具（化学 防護長靴、化学防護手袋、全面マスク）を携帯し 着用することにより、アクセス性は確保可能であ る。 ・なお、本設備に内包する「水酸化リチウム」、「水加 ヒドランジ」は、それぞれアクリル 製耐油容器に1次冷却系の水質調整に使用す ることから同時に保管することはない。
		水加 ヒドランジ	19 L ^{※2} (30wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の腐傷 及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスが 発生する可能性がある。	
		過酸化 水素	19 L ^{※2} (32wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の腐傷 及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	
原子炉 補助建屋 T.F.17.8a	セメント 固化装置 中和剤 計量管	水酸化 ナトリウム	10 L ^{※2} (25wt%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を侵す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備はセメント固化装置への薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えいによ りアクセス性が阻害される可能性がある場合であ っても、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防 護手袋、全面マスク）を携帯し着用することによ り、アクセス性は確保可能である。
		酸液(リン タンク)内性 ゾーダ計量 タンク	水酸化 ナトリウム	20 L ^{※2} (25wt%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を侵す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。
原子炉 建屋 T.F.2.3a	薬液混合 タンク	水加 ヒドランジ	18 L ^{※2} (30wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の腐傷 ・目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスが 発生する可能性がある。	・本設備は空調用冷水設備への薬品の添加を目的と していることから、薬品添加時以外は薬品を内包 するものではなく、薬品を常時保管するものでは ないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えいによ りアクセス性が阻害される可能性がある場合であ っても、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防 護手袋、防護マスク、ガス検知器）を携帯し着用す ることにより、アクセス性は確保可能である。

【女川及び島根】記載方
針の相違
・泊は、アクセスルート
への影響を考慮する必
要がないとした薬品が
複数あるため、被害想
定等を表形式で記載し
た。

※1：添加薬品を常時保管するものではなく、薬品添加時以外はタンク内に貯る状態である。
 ※2：添加薬品を常時保管するものではなく、薬品添加時以外はタンク内に蒸気水（空調用冷水）にて満たされている。

追而【他条文の審査状況の反映】
 （上記の【破線部分】は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而とし
 ている。）

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 照明への影響 照明については、常用電源若しくは非常用電源から受電し、建屋全体に設置されていることから現場への通行に影響はない。また、溢水の影響により一部の照明が機能喪失した場合においても、中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯の携行により対応可能である。</p> <p>(5) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は保護回路が動作し、電気回路をトリップすることで、当該電気設備の給電が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切離し等の対応を行う。さらに、ゴム長靴等の防護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p> <p>5. 防護具の配備状況 地震による内部溢水の発生により、建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能となる必要となる防護具の配備状況についても確認した。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>(4) 照明への影響 照明設備については常用電源若しくは非常用電源から受電しており、建物全体に設置されている。溢水の影響により照明機能が喪失しても、可搬型照明により対応可能である。(別紙(16)参照)</p> <p>(5) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は、保護回路が動作し電気回路をトリップすることで電源供給が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。 なお、第3図に示す絶縁性を確保した装備を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は、固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物となることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p> <p>【内部溢水に対する対応】 地震による内部溢水の発生により、建物内の床面が水没した場合を考慮しても対応作業が可能となるよう、必要となる防護具を配備する。 なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、予め中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>(4) 照明への影響 照明については、常用電源若しくは非常用電源から受電し、建屋全体に設置されていることから現場への通行に影響はない。また、溢水の影響により一部の照明が機能喪失した場合においても、中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯の携行により対応可能である。</p> <p>(5) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は保護回路が動作し、電気回路をトリップすることで、当該電気設備の給電が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。さらに、ゴム長靴等の防護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p> <div data-bbox="1355 778 1933 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の破線部分)は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。</p> </div> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>5. 防護具の配備状況 地震による内部溢水の発生により、建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能となる必要となる防護具の配備状況についても確認した。 なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、現場移動時に防護具を携帯することを追記した。(島根と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、緊急時対策所の要員が屋内にアクセスする場合も考慮し、緊急時対策所で必要な防護具を着用することを記載した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



















1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>配備場所：中央制御室</p> <p>防護具：綿手袋、ゴム長靴（靴丈 28cm）、ゴム手袋、必要に応じて電子式線量計、タイベック、EVA スーツ、全面マスク</p> <p>さらに、高温、高線量での操作及び評価を超える溢水に対応するために、耐熱服、自給式呼吸器、胴長靴を配備する。</p>	<p>アクセスに係る防護具等を第3図に示す。</p> <p>配備箇所：中央制御室、緊急時対策所</p> <p>防護具：『マスク』（状況に応じて選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付き全面マスク） ・酸素呼吸器 ・セルフエアースーツ <p>『服装』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋 ・汚染防護服 ・被水防護服 ・耐熱服* ・作業用長靴 <p>※第2チェックポイント（原子炉建物1階）に配備薬品類の漏えい時に着用する防護具は別紙(35)参照</p>	<p>アクセスに係る防護具等を第4図に示す。</p> <p>配備場所：中央制御室近傍、緊急時対策所、発電所災害対策要員執務室</p> <p>防護具：綿手袋、ゴム長靴（靴丈 28cm）、胴長靴（靴丈約 130cm）*、ゴム手袋、ポケット線量計、タイベック、アノラック、全面マスク</p> <p>※：中央制御室近傍にのみ配備</p> <p>さらに、評価を超える溢水に対応するため、薬品防護具（化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ）、自給式呼吸器を配備する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>・泊の配備場所及び防護具を記載した。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を着用して対応する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>個人放射計 (電子式線量計)</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>汚染防護服 (タイベック)</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>EVAスーツ</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>長靴</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>全面マスク</p> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>全面マスク</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>セルフエアセット</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>酸素呼吸器</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>汚染防護服</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>被水防護服</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>作業用長靴</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>耐熱服</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第3図 溢水時に着用する防護具 (例)</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>ポケット線量計</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>タイベック</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>アノラック</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>全面マスク</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>ゴム長靴</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>胴長靴</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第4図 溢水時に着用する防護具 (例)</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

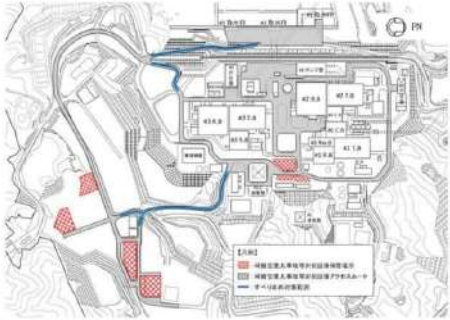
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(36)</p> <p style="text-align: center;">積雪、凍結時のすべり止め対策について</p> <p>1. はじめに 積雪、凍結への対応として、下記①～②の対策によりアクセスルートの積雪や凍結による車両の通行支障を事前に防止する。さらに下記③～⑤により積雪や凍結時の通行性を確実にする対策を行う。 ①降雪時に速やかに除雪を実施できる体制を構築する。 ②積雪、凍結が発生又は発生が予想される場合は、融雪剤を散布する。 ③車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、積雪、凍結時は徐行（15km/h 以下）で走行する。 ④アクセスルートの急勾配箇所にはすべり止め舗装を施す。 ⑤アクセスルートの急勾配箇所にはすべり止め材（砂）を配備する。</p>	<p style="text-align: right;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(35)</p> <p style="text-align: center;">積雪、凍結時の通行性確保について</p> <p>1. はじめに 積雪、凍結への対応として、下記①～②の対策によりアクセスルートの積雪や凍結による車両の通行支障を事前に防止する。さらに下記③～⑤により積雪や凍結時の通行性を確実にする対策を行う。 ①降雪時に速やかに除雪を実施できる体制を構築する。 ②積雪、凍結が発生又は発生が予想される場合は、必要に応じて融雪剤を散布する。 ③車両にスタッドレスタイヤ又はスパイクタイヤを装着し、積雪、凍結時は徐行（15km/h 以下）で走行する。 ④アクセスルートの周辺にスノーボールを設置する。 ⑤アクセスルート近傍にすべり止め材（砂）を配備する。</p> <p>2. 積雪対策 アクセスルートへの積雪については、気象予報により事前の予測が十分に可能であり、速やかに除雪できる体制を構築している。アクセスルートへの積雪量が10cm程度を目安に除雪する。</p> <p>3. 視界不良対策 降雪や吹雪が発生している場合における可搬型設備の運搬や除雪作業については、あらかじめスノーボールをアクセスルートに沿って設置しておくことにより、運転者に道路線形を明示し、対応操作が可能となるよう対策する。スノーボールの設置例を第1図に示す。</p> <div data-bbox="1361 986 1948 1327" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 スノーボール（例）</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・対策の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊に急勾配箇所（道路勾配9%以上）はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では積雪対策の内容について記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では視界不良対策の内容について記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. すべり止め対策を行う範囲</p> <p>アクセスルートにおいて勾配が急となる部分にすべり止め舗装を施す。上記1. ③に記載のとおり車両は徐行（15km/h以下）で走行するが、安全側に設計速度20km/hで走行するものと仮定し、道路構造令^{※1}に示されている20km/hでの走行における道路の設計勾配が9～12%以下とされていることを参考に、道路勾配が9%以上となる箇所では積雪・凍結時の通行に支障が出るおそれがあるものとして、9%以上の勾配となるルート全線にわたってすべり止め対策を施す。第1図にすべり止め対策を行う範囲を示す。</p> <p>※1 道路構造令（平成15年 国土交通省）</p>  <p>第1図 すべり止め対策を行う範囲</p> <p>3. すべり止め対策の概要</p> <p>(1) すべり止め舗装</p> <p>アクセスルートの急勾配箇所に樹脂系のすべり止め舗装を施し、すべり抵抗性を向上させる。すべり止め舗装の対策例を第2図に、構造の概要を第3図に示す。</p> <p>この樹脂系のすべり止め舗装による効果は、道路舗装部に約1mmの水膜が形成された場合、一般舗装部は水膜の標準的な摩擦係数の0.16であったのに対して、樹脂系のすべり止め舗装では摩擦係数は0.35程度と摩擦係数が大きくなることが試験^{※2}により確認されている。</p> <p>摩擦係数が0.35の場合において車両が滑り落ちない限界勾配は35%^{※3}であり、アクセスルートの最急勾配部（15.6%）においても限界勾配と比較し緩やかな勾配であることから、可搬型設備は走行可能である。</p> <p>※2 大沼ら：すべり止め舗装の効果と耐久性について（平成13年 旧北海道開発局 開発土木研究所（現 国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所））</p> <p>※3 濱本ら：小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討（平成24年 国土交通省 国土技術政策総合研究所）</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・沿の冬季における路面は圧雪状態となっているため、すべり止め舗装の効果は限定的であること、また、アクセスルート及びサブルートにおいて勾配が9%を超える箇所はないことから、すべり止め舗装は施していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="273 108 499 132">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="273 373 499 397">第2図 すべり止め舗装例</p>  <p data-bbox="253 517 521 541">第3図 すべり止め舗装の構造</p> <p data-bbox="80 576 237 600">(2) すべり止め材</p> <p data-bbox="96 604 696 687">アクセスルートが凍結した場合に備えて、アクセスルートに散布するためのすべり止め材（砂）をアクセスルートの急勾配箇所に配備する。第4図にすべり止め材の配備例を示す。</p>  <p data-bbox="259 954 499 978">第4図 すべり止め材（例）</p>		<p data-bbox="1341 576 1523 600">4. すべり止め対策</p> <p data-bbox="1357 604 1957 687">アクセスルートが凍結した場合に備えて、アクセスルートに散布するためのすべり止め材（砂）をアクセスルート近傍に配備する。すべり止め材の配備例を第2図に示す。</p>  <p data-bbox="1525 954 1765 978">第2図 すべり止め材（例）</p>	<p data-bbox="1982 576 2163 600">【女川】記載表現の相違</p> <p data-bbox="1982 636 2163 743">【女川】記載内容の相違 ・泊に急勾配箇所（道路勾配9%以上）はない。</p>

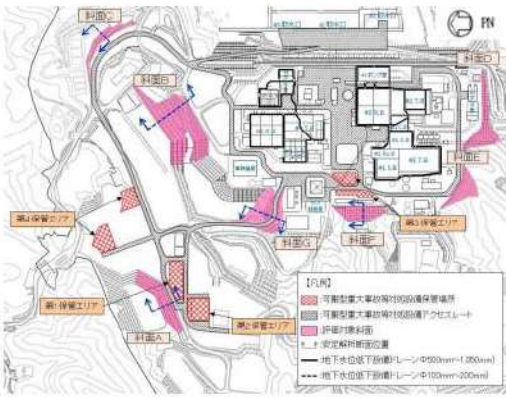

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(37)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外アクセスルートの評価における 地下水位の設定方法について</p> <p>1. はじめに</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートの評価のうち、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり評価に係る地下水位について、以下に設定方法を示す。</p> <p>また、工事計画認可段階での設計用地下水位が保管場所及び屋外アクセスルートの評価に影響を与える可能性がある場合の対応方針を示す。</p> <p>2. 保管場所及び屋外アクセスルートの地下水位設定</p> <p>(1) 周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり評価に係る地下水位の設定</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートにおける周辺斜面、敷地下斜面については、保管場所及び屋外アクセスルートから所定の離隔を確保できない場合は解析により安定性を確認するか、斜面崩壊による影響を考慮することにより評価を行っている。</p> <p>斜面の安定性を解析により確認する場合の地下水位の設定方法を以下に示す。</p> <p>a. 斜面の地下水位の設定フロー</p> <p>解析により斜面の安定性評価を実施する箇所の地下水位の設定については、第1図のフローにより設定している。評価対象斜面を第2図に示す。</p> <div data-bbox="100 957 683 1244" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <pre> graph TD A[①: 斜面の安定性評価を実施する断面を決定 (斜面A, B, C, F, G)] --> B{評価対象断面の近傍に 地下水位の連続観測記録があるか} B -- Yes (斜面B, F) --> C[②: 浸透流解析により斜面の地下水位を設定 (地下水位の連続観測記録により浸透 流解析の妥当性を検証する。)] B -- No (斜面A, C, G) --> D[③: 地下水位を地表面に設定] C --> E[④: 斜面の安定解析を実施] D --> E </pre> </div> <p style="text-align: center;">第1図 斜面の地下水位設定フロー</p>	<p style="text-align: right;">別紙(36)</p> <p style="text-align: center;">敷地内の地下水位の設定について</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定するに当たっては、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保する方針とする。(浸透流解析の詳細については、四条別紙17「地下水位低下設備について」参照)</p> <p>なお、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価に係る地下水位については、別紙(31)に示す。</p> <p>以下に地下水位設定の方針を示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(36)</p> <p style="text-align: center;">敷地内の地下水位の設定方針について</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、地下構造物等の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定するに当たっては、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保する方針とする。(浸透流解析の詳細については、第四条 別紙-10「設計地下水位の設定方針について」参照)</p> <p>以下に地下水位設定の方針を示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・女川は設置許可段階で設計地下水位の設定について詳細に設定をしているが、泊は島根と同様に設置許可段階では設計地下水位をすべて地表面に設定することとしていることから、島根に合わせた資料構成とする。</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・泊の周辺斜面・敷地下斜面の記載については、下記②に記載。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は設置許可段階では、設計地下水位をすべて地表面に設定している。</p>


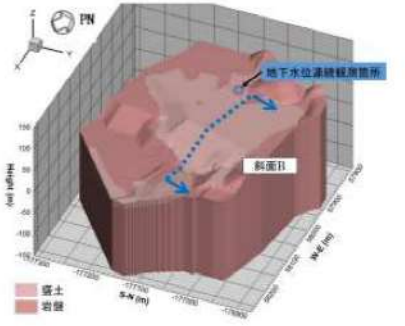
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="257 574 515 598">第2図 評価対象斜面位置図</p> <p data-bbox="100 630 694 949"> b. 浸透流解析における地下水位低下設備の取扱い 第1図のフローに示すとおり、斜面B及び斜面Fについては浸透流解析により地下水位を設定する。 第2図及び第3図に示すとおり、原子炉建屋等の主要建屋直下及びその周囲には地下水位低下設備が設置されており、主要建屋周辺を含めた O.P. +14.8m 盤の広い範囲で水位低下効果が見込まれる。O.P. +14.8m 盤と近接する斜面も同様に水位低下効果が及ぶと考えられるが、地下水位低下設備の機能を考慮した地下水位は工事計画認可段階において設定することから、斜面評価に係る地下水位の設定に当たっては、保守的に地下水位低下設備の機能を考慮しないこととする。 </p>  <p data-bbox="235 1101 526 1125">第3図 地下水位低下設備概要図</p>			

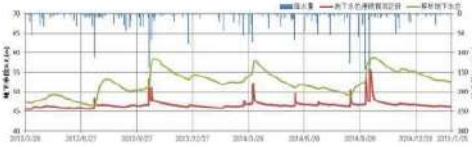
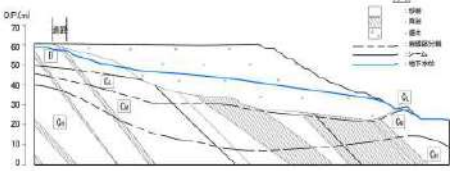
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 斜面Bの地下水位設定</p> <p>1. 解析手法</p> <p>斜面Bの解析断面位置を第4図に示す。斜面Bは敷地造成のため盛土により構築された斜面であり、造成前の沢部を埋めている。地下水位の設定における解析手法は、造成前の沢部への集水効果を考慮する必要があるため三次元浸透流解析を用いる。三次元浸透流解析の解析モデルを第5図に示す。降雨の設定は石巻、大船渡の両特別地域気象観測所の観測期間^{※1}における既往最大降雨とし、降雨後の最高水位を斜面の安定解析に用いる。</p> <p>解析に用いた透水係数等の妥当性を検証するため、地下水位連続観測記録と再現解析結果を比較する。第6図に示すとおり、再現解析による地下水位は観測地下水位より高く、解析に用いた透水係数等が保守的な設定であることを確認している。</p> <p>浸透流解析は解析コード「GETFLOWsver.6.64.0」を使用する。</p> <p>※1 観測期間：石巻特別地域気象観測所（1937年～2017年） 大船渡特別地域気象観測所（1963年～2017年）</p>  <p>第4図 斜面Bの地下水位解析断面位置図</p>  <p>第5図 斜面Bの三次元浸透流解析モデル</p>			

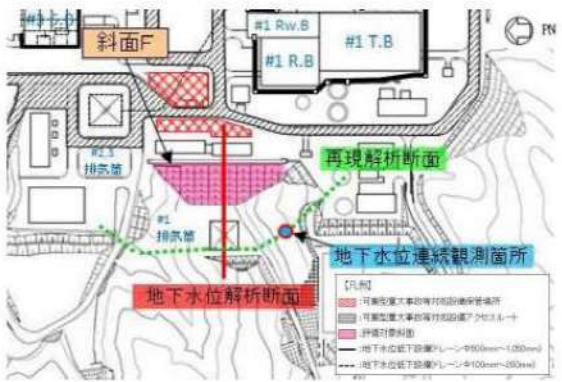
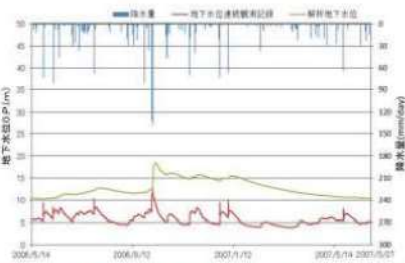
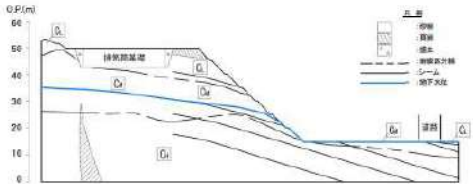
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="273 113 497 135">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="183 320 591 343">第6図 地下水位連続観測記録と再現解析結果</p> <p data-bbox="120 376 237 399">ii. 解析結果</p> <p data-bbox="138 405 694 456">斜面Bにおける地下水位の解析結果を第7図に示す。この地下水位を用いて斜面Bの安定解析を実施している。</p>  <p data-bbox="232 667 542 689">第7図 斜面Bの地下水位解析結果</p> <p data-bbox="107 724 349 746">(b) 斜面Fの地下水位設定</p> <p data-bbox="120 753 237 775">i. 解析手法</p> <p data-bbox="138 782 694 979">斜面Fの解析断面位置を第8図に示す。斜面Fは敷地造成のために尾根部を掘削して整形された岩盤斜面である。地下水位の設定における解析断面は尾根部中央であり、地下水位は周辺からの集水の影響を受けないため、解析手法は二次元浸透流解析を用いる。降雨の設定は石巻、大船渡の両特別地域気象観測所の観測期間^{※1}における既往最大降雨とし、降雨後の最高水位を斜面の安定解析に用いる。</p> <p data-bbox="138 986 694 1098">解析に用いた透水係数等の妥当性を検証するため、地下水位連続観測記録と再現解析結果を比較する。第9図に示すとおり、再現解析による地下水位は観測地下水位より高く、解析に用いた透水係数等が保守的な設定であることを確認している。</p> <p data-bbox="138 1104 694 1126">浸透流解析は解析コード「GETFLOWSver. 6. 64. 0」を使用する。</p> <p data-bbox="120 1161 694 1212">※1 観測期間：石巻特別地域気象観測所（1937年～2017年） 大船渡特別地域気象観測所（1963年～2017年）</p>			


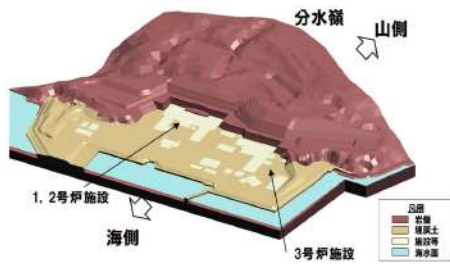
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第8図 斜面Fの地下水位解析断面位置図</p>  <p>第9図 地下水位連続観測記録と再現解析結果</p> <p>ii. 解析結果</p> <p>斜面Fにおける地下水位の解析結果を第10図に示す。この地下水位を用いて斜面Fの安定解析を実施している。</p>  <p>第10図 斜面Fの地下水位解析結果</p>			


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり評価に係る地下水位の設定</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜については、沈下を想定する盛土及び旧表土について沈下率を設定し、評価を行っている。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりについては、岩盤内部に構築されておらず、かつ構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物について、地下水位以深の盛土、旧表土がすべて液状化するものと想定し、評価を行っている。</p> <p>上記評価に係る地下水位は、第11図に示すとおり、エリア①、エリア②、その他のエリアに分けて設定している。</p>  <p>第11図 地下水位設定エリア区分図</p> <p>a. エリア①</p> <p>エリア①の地下水位は、O.P.+14.8m盤の女川原子力発電所2号炉及び3号炉建設時の工事計画認可申請書で評価対象となっている構造物等の設定水位を基に設定する。なお、女川原子力発電所2号炉及び3号炉建設時の工事計画認可申請書で評価対象となっている構造物等の設定水位は、地下水位低下設備の水位低下効果を考慮している。</p> <p>O.P.+14.8m盤の構造物等における設定水位のうち最も地下水位が高いのは2・3号炉排気筒基礎のO.P.+4.5mであることから、保守的にエリア①の地下水位をO.P.+5.0mに設定する（第12図）。なお、エリア①における地下水位連続観測記録の最高水位（①）はO.P.+5.0mを超えないことを確認している。</p> <p>b. エリア②</p> <p>エリア②における地下水位は、敷地の沈下を考慮した朔望平均満潮位である</p> <p>O.P.+2.43mに設定する（第12図）。なお、エリア②における地下水位連続観測記録の最高水位（②、③）はO.P.+2.43mを超えないことを確認している。</p> <p>c. その他のエリア</p> <p>エリア①、②以外のエリアについては、地下水位を保守的に地表面に設定する。</p>	<p>①解析モデル作成・再現解析による検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の敷地は堅硬な地山の尾根（分水嶺）に囲まれている。また、1、2号炉及び3号炉エリアの境界部にも同様の分水嶺が存在する。この島根サイトの地形的特徴を踏まえ、それぞれの領域で適切に地下水位を評価する観点から、両エリアで解析モデルを作成する。 解析モデル・解析条件について建設時工認を参照し設定した上で、観測記録との比較等によりモデルの妥当性の確認を行う。  <p>第1図 解析モデル鳥瞰図</p> <p>②地下水位の設定（予測解析）</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細設計段階で予測解析を実施し、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定する。 <p>以上を踏まえ、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位については詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。</p>	<p>①解析モデル作成・妥当性検証解析による検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊発電所敷地等の地形的特徴を踏まえ、敷地を取り囲む分水嶺（地中部も含む）までを対象範囲とした三次元浸透流解析の解析モデルを作成する。 解析モデル・解析条件について泊3号炉建設時（設置許可時）を参照し設定した上で、観測記録との比較等によりモデルの妥当性・保守性の確認を行う。  <p>第1図 解析モデル鳥瞰図</p> <p>②地下水位の設定</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、地下構造物等の浮き上がり評価等に用いる設計地下水位の設定は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及びアクセスルートにおける周辺斜面、敷地下斜面については、設計地下水位を地表面に設定する。 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物等の浮き上がり評価に係る地下水位の設定については、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> T.P.10.0m盤エリアに設置される地下構造物等については、設計地下水位を地表面に設定する。 T.P.10.0m盤より高標高に設置される地下構造物等については、自然水位（地下水排水設備に期待しない場合の三次元浸透流解析の予測解析結果）に基づき設計地下水位を設定する。 <p>以上を踏まえ、地下構造物等の浮き上がり評価等に用いる地下水位については、一部は設置工認段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位をすべて地表面に設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・プラントの特徴の相違。</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・女川は設置許可段階で設定した設計地下水位を設工認段階で変更する対象として、液状化による地下構造物の浮き上がり評価を設定している。 ・島根は設置許可段階では、設計地下水位を地表面に設定し、詳細設計段階で決定する。 ・泊は設置許可段階では、設計地下水位をすべて地表面に設定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第12図 構造物等における設定水位及び地下水位観測地点分布図</p>			


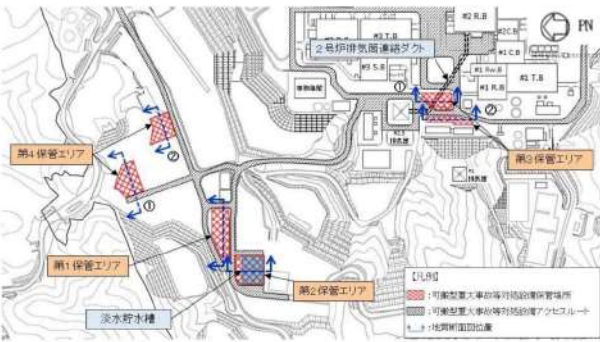
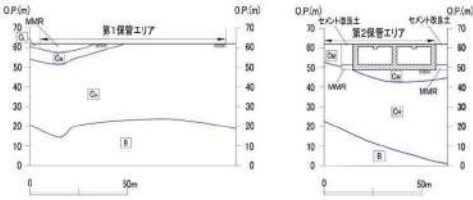
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 工事計画認可段階での設計用地下水位を踏まえた影響と対応方針 工事計画認可段階においては、O.P.+14.8m盤に設置されている各施設の設計用地下水位について、地下水位低下設備による水位低下効果を考慮した浸透流解析により設定する方針としている。 工事計画認可段階において設定する設計用地下水位が保管場所及び屋外アクセスルートの評価へ与える影響と、影響を与える可能性がある場合における対応方針を以下に示す。</p> <p>(1) 周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり 解析により安定性を確認する斜面の地下水位は、地表面又は地下水位低下設備の効果を考慮しない浸透流解析結果により保守的に設定しているため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。</p> <p>(2) 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり a. 保管場所 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜評価では、第1、第2、第4保管エリアは地下水位を地表面に設定しているため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第3保管エリアは第13図に示すとおり、地下水位を地表面に設定している箇所とO.P.+5.0mと設定している箇所があるが、岩盤及びMMR上にあることから、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。 液状化による地下構造物の浮き上がり評価については、第14図及び第15図に示すとおり、第1、第4保管エリアは、地下構造物が存在しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第2保管エリアについては、下部に埋設されている淡水貯水槽は岩盤に直接支持され、周囲はセメント改良土により埋め戻されていることから浮き上がりは発生しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第3保管エリア下部には、2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第13図 第3保管エリアの地下水水位設定</p>  <p>第14図 保管エリア平面図及び地下構造物位置図</p>  <p>第15図 保管エリア地質断面図 (1/2)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 167 571 454" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="212 486 548 518" data-label="Caption"> <p>第15図 保管エリア地質断面図 (2/2)</p> </div> <div data-bbox="89 550 302 574" data-label="Section-Header"> <p>b. 屋外アクセスルート</p> </div> <div data-bbox="89 574 694 662" data-label="Text"> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下・傾斜評価では、沈下を想定する盛土及び旧表土について沈下率を設定し、評価を行っている（沈下率の設定方法については別紙（15）参照）。</p> </div> <div data-bbox="89 662 694 774" data-label="Text"> <p>第16図に示すとおり、地下水位が浅く地下水位が深いは同様の沈下率を設定しており、工事計画認可段階における設計用地下水位の設定を考慮しても沈下量は変化しないことから、評価結果は変更としない。</p> </div> <div data-bbox="89 774 694 893" data-label="Text"> <p>液状化による地下構造物の浮き上がり評価については、工事計画認可段階における設計用地下水位の設定が評価に影響を与える場合は、評価用の地下水位を見直して再評価を行い、アクセスルートの通行性に影響を与えないよう必要に応じて対策を施す。</p> </div> <div data-bbox="280 925 492 1173" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="280 1189 492 1212" data-label="Caption"> <p>第16図 沈下率設定図</p> </div>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

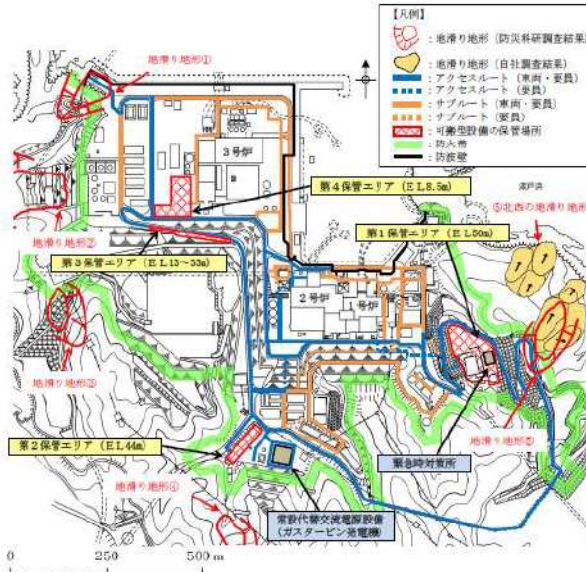
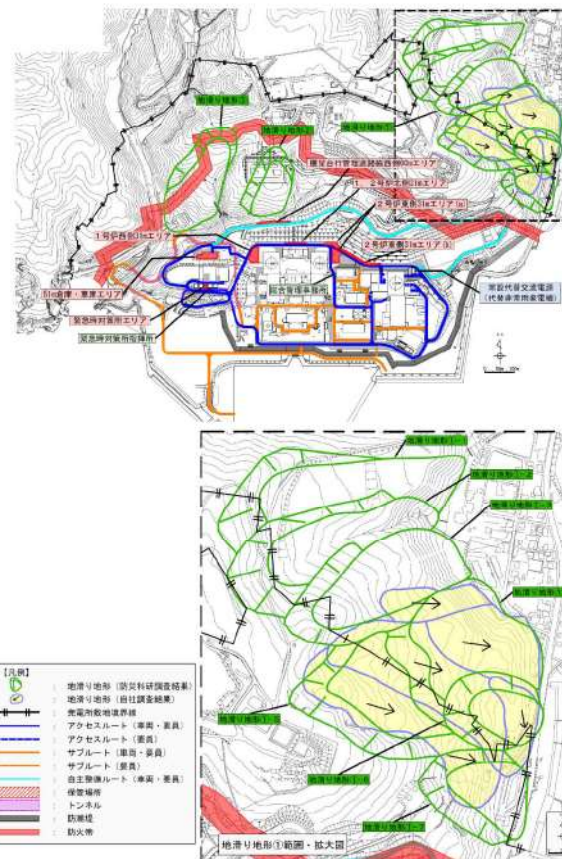
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙(38)</p> <p style="text-align: center;">地滑り又は土石流による影響評価について</p> <p>1. はじめに 保管場所及びアクセスルートに対する地滑り又は土石流の影響について、以下のとおり評価し、重大事故等対応に影響がないことを確認した。</p> <p>2. 地滑りの影響評価について 独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成17年、清水ほか「恵曇」(2005a)※1、「境港」(2005b)※2）の記載に基づく、第1図のとおり島根原子力発電所構内に地滑り地形は5箇所記載されている。</p> <p>保管場所については、各地滑り地形の範囲外に設置されており、影響はない。 アクセスルートについては、防災科研調査結果の地滑り地形①及び地滑り地形⑤の範囲にあるが、自社調査（机上調査による地形判読及び現地踏査による地滑り地形の詳細検討）の結果、地滑り地形①については深層崩壊を伴うような地滑り地形ではないことを確認している。また、防災科研調査結果の地滑り地形①付近において確認された表層土（礫質土及び粘性土）については、過去の表層すべりの可能性が否定できないことから、周辺斜面の安定性確保のため、撤去を行うこととしている。</p> <p>地滑り地形⑤については、自社調査の結果、地滑り土塊が認められるが、アクセスルートは自社調査結果の地滑り土塊の範囲外に位置する。また、地滑り頭部付近においては、尾根筋を切り取っているが、斜面にすべり面が認められないことから、アクセスルートは地滑り地形の範囲外に位置する。 （第六条 外部からの衝撃による損傷の防止参照）</p> <p>※1 清水文健・井口隆・大八木規夫(2005a)：5万分の1地すべり地形分布図、第26集「浜田・大社」図集、地すべり地形分布図恵曇、防災科学技術研究所研究資料第285号、防災科学技術研究所 ※2 清水文健・井口隆・大八木規夫(2005b)：5万分の1地すべり地形分布図、第25集「松江・高梁」図集、地すべり地形分布図境港、防災科学技術研究所研究資料第278号、防災科学技術研究所</p>	<p style="text-align: right;">別紙(37)</p> <p style="text-align: center;">地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について</p> <p>1. はじめに 保管場所及びアクセスルートに対する地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊の影響について、以下のとおり評価し、重大事故等対応に影響がないことを確認した。</p> <p>2. 地滑りの影響評価について 独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成22年、清水ほか「茅沼」(2010)※）の記載に基づく、第1図のとおり泊発電所構内に地滑り地形は3箇所（地滑り地形①～③）記載されている。</p> <p>保管場所及びアクセスルートについては、各地滑り地形の範囲外に設置されており、影響はない。 （第六条 外部からの衝撃による損傷の防止参照）</p> <p>※：清水文健・井口隆・大八木規夫(2010)：5万分の1地すべり地形分布図、第45集「岩内」図集、地すべり地形分布図茅沼、防災科学技術研究所研究資料第339号、防災科学技術研究所</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う地滑り地形の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 地滑り地形分布図（保管場所及びアクセスルート）</p>	 <p>第1図 地滑り地形分布図（保管場所及びアクセスルート）</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う地滑り地形の相違。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 土石流の影響評価について</p> <p>国土交通省国土政策局が公開する「国土数値情報土砂災害危険箇所データ」の記載に基づくと、第2図のとおり島根原子力発電所構内の土石流危険区域は7箇所である。</p> <p>第2保管エリア及び一部のアクセスルートが土石流危険区域の範囲に含まれているが、屋外に配置している可搬型設備は複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置しているため、影響を受けない。アクセスルートは、複数確保しているアクセスルートが使用可能であるためアクセス性に影響はない。なお、屋内のアクセスルートについては、原子炉建物等が影響を受ける範囲にないため、影響はない。詳細は以下のとおり。</p> <p>(1) 対応方針</p> <p>a. 土石流が発生した場合の対応方針</p> <p>土石流が発生し第2保管エリア及び一部のアクセスルート^{*1}に影響が及んだ場合は、土石流の影響を受けるおそれのないアクセスルート（要員）を使用し、サブルート^{*2}は使用しない。緊急時対策要員は、緊急時対策所からアクセスルート（要員）を用いて、徒歩で土石流の影響を受けるおそれのない第3及び第4保管エリアに移動したうえで、保管されている可搬型重大事故等対処設備を用いて、重大事故等の対応を実施する。</p> <p>土石流が発生した際の土砂撤去作業は、要員の安全確保の観点から、発生後すぐに行うことは困難であると想定されるため、重大事故等の対応上、土砂撤去作業によるアクセスルート^{*1}の復旧には期待しない。</p> <p>土砂撤去作業は、二次災害の発生を防止するため、天候や現場状況の確認を行ったうえで実施する。</p> <p>※1：第2図の土石流危険区域①～⑥が掛かる範囲のアクセスルート</p> <p>※2：地震及び津波時に期待しないルートであり、地震及び津波その他の自然現象の影響評価対象外</p> <p>b. 設置許可基準規則への適合性</p> <p>「設置許可基準規則」第四十三条第3項第五号^{*1}に基づき、可搬型重大事故等対処設備は、常設重大事故等対処設備と異なる場所に、2セットを分散配置して保管することとしている。</p> <p>土石流の影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備は、2セットを分散配置し、いずれか1セットは土石流の影響を受けない保管場所に配置し、基準に適合させる。</p> <p>「設置許可基準規則」第四十三条第3項第六号^{*2}に基づき、アクセスルートは、想定される自然現象、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、速やかに運搬、移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保することとしている。</p>	<p>3. 土石流の影響評価について</p> <p>北海道が公開する「土砂災害危険箇所図」（以下「北海道調査」という。）の記載に基づくと、第2図のとおり泊発電所構内の土石流危険区域及び土石流危険渓流は1箇所である。</p> <p>保管場所及びアクセスルートについては、土石流危険区域及び土石流危険渓流の範囲外に設置されており、影響はない。</p> <p>（第六条 外部からの衝撃による損傷の防止参照）</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違に伴う土石流危険区域の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>想定される自然現象のうち土石流に対しては、複数のアクセスルートのうち土石流の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート確保し、基準に適合させる。</p> <p>※1：第四十三条第3項第五号：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること</p> <p>※2：第四十三条第3項第六号：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること</p> <p>c. 土石流が発生した場合の対策内容</p> <p>土石流の影響を考慮し、全ての土石流危険区域で、同時に土石流が発生した場合においても、重大事故等の対応が可能となるよう、以下の対策を講ずる。また、対策の全体像を第3図に示す。</p> <p>①アクセスルートの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流が発生した場合でも、緊急時対策所から第3及び第4保管エリアに要員が移動できるよう、土石流の影響を受けないアクセスルート（要員）を管理事務所2号館南東の位置に設置する。なお、移動に際して、サブルートの使用は期待しない。 万一の送電線垂れ下がり時においても要員が移動できるよう、アクセスルート（要員）を管理事務所2号館南西の位置に設置する。 <p>②可搬型設備の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流が発生した場合でも、土石流の影響を受けない第3及び第4保管エリアに保管する可搬型設備を用いて、重大事故等の対応ができるよう、第1保管エリアに保管していたn設備と第4保管エリアに保管していた予備を入れ替える。また、資機材についても保管場所を第1保管エリアから第4保管エリアに変更する。これに伴い、保管場所を確保するため、第4保管エリアの範囲を拡充する。^{※1} <p>※1：2n設備は、2セットのうち1セットを第3又は第4保管エリアに配置（変更なし）</p> <p>③原子炉注水等に使用する水源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替淡水源である輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）並びにその周辺が土石流に覆われ、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とした注水ができなくなることから、海を水源（海水取水箇所：非常用取水設備（2号炉取水槽））とした注水を実施する^{※2}。 <p>※2：海を水源とする注水手順は、SA手順として整備済（変更なし）</p>		<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違に伴う土石流危険区域の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="728 172 1265 1098" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1272 450 1301 849" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第3図 土石流が発生した場合の重大事故等の対応 </div> <div data-bbox="898 1106 1301 1129" style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;"> 本資料のうち、特図みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>変更前</p> <p>第4保管エリアの範囲変更</p> <p>変更後</p> <p>第4保管エリアの範囲変更</p> <p>【凡例】 ■ 原子力炉心-燃料-蒸気発生機 ■ 炉内設備 ■ 炉外設備 ■ 作業員専用区域</p>	<p>第5図 第4保管エリアの範囲変更</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う 土石流が発生した場合 の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 土石流が発生した場合の対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策要員は、緊急時対策所から土石流の影響を受けるおそれのないアクセスルート（要員）及び1、2号炉原子炉建物南側を經由したルートを用いて、第3及び第4保管エリアに移動する。 第3及び第4保管エリアに保管する大量送水車及びホース展開車を用いて、海（海水取水箇所：非常用取水設備（2号炉取水槽））を水源として、原子炉、燃料プールに海水を注水する。なお、重大事故等の発生時においては海水による注水を実施するが、重大事故等の一連の対策を講じたところで、淡水水源（自主対策設備である非常用ろ過水タンク等）への注水に切り替える。(①) 第3及び第4保管エリアに保管するタンクローリを用いて、E L15m及びE L8.5mの非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等からの燃料抜取りを実施し、大量送水車等の可搬型設備に定期的に燃料補給を実施する。(②) <p>【①：海を水源とした注水手順の成立性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海を水源とするタイムチャートを第6図に、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とするタイムチャートを第7図に、使用するルートを第8図に示す。 有効性評価における輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とした注水等の想定時間は2時間10分以内であり、海を水源とした注水等も、この想定時間内（所要時間目安：1時間40分）で対応可能である。（第1表及び参考資料-1参照） <p>【②：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り手順の成立性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り手順のタイムチャートを第9図に、ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜取り手順のタイムチャートを第10図に、使用するルートを第11図に示す。 有効性評価におけるガスタービン発電機用軽油タンクからの燃料抜取り作業の想定時間は約1時間50分となっているが、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り作業の想定時間は約2時間30分となる。（第2表） 事象初期に使用する大量送水車の起動後（事象発生約2時間20分後）から、燃料枯渇までの約3.5時間以内に準備及び燃料補給を完了させる必要があるが、時間内に完了することを確認している。（第12図） 		<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: center;">第1表 水源の違いによる注水作業時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">作業時間</th> </tr> <tr> <th>所要時間目安^{※1}</th> <th>想定時間^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輪谷貯水槽（西1/西2）を水源とした注水等</td> <td>1時間 41分</td> </tr> <tr> <td>海を水源とした注水等</td> <td>1時間 40分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2時間 10分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2時間 10分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実機による検証及び模擬により算定した時間 ※2：移動時間+操作時間+余裕を見て設定</p> <p style="text-align: center;">第2表 給油箇所の違いによる補給準備作業時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">作業時間</th> </tr> <tr> <th>所要時間目安^{※1}</th> <th>想定時間^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜き取り手順</td> <td>1時間 34分</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き取り手順</td> <td>2時間 12分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2時間 30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実機による検証及び模擬により算定した時間 ※2：移動時間+操作時間+余裕を見て設定</p>	作業時間		所要時間目安 ^{※1}	想定時間 ^{※2}	輪谷貯水槽（西1/西2）を水源とした注水等	1時間 41分	海を水源とした注水等	1時間 40分		2時間 10分		2時間 10分	作業時間		所要時間目安 ^{※1}	想定時間 ^{※2}	ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜き取り手順	1時間 34分	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き取り手順	2時間 12分		2時間 30分		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
作業時間																									
所要時間目安 ^{※1}	想定時間 ^{※2}																								
輪谷貯水槽（西1/西2）を水源とした注水等	1時間 41分																								
海を水源とした注水等	1時間 40分																								
	2時間 10分																								
	2時間 10分																								
作業時間																									
所要時間目安 ^{※1}	想定時間 ^{※2}																								
ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜き取り手順	1時間 34分																								
非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き取り手順	2時間 12分																								
	2時間 30分																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第6図 海を水源とした注水手段 タイムチャート</p> <p style="text-align: center;">第7図 輪谷貯水槽（西1/西2）を水源とした注水手段 タイムチャート</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="721 204 1308 810" style="border: 1px solid black; height: 380px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="712 837 1326 890">第11図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り手順のルート</p> <div data-bbox="878 944 1308 970" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p data-bbox="1982 140 2157 252">【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第12図 有効性評価における非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した成立性確認 (全交流動力電源喪失(TBP))</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e. 土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容</p> <p>(a) 海水注水切替え等における土石流対応にあたっての流れ 土石流対応にあたっての流れを以下に示す。なお、土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容を第3表に示す。</p> <p>①発電所構内雨量計により、1時間雨量が60mm以上を確認した場合には、警戒体制を構築し、発電所施設への監視を強化する。なお、発電所構内の雨量に加え、気象庁から発表される防災気象情報を参考にする。</p> <p>②構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合には、土石流危険区域内のアクセスルート等への立入制限及び代替淡水源（輪谷貯水槽（西1/西2））から海を水源とする原子炉等への注水への切替え等の手順を講じることを決定・実施する。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">第3表 土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">判断基準</th> <th style="width: 80%;">警戒体制の構築（監視強化）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p style="text-align: center;">海水注水切替え等の決定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代野淡水原である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合[※] ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 </td> </tr> <tr> <td>通常時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 重大事故等発生時において、以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海を水源とした原子炉等への注水とすること。 ・ 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給とすること。 </td> </tr> <tr> <td>重大事故等発生時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代野淡水原からの海を水源とする原子炉等への注水に切り替えること。 ・ ガスタタービン発電機用軽油タンクから非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給に切り替えること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：作業場所周辺（代野淡水原である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流発生が確認されない状況においても、発電所構内の状況、防災気象情報（警戒レベル相当情報）及び発電所構内雨量計による計測値を参考に、あらかじめ海水注水切替え等の事前準備を実施する、並びに人的被害の予防の観点で、海水注水切替え等を決定・実施する場合があります。</p>	判断基準	警戒体制の構築（監視強化）		<p style="text-align: center;">海水注水切替え等の決定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代野淡水原である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合[※] ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 	通常時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 重大事故等発生時において、以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海を水源とした原子炉等への注水とすること。 ・ 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給とすること。 	重大事故等発生時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代野淡水原からの海を水源とする原子炉等への注水に切り替えること。 ・ ガスタタービン発電機用軽油タンクから非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給に切り替えること。 		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
判断基準	警戒体制の構築（監視強化）										
	<p style="text-align: center;">海水注水切替え等の決定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代野淡水原である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合[※] ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 										
通常時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 重大事故等発生時において、以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海を水源とした原子炉等への注水とすること。 ・ 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給とすること。 										
重大事故等発生時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代野淡水原からの海を水源とする原子炉等への注水に切り替えること。 ・ ガスタタービン発電機用軽油タンクから非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給に切り替えること。 										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 海水注水切替えの決定・実施を判断するための土石流発生の確認方法</p> <p>作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1／西2）周辺）の土石流危険区域①、②に対する土石流発生の確認は、構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により実施する。具体的な確認方法を以下に示す。</p> <p>i. 構内監視カメラによる確認</p> <p>重大事故等発生時においても土石流発生の確認ができるよう、構内監視カメラ（DB設備）に加えて、構内監視カメラ（DB／SA設備）をガスタービン発電機建物屋上に、1台新規に設置する。</p> <p>ii. 現場による目視確認（構内監視カメラ以外の確認）</p> <p>発電所構内の降雨状況により警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化するが、通常時及び重大事故等発生時共に、定期的な現場パトロールを行い、土石流発生状況を確認する。</p> <p>可搬型設備の運転状況確認や、可搬型設備への定期的な燃料補給作業を実施するため、現場作業員による目視確認により、土石流発生状況を確認する。</p> <p>iii. 事象発生確認後の連絡体制</p> <p>土石流が発生するおそれがある状況においては、既に警戒体制を構築し監視強化を行っており、発電所構内の施設状況を適宜連絡することとしていることから、土石流発生を確認した後、遅滞なく、緊急時対策本部において、海水注水切替えの決定・実施を判断可能である。</p> <p>(c) 土石流発生を確認するために新規設置する構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の概要</p> <p>i. 設置目的</p> <p>重大事故等発生時においても、海水注水切替え等の決定・判断を遅滞なく行えるよう、構内監視カメラ（DB設備）に加えて、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1／西2）周辺）の土石流危険区域①、②における土石流発生状況を確認できる、耐震性を有する構内監視カメラを、ガスタービン発電機建物屋上に1台新規設置する。</p> <p>ii. 位置付け</p> <p>構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）は、「DB設備（第二十六条原子炉制御室等）／SA設備（第五十六条重大事故等の収束に必要となる水の供給設備）」として設置する。</p> <p>iii. 耐震設計及び供給電源</p> <p>構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の耐震設計は、C（Ss機能維持）とし、非常用電源（無停電交流電源）及び代替交流電源設備から給電可能とする。</p>		<p>【島根】記載内容の相違・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

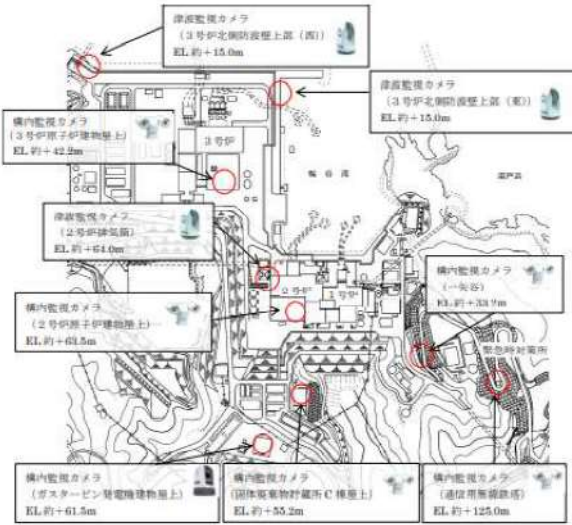

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>iv. 監視方法</p> <p>構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）は、重大事故等発生時に中央制御室において運転員により、また、緊急時対策所において緊急時対策要員により監視可能とする。</p> <p>構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の概要を第4表に示す。また、構内監視カメラの設置場所及び監視範囲を第13、14図に、土石流危険区域方向の状況把握イメージを第15図に示す。</p> <p>第4表 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の概要</p> <table border="1" data-bbox="757 501 1290 995"> <thead> <tr> <th colspan="2">構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カメラ構成</td> <td>可視光と赤外線デュアルカメラ</td> </tr> <tr> <td>ズーム</td> <td>可視光カメラ：光学ズーム30倍 デジタルズーム12倍 赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍</td> </tr> <tr> <td>遠隔可動</td> <td>水平可動：360° 上下可動：±90°</td> </tr> <tr> <td>暗視機能</td> <td>可能（赤外線カメラ）</td> </tr> <tr> <td>耐震設計</td> <td>C（S s機能維持）</td> </tr> <tr> <td>供給電源</td> <td>非常用電源（無停電交流電源） 代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td>風荷重</td> <td>風速（30m/s）による荷重を考慮</td> </tr> <tr> <td>積雪荷重</td> <td>積雪（100cm）による荷重を考慮</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>ガスタービン発電機建物屋上 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：詳細設計中であり変更の可能性がある。</p>	構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）		外観		カメラ構成	可視光と赤外線デュアルカメラ	ズーム	可視光カメラ：光学ズーム30倍 デジタルズーム12倍 赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍	遠隔可動	水平可動：360° 上下可動：±90°	暗視機能	可能（赤外線カメラ）	耐震設計	C（S s機能維持）	供給電源	非常用電源（無停電交流電源） 代替交流電源設備	風荷重	風速（30m/s）による荷重を考慮	積雪荷重	積雪（100cm）による荷重を考慮	台数	ガスタービン発電機建物屋上 1台		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う 土石流が発生した場合の 対応内容の相違。</p>
構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）																									
外観																									
カメラ構成	可視光と赤外線デュアルカメラ																								
ズーム	可視光カメラ：光学ズーム30倍 デジタルズーム12倍 赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍																								
遠隔可動	水平可動：360° 上下可動：±90°																								
暗視機能	可能（赤外線カメラ）																								
耐震設計	C（S s機能維持）																								
供給電源	非常用電源（無停電交流電源） 代替交流電源設備																								
風荷重	風速（30m/s）による荷重を考慮																								
積雪荷重	積雪（100cm）による荷重を考慮																								
台数	ガスタービン発電機建物屋上 1台																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第13図 構内及び津波監視カメラの設置場所</p>  <p>第14図 構内及び津波監視カメラの監視範囲</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う 土石流が発生した場合 の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="808 220 1225 544" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="792 547 1249 598" data-label="Caption"> <p>(例) 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）にて 輪谷貯水槽（西1／西2）の南側方向</p> </div> <div data-bbox="792 628 1238 952" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="792 956 1249 1007" data-label="Caption"> <p>(例) 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）にて 輪谷貯水槽（西1／西2）の北側方向</p> </div> <div data-bbox="703 1042 1328 1098" data-label="Caption"> <p>第15図 ガスタービン発電機建物屋上からの土石流危険区域①、②方向の状況把握イメージ</p> </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d) 土石流発生後に海水注水切替えを決定・実施するとした場合の成立性</p> <p>海水注水切替え等の決定・実施の判断基準を「作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1／西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合」とし、ホース展張等の事前準備を行わず、土石流発生を確認後から決定・実施をしても、重大事故等の対応上、成立することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生後、可搬型設備を用いて原子炉等への注水を実施する際の作業想定時間は、以下のとおり。 輪谷貯水槽（西1／西2）を水源とした場合の想定時間： 約2時間10分（実績1時間41分） 海を水源とした場合の想定時間： 約2時間10分（実績1時間40分） 重大事故等発生後、原子炉への注水は、高圧注水系（原子炉隔離時冷却系、高圧原子炉代替注水系）、低圧原子炉代替注水系（常設）を用いて、優先的に実施する。 可搬型設備による原子炉等への注水は、代替淡水源である輪谷貯水槽（西1／西2）を用いて準備を実施するが、注水準備には約2時間10分が想定される。注水準備完了後、土石流発生を確認し海を水源とした注水への切替えを決定・実施することを想定しても、高圧注水系、低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉等への注水に係るそれぞれの制約時間*までに、海を水源とした注水に切替えることが可能かどうか確認した。 第16図のとおり、海を水源とした注水準備作業には約2時間10分が想定されるが、土石流発生の確認及び海水注水切替え等の決定・判断に10分を想定しても、高圧注水系及び低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水を実施している間に、海を水源とした原子炉等への注水準備は完了可能なため、注水は途切れることなく継続可能である。 <p>※：高圧注水系：機能維持可能なサブプレッション・プール水温度100℃到達までの時間（約8時間） 低圧原子炉代替注水系（常設）：炉心冠水、崩壊熱に応じた注水量を考慮した低圧原子炉代替注水槽枯渇までの時間（約21時間）</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第16図 土石流が発生した場合の作業の成立性</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

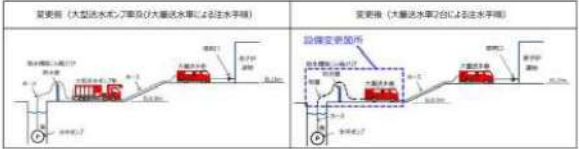
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 土石流の影響を受けない参集ルート</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の一矢入口及び本谷入口を通過するルートに加え迂回ルートを確認している。</p> <p>一矢入口及び本谷入口を通過するルートは、発電所構内の土石流危険区域の範囲に含まれているため、土石流の影響を受けて通行できないおそれがあるが、土石流の影響を受けるおそれのない迂回ルート（宇中入口、宇中谷入口、内カネ谷入口）により、発電所構内に参集する。</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートを、第17図に示す。</p> <div data-bbox="741 480 1317 879" style="border: 1px solid black; height: 250px; margin: 10px 0;"> </div> <p>第17図 発電所敷地外から発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート</p>		<p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料-1</p> <p>海を水源とした場合の注水における所要時間を短縮する取り組みについて</p> <p>海を水源とした場合の原子炉等への注水作業時間を短縮する取り組みとして、第1図のとおり海水取水用の可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することとした。</p> <p>1. 海を水源とした所要時間を短縮する取り組み 時間短縮取り組み前後の訓練結果（タイムチャート）の比較を第2図に、時間短縮が可能な作業内容を第1表に示す。 訓練の結果、従来の大型送水ポンプ車及び大量送水車を使用した作業時間「2時間8分」に対して、大量送水車2台を使用した作業時間を「1時間40分」に短縮できることを確認した。 なお、大量送水車による海水取水は水中ポンプ及び車載している送水ポンプによる真空引き^{※1}にて揚程を確保する。これに伴い、流路を「平型ホース」から「平型ホース+吸管」に変更^{※2}する。</p> <p>※1：基準津波による引き波時において海面が低下すると、水中ポンプだけでは揚程が不足し海水取水できなくなるおそれがあるため。 ※2：平型ホースでは、送水ポンプの真空引きによりホースが潰れて流路が確保できないことから、真空引き区間を耐負圧力のある吸管にて流路を確保する。また、吸管敷設区間は短く（10m×2本）、訓練実績により平型ホースと同等の時間で敷設作業が可能であることを確認している。なお、吸管は「消防用吸管的の技術上の規格を定める省令」に適合しており、耐負圧力（-94kPaで10分保持でも変形しないこと）があり、送水ポンプは-82kPa程度で海水を吸い込むことから変形することなく、流路が確保可能である。なお、吸管は大量送水車の付属品（資機材）として車載し、保管する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第1図 海を水源とした対応手順 概略図</p> </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【訓練実施日】 令和2年5月24日（天候：晴れ、気温27℃）</p> <p>【訓練結果】 海水取水用の可搬型設備を大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することで、水中ポンプの設置作業時間及びホース敷設時間を短縮することができ、全体作業時間を28分短縮し、1時間40分で終えることができることを確認した。</p>  <p>■：今回の訓練実績</p> <p>※：タイムチャート内の番号は第1表の番号を示す</p> <p>第2図 海を水源とした注水手順実績時間タイムチャート</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第1表 主な時間短縮が可能な作業						
No. #1	主な作業項目	作業時間		作業内容	時間短縮可能な作業内容	【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う 土石流が発生した場合 の対応内容の相違。
		変更前	変更後			
①	海水取水ポンプ所周り (E.L.8.5m) 作業 (車両配置, 水中ポンプ設置)	70分	38分	大型送水ポンプ車の水中ポンプは約130kgの重量があり車載のユニットで運搬・設置作業を実施するのは、大量送水車の水中ポンプは約20kgと軽便であり人力での運搬が可能であることから、運搬・設置が容易であり、時間を要しない。 ・大量送水車は、大型送水ポンプ車に比べて小型で、車両の取り回し及び配置に時間を要しない。 ・②の作業において、大型送水ポンプ車は、ポンプの流量調整範囲内に、入るよう排スラインを設置し流量を確保していたが、大量送水車は、ポンプの出口圧力に応じた流量調整が可能であることから、排スラインの設置を要しない。 上記②の作業を要しないことから、海水取水ポンプ所周り (E.L.8.5m) の緊急時対策要員が③のホース敷設作業を実施することで、作業時間の短縮が可能である。 なお、①と③の作業は一部並行作業から、作業負荷軽減のため、シリーズで作業を実施することに変更した。 ・③の作業において、大型送水ポンプ車を使用する場合には、海水取水ポンプ所周りでは300Aホースを敷設し、300Aホースから媒介金具により、150Aホースにサイズダウンし、150Aホースを敷設する。一方、大量送水車を使用する場合には、媒介金具を使用することなく、150Aホースのみを敷設する。なお、いずれのホースもアタセスルード上にはホース吊車を用いて敷設する。 ・大量送水車に変更することで、150Aホース (約3kg/m) に比べて重い300Aホース (約5kg/m) を使用しなくなることで、媒介金具が不要となることから、ホース敷設・巻線に時間を要しない。		
②	排スラインポンプホース敷設 (E.L.8.5m)	49分	該当作業なし			
③	車両間 (E.L.8.5m~E.L.1.5m) ホース敷設	46分	16分			

※1：番号は第2図のタイムチャート内の番号を示す

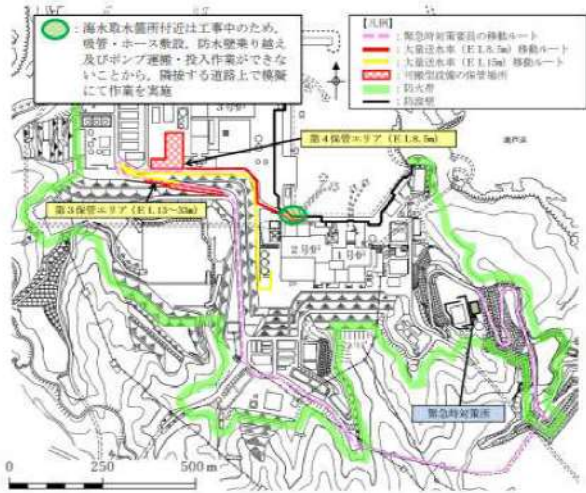
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【訓練時の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対策所から第3及び第4保管エリアに、時間を要する第二輪谷トンネルを通行し、徒歩にて移動する。その後、第3及び第4保管エリアに配置する大量送水車にて各作業場所へ移動する。（アクセスルートは第4図参照） ○緊急時対策要員の装備は、炉心損傷防止時の作業も考慮し、防護具（全面マスク、綿手袋、ゴム手袋、汚染防護服）を着用する。 ○現場の工事状況等により一部作業ができない工程は、同等の作業等を模擬することで作業時間を算出する。 具体的な作業は以下のとおり。（第3図参照） <ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車～海の流路確保作業（吸管、ホース敷設作業は、必要な長さ分を考慮し、ポンプ運搬・投入作業は、ポンプ運搬距離及び投入距離を考慮して模擬作業を実施） ・流路の確保における防水壁乗り越え作業（防水壁の高さ分を想定した作業を模擬して実施） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="745 595 983 770">  <p>緊急時対策所からの徒歩移動 (E.L.33m 付近)</p> </div> <div data-bbox="1043 595 1281 770">  <p>吸管・ホース設置状況 (模擬) (E.L.8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> <div data-bbox="745 852 983 1038">  <p>防水壁ホース乗り越え作業 (模擬) (E.L.8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> <div data-bbox="1043 852 1281 1038">  <p>吸管・ホース・水中ポンプ設置完了後 (模擬) (E.L.8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> <div data-bbox="745 1121 983 1318">  <p>ホース敷設作業 (E.L.8.5m～16m 西側道路付近)</p> </div> <div data-bbox="1043 1121 1281 1318">  <p>大量送水車へのホース接続 (E.L.15m 原子炉建物西側)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第3図 訓練風景写真</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4図 訓練及び想定時間の算出に用いたアクセスルート</p> <p>2. 海を水源とした対応手順（SA手順）の変更 海水取水に使用する可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することで、大量送水車を使用する手順を自主手順からSA手順に、大型送水ポンプ車を使用する手順をSA手順から自主手順に変更する。 上記を含む、海を水源としたSA手順で使用する可搬型設備を、第2表に示す。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: center;">第2表 海を水源としたSA手順で使用する可搬型設備の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">SA手順</th> <th style="width: 35%;">変更前</th> <th style="width: 35%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉压力容器への注水 ・原子炉格納容器内へのスプレイ ・原子炉格納容器下部への注水 ・燃料プールへの注水/スプレイ ・低圧原子炉代替注水槽への補給 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・大量送水車（送水用） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※5} ・大量送水車（送水用） </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2, 3} </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※3, 5} </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機代替冷却系による除熱 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・移動式代替熱交換設備（原子炉補機代替冷却系用） </td> <td> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大気への放射性物質の拡散抑制 ・航空機燃料火災への対応 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※4} </td> <td> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：（ ）内は可搬型設備の用途を示す。 ※2：大型送水ポンプ車は2ライン同時に送水が可能であり、「大量送水車（送水用）への送水」又は「輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給」と「移動式代替熱交換設備への送水」で使用する大型送水ポンプ車（1台）は、同一のものを使用する。 ※3：海水取水及び送水を1台で実施する。 ※4：海水取水及び注水を1台で実施する。 ※5：海を水源とした原子炉压力容器等への注水手順は、「輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）からの原子炉压力容器等への注水」ができる場合に実施することから、「輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給」と同時に実施することはないため、大量送水車（海水取水用）は同一のものを使用する。</p>	SA手順	変更前	変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉压力容器への注水 ・原子炉格納容器内へのスプレイ ・原子炉格納容器下部への注水 ・燃料プールへの注水/スプレイ ・低圧原子炉代替注水槽への補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・大量送水車（送水用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※5} ・大量送水車（送水用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2, 3} 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※3, 5} 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機代替冷却系による除熱 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・移動式代替熱交換設備（原子炉補機代替冷却系用） 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気への放射性物質の拡散抑制 ・航空機燃料火災への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※4} 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
SA手順	変更前	変更後																
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉压力容器への注水 ・原子炉格納容器内へのスプレイ ・原子炉格納容器下部への注水 ・燃料プールへの注水/スプレイ ・低圧原子炉代替注水槽への補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・大量送水車（送水用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※5} ・大量送水車（送水用） 																
<ul style="list-style-type: none"> ・輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2, 3} 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※3, 5} 																
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機代替冷却系による除熱 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・移動式代替熱交換設備（原子炉補機代替冷却系用） 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>																
<ul style="list-style-type: none"> ・大気への放射性物質の拡散抑制 ・航空機燃料火災への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※4} 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>																

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>3. 海を水源とした原子炉等への注水手順の成立性 海水取水に使用する可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更した場合においても、以下の手順が成立することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き波時を考慮した海水取水の揚程（16.2m）を確保でき、原子炉等へ送水する大量送水車への海水送水が可能であること。 原子炉圧力容器への注水に必要な流量（30m³/h）及び原子炉格納容器内へのスプレイに必要な流量（120m³/h）が同時に確保可能であること。 <p>4. 可搬型設備の台数及び保管場所の変更 大量送水車は、「設置許可基準規則」第四十三条第3項第一号に基づき、2n+α設備として、3台確保する計画としていたが、大量送水車による海水取水手順をSA手順化することに伴い、5台確保することに変更する。 なお、これに伴い、大量送水車の保管場所を第3表のとおり変更する。</p> <p style="text-align: center;">第3表 大量送水車の保有台数及び保管場所の変更</p> <table border="1" data-bbox="728 730 1299 944"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">使用場所</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大量送水車</td> <td>送水用</td> <td>E L 4m 周辺 E L 15m 周辺</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (兼用)</td> </tr> <tr> <td>海水取水用</td> <td>E L R. 5m 周辺</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台 (兼用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：送水用及び海水取水用の設置許可基準規則解釈第43条第6項に基づく、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップ（α）は、発電所全体で確保する。なお、要求されるいずれの機能も満足するため、兼用で1台確保する。</p>	設備名称	用途	使用場所	変更前				変更後				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	大量送水車	送水用	E L 4m 周辺 E L 15m 周辺	0台	1台	1台	予備1台	0台	1台	1台	0台	予備1台 (兼用)	海水取水用	E L R. 5m 周辺	0台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台	予備1台 (兼用)		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
設備名称	用途				使用場所	変更前				変更後																																			
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア		第4保管エリア	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																			
大量送水車	送水用	E L 4m 周辺 E L 15m 周辺	0台	1台	1台	予備1台	0台	1台	1台	0台	予備1台 (兼用)																																		
	海水取水用	E L R. 5m 周辺	0台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台	予備1台 (兼用)																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別紙(26)	泊発電所3号炉 別紙(38)	相違理由
<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>1. 概要 玄海原子力発電所3, 4号炉の屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、保管庫内収納を行う第3, 5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備について、基本的な保管庫内の配置設計の考え方を整理する。</p> <p>2. 保管エリアの配置設計 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに複数の保管エリアに分散して保管しているため、仮に1つの保管エリアが使用できない場合においても、別の保管エリアにある可搬型重大事故等対処設備により確実に事故対処可能な設計としている。</p> <p>第3, 5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して機能が損なわれないように、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上を保管するとともに、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備については、第3, 5保管エリアに相互に分散して保管する。</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>1. 概要 泊発電所3号炉の屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、保管庫内収納を行う51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備について、基本的な保管庫内の配置設計の考え方を整理する。</p> <p>2. 保管エリアの配置設計 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに複数の保管エリアに分散して保管しているため、仮に1つの保管エリアが使用できない場合においても、別の保管エリアにある可搬型重大事故等対処設備により確実に事故対処可能な設計としている。</p> <p>51m倉庫・車庫エリアには、冬季における信頼性を向上させるため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水を供給する設備の1セットを保管する。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、倉庫・車庫（保管庫）に可搬型重大事故等対処設備を保管している。このため、本項については、同様に保管庫に可搬型重大事故等対処設備を保管する玄海3,4号炉との比較を行った。</p> <p>【玄海】設備名称の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違 ・倉庫・車庫（保管庫）の設置目的の相違。泊は、冬季における信頼性向上を目的とする。 ・倉庫・車庫（保管庫）に保管する設備の相違。泊は、水を供給する設備の1セットを保管している。 ・玄海は保管庫が2箇所に対し、泊は1箇所である。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管庫の特徴</p> <p>玄海原子力発電所は敷地が非常に狭隘であるため、先行プラントで実績のある風（台風）及び竜巻の風荷重を考慮した固縛装置を採用した場合、固縛装置の設置スペースが十分に確保できないことから、保管庫を採用することで限られたスペースを有効活用し、必要となる可搬型重大事故等対処設備を保管することを可能とした。</p> <p>また、保管庫とすることで、風（台風）及び竜巻のみならず積雪及び火山の影響についても、可搬型重大事故等対処設備が直接的に影響を受けることがない。</p> <p>保管庫は地震による可搬型重大事故等対処設備への波及的影響を考慮して耐震Sクラス相当で設計していること、出入口扉付近の障害物はホイールローダにより除去可能であることから、出入口扉が使用できなくなることはない。</p> <p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>なお、地震の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮し、シャッターを常時開放し、消防車両及び消防車隊要員の出動が可能な運用とする。</p> <p>【川内1号及び2号炉まとめ資料より転載】</p> <p>専属消防本部建屋は倒壊しないが、地震時の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性がある。</p> <p>そのため、シャッターを常時開放し、消防車両及び専属消防隊員の出動が可能な運用とする。</p>	<p>3. 51m倉庫・車庫の特徴</p> <p>51m倉庫・車庫は、可搬型重大事故等対処設備等を保管する車庫エリアと予備品及び資機材を保管する倉庫エリアから構成される。</p> <p>泊発電所は寒冷地であるため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水を供給する設備の1セットを51m倉庫・車庫に保管することで、積雪及び凍結による影響を軽減し、冬季における可搬型重大事故等対処設備の信頼性を向上させることとしている。</p> <p>また、51m倉庫・車庫内に保管することで、積雪のみならず火山の影響についても、影響を軽減することができる。</p> <p>51m倉庫・車庫は地震による可搬型重大事故等対処設備への波及的影響を考慮して基準地震動に対して倒壊しない設計とすること、出入口付近の障害物はホイールローダにより除去可能であること及び地震の変形によりシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮して、シャッターを撤去して出入口を常時開放することから、出入口が使用できなくなることはない。</p> <p>なお、出入口には、積雪及び凍結の影響を軽減するために防雪シートを設置する方針である。防雪シートは、人力で開閉可能な設計とし、地震等の発生により脱落した場合においても人力で排除可能な重量とすることから、地震時に可搬型重大事故等対処設備の運搬、移動に影響を及ぼすことはない。また、防雪シートは不燃性材料又は建築基準法施行令若しくは消防法施行令に基づく試験により不燃性材料と同等の性能であることを確認した材料を用いることから、火災により可搬型重大事故等対処設備や他の設備に影響を及ぼすことはない。想定される自然現象等については、防雪シート自体が他の設備に影響を与えないことを確認の上、設置する。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、51m倉庫・車庫の構成について記載。 <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫・車庫（保管庫）の設置目的の相違。 ・玄海は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮した頑健な保管庫を設置し、可搬型重大事故等対処設備を保管庫内に配置している。 ・泊は、風（台風）及び竜巻に対しては、保管場所を複数箇所に分散配置することにより、可搬型重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計としている。 <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震評価方針の相違。 ・玄海は堅固な扉を設置しているのに対し、泊は地震時の変形を考慮し、出入口のシャッターを撤去して常時開放する。また、常時開放に伴い防雪シートを設置予定である。（シャッター常時開放については、柏崎6, 7号の自衛消防隊建屋及び川内1, 2号の専属消防本部建屋と同様）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>出入口扉については、自然現象等を考慮した堅固な仕様で設置することから、扉の機能が喪失することは考えにくい。 出入口扉の仕様を別表26-3-1、外観を別図26-3-1に示す。</p> <p>仮に、出入口扉が固着し開放できない場合は、ホイールローダ等の車両により出入口扉を開放することで、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合は、ニュートラルとしホイールローダ等の車両により引出すことで、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障を与えることはない。</p> <p>しかしながら、保管庫の特徴として移動、運搬経路が出入口扉からに制限されるため、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬をより確実なものとする観点から、可能な範囲で複数の出入口扉から移動、運搬が可能となるように、保管庫内に収納する可搬型重大事故等対処設備及び運搬用車両等の資機材の逼迫感を改善し余裕のあるスペースを確保するとともに配置をより最適化する。</p> <p>なお、保管庫内の可搬型重大事故等対処設備は、車輪止め等により固定して保管する。</p>	<p>51m倉庫・車庫の建屋概要を第1表、建屋平面図及び断面図を第1図、出入口の外観を第2図、防雪シートの設置イメージを第3図、防雪シートの自然現象により想定される影響について評価した結果を第2表、防雪シートの人為事象により想定される影響について評価した結果を第3表に示す。</p> <p>仮に、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合は、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障を与える可能性がある。</p> <p>そのため、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を確実なものとする観点から、51m倉庫・車庫内に収納する可搬型重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材も含めて配置を最適化する。</p> <p>なお、車庫内の可搬型重大事故等対処設備は、車輪止め、竜巻による飛散防止を考慮した固縛等により固定して保管する。</p> <p style="text-align: center;">第1表 建屋概要</p> <table border="1" data-bbox="1173 932 1688 1150"> <tr> <td>建屋名称</td> <td>51m倉庫・車庫</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>地上部S造/地下部RC造</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上2階/地下1階</td> </tr> <tr> <td>基礎形状</td> <td>直接基礎</td> </tr> <tr> <td>平面形状</td> <td>21.0×71.8m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>地上高さ13.6m</td> </tr> </table>	建屋名称	51m倉庫・車庫	構造	地上部S造/地下部RC造	階数	地上2階/地下1階	基礎形状	直接基礎	平面形状	21.0×71.8m	高さ	地上高さ13.6m	<p>【玄海】記載内容の相違 ・泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。 ・泊は、51m倉庫・車庫の概要、平面図、断面図及び防雪シートについて記載。 【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違 ・泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備が故障により移動できない場合に他の可搬型重大事故等対処設備の移動に支障をきたさないよう、車庫内の配置を見直すこととした。</p> <p>【玄海】記載表現の相違 【玄海】設計方針の相違 ・泊は、固縛により竜巻による飛散防止を行う。</p> <p>【玄海】記載内容の相違 ・泊は、51m倉庫・車庫の概要について記載。</p>
建屋名称	51m倉庫・車庫													
構造	地上部S造/地下部RC造													
階数	地上2階/地下1階													
基礎形状	直接基礎													
平面形状	21.0×71.8m													
高さ	地上高さ13.6m													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

別表26-3-1 重大事故等対策設備保管庫の扉仕様について

玄海原子力発電所3, 4号炉			泊発電所3号炉		相違理由
開閉方式	タンクローリ保管エリア	その他のエリア	備考		
扉本体の厚さ	約 100 cm	約 100 cm	扉の芯材等を含んだ全体の厚さ		
扉の板厚（外部表面）	約 10 mm	約 10 mm	約 10 mm：設計飛来物に対し貫通しない設計		
重量（両扉）	約 10 t	約 10 t			
地震	○	○	建屋：S s 機能維持		
竜巻（風圧力による荷重）	○	○	設計竜巻の最大風速：100m/s（耐風圧扉）		
竜巻（気圧差による荷重）	○	○	最大気圧低下量：8,900N/m ²		
竜巻（設計飛来物による衝撃荷重）	○	○	設計飛来物 鋼製材：4.2m×0.3m×0.2m、135kg（耐衝撃扉）		
自然現象等					

本図みの範囲は、防衛上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。

【玄海】記載内容の相違
 ・泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>玄海原子力発電所3, 4号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
	<p>地下1階</p> <p>1階</p> <p>概略断面図</p> <p>第1図 51m倉庫・車庫の平面図及び断面図</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、51m倉庫・車庫の平面図及び断面図を記載。

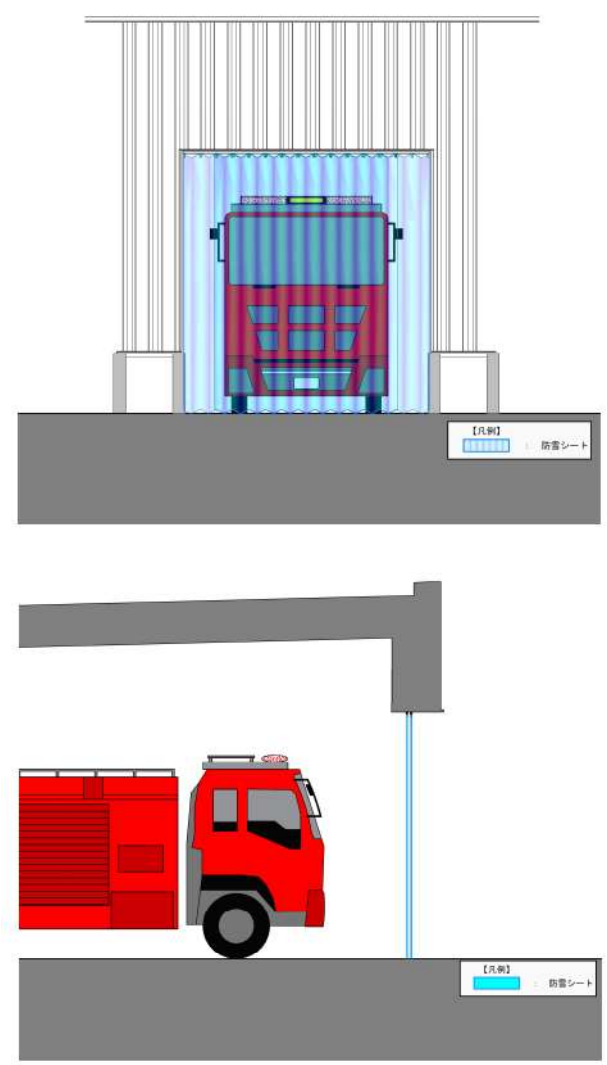
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 175 817 1252" style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="828 343 873 1077" style="position: absolute; left: 370px; top: 215px; font-size: small;"> 別図26-3-1 タンクローリ車庫（第5保管エリア）の出入口扉の外観 </div> <div data-bbox="302 1292 716 1388" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1052 271 1601 1380" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1601 877 1646 1380" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> ※：積雪の影響を軽減するため、防雪シートを設置予定 </div> <div data-bbox="1702 710 1747 1005" style="text-align: center; font-size: small;"> 第2図 51m倉庫・車庫の出入口 </div>	<p>相違理由</p> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>※：防雪シートの設置方法の詳細については、今後検討する。</p> <p>第3図 防雪シートの設置イメージ</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、防雪シートの設置イメージについて記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 防雪シートの自然現象により想定される影響概略評価結果

自然現象	影響有無	影響評価結果
地震	○	・地震により防雪シートが落下した場合であっても、防雪シートは軽量かつ柔軟な素材であることから、人力で排除可能である。 ・また、防雪シートが落下の際に可搬型設備に衝突した場合であっても、防雪シートは軽量かつ柔軟な素材であることから、可搬型設備の機能に影響を及ぼさない。
津波 洪水	○	・保管場所の影響評価結果と同様であり、防雪シートを設置することによる影響はない。
風（台風）	○	・風（台風）により防雪シートが飛散した場合であっても、防雪シートは軽量かつ柔軟な素材であることから、人力で排除可能である。 ・風（台風）により防雪シートが飛散し可搬型設備に衝突した場合であっても、防雪シートは軽量かつ柔軟な素材であることから、可搬型設備の機能に影響を及ぼさない。
竜巻	○	・可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 ・竜巻により防雪シートが飛散した場合であっても、防雪シートは設計飛来物に含まれることを確認していることから、竜巻の評価に影響を与えない。（第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 参照）
積雪 凍結（極低温） 降水 落雷 地滑り 火山の影響 生物学的事象 森林火災 高潮	○	・保管場所の影響評価結果と同様であり、防雪シートを設置することによる影響はない。

○：影響無し、×：影響有り

第3表 防雪シートの人為事象により想定される影響概略評価結果

人為事象	影響有無	影響評価結果
飛来物（航空機落下） ダムの崩壊 爆発 近隣工場等の火災 有毒ガス 船舶の衝突 電磁的障害	○	・保管場所の影響評価結果と同様であり、防雪シートを設置することによる影響はない。

○：影響無し、×：影響有り

【玄海】記載内容の相違
 ・泊は、防雪シートの自然現象により想定される影響概略評価結果について記載。

【玄海】記載内容の相違
 ・泊は、防雪シートの人為事象により想定される影響概略評価結果について記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 保管庫内の配置設計</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」の第43条第3項第6号に基づき、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して保管エリアまで複数のアクセスルートを確認している。</p> <p>そのため、保管庫についても、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための通路を確実に確保するために、別表26-4-1に示すとおり他の保管エリアとあいまって原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上が確実に移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>また、配置の最適化に伴い、保管庫外で保管することとした設備の一覧を別表26-4-2に示す。</p>	<p>4. 51m倉庫・車庫エリアの配置設計</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」の第43条第3項第6号に基づき、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水及び火災を想定しても、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで複数のアクセスルートを確認している。</p> <p>そのため、51m倉庫・車庫エリアを含めた保管場所について、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬するための経路を確実に確保するため、第4表に示すとおり、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備は2セット以上、それ以外の設備は1セット以上が確実に移動、運搬可能な配置とする。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違 ・泊は、配置見直しの結果、51m倉庫・車庫外へ保管することとなった可搬型重大事故等対処設備は無い。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

別表26-4-1 保管庫内の可搬型重大事故等対処設備一覧

該当条文	可搬型重大事故等対処設備	必要数	保管数	保管場所	保管状況	複数経路確保台数	必要数 ≤ 複数経路確保台数	備考
43	ホイールローダ	1台	1台	第3 第4	保管庫内 屋外	○	○	
47, 54, 55	可搬型ディーゼル注入ポンプ※1 (接続用中継ユニット、入口ユニット、可搬型ホース含む)	4台	2台 2台 2台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 屋外	○ ○ ×	○	
47, 48, 49, 50, 54, 55, 56	移動式大容量ポンプ車※1 (可搬型ホース含む)	2台 【1台】	1台 1台	第3 第5	保管庫内 屋外	○ ×	○	
54, 56	水中ポンプ用発電機※1 (可搬型ホース含む)	8台	4台 2台 2台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 保管庫内	○ ○ ○	○	
54, 55, 58	放水砲※2	2台	1台 1台	第3 第5	保管庫内 保管庫内	○ ○	○	
54	使用済燃料ビット監視装置用 空気供給システム (コンプレッサ、エアコン、発電機)	2個	2個	第3	保管庫内	○	○	
57	タンクローリ	1台	1台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 保管庫内	×	○	第4号エリアに1台追加配備
57	発電機車※1 (高圧発電機車)	4台	2台 2台	第3 第5	保管庫内 保管庫内	○ ○	○	
57	発電機車※1 (中容量発電機車)	4台	2台 2台	第3 第5	保管庫内 保管庫内	○ ○	○	
57	直流電源用発電機※1	4台	2台 2台 2台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 保管庫内	○ ○ ○	○	

※1 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備 (1基当たり2セット以上集束のある可搬型重大事故等対処設備)
 ※2 半備数が想定される重大事故等の取扱いに必要な1セットに満たない可搬型重大事故等対処設備

第4表 各保管エリアの可搬型重大事故等対処設備一覧

該当条文	可搬型重大事故等対処設備	必要数	保管数	保管場所	保管状況	複数経路確保台数	必要数 ≤ 複数経路確保台数	備考
43	ホイールローダ	1台	1台	1号北西側31mエリア	屋外	○	○	
43	バックホウ	1台	1台	2号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外	○	○	
47, 48, 49, 50, 54, 55, 56	可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)	4台	2台 2台	2号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外	○ ○	○	
54, 55	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲	1台	1台	51m倉庫・車庫エリア 1, 2号北側31mエリア	車庫内 屋外	○ ○	○	
55	貯蔵合設備	1台	1台	51m倉庫・車庫エリア 1, 2号北側31mエリア	車庫内 屋外	○ ○	○	
55	集水筒シルトフエジス	2組	1組 1組	2号北西側31mエリア(a) 51m倉庫・車庫エリア	車庫内 屋外	○ ○	○	
57	可搬型タンクローリー	2台	2台	1号北西側31mエリア 2号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外 屋外 屋外	○ ○ ○	○	
57	可搬型代替電源車	2台	1台 1台	1号北西側31mエリア 展望台行管理道路踏懸側60mエリア	屋外 屋外	○ ○	○	
57	可搬型直流電源用発電機	2台	1台 1台	1号北西側31mエリア 2号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外 屋外 屋外	○ ○ ○	○	
60	小型船舶	1艘	1艘	展望台行管理道路踏懸側60mエリア 2号北西側31mエリア(b)	屋外 屋外	○ ○	○	
61	緊急時対策用発電機	4台	4台 2台	緊急時対策用エリア 2号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外 屋外	○ ○	○	

※：他の機能を有する可搬型重大事故等対処設備と干渉せずに、保管場所から可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための経路を確保する設計としている。

【玄海】設計方針の相違
 ・泊は、他の機能を有する可搬型重大事故等対処設備と干渉せずに、保管場所から可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための経路を確保する設計としている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 250px;">別表26-4-2 保管庫外に保管する可搬型重大事故等対処設備一覧</p> <div style="border: 2px dashed black; width: 300px; height: 600px; margin: 100px auto;"></div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、配置見直しの結果、51m倉庫・車庫外に保管することとした可搬型重大事故等対処設備がないため、左表に記載する事項がない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 1 第3保管エリア</p> <p>第3保管エリアの可搬型重大事故等対処設備については、以下のとおり異なる2面の出入口扉から移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>但し、タンクローリーについては、設計基準事故時にも使用するため竜巻防護対象であることから、設計飛来物による衝撃荷重を考慮した専用区画に配置するため除外する。</p> <p>最適化前の配置図を別図26-4.1-1に、最適化後の配置図を別図26-4.1-2に示す。また、保管庫へ収納する設備の一覧を別表26-4.1-1に示す。</p> <p>①自走式の可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後に出入口扉が2つの区画に配置し、確実な出入口扉からの移動を可能とする。</p> <p>②自走できない可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後で出入口扉が1つの区画に配置するが、進行方向に対して左右へ運搬が可能であることから、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動により空いたスペースを有効活用して、複数の出入口扉からの運搬を可能とする。</p> <p>具体的な移動、運搬方法については、別図26-4.1-3に示す。また、自走式の可搬型重大事故等対処設備が2つの出入口扉から確実に移動可能とするために、電気室及びコンテナの設置位置を変更するとともに、移動後の停車位置を設定した。具体的には、別図26-4.1-4に示す。</p>	<p>51m 倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備については、以下のとおり異なる機能を有する設備ごとに専用の出入口を設けることにより、確実に移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>最適化前の配置図を第4図に、最適化後の配置図を第5図に示す。また、51m 倉庫・車庫へ収納する設備の一覧を第5表に示す。</p> <p>①エンスト等の故障により、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動ができない場合においても、同時に複数の異なる機能が喪失しないように、異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列に配置しない。</p> <p>②設備の重要度の観点から、重大事故等対処設備の前方に自主対策設備を配置しない。</p>	<p>【玄海】記載方針の相違</p> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッター撤去による出入口の常時開放及び異なる機能を有する設備ごとに専用の出入口を設けることにより、確実に移動、運搬可能な配置としている。(複数の出入口を想定しない点については、玄海の第5保管エリアと同様。専用の出入口を設ける点については、玄海のタンクローリー専用区画と同様。) <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は可搬型タンクローリーを51m 倉庫・車庫内に保管していない。また、泊の可搬型タンクローリーは、重大事故等時に使用する。 <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合でも、同時に複数の異なる機能が喪失しないように可搬型重大事故等対処設備を配置する。また、SA設備の前方に自主設備を配置しない。 <p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、第4図及び第5図に進行方向を記載。 <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、2つの出入口設置のために改造等は実施していない。 泊は、倉庫・車庫から出発した可搬型重大事故等対処設備が使用場所に直接向かうため、停車位置は設定しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 264 831 1114" style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="846 308 869 1114">別図26-4-1-1 第3保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の配置（最適化前）</p> <div data-bbox="286 1187 701 1281" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1104 280 1715 1369" style="text-align: center;"> <p data-bbox="1503 1187 1525 1342">○赤文字は指配式車両を示す</p> </div> <div data-bbox="1581 280 1715 979" style="margin-top: 10px;"> <p>—：出入口（シャッター）</p> <p>■：可搬型代替注水設備※1</p> <p>■：放水設備※1</p> <p>■：放射能観測車※2</p> <p>■：海水ポンプ等電動機※3</p> <p>■：運転車両※4</p> <p>※1：重大事故等対処設備</p> <p>※2：自主防災設備</p> <p>※3：予備品</p> <p>※4：資機材</p> <p>注：可搬型設備等の配置は今後の検討により変更となる可能性がある。</p> </div>	<p data-bbox="1910 167 2150 252">【玄海】記載内容の相違 ・設備及び保管場所の相違による記載内容の相違。</p> <p data-bbox="1765 448 1794 1169" style="text-align: center;">第4図 51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備等の配置（最適化前）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

別表26-4, 1-1 第3保管エリア保管庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量(t)	備考
水中ポンプ用発電機	4台	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
ホース展張回収車用コンテナ	11個				
移動式大容量ポンプ車	2台				自走式
放水砲	1台				
可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台				自走式
収納容器 (小)	2個				
入口ユニット	2台				
直流電源用発電機	2台				
高圧発電機車	2台				自走式
コンプレッサ (排気ファン含む)	2台				
エアコン	2台				
発電機	2台				
タンクローリ	1台				自走式
ホース展張回収車	2台				自走式
ホイールローダ	1台				自走式
接続用中継ユニット	2台				
フォークリフト	1台				自走式

○可搬型重大事故等対策設備を進行方向に対して左右へ運搬する場合に通すスペースの開口は□である。

枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。

第5表 51m倉庫・車庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量 (t)	備考
可搬型大型送水ポンプ車	2台	約 8.9	約 2.9	約 13.2	自走式
可搬型大容量海水送水ポンプ車	1台	約 12.0	約 2.9	約 24.9	自走式
ホース延長・回収車 (送水車用)	2台	約 9.9	約 2.9	約 15.8	自走式
ホース延長・回収車 (放水砲用)	1台	約 8.7	約 2.9	約 21.9	自走式
放水砲	1台	約 4.7	約 1.9	約 3.0	ホース延長・回収車 (放水砲用) に積載
泡混合設備	1台	約 4.7	約 2.4	約 5.7	
可搬型スプレインノズル	2個	約 1.0	約 0.2	約 0.02	ホース延長・回収車 (送水車用) に積載
可搬型ホース 150A (1組: 約 1,800m)	2組 ホース長ごと 1本	—	—	約 4.0	ホース延長・回収車 (送水車用) に積載
可搬型ホース 300A (1組: 約 800m)	1組	約 4.9	約 2.3	約 3.8	ホースコンテナに保管
集水樹シルトフェンス	1組	—	—	約 0.04	シルトフェンス運搬車に積載
シルトフェンス運搬車	1台	約 8.2	約 2.5	約 5.1	自走式
水槽付消防ポンプ自動車	1台	約 7.3	約 2.3	約 9.0	自走式
化学消防自動車	1台	約 7.6	約 2.3	約 9.2	自走式
大規模火災用消防自動車	1台	約 7.9	約 2.6	約 10.3	自走式
放射能観測車	1台	約 4.8	約 1.7	約 3.4	自走式
資機材運搬車	1台	約 4.7	約 1.7	約 5.7	自走式
原子炉補機冷却海水ポンプ 予備電動機	2台 (2台)	約 2.4	約 2.8	約 7.8	括弧内は1号及び2号炉用
放射性物質吸着剤	1式	—	—	約 3.2	

※：寸法、重量は保管状態について記載しており、今後の検討により変更となる可能性がある。

【玄海】記載内容の相違
 ・設備及び保管場所の相違による記載内容の相違。

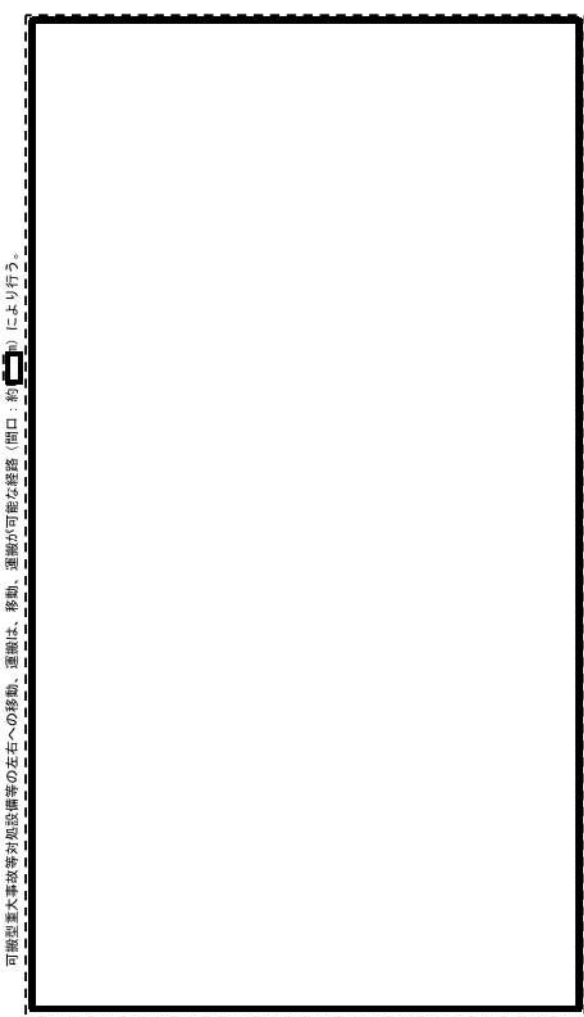
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 662 212 1292">STEP1 2つの扉を持つ区画に保管する自走式車両は、使用可能な際から保管庫外へ移動する。</p>  <p data-bbox="828 375 862 1125">別図26-4. 1-3 保管庫内での進行方向に対して左右への運搬について(1/2)</p> <p data-bbox="459 1316 873 1412">枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>		<p data-bbox="1904 167 2094 191">【玄海】記載箇所の相違</p> <ul data-bbox="1904 199 2150 247" style="list-style-type: none"> 泊は、第4図及び第5図に進行方向を記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>STEP2 1つの扉を持つ区画に保管する可燃型重大事故等対応設備等が何らかの理由により想定通りの移動、運搬経路を使用できない場合、自走式車両の移動により確保できたスペースに移動、運搬した後に、いずれかの扉より保管庫外へ移動、運搬する。可燃型重大事故等対応設備等の左右への移動、運搬は、移動、運搬が可能な経路（開口：約）により行う。</p> <p>別図26-4. 1-3 保管庫内での進行方向に対して左右への運搬について（2/2）</p> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>		<p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、第4図及び第5図に進行方向を記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="168 295 884 1204" style="border: 2px dashed black; width: 320px; height: 570px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="291 1236 761 1260">別図26-4. 1-4 第3保管エリア 保管庫周辺図</p> <div data-bbox="286 1289 701 1385" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>		<p data-bbox="1904 167 2083 191">【玄海】記載内容の相違</p> <ul data-bbox="1904 199 2161 279" style="list-style-type: none"> ・玄海は、複数の出入口設置のために保管庫の改造等を実施している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 2 第5保管エリア</p> <p>第3保管エリアの可搬型重大事故等対処設備は、4. 1の配置とすることで第4保管エリアとあいまって原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上が確実に移動、運搬可能である。</p> <p>但し、第5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備についても、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を妨げない配置とするとともに、以下のとおり可能な範囲で異なる2面の出入口扉から移動、運搬又は同一面の複数の出入口扉から運搬可能な配置とする。</p> <p>最適化前の配置図を別図26-4. 2-1に、最適化後の配置図を別図26-4. 2-2に示す。また、保管庫へ収納する設備の一覧を別表26-4. 2-1に示す。</p> <p>①自走式の可搬型重大事故等対処設備のうち高圧発電機車は、進行方向に対して前後に出入口扉が2つある区画に配置し、確実な移動を可能とする。</p> <p>②高圧発電機車を除く自走式の可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後で出入口扉が1つの区画に、縦列とならないように配置するとともに、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を妨げない配置とする。</p> <p>③自走できない可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して左右へ運搬可能な区画に配置し、異なる2面の出入口扉又は同一面の複数の出入口扉からの運搬を可能とする。</p>		<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄海は複数の保管庫を有する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 172 781 1257" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 238px;"></div> <div data-bbox="781 316 808 1121" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 0;">別図2.6-4、2-1 第5保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対策設備の配置（最適化前）</div> <div data-bbox="309 1289 721 1380" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。 </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄海は複数の保管庫を有する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 172 779 1257" style="border: 2px dashed black; width: 243px; height: 680px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="795 322 824 1129" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 355px; top: 202px;"> 別図26-4. 2-2 第5保管エリア保管庫内の可燃型重大事故等対処設備の配置（最適化後） </div> <div data-bbox="273 1289 683 1380" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。 </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄海は複数の保管庫を有する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p style="text-align: center;">別表26-4, 2-1 第5保管エリア保管庫へ収納する設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="197 260 851 874"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>保管数</th> <th>全長 (m)</th> <th>幅 (m)</th> <th>重量(t)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水中ポンプ用発電機</td><td>4台</td><td rowspan="14" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">[Redacted]</td><td rowspan="14" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">[Redacted]</td><td rowspan="14" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">[Redacted]</td><td></td></tr> <tr><td>ホース展開回収車用コンテナ</td><td>7個</td><td></td></tr> <tr><td>移動式大容量ポンプ車</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>放水砲</td><td>1台</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型ディーゼル注入ポンプ</td><td>2台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>収納容器 (小)</td><td>2個</td><td></td></tr> <tr><td>接続用中継ユニット</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>入口ユニット</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>直流電源用発電機</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>高圧発電機車</td><td>2台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>ホース展開回収車</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>フォークリフト</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> </tbody> </table> <p>○可搬型重大事故等対策設備を進行方向に対して左右へ運搬する場合に通すスペースの開口は前 [Redacted] mである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>	設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量(t)	備考	水中ポンプ用発電機	4台	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]		ホース展開回収車用コンテナ	7個		移動式大容量ポンプ車	1台	自走式	放水砲	1台		可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台	自走式	収納容器 (小)	2個		接続用中継ユニット	2台		入口ユニット	2台		直流電源用発電機	2台		高圧発電機車	2台	自走式	タンクローリ	1台	自走式	ホース展開回収車	1台	自走式	フォークリフト	1台	自走式		<p>相違理由</p> <p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄海は複数の保管庫を有する。
設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量(t)	備考																																													
水中ポンプ用発電機	4台	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]																																														
ホース展開回収車用コンテナ	7個																																																	
移動式大容量ポンプ車	1台				自走式																																													
放水砲	1台																																																	
可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台				自走式																																													
収納容器 (小)	2個																																																	
接続用中継ユニット	2台																																																	
入口ユニット	2台																																																	
直流電源用発電機	2台																																																	
高圧発電機車	2台				自走式																																													
タンクローリ	1台				自走式																																													
ホース展開回収車	1台				自走式																																													
フォークリフト	1台				自走式																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 3 その他考慮事項</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち補機駆動用の燃料を内包しているものは、保管庫内に収納して保管する場合、消防法第9条の4に基づき少量危険物に応じた防火区画を設ける必要がある。防火区画を設定するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬の融通が利くように、原則として防火壁ではなく防火シャッターを設ける。</p> <p>また、フォークリフト等のその他資機材については、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがなければ、最適化に伴い余裕を確保したスペースに配置することも可能とする。</p> <p>なお、保管庫内に重要安全施設の予備品を収納する計画はないものの、将来的に収納する場合においては、可搬型重大事故等対処設備と同じ考え方に基づき配置する。</p> <p>5. 手順の操作時間の成立性確認</p> <p>保管庫内に収納している可搬型重大事故等対処設備について、進行方向前面の出入口扉が使用できないことを考慮しても、技術的能力において想定した所要時間内に操作が成立することを確認する。</p> <p>確認に当たっては、異なる2面の出入口扉から移動、運搬可能な第3保管エリアの保管庫内に収納するタンクローリを除く可搬型重大事故等対処設備を対象とする。</p> <p>5. 1 確認方法及び想定時間</p> <p>技術的能力において確認している実績時間については、進行方向前面の出入口扉からの移動、運搬を前提として確認している。</p> <p>そのため、今回の確認については、上記の実績時間に以下の想定時間AとBを加算し、想定した所要時間内に操作が成立することを確認する。</p> <p>A. 自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動時間</p> <p>区画にある全ての自走式可搬型重大事故等対処設備を4名又は5名で運転し、高圧発電機車側の出入口扉から所定の駐車場所まで約5分で移動できる見込みとし、更に余裕をみて1列当たり約10分と想定する。</p> <p>B. 自走できない可搬型重大事故等対処設備の左右への運搬時間</p> <p>技術的能力における要員の人数で、保管庫内の柱間の距離を模擬して、確実に運搬可能とする道具を用いて検証した結果に基づき、以下のとおり想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホース展張回収車用コンテナ 約30分/個 ・コンプレッサ、エアコン、発電機（SF₆監視設備） 約5分/個 ・放水砲 約4分/個 ・水中ポンプ用発電機、直流電源用発電機、他 約2分/個 	<p>4.1 その他考慮事項</p> <p>放射能観測車等の自主対策設備及び資機材運搬車等の資機材については、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがなければ、最適化に伴い余裕を確保したスペースに配置することも可能とする。</p> <p>また、51m 倉庫・車庫の倉庫エリアには重要安全施設の予備品を収納することとしており、可搬型重大事故等対処設備を保管する車庫エリアとは別区画としている。倉庫エリアの出入口の構造はシャッターとしており、地震の変形によりシャッターの開閉が不能となった場合は、重機によりシャッターを撤去する。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、補機駆動用の燃料を内包しているものを保管しないため、防火区画の設定は必要ない。 <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要安全施設における予備品の保管計画の相違による記載内容の相違。 <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 2 確認結果</p> <p>確認した結果、進行方向前面の出入口扉が使用できないことを考慮しても、別表26-5. 2-1のとおり想定した所要時間内に操作が成立することを確認した。</p> <p>確実に運搬可能とする道具については、保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがない場所に保管する。</p> <p>最適化に伴い保管庫外で保管することとした可搬型重大事故等対処設備については、同じ保管エリア内の固定したコンテナ内に保管するため、技術的能力において確認している実績時間内に操作が成立する。また、同じく保管庫外で保管することとした運搬用車両については、移動手段としても活用できるよう、参集場所である代替緊急時対策所若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）までの移動ルート上にある第2、4、6保管エリア、又は保管庫までの移動ルート上にある第3、5保管エリアに必要な措置を講じて保管するため、保管庫までの移動時間は徒歩と同程度となる。保管エリアの全体配置図を別図26-5. 2-1に示す。</p> <p>なお、今後更なる移動、運搬時間短縮に向けて検討を行うとともに、訓練等を継続して行い、確実な移動、運搬に関する技術を維持していく。</p>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(1/6)	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>○可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>○可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>要員</th> <th>作業時間(実績) +移動、運搬時間 5時間15分</th> <th>作業時間(想定)* 約5時間30分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</td> <td>操縦対応要員</td> <td>1時間25分</td> <td>5時間15分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 作業時間(実績) ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>*作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料pL4-202参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>30分(10分×2)</td> <td>設備名の運搬時間 水中ポンプ用集電機 2分 ホース巻取回収車用コンテナ 1時間(30分×2) 入江ユニット 2分 浮筒用吊钩ユニット 2分</td> <td>合計 1時間4分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1時間25分</td> </tr> </tbody> </table> <p>○移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水</p> <p>○移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>要員</th> <th>作業時間(実績) +移動、運搬時間 7時間17分</th> <th>作業時間(想定)* 約12時間30分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水</td> <td>操縦対応要員等</td> <td>1時間15分</td> <td>7時間17分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 作業時間(実績) ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>*作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料pL5-55参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>15分</td> <td>設備名の運搬時間 ホース巻取回収車用コンテナ 1時間(30分×2)</td> <td>合計 1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1時間15分</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	要員	作業時間(実績) +移動、運搬時間 5時間15分	作業時間(想定)* 約5時間30分	備考	可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入	操縦対応要員	1時間25分	5時間15分		A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	30分(10分×2)	設備名の運搬時間 水中ポンプ用集電機 2分 ホース巻取回収車用コンテナ 1時間(30分×2) 入江ユニット 2分 浮筒用吊钩ユニット 2分	合計 1時間4分			1時間25分	作業項目	要員	作業時間(実績) +移動、運搬時間 7時間17分	作業時間(想定)* 約12時間30分	備考	移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水	操縦対応要員等	1時間15分	7時間17分		A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	15分	設備名の運搬時間 ホース巻取回収車用コンテナ 1時間(30分×2)	合計 1時間			1時間15分		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。
作業項目	要員	作業時間(実績) +移動、運搬時間 5時間15分	作業時間(想定)* 約5時間30分	備考																																										
可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入	操縦対応要員	1時間25分	5時間15分																																											
A	B	C																																												
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																																												
30分(10分×2)	設備名の運搬時間 水中ポンプ用集電機 2分 ホース巻取回収車用コンテナ 1時間(30分×2) 入江ユニット 2分 浮筒用吊钩ユニット 2分	合計 1時間4分																																												
		1時間25分																																												
作業項目	要員	作業時間(実績) +移動、運搬時間 7時間17分	作業時間(想定)* 約12時間30分	備考																																										
移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水	操縦対応要員等	1時間15分	7時間17分																																											
A	B	C																																												
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																																												
15分	設備名の運搬時間 ホース巻取回収車用コンテナ 1時間(30分×2)	合計 1時間																																												
		1時間15分																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(2/6)	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>○移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p> : 作業時間(実績) : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 </p> <p>※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.7-8参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">A</th> <th style="width: 33%;">B</th> <th style="width: 33%;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への移動時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備内の運搬時間 1時間 (30分×2)</td> <td>合計 4時間10分</td> </tr> </tbody> </table> <p>○使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p> : 作業時間(実績) : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 </p> <p>※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.11-10参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">A</th> <th style="width: 33%;">B</th> <th style="width: 33%;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への移動時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>水中ポンプ用発電機 4分 (2分×2) ホース展開回収車用コンテナ 1時間 (30分×2)</td> <td>合計 1時間14分</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への移動時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	設備内の運搬時間 1時間 (30分×2)	合計 4時間10分	A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への移動時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	水中ポンプ用発電機 4分 (2分×2) ホース展開回収車用コンテナ 1時間 (30分×2)	合計 1時間14分		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。
A	B	C																		
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への移動時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																		
10分	設備内の運搬時間 1時間 (30分×2)	合計 4時間10分																		
A	B	C																		
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への移動時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																		
10分	水中ポンプ用発電機 4分 (2分×2) ホース展開回収車用コンテナ 1時間 (30分×2)	合計 1時間14分																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																	
別表26-5、2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(3/6)																																					
○可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="6">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ</td> <td>運転対応要員</td> <td>① 2時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取水用ホースポンプの設置等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>② 38分</td> <td>1時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの設置等</td> </tr> </tbody> </table>					手順の項目	要員	経過時間(分)						備考	1	2	3	4	5	6	可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ	運転対応要員	① 2時間						取水用ホースポンプの設置等			② 38分	1時間					可搬型ディーゼル注入ポンプの設置等
手順の項目	要員	経過時間(分)						備考																													
		1	2	3	4	5	6																														
可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ	運転対応要員	① 2時間						取水用ホースポンプの設置等																													
		② 38分	1時間					可搬型ディーゼル注入ポンプの設置等																													
<p>■：作業時間（実績）</p> <p>■：通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※1 作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p.11-73参照。</p> <p>※2 大規模損傷にて考慮している想定時間</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）</td> </tr> <tr> <td>20分 (10分×2)</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水中ポンプ用発電機</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>ホース駆動用取組用コンテナ</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>大径ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>仮設用中継ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>取組資材（中）</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>38分</td> </tr> </tbody> </table>					A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）	20分 (10分×2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水中ポンプ用発電機</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>ホース駆動用取組用コンテナ</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>大径ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>仮設用中継ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>取組資材（中）</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>	設備名の運搬時間	合計	水中ポンプ用発電機	2分	ホース駆動用取組用コンテナ	30分	大径ユニット	2分	仮設用中継ユニット	2分	取組資材（中）	2分	38分												
A	B	C																																			
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）																																			
20分 (10分×2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水中ポンプ用発電機</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>ホース駆動用取組用コンテナ</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>大径ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>仮設用中継ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>取組資材（中）</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>	設備名の運搬時間	合計	水中ポンプ用発電機	2分	ホース駆動用取組用コンテナ	30分	大径ユニット	2分	仮設用中継ユニット	2分	取組資材（中）	2分	38分																							
設備名の運搬時間	合計																																				
水中ポンプ用発電機	2分																																				
ホース駆動用取組用コンテナ	30分																																				
大径ユニット	2分																																				
仮設用中継ユニット	2分																																				
取組資材（中）	2分																																				
○重大事故等時の使用済燃料ピットの監視																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="6">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等時の使用済燃料ピットの監視</td> <td>運転対応要員</td> <td>35分</td> <td>1時間20分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					手順の項目	要員	経過時間(分)						備考	1	2	3	4	5	6	重大事故等時の使用済燃料ピットの監視	運転対応要員	35分	1時間20分														
手順の項目	要員	経過時間(分)						備考																													
		1	2	3	4	5	6																														
重大事故等時の使用済燃料ピットの監視	運転対応要員	35分	1時間20分																																		
<p>■：作業時間（実績）</p> <p>■：通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p.11-76参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）</td> </tr> <tr> <td>19分</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンプレッサ</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>大径コン</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>5分</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>29分</td> </tr> </tbody> </table>					A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）	19分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンプレッサ</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>大径コン</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>5分</td> </tr> </tbody> </table>	設備名の運搬時間	合計	コンプレッサ	5分	大径コン	5分	発電機	5分	29分																
A	B	C																																			
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）																																			
19分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンプレッサ</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>大径コン</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>5分</td> </tr> </tbody> </table>	設備名の運搬時間	合計	コンプレッサ	5分	大径コン	5分	発電機	5分	29分																											
設備名の運搬時間	合計																																				
コンプレッサ	5分																																				
大径コン	5分																																				
発電機	5分																																				
				【玄海】設計方針の相違 ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(4/6)				
○大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制防止操作				
手順の項目	要員	備考		
大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制防止操作	運転員	1時間14分 1時間14分 3時間16分		特設式大気抑制システム、 日本船の設置等 可搬式ホースの設置等
■ : 作業時間(実績) ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 ※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力の主とめ資料p.12-39参照。				
<通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)>				
A	B	C		
自主式の可搬式設備の移動時間	自主できない可搬式設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)		
10分	設備内の運搬時間 4分 ホース展開回収車用コンテナ 1時間(30分×2)	合計	1時間14分	
○八田浦貯水池、3号炉及び4号炉取水ピット他より中間受槽への供給				
手順の項目	要員	備考		
八田浦貯水池、3号炉及び4号炉取水ピット他より中間受槽への供給	運転員	1時間12分 3時間16分		
■ : 作業時間(実績) ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 ※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力の主とめ資料p.13-97参照。				
<通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)>				
A	B	C		
自主式の可搬式設備の移動時間	自主できない可搬式設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)		
10分	設備内の運搬時間 2分 ホース展開回収車用コンテナ 1時間(30分×2)	合計	1時間12分	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(5/6)	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○中間受槽を使用した復水タンクへの供給</p> <p>○発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）による代替電源（交流）からの給電</p>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(6/6)</p> <p>○直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電</p> <p>■ : 作業時間(実績) ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p.14-87参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自主できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備毎の運搬時間 2分</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>直流電源用発電機</td> <td>2分</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	自主式の可搬型設備の移動時間	自主できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	設備毎の運搬時間 2分	2分	直流電源用発電機	2分	2分		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。
A	B	C												
自主式の可搬型設備の移動時間	自主できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)												
10分	設備毎の運搬時間 2分	2分												
直流電源用発電機	2分	2分												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 188 833 1216" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="846 453 878 919" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;"> 図266-5, 2-1 保管エリアの全体配置図 </div> <div data-bbox="264 1257 680 1347" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。 </div>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. タンクローリーの追加配備</p> <p>重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の燃料を補給するタンクローリーについては、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、以下のとおり考える。</p> <p>タンクローリーについては、設計基準事故時にも使用するため竜巻防護対象であることから、設計飛来物による衝撃荷重を考慮した専用区画に1台ずつ配置している。しかし、進行方向に1つある出入口扉からの移動に制限されているため、複数の移動経路が確実に確保される屋外の第4保管エリアに、可搬型重大事故等対処設備としてタンクローリーを1台（＝必要数）追加配備する。</p> <p>なお、第3、5保管エリアのタンクローリーは、複数の移動経路が確保されていないものの、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮しても機能が損なわれないため、出入口扉が健全な場合において重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できることから、運用としては第3、5保管エリアから使用することとし、必要により第4保管エリアを使用する。</p> <p>7. まとめ</p> <p>以上により最適化に伴い改善を図った事項について、別表26-7-1に示す。</p> <p>今後は保管庫完成後に実施する訓練等を通じて、可能な範囲で保管庫内の配置を見直していくこととし、更なる最適化を図っていく。</p>	<p>5. まとめ</p> <p>以上により最適化に伴い改善を図った事項について、第6表に示す。</p> <p>今後は訓練等を通じて、可能な範囲で51m倉庫・車庫エリアの配置を見直していくこととし、更なる最適化を図っていく。</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は可搬型タンクローリーを51m倉庫・車庫内に保管していない。また、泊の可搬型タンクローリーは、重大事故等時に使用する。 <p>【玄海】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 赤字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

別表26-7-1 最適化に伴う主な改善点について

玄海原子力発電所3, 4号炉

改善項目	最適化前の状況	最適化後の改善内容
全般	1方向からの移動、運搬経路を確保	必要数 ^{a)} について、複数方向からの移動、運搬経路を確保 ・目走式の可搬型重大事故等対処設備は出入口扉が2つある区画に配置し2ルート確保 ・目走できない可搬型重大事故等対処設備は出入口扉が2つある区画へ運搬することで2ルート確保
保管庫（火災対応）	前後方向：防火シャッター 左右方向：防火壁	前後方向：防火シャッター 左右方向：防火シャッター ・目走できない可搬型重大事故等対処設備の左右方向への運搬が可能 電巻防護対象の専用区画に配置 ・複数方向からの移動経路を確保するため、1台追加配置
タンクローリ	電巻防護対象の専用区画に配置	電巻防護対象の専用区画に配置 ・複数方向からの移動経路を確保するため、1台追加配置
自走式の可搬型重大事故等対処設備	1つの出入口扉からの移動のみを考慮	2つの出入口扉からの移動を考慮 ・複数の出入口扉から移動可能とするため、出入口近傍の屋外に設置予定だった重気重及びコンテナの位置を変更するとともに、壁障による検証を実施済
自走できない可搬型重大事故等対処設備	進行方向のみの運搬を考慮	進行方向に加え、後方と左右への運搬も考慮 ・確実に運搬可能とする道具を用いて壁障による検証を実施済
運搬用車両等の資機材	可搬型重大事故等対処設備よりも出入口扉に近い位置に保管	可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがない位置に保管 ・保管庫外で必要な措置を講じて保管

※必要数は、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1基あたり1セット以上

泊発電所3号炉

改善項目	最適化前の状況	最適化後の改善内容
車庫エリアの出入口	・通常時はシャッターを閉止し、可搬型重大事故等対処設備使用時にシャッターを開放	・地震の変形によりシャッターの開閉が不能となった場合を考慮し、シャッターを撤去して出入口を常時開放 ・積雪の影響を軽減するため、防雪シートを設置予定
可搬型重大事故等対処設備の配置	・異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列に配置	・エンスト等の故障により、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動ができない場合においても、同時に複数の異なる機能が喪失しないように、異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列としない配置
自主対策設備の配置	・重大事故等対処設備の前方に自主対策設備を配置	・設備の重要度の観点から、自主対策設備の前方に重大事故等対処設備を配置 ・自主対策設備の一部を51m倉庫・車庫エリア外へ移設

第6表 最適化に伴う主な改善点について

相違理由

【玄海】記載内容の相違
 ・泊は、出入口の常時開放によって、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を軸実なものとしており、複数の出入口からの移動、運搬について想定しないことによる記載の相違。
 ・泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合でも、同時に複数の異なる機能が喪失しないように配置設計を行ったことによる記載の相違。
 ・泊は、補機要動用の燃料を内包しているものを保管しないため、防火区画の設定は必要としないことによる記載の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

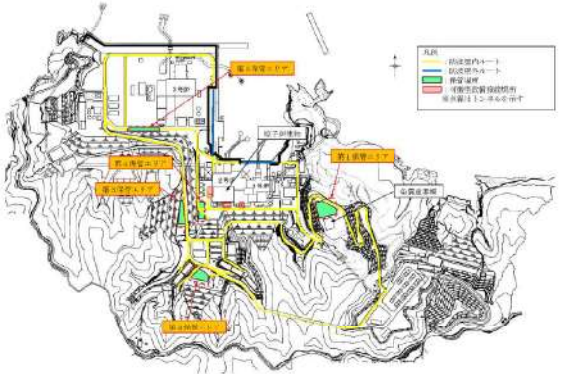

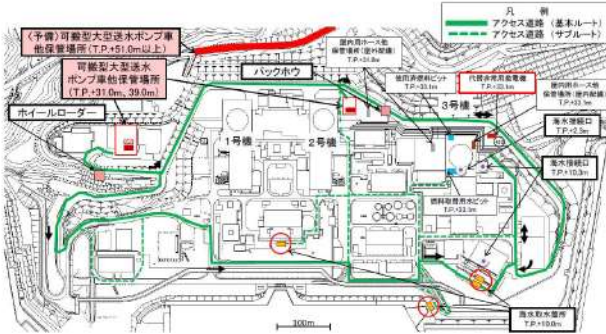
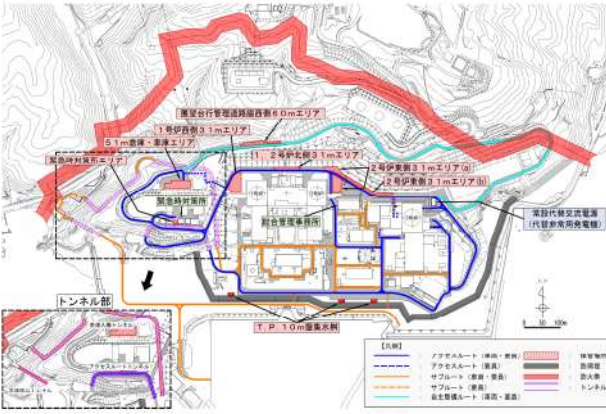
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">補足(1)</p> <p>第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>第159回審査会合（平成26年11月13日）から第819回審査会合（令和元年12月24日）間の主な変更点について、先行他プラントの状況や島根2号炉の審査の進捗により対応が必要となった保管場所及び屋外アクセスルートについて、以下のとおり変更を実施した。</p> <p>1. 保管場所の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備も原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保することとしたため、2号炉原子炉建物から100m以内に予備置場として設定していた第4保管エリアを他の保管場所と統合し、第5保管エリアを第4保管エリアとして再設定した。 ・可搬型設備の数量見直し等に伴い、第1保管エリア及び第4保管エリアの形状を変更した。 ・構内敷地造成、可搬型重大事故等対処設備等の数量見直しに伴い、第3保管エリアをE L 44mからE L 33mに移設した。 ・輪谷貯水槽（西1/西2）を密閉式貯水槽に変更し、貯水槽上面を第2保管エリアとして設定した。 <p>2. 屋外アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所構内の道路をアクセスルート（可搬型設備の運搬、要員の移動等が可能なルート）とサブルート（地震及び津波時に期待しないルート）に再設定した。 ・1号炉北側の防波壁内側に新たにサブルートを設定し、防波壁内側に1、2号炉の周回ルートを確認した。 ・管理事務所2号館は損壊することを前提として評価を行った。その結果、必要な幅員が確保できないことから、南側背後斜面の一部を切り取り、管理事務所2号館の損壊による影響範囲外にアクセスルートの必要な幅員を確保した。 ・通行不能となる全ての段差発生箇所に対して、あらかじめ段差緩和対策を行うこととする。これにより、仮復旧なしで可搬型設備の通行が可能である。 	<p style="text-align: right;">補足資料(1)</p> <p>第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について</p> <p>先行他プラントの審査実績又は地震・津波側の審査状況に関する反映事項として、第38回審査会合（平成25年10月29日）以降から以下の変更を実施している。</p> <p>1. 第38回審査会合（平成25年10月29日）からの主要な変更点</p> <p>(1) 保管場所の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行他プラントの審査実績の反映事項として、可搬型設備の配置数の変更に伴い保管場所の再設定を行った。 <p>(2) 屋外アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行他プラントの審査実績の反映事項として、発電所構内の道路をアクセスルート（地震及び津波時に随伴する津波を考慮しても使用可能なルート）、サブルート（地震及び津波時に期待しないルート）及び自主整備ルート（使用可能な場合に活用するルート）に再設定した。 ・地震・津波側の審査状況の反映事項として、防潮堤を再構築することに伴い、アクセスルートを以下のとおり変更した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶T.P. 31mからT.P. 10mへのアクセスルートは、西側は岩盤内にトンネルを設置し、東側は形状を変更した道路を設置。 ▶T.P. 10mにおけるアクセスルートについては、防潮堤の内側に道路を設置。 ・先行他プラントの審査実績の反映事項として、T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定を変更することとした。 ・先行他プラントの審査実績の反映事項として、通行不能となるすべての段差発生箇所に対して、あらかじめ段差緩和対策を行うこととした。これにより、段差解消作業なしで可搬型設備の通行が可能である。 	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所及びアクセスルート設定変更の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 保管場所設備及び可搬型設備アクセスルート (平成26年11月13日説明時点)</p>  <p>第2図 保管場所設備及び屋外アクセスルート</p>	<p>(3) 屋内アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行他プラントの審査実績の反映事項として、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートとしてアクセスルート及び迂回路を再設定した。 先行他プラントの審査実績の反映事項として、T.P.10mにおける3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定を変更することとした。  <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルート図 (平成25年10月29日説明時点)</p>  <p>第2図 保管場所及び屋外アクセスルート図 (令和4年12月6日説明時点)</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所及びアクセスルート設定変更の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

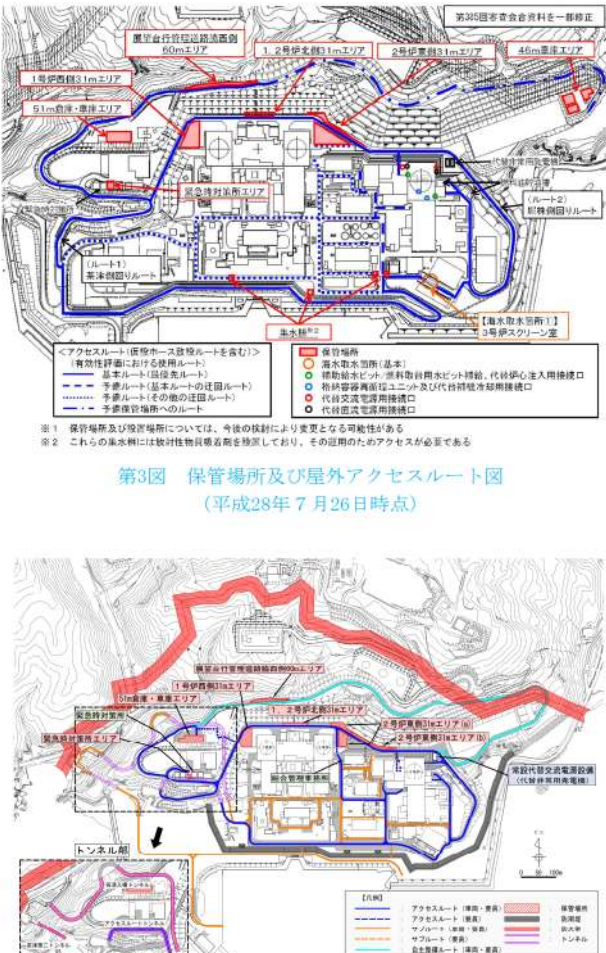
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2. 第385回審査会合*（平成28年7月26日）からの主要な変更点</p> <p>※：第385回審査会合は、泊3号炉において今後詳細な説明が必要と考えている事項について概要説明を実施している。</p> <p>(1) 保管場所の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行他プラントの審査実績の反映事項として、森林火災の影響を考慮し、46m車庫エリアは保管場所として使用しないこととした。 先行他プラントの審査実績の反映事項として、66kV泊支線送電鉄塔の倒壊時のアクセスルートへの影響を考慮し、展望台行管理道路脇西側60mエリアは保守点検による待機除外時のバックアップ専用の保管場所とした。これにより、当該エリアは重大事故等発生時にただちにアクセスする必要はない。 上記保管場所の見直しに伴い、可搬型設備の配置変更により1、2号炉北側31mエリアの範囲を変更した。 先行他プラントの審査実績の反映事項として、原子炉補助建屋からの離隔距離との関係を明確にするため、2号炉東側31mエリアを(a)と(b)に区分*し再設定した。 <p>※：2号炉東側31mエリア(a)は、原子炉補助建屋からの離隔距離を確保しているため、「2n+α」又は「n」の可搬型設備の1セットを保管する。2号炉東側31mエリア(b)は、原子炉補助建屋からの離隔距離を確保できていないため、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを保管する。</p> <p>(2) 屋外及び屋内アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第38回審査会合（平成25年10月29日）からの主要な変更点と同様。 	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違による保管場所及びアクセスルート設定変更の相違。

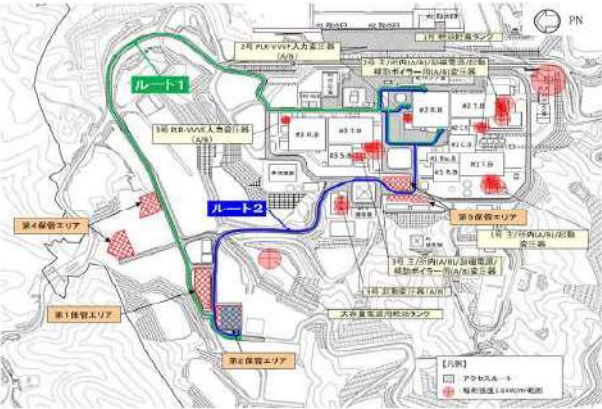
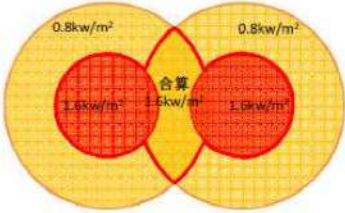
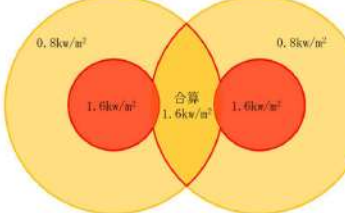
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3図 保管場所及び屋外アクセスルート図 (平成28年7月26日時点)</p> <p>第4図 保管場所及び屋外アクセスルート図 (令和4年12月6日説明時点)</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による保管場所及びアクセスルート設定変更の相違。</p>

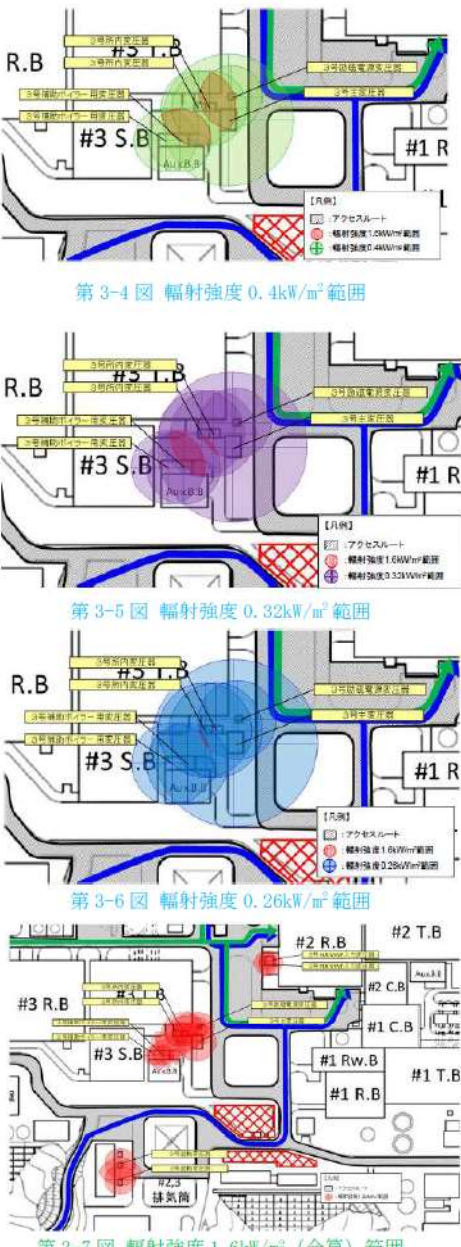

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(2)</p> <p>火災の重量による熱影響評価について</p> <p>アクセスルート近傍にある可燃物施設の火災が発生した場合においても、第1図のとおりアクセスルートが放射強度 1.6kW/m²以下であることを確認しているが、火災が同時に発生し、放射強度を合算しても通行可能であることを確認した。</p> <p>なお、接続口に対しては2号炉 PLR-VVVF 入力変圧器が接続口付近での火災が想定されるが、2号炉 PLR-VVVF 入力変圧器と接続口の間には大物搬入口があり、直接放射の影響を受けない。その他の火災想定箇所と接続口は十分な離隔距離があることから放射強度を合算しても火災による影響を受けない。</p> <p>以下にアクセスルートに対する評価結果を示す。</p> <p>※ 石油コンビナートの防災アセスメント指針における長時間さらされても苦痛を感じない放射強度</p>  <p style="text-align: center;">第1図 火災影響範囲</p> <p>1. 評価方法 放射強度の合算方法について概念図を第2図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第2図 放射強度合算概念図</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(2)</p> <p>火災の重量による熱影響評価について</p> <p>アクセスルート近傍にある可燃物施設の火災が発生した場合においても、第1図のとおりアクセスルートが放射強度 1.6kW/m²以下であることを確認しているが、火災が同時に発生し、放射強度を合算しても通行可能であることを確認した。</p> <p>なお、接続口は原子炉建屋内及び原子炉補助建屋内であり、火災想定箇所と十分な離隔距離があることから放射強度を合算しても火災による影響を受けない。</p> <p>以下にアクセスルートに対する評価結果を示す。</p> <p>※：石油コンビナートの防災アセスメント指針における長時間さらされても苦痛を感じない放射強度</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 火災影響範囲</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>1. 評価方法 放射強度の合算方法について概念図を第2図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第2図 放射強度合算概念図</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は「別紙(6)可燃物施設の火災について」において整理している。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は接続口と十分な離隔距離を確保している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による火災影響範囲の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3-4図 輻射強度0.4kW/m²範囲</p> <p>第3-5図 輻射強度0.32kW/m²範囲</p> <p>第3-6図 輻射強度0.26kW/m²範囲</p> <p>第3-7図 輻射強度1.6kW/m²（合算）範囲</p>		 <p>第3-4図 輻射強度1.6kW/m²（合算）範囲</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載内容の相違・重畳する設備の個数違いによる輻射強度範囲の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																														
<p style="text-align: right;">補足資料(3)</p> <p style="text-align: center;">溢水評価について</p> <p>1. 滞留水の排水所要時間の評価 (1) 溢水量 アクセスルート近傍にある溢水源となる可能性のあるタンクが、地震起因により複数同時破損を想定した溢水量は第1表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第1表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク</p> <table border="1" data-bbox="80 692 694 1305"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m³)</th> <th>評価に用いる容量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>No.1 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>No.2 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>1, 2号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>再生純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>0^{※1}</td></tr> <tr><td>5</td><td>No.1 SPT^{※2}</td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>2,000</td><td>0^{※1}</td></tr> <tr><td>6</td><td>No.2 SPT^{※2}</td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>1,000</td><td>0^{※1}</td></tr> <tr><td>7</td><td>3号純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>3号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>9,10</td><td>原水タンク</td><td>2</td><td>O.P. +70.04</td><td>4,000</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>11-1</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.1</td><td>5.4</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>11-2</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.2</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr><td>12</td><td>1号差圧調合槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.0</td><td>2.2</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>13-1</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.0</td><td>32</td><td>0^{※1}</td></tr> <tr><td>13-2</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.6</td><td>7.5</td><td>0^{※1}</td></tr> <tr><td>13-3</td><td>2号硫酸計量槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.8</td><td>0.3</td><td>0^{※1}</td></tr> <tr><td>14</td><td>2号バック入り差圧調合装置</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる容量(m ³)	1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000	3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 ^{※1}	5	No.1 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	2,000	0 ^{※1}	6	No.2 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	1,000	0 ^{※1}	7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000	11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4	11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20	12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2	13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 ^{※1}	13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 ^{※1}	13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 ^{※1}	14	2号バック入り差圧調合装置	1	O.P. +15.4	1	1	<p style="text-align: right;">別紙(33)</p> <p style="text-align: center;">屋外タンク溢水時の影響等について</p> <p>【島根2号炉 別紙(33)1.0.2-補足3-5より転載】</p> <p>1. 溢水伝播挙動評価 地震によりタンクに大開口が生じ、短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、溢水防護対象設備への影響を評価するため、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、溢水伝播挙動評価を実施している。 （評価概要は、第九条「溢水による損傷の防止等」において説明）</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(3)</p> <p style="text-align: center;">溢水評価について</p> <p>1. 滞留水の排水所要時間の評価 (1) 溢水量 アクセスルート近傍にある溢水源となる可能性のあるタンクが、地震起因により複数同時破損を想定した溢水量は第1表のとおり。 （評価概要は、第九条「溢水による損傷の防止等」において説明）</p> <p style="text-align: center;">第1表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク</p> <table border="1" data-bbox="1344 705 1957 1145"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m³)</th> <th>評価に用いる容量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>A-2次系純水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>1,500</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>2</td><td>B-2次系純水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>1,500</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>3</td><td>3A-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>1,500</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>4</td><td>3B-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>1,500</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>5</td><td>A-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>1,500</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>6</td><td>B-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>1,500</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>7</td><td>1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>600</td><td>450[※]</td></tr> <tr><td>8</td><td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.8m</td><td>735</td><td>416[※]</td></tr> <tr><td>9</td><td>1号炉タービン油計量タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>70</td><td>70</td></tr> <tr><td>10</td><td>3号炉タービン油計量タンク</td><td>1</td><td>T.P. 10.3m</td><td>110</td><td>0[※]</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">合計</td><td>10,530</td></tr> </tbody> </table> <p>※：評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。</p>	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる容量(m ³)	1	A-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600	2	B-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600	3	3A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600	4	3B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600	5	A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600	6	B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600	7	1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.3m	600	450 [※]	8	3号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.8m	735	416 [※]	9	1号炉タービン油計量タンク	1	T.P. 10.3m	70	70	10	3号炉タービン油計量タンク	1	T.P. 10.3m	110	0 [※]	合計					10,530	<p>【島根】記載内容の相違・第九条（屋外タンクからの溢水影響評価）の参照プラントは女川としているため、本資料は女川の資料構成をベースとする。</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊は屋外タンクの溢水の評価概要について第九条で説明することを明確化した。（島根と同様）</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による溢水影響評価の対象となる屋外タンクの相違。</p>
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる容量(m ³)																																																																																																																																																																												
1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																												
2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000																																																																																																																																																																												
3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																												
4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 ^{※1}																																																																																																																																																																												
5	No.1 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	2,000	0 ^{※1}																																																																																																																																																																												
6	No.2 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	1,000	0 ^{※1}																																																																																																																																																																												
7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																												
8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																												
9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000																																																																																																																																																																												
11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4																																																																																																																																																																												
11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20																																																																																																																																																																												
12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2																																																																																																																																																																												
13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 ^{※1}																																																																																																																																																																												
13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 ^{※1}																																																																																																																																																																												
13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 ^{※1}																																																																																																																																																																												
14	2号バック入り差圧調合装置	1	O.P. +15.4	1	1																																																																																																																																																																												
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる容量(m ³)																																																																																																																																																																												
1	A-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600																																																																																																																																																																												
2	B-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600																																																																																																																																																																												
3	3A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600																																																																																																																																																																												
4	3B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600																																																																																																																																																																												
5	A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600																																																																																																																																																																												
6	B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,500	1,600																																																																																																																																																																												
7	1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.3m	600	450 [※]																																																																																																																																																																												
8	3号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.8m	735	416 [※]																																																																																																																																																																												
9	1号炉タービン油計量タンク	1	T.P. 10.3m	70	70																																																																																																																																																																												
10	3号炉タービン油計量タンク	1	T.P. 10.3m	110	0 [※]																																																																																																																																																																												
合計					10,530																																																																																																																																																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項


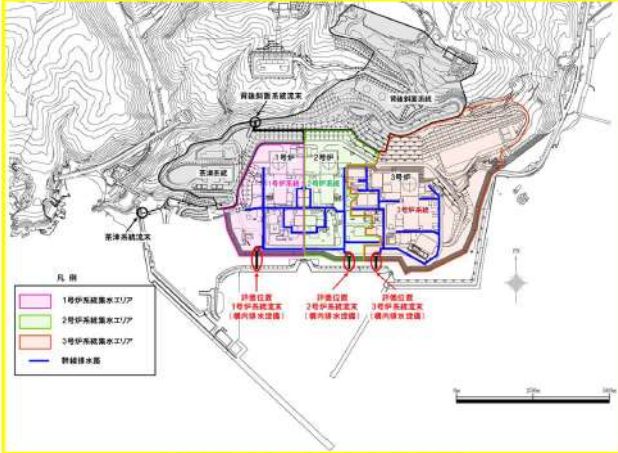
女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由	
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる容量(m ³)														
15	3号各種薬液貯蔵及び移送系硫酸貯槽	1	0.P. +16.0	2.2	0 ^{※1}														
16	3号各種薬液貯蔵及び移送系苛性ソーダ貯槽	1	0.P. +16.0	10.5	0 ^{※1}														
17	3号差圧調合槽	1	0.P. +15.3	0.1	0.1														
18-1	PAC貯槽	1	0.P. +15.3	2	2														
18-2	硫酸貯槽	1	0.P. +17.3	3.9	3.9														
18-3	苛性ソーダ貯槽	1	0.P. +15.7	7	7														
18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	0.P. +16.8	0.3	0.3														
19	1, 2号給排水処理建屋	1	0.P. +14.8	375.21	375.21														
20	3号給排水処理建屋	1	0.P. +14.8	404.88	404.88														
21-1	高置水槽（給湯系統）	1	0.P. +33.3	6	6														
21-2	高置水槽（給水系統）	1	0.P. +33.3	8	8														
22-1	No.1高架水槽	1	0.P. +34.7	8	8														
22-2	No.2高架水槽	1	0.P. +34.7	8	8														
23-1	上水高架水槽	1	-	9.2	9.2														
23-2	雑用水高架水槽	1	-	13.7	13.7														
24-1	高架水槽（飲料用）	1	0.P. +34.8	1.2	1.2														
24-2	高架水槽（雑用）	1	0.P. +34.8	2.0	2.0														
24-3	水蓄熱槽（PAI-1）	1	0.P. +19.68	1.01	1.01														
24-4	水蓄熱槽（PAI-3）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49														
24-5	水蓄熱槽（PAI-4）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49														
24-6	高架水槽（飲料水）	1	0.P. +36.55	1.5	1.5														
24-7	高架水槽（雑用水）	1	0.P. +36.55	2.2	2.2														
24-8	水蓄熱槽（PAI-1）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49														
24-9	水蓄熱槽（PAI-2）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49														
24-10	水蓄熱槽（PAI-3）	1	0.P. +19.68	1.49	1.49														
25	主復水器用電解鉄イオン注入装置電解槽	2	0.P. +15.613	3.4	6.8														
26	水蓄熱槽（PAI-1）	1	0.P. +14.95	1.49	1.49														
27	受水槽	1	0.P. +15.3	6	6														
28-1	上水受水槽	1	0.P. +62.9	37	37														
28-2	雑用水受水槽	1	0.P. +62.9	55	55														
28-3	受水槽	1	0.P. +62.9	0.5	0.5														

No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる容量(m ³)
29	燃料小出槽	1	0.P. +58.592	0.95	0.95
30	給水タンク	1	-	2	2
31	配水池	1	0.P. +69.7	300	300
32-1	ろ過タンク（浄水）	1	0.P. +69.7	6	6
32-2	ろ過タンク（浄水）	1	0.P. +69.7	4	4
33	消火水タンク	1	0.P. +14.8	230	230
				合計容量(m ³)	17,540

※1 評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。
 ※2 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
<p>(2) 排水可能量 敷地内に広がった溢水は第1図に示す排水路から海洋に流出する。 各排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」に基づく平成30年2月の宮城県への林地開発許可申請における値とする。排水路の仕様及び排水可能流量は、第2表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第2表 排水路の仕様</p> <table border="1" data-bbox="129 422 645 619"> <thead> <tr> <th>排水路</th> <th>仕様</th> <th>排水可能流量[※] [m³/s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側排水路</td> <td>ボツツ300mm R3500, R2500</td> <td>51.16</td> </tr> <tr> <td>南側排水路</td> <td>ダブ4ブレスト管 Φ1000×3</td> <td>16.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※林地開発許可申請書記載値（平成30年2月）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 排水路の配置概要図</p>	排水路	仕様	排水可能流量 [※] [m ³ /s]	北側排水路	ボツツ300mm R3500, R2500	51.16	南側排水路	ダブ4ブレスト管 Φ1000×3	16.23		<p>(2) 排水可能量 敷地内に広がった溢水は第1図に示す構内排水設備から海洋に流出する。 各構内排水設備の排水可能流量は、設計基準降水量（57.5mm/h）により想定される雨水流入量に対して、裕度を持って排水可能な流量とする。構内排水設備の仕様及び排水可能流量は、第2表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第2表 構内排水設備の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1344 406 1960 550"> <thead> <tr> <th>排水設備</th> <th>仕様</th> <th>排水可能流量 (m³/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉系統流末</td> <td rowspan="3">鋼管 φ1,800</td> <td>3.89</td> </tr> <tr> <td>2号炉系統流末</td> <td>3.89</td> </tr> <tr> <td>3号炉系統流末</td> <td>3.89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：構内排水設備については構造検討中</p>  <p style="text-align: center;">第1図 構内排水設備の配置概要図</p>	排水設備	仕様	排水可能流量 (m ³ /s)	1号炉系統流末	鋼管 φ1,800	3.89	2号炉系統流末	3.89	3号炉系統流末	3.89	<p>【女川】記載表現の相違 ・排水可能流量の設定方法の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による排水路の仕様の相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>
排水路	仕様	排水可能流量 [※] [m ³ /s]																				
北側排水路	ボツツ300mm R3500, R2500	51.16																				
南側排水路	ダブ4ブレスト管 Φ1000×3	16.23																				
排水設備	仕様	排水可能流量 (m ³ /s)																				
1号炉系統流末	鋼管 φ1,800	3.89																				
2号炉系統流末		3.89																				
3号炉系統流末		3.89																				

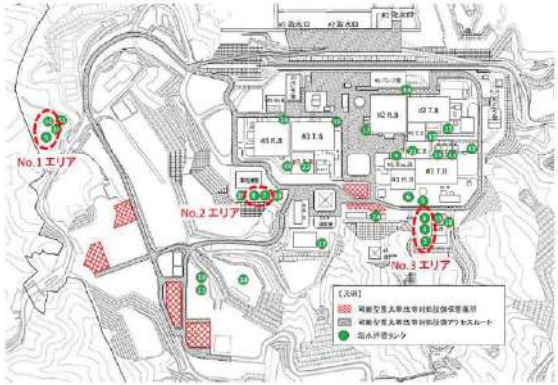
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(3) 排水所要時間 排水所要時間は溢水量と排水可能流量から求められる。排水所要時間の計算においては、保守的に排水可能流量が小さい南側排水路のみから排水されると仮定した。排水所要時間の計算結果は、第3表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第3表 排水所要時間</p> <table border="1" data-bbox="125 411 622 507"> <thead> <tr> <th>溢水量 [m³]</th> <th>排水可能流量 [m³/s]</th> <th>排水所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,540</td> <td>16.23</td> <td>約19分 (1,091秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) アクセスルート仮復旧への影響 屋外タンク破損による溢水の排水所要時間が約19分であるのに対し、重機によるアクセスルートの仮復旧作業開始は事象発生から70分後であることから、溢水滞留による仮復旧作業への影響はない。 また、段差発生箇所でも局所的に溢水が滞留する可能性のある箇所としては、地下構造物が並行する3号炉タービン建屋東側があるが、当該箇所に滞留水があった場合でも、ブルドーザで碎石を投入することにより段差を解消し、通行可能となるよう仮復旧することを想定していることから、対象車両の通行には影響がないと考えられる。</p>	溢水量 [m ³]	排水可能流量 [m ³ /s]	排水所要時間	17,540	16.23	約19分 (1,091秒)		<p>(3) 排水所要時間 排水所要時間は溢水量と排水可能流量から求められる。排水所要時間の計算においては、保守的に1箇所からの排水は期待できないものと仮定した。排水所要時間の計算結果は、第3表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第3表 排水所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1346 411 1955 528"> <thead> <tr> <th>溢水量 (m³)</th> <th>排水可能流量 (m³/s)</th> <th>排水所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,530</td> <td>7.78</td> <td>約23分 (1,354秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 屋外作業実施への影響 屋外タンク破損による溢水の排水所要時間が約23分であるのに対し、可搬型設備を用いたT.P.10mエリアでの屋外作業開始は事象発生から55分後であることから、溢水滞留による屋外作業への影響はない。</p>	溢水量 (m ³)	排水可能流量 (m ³ /s)	排水所要時間	10,530	7.78	約23分 (1,354秒)	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊の構内排水設備の排水可能流量は、3箇所とも同じ仕様である。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による排水所要時間の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、事前対策により復旧作業を想定していないことから、屋外作業実施に対する影響評価を行った。</p>
溢水量 [m ³]	排水可能流量 [m ³ /s]	排水所要時間													
17,540	16.23	約19分 (1,091秒)													
溢水量 (m ³)	排水可能流量 (m ³ /s)	排水所要時間													
10,530	7.78	約23分 (1,354秒)													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>2. 流動解析</p> <p>耐震性の確保されていないタンクの破損に伴う溢水の影響について、地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルであるO.P.+14.8mに流れ込んだものとして評価した結果、敷地内浸水深は0.16mであり、アクセスルートの復旧に支障がないことを確認しているが、タンク破損に伴う溢水による影響について流動解析（解析コードfluent Ver16.0.0）を実施し、その影響について評価した。</p> <p>(1) 屋外タンク溢水評価モデルの設定</p> <p>a. 水源の配置</p> <p>女川原子力発電所の溢水影響評価対象となる屋外タンク配置図を第2図に示す。評価に影響を及ぼす大型の水源（1,000m³以上の大型タンク）は敷地内3箇所に分散配置されている（第2図中の赤丸）ことから、これらの大型タンクから溢水した場合の影響について確認するため、第4表に示すとおり水源を配置した。</p>  <p>第2図 溢水影響評価の対象となる屋外タンク配置図</p> <p>第4表 水源の配置</p> <table border="1" data-bbox="118 1161 651 1393"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>タンク容量 (m³)</th> <th>評価に用いる容量^{※1} (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1 エリア</td> <td>原水タンク</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td>原水タンク</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2 エリア</td> <td>3号純水タンク</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>1,280</td> </tr> <tr> <td>3号ろ過水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">No.3 エリア</td> <td>No.1 純水タンク</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>No.2 純水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td>1, 2号ろ過水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td colspan="4">総量</td> <td>17,570</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価に用いる容量は、評価対象タンク周りの屋外タンク容量も加算した値。</p>	No.	タンク名称	基数	タンク容量 (m ³)	評価に用いる容量 ^{※1} (m ³)	No.1 エリア	原水タンク	1	4,000	4,160	原水タンク	1	4,000	4,160	No.2 エリア	3号純水タンク	1	1,000	1,280	3号ろ過水タンク	1	2,000	2,280	No.3 エリア	No.1 純水タンク	1	1,000	1,230	No.2 純水タンク	1	2,000	2,230	1, 2号ろ過水タンク	1	2,000	2,230	総量				17,570	<p>1. 溢水伝播挙動評価</p> <p>地震によりタンクに大開口が生じ、短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、溢水防護対象設備への影響を評価するため、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、溢水伝播挙動評価を実施している。</p> <p>（評価概要は、第九条「溢水による損傷の防止等」において説明）</p>	<p>2. 流動解析</p> <p>耐震性の確保されていないタンクの破損に伴う溢水の影響について、地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、敷地レベルであるT.P.10.0mに滞留するものとして評価した結果、敷地内浸水深は0.10mであり、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響がないことを確認しているが、タンク破損に伴う溢水による影響について流動解析（解析コード fluent Ver.18.2.0）を実施し、その影響について評価した。</p> <p>(1) 屋外タンク溢水評価モデルの設定</p> <p>a. 水源の配置</p> <p>泊発電所の溢水影響評価対象となる屋外タンク配置図を第2図に示す。</p>  <p>第2図 溢水影響評価の対象となる屋外タンク配置図</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・第九条の参照プラントは女川としているため、本資料についても女川の資料構成をベースとする。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、事前対策により復旧作業を想定していない。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・女川は大型の水源が敷地内3箇所に分散配置されているのに対し、泊はT.P.10mの敷地1箇所に配置されていることから、女川のような水源配置の想定は不要である。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による溢水影響評価の対象となる屋外タンクの相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・女川は大型の水源が敷地内3箇所に分散配置されているのに対し、泊はT.P.10mの敷地1箇所に配置されていることから、女川のような水源配置の想定は不要である。</p>
No.	タンク名称	基数	タンク容量 (m ³)	評価に用いる容量 ^{※1} (m ³)																																								
No.1 エリア	原水タンク	1	4,000	4,160																																								
	原水タンク	1	4,000	4,160																																								
No.2 エリア	3号純水タンク	1	1,000	1,280																																								
	3号ろ過水タンク	1	2,000	2,280																																								
No.3 エリア	No.1 純水タンク	1	1,000	1,230																																								
	No.2 純水タンク	1	2,000	2,230																																								
	1, 2号ろ過水タンク	1	2,000	2,230																																								
総量				17,570																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 評価条件 タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について以下のとおり設定した。</p> <p>(a) 評価対象タンクは基礎ボルトのない平面タンクであり、地震時にはすべりが発生するためタンクと接続されているすべての配管について全周破断を想定した。</p> <p>(b) 破断位置については、保守的にタンク付け根部とした。</p> <p>(c) タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。</p> <p>(d) 排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮しない。</p> <p>c. 解析モデル 解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。</p>  <p>第3図 敷地モデル</p> <p>(2) 評価結果</p>	<p>1.1 評価の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水源となるタンクを表現し、地震による損傷をタンク側板が瞬時に消失するとして模擬する。 ・構内排水路による排水機能及び敷地外への排出は期待しない。 ・輪谷貯水槽(東1/東2)は基準地震動S_sによって生じるスロッシングによる溢水量(時刻歴)を模擬する。 ・3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンクから第4保管エリアまでの伝播経路上の2m程度の壁は評価モデルに考慮しない。 <p>1.2 評価結果</p> <p>溢水伝播挙動評価による評価の結果として得られた溢水伝播挙動を第1図に示す。また、浸水深の時系列データの抽出地点を第2図に、抽出地点毎の浸水深の時系列データを第3～12図に示す。</p> <p>(1) 2号炉への影響について</p> <p>評価の結果、2号炉原子炉建物南側の可搬型設備接続口付近(第3図地点①)では、タンクからの溢水後、最大で約18cmの浸水深となること、また、同建物西側の可搬型設備接続口付近(第4図地点②)はほとんど浸水深がないことが確認されている。</p>	<p>b. 評価条件 タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について以下のとおり設定した。</p> <p>(a) 基準地震動に対する耐震性が確保されている2次系純水タンク及びろ過水タンクについては、タンクと接続されているすべての配管について全周破断を想定した。</p> <p>(b) 破断位置については、保守的にタンク付け根部とした。</p> <p>(c) タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。</p> <p>(d) 容量が1,000m³以下のタンクについては、地震による損傷をタンク側板が瞬時に消失するとして模擬した。</p> <p>(e) 構内排水設備からの流出や、地盤への浸透は考慮しない。</p> <p>c. 解析モデル 解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。敷地モデルには保守性を考慮し、防潮堤の厚さを敷地側に2倍拡幅(循環水ポンプ建屋南側は1.5倍拡幅)させ、実際よりも滞留面積が小さくなるよう設定した。</p>  <p>第3図 敷地モデル</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>流動解析による評価の結果として得られた溢水伝播挙動を第4図に示す。また、浸水深の時系列データの水位測定箇所を第5図に、水位測定箇所ごとの浸水深の時系列データを第6図に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価条件の相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊では保守的な敷地モデルとなるよう、実際の敷地面積より滞留面積が小さくなるよう設定している。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による敷地モデルの相違。</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価結果の相違。</p>

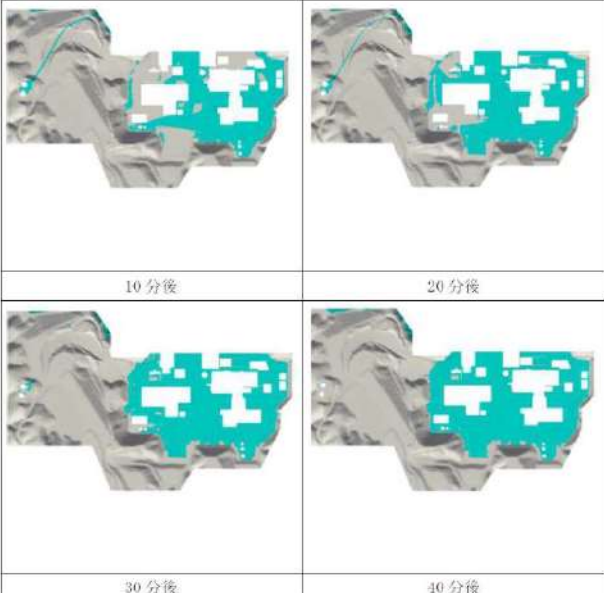
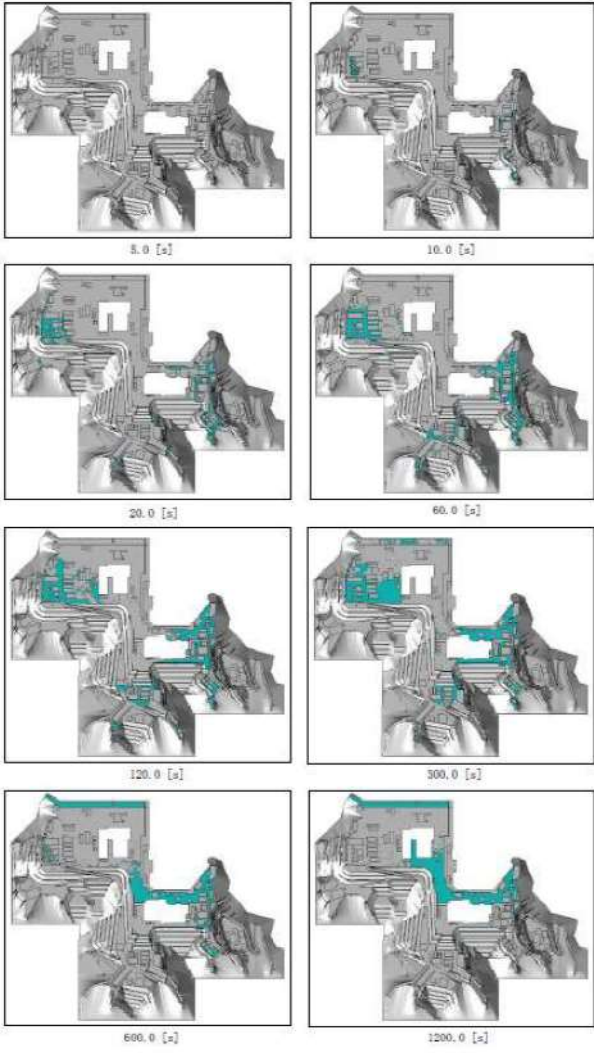

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>No.1エリアにて発生した溢水の大部分は、海域に流出することが確認された。No.2エリア及びNo.3エリアにて発生した溢水は原子炉建屋等が設置されている0.P.+14.8mに広がっていくことが確認された。</p> <p>解析の結果、各ポイントにおける最大水位は0.15mであることから、人員への影響は小さいと考えられる。また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はないと考える。</p>	<p>(2) 保管場所への影響について</p> <p>第1～3保管エリアについては、最大浸水深が約0cmであり、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。</p> <p>第4保管エリアについては、可搬設備の機関吸排気口高さの最低値22cmに対し、最大浸水深が約21cmであり、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。機関吸排気口高さは、最大浸水深に対し裕度が小さいが、最大浸水深となる溢水は、第4保管エリア近傍にある大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）からの溢水の影響が支配的であるため、「1.1 評価の条件」に示す条件を踏まえると以下のとおり溢水影響軽減効果を考慮していないことから実現象における溢水水位は、溢水伝播挙動評価の最大浸水深よりも低くなると考えられる。第4保管エリア近傍の溢水の伝播挙動を第13図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）から第4保管エリアまでの伝播経路上には溢水伝播挙動評価では評価モデルに考慮していない2m程度の壁がある。実現象においてこの壁は、溢水の伝播を阻害する。なお、当該壁が損壊することを想定した場合においても、がれきにより溢水の伝播を阻害する。 大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）から第4保管エリアまでの伝播経路上には溢水伝播挙動評価では評価モデルに考慮していない敷地内に設けられた排水路がある。実現象においてタンクからの溢水は、この排水路を通じて北側の排水設備へ向けて流下する。 <p>屋外タンクからの溢水による保管場所に対する影響評価結果を第1表に示す。</p> <p>2. 作業の成立性</p> <p>屋外タンクから溢水が発生した場合には、タンク周辺の空地が平坦かつ広大であり周辺道路等を自然流下し拡散するものと考えられるが、最大約100cmの浸水深となるルート上（第9図地点⑦）であっても敷地形状により管理事務所東側道路からE L8.5mエリアへ向けて流下するため、10分後には可搬型設備がアクセス可能な浸水深となること、可搬型設備接続口付近を含むその他の抽出地点においては常に可搬型設備がアクセス可能な浸水深であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。</p> <p>また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はない。</p> <p>なお、溢水流路に人員がいる場合も想定されるが、安全を最優先し、溢水流路から待避することにより、人身への影響はない。</p>	<p>屋外タンクから発生した溢水は、周辺道路等を自然流下し拡散することが確認された。</p> <p>解析の結果、最大水位が0.27mとなる原子炉建屋（タービン建屋入口）付近（第6図②）や最大水位が0.22mとなる可搬型設備接続口付近（第6図③）その他水位測定箇所においても、13分後には可搬型設備車両の走行可能水位以下となることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。（別紙(19)参照）</p> <p>また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はない。</p> <p>なお、溢水流路に人員がいる場合も想定されるが、安全を最優先し、溢水流路から待避することにより、人身への影響はない。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、高台に保管場所を設定しており、周囲に溢水源となる屋外タンクがない。 <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違による評価結果の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

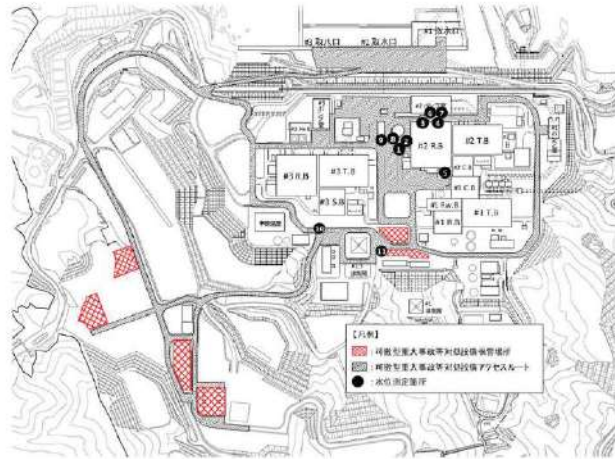
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>10分後</p> <p>20分後</p> <p>30分後</p> <p>40分後</p> <p>〔溢水範囲を赤色で示す。〕</p>	 <p>5.0 [s]</p> <p>10.0 [s]</p> <p>20.0 [s]</p> <p>60.0 [s]</p> <p>120.0 [s]</p> <p>300.0 [s]</p> <p>600.0 [s]</p> <p>1200.0 [s]</p>	 <p>10分後</p> <p>30分後</p> <p>5分後</p> <p>20分後</p> <p>Velocity magnitude (m/s)</p> <p>Pressure (Pa)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による溢水伝播挙動の相違。
<p>第4図 溢水伝播挙動</p>	<p>第1図 屋外タンクの溢水伝播挙動</p>	<p>第4図 溢水伝播挙動</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

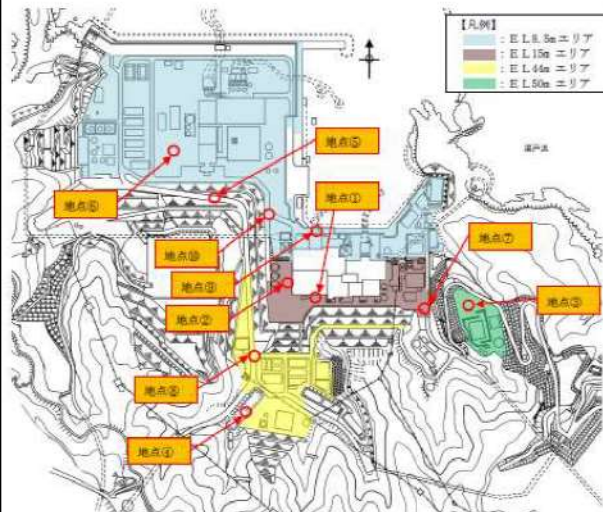


第5図 水位測定箇所

【水位測定箇所】

- ① 原子炉建屋（大物搬出入口前）
- ② 原子炉建屋（DG(A)室前）
- ③ 原子炉建屋（DG(HPCS)室前）
- ④ 原子炉建屋（DG(B)室前）
- ⑤ 制御建屋
- ⑥ 海水ポンプ室1
- ⑦ 海水ポンプ室2
- ⑧ CST エリア
- ⑨ LOT エリア
- ⑩ 敷地1
- ⑪ 敷地2

島根原子力発電所2号炉

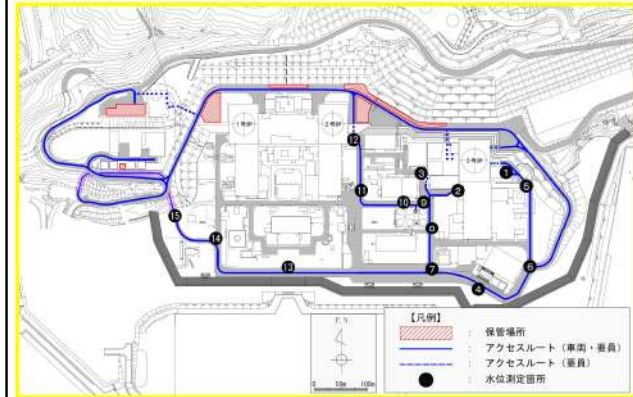


(抽出地点の標高)

地点	標高
地点①	E L 15m
地点②	E L 15m
地点③	E L 50m
地点④	E L 53.3m
地点⑤	E L 31m
地点⑥	E L 8.5m
地点⑦	E L 15m
地点⑧	E L 44m
地点⑨	E L 8.5m
地点⑩	E L 8.5m

第2図 浸水深の時系列データの抽出地点

泊発電所3号炉



第5図 水位測定箇所

【水位測定箇所】

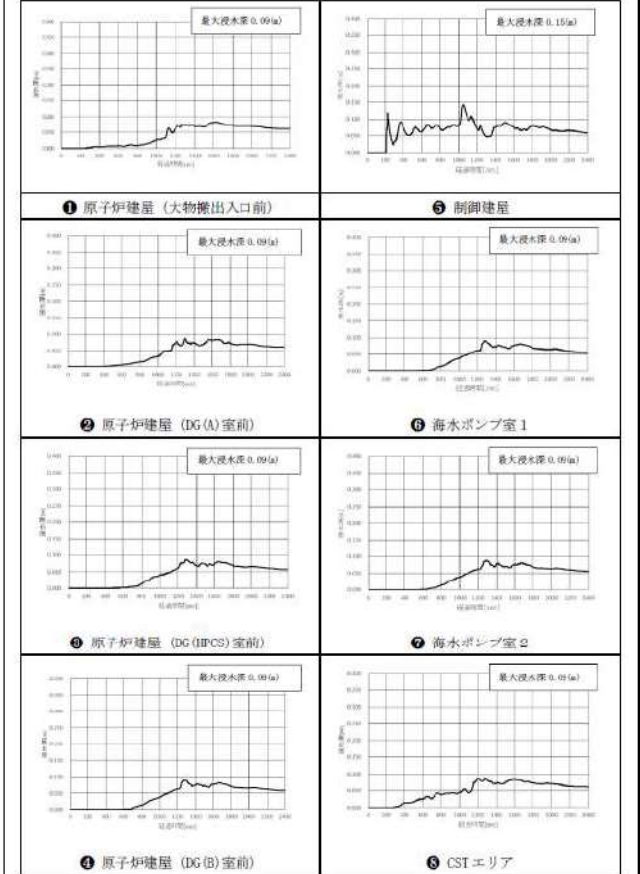
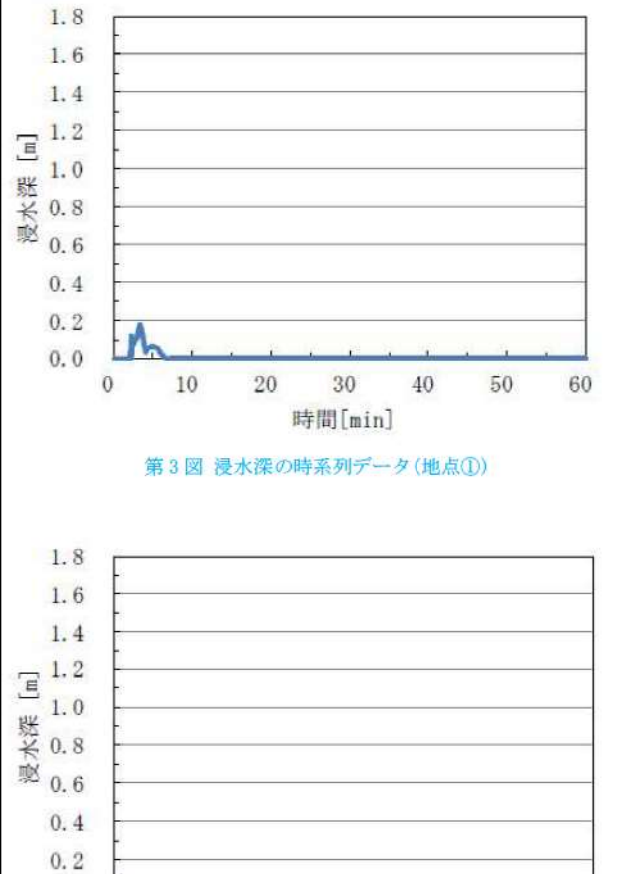
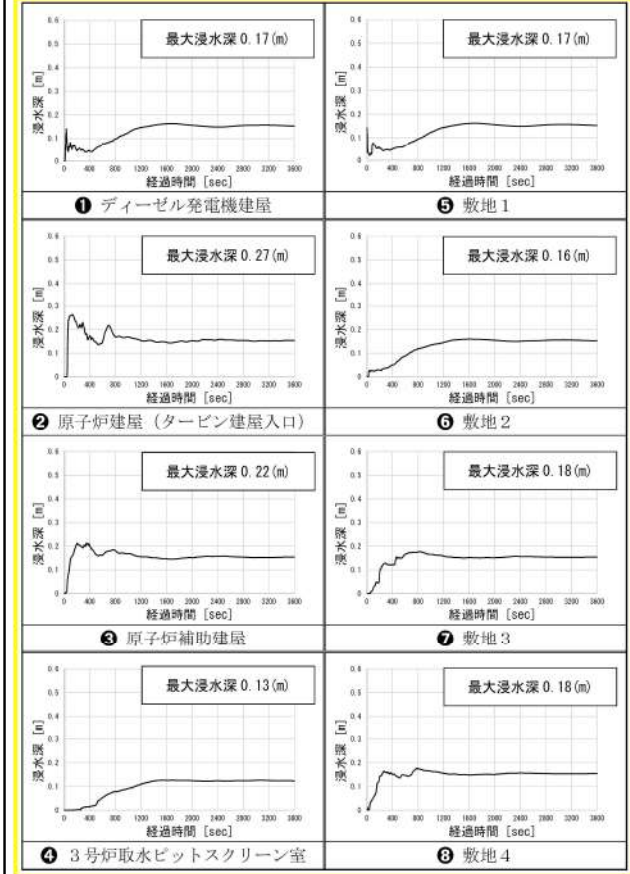
- ① ディーゼル発電機建屋
- ② 原子炉建屋（タービン建屋入口）
- ③ 原子炉補助建屋
- ④ 3号炉取水ビットスクリーン室
- ⑤ 敷地1
- ⑥ 敷地2
- ⑦ 敷地3
- ⑧ 敷地4
- ⑨ 敷地5
- ⑩ 敷地6
- ⑪ 敷地7
- ⑫ 敷地8
- ⑬ 敷地9
- ⑭ 敷地10
- ⑮ 敷地11

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 水位測定箇所の相違

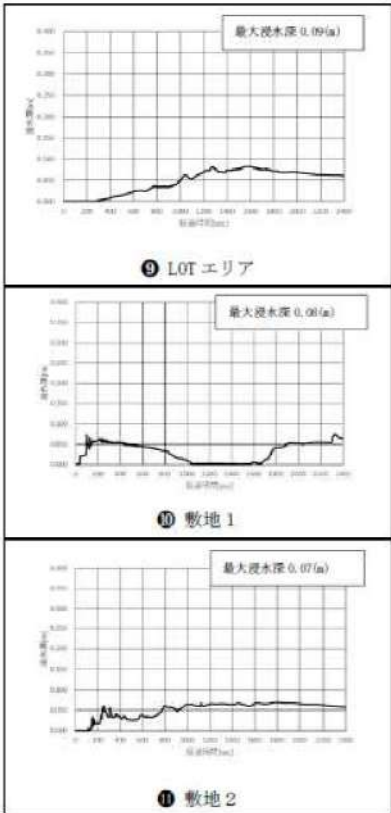
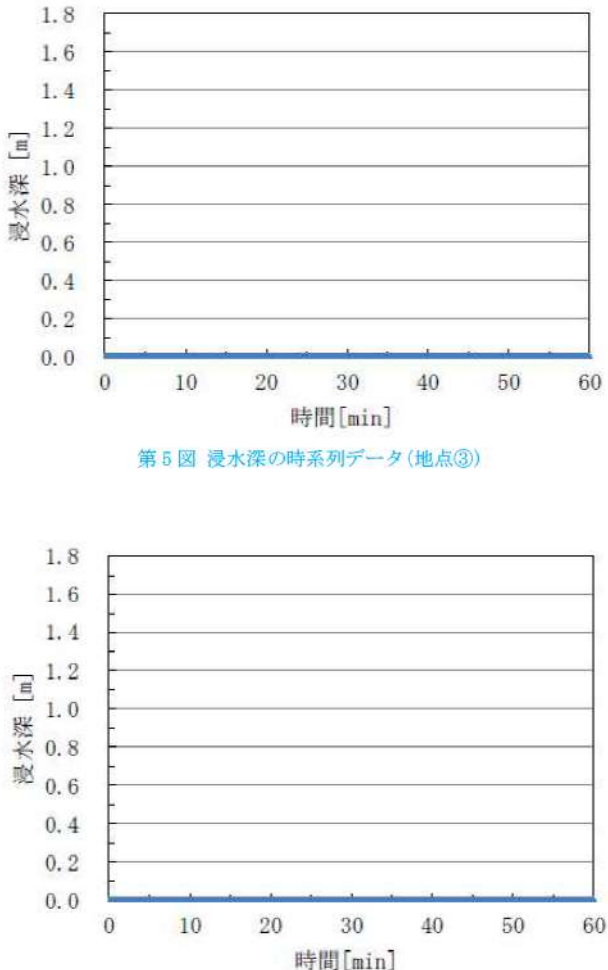
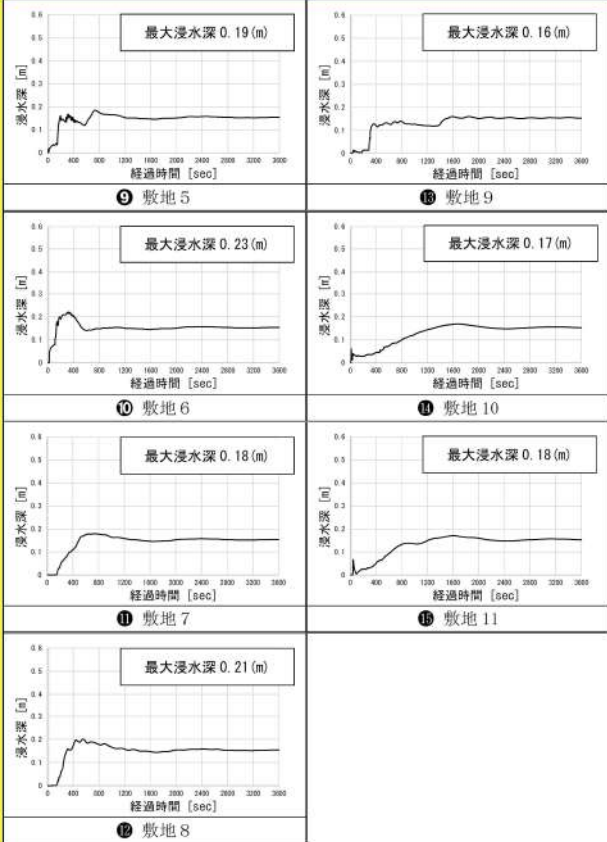
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第6図 水位測定箇所における浸水深(1/2)</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>  <p>第4図 浸水深の時系列データ(地点①)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第6図 水位測定箇所における浸水深(1/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による浸水深の相違。</p>
	<p>第4図 浸水深の時系列データ(地点②)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

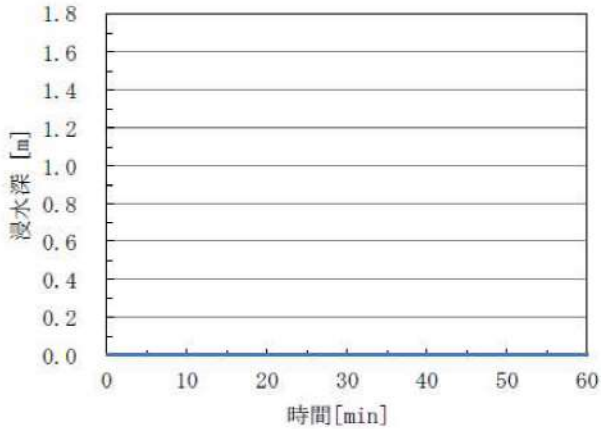
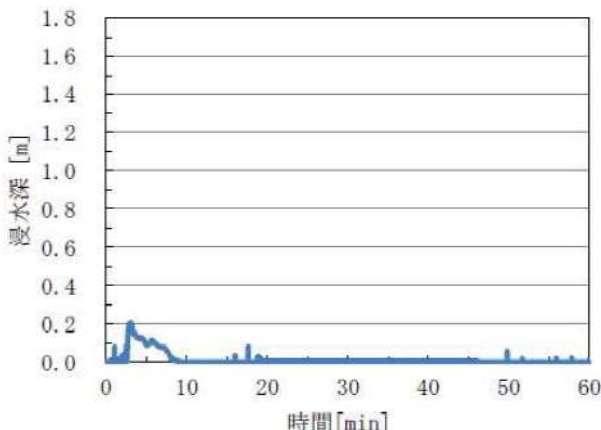
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6図 水位測定箇所における浸水深(2/2)</p>	 <p>第5図 浸水深の時系列データ(地点③)</p> <p>第6図 浸水深の時系列データ(地点④)</p>	 <p>第6図 水位測定箇所における浸水深(2/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による浸水深の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

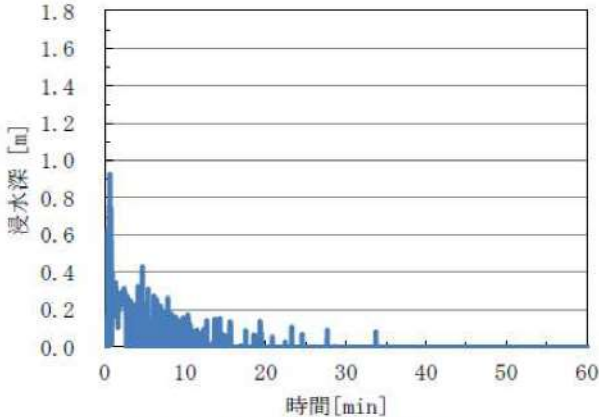
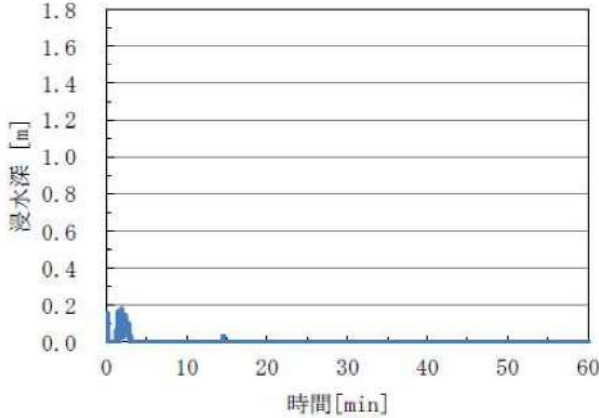
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第7図 浸水深の時系列データ(地点⑤)</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による浸水深の相違。</p>
	 <p>第8図 浸水深の時系列データ(地点⑥)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

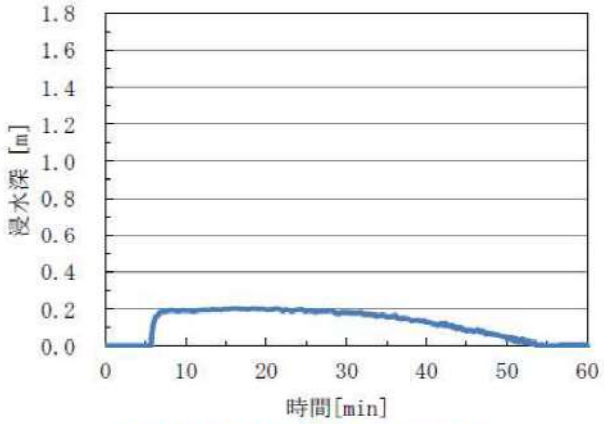
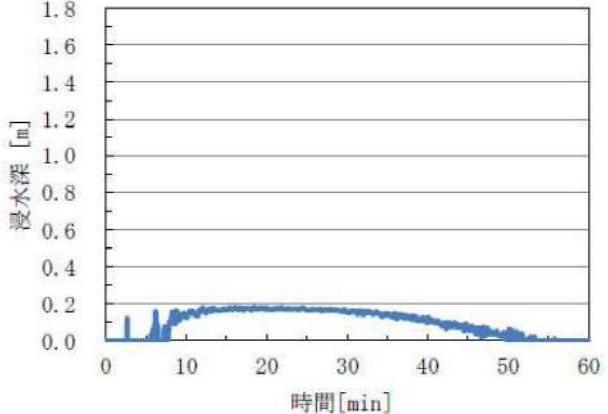
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="846 576 1191 600">第9図 浸水深の時系列データ(地点⑦)</p>		<p data-bbox="1982 145 2157 220">【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 浸水深の相違。</p>
	 <p data-bbox="846 1128 1191 1152">第10図 浸水深の時系列データ(地点⑧)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第11図 浸水深の時系列データ（地点⑨）</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による浸水深の相違。</p>
	 <p>第12図 浸水深の時系列データ（地点⑩）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>第13図 第4保管エリア近傍の溢水の伝播挙動</p> <p>第1表 保管場所に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>影響評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td> <td>エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	影響評価結果	第1保管エリア	エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)	第2保管エリア	密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)	第3保管エリア	周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)	第4保管エリア	エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)		<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、高台に保管場所を設定しており、周囲に溢水源となる屋外タンクがない。
保管場所	影響評価結果												
第1保管エリア	エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)												
第2保管エリア	密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)												
第3保管エリア	周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)												
第4保管エリア	エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 崩壊土砂とタンク溢水による影響評価</p> <p>(1) 評価対象</p> <p>溢水源と崩壊斜面の配置から斜面崩壊後に No.1 エリアの原水タンクが溢水した場合、アクセスルートの復旧時間評価に影響を及ぼす可能性があることから、影響評価を実施する。</p>  <p>第7図 溢水源と斜面崩壊の位置関係図</p> <p>(2) 影響評価</p> <p>No.1 エリアの原水タンクが溢水した場合の流動解析の結果は第8図のとおり。原水タンクの溢水により崩壊想定斜面の崩壊土砂の一部がルート1に流入することも考えられるが、有効性評価上のアクセスルート復旧時間4時間にに対し、ルート1の仮復旧時間評価は2時間28分で仮復旧することが可能で、時間的な余裕があることから、重機による土砂撤去することにより対応可能である。なお、ルート2には影響がないことを確認している。</p>  <p>第8図 原水タンク溢水による流動解析の結果</p> <p>※ 浸水範囲を白色で示す。</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊はアクセスルートの周辺斜面崩壊箇所近傍には、溢水源となる可能性のあるタンクが存在しないため、溢水による土砂撤去作業への影響は無い。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

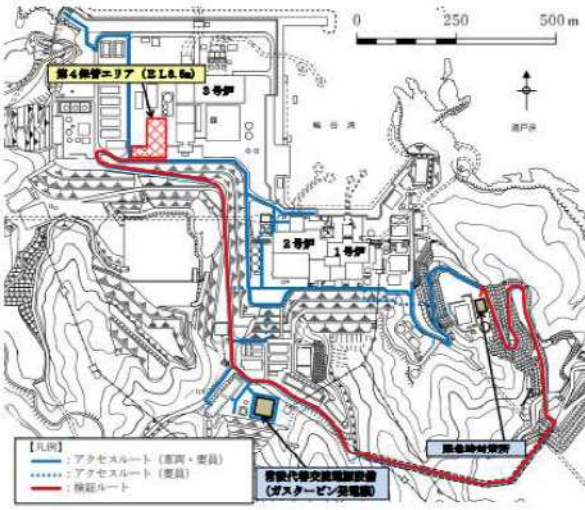
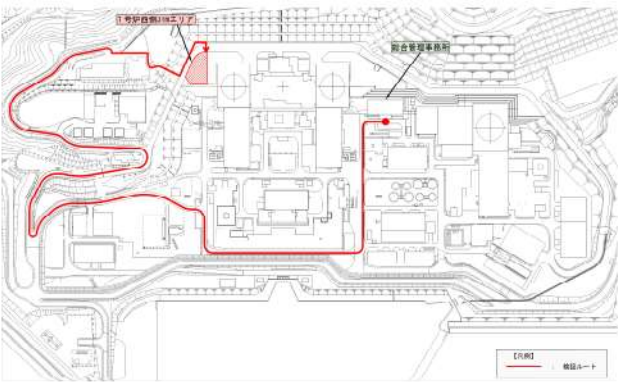
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

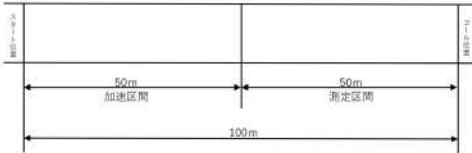

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足(2)</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>1. 作業に伴う屋外の移動手段について 重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。 なお、地震による重大事故等時において、緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートは必要な幅員を確保可能である。(別紙(19)参照)</p> <p>2. 徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担 アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。 この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する(炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。)が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。 また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p> <p>3. 徒歩移動時間の検証 通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(4)</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>1. 作業に伴う屋外の移動手段について 重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。 なお、地震による重大事故等時において、屋外のアクセスルートは必要な幅員を確保可能である。(別紙(25)参照)</p> <p>2. 徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担 アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。 この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する(炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。)が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。 また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p> <p>3. 徒歩移動時間の検証 通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。 なお、検証は2022年7月24日に実施しており、検証ルートはその時点での構内ルートを使用した。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】検証条件の相違 ・泊は検証時と再稼働時で道路状況(構内ルート)が異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	 <p>第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p>第1表 緊急時対策所から第4保管エリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1" data-bbox="739 885 1288 1069"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A 全面マスク +化学防護服</td> <td>29分41秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者B +被水防護服 +化学防護手袋</td> <td>30分04秒</td> <td>26才</td> </tr> <tr> <td>被験者C +化学防護袋</td> <td>31分42秒</td> <td>41才</td> </tr> <tr> <td>被験者D +長靴 +ヘッドライト</td> <td>32分07秒</td> <td>39才</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所から第4保管エリア（約2,710m）まで、徒歩での移動時間は約30分～32分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度（時速4kmで想定すると41分）程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A 全面マスク +化学防護服	29分41秒	曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%	56才	被験者B +被水防護服 +化学防護手袋	30分04秒	26才	被験者C +化学防護袋	31分42秒	41才	被験者D +長靴 +ヘッドライト	32分07秒	39才	 <p>第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p>第1表 総合管理事務所から1号炉西側31mエリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1" data-bbox="1422 885 1881 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A 全面マスク</td> <td>17分48秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%</td> <td>28才</td> </tr> <tr> <td>被験者B +タイベック</td> <td>20分55秒</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者C +ヘルメット</td> <td>23分29秒</td> <td>43才</td> </tr> <tr> <td>被験者D +ヘッドライト</td> <td>23分33秒</td> <td>36才</td> </tr> </tbody> </table> <p>総合管理事務所から1号炉西側31mエリア（約1,850m）まで、徒歩での移動時間は約18分～24分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度（時速4kmで想定すると28分）程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A 全面マスク	17分48秒	曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%	28才	被験者B +タイベック	20分55秒	56才	被験者C +ヘルメット	23分29秒	43才	被験者D +ヘッドライト	23分33秒	36才	<p>【島根】記載内容の相違・試験条件の相違とそれに伴う試験結果の相違。</p>
ケース	所要時間			参考																																					
		天候等	被験者年齢																																						
被験者A 全面マスク +化学防護服	29分41秒	曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%	56才																																						
被験者B +被水防護服 +化学防護手袋	30分04秒		26才																																						
被験者C +化学防護袋	31分42秒		41才																																						
被験者D +長靴 +ヘッドライト	32分07秒		39才																																						
ケース	所要時間	参考																																							
		天候等	被験者年齢																																						
被験者A 全面マスク	17分48秒	曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%	28才																																						
被験者B +タイベック	20分55秒		56才																																						
被験者C +ヘルメット	23分29秒		43才																																						
被験者D +ヘッドライト	23分33秒		36才																																						

1.0 重大事故等対策における共通事項

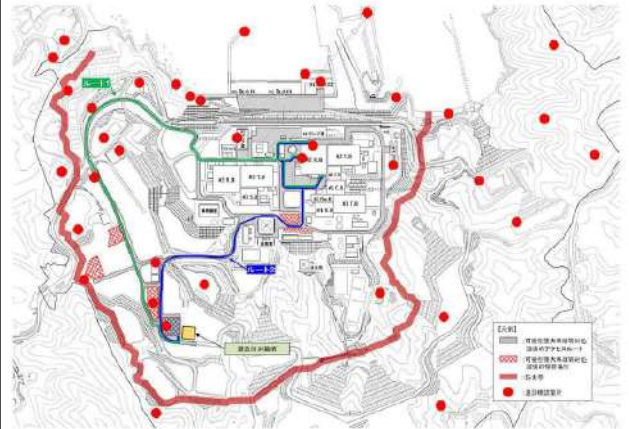
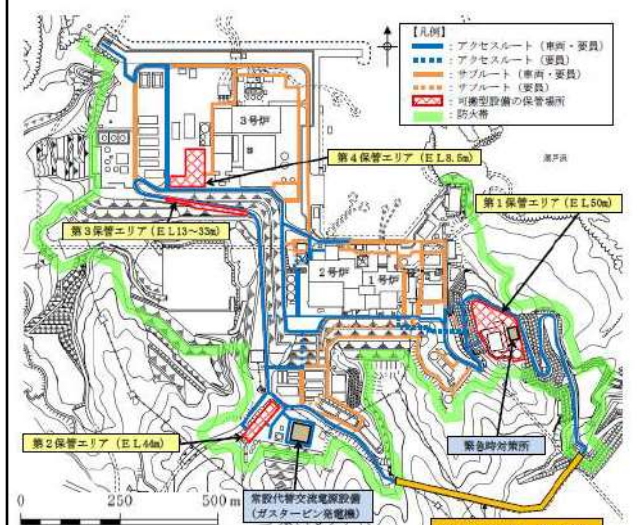
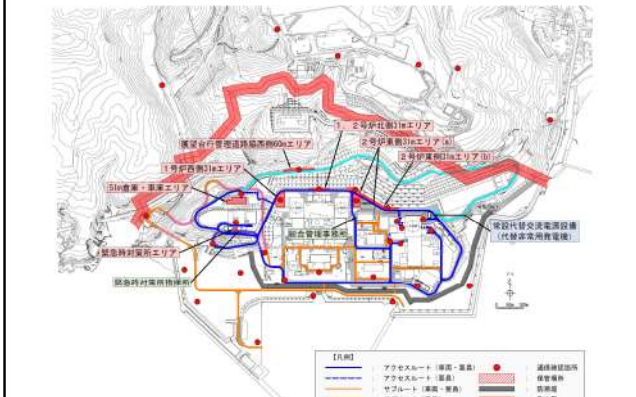
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所無し</p>	<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(5)</p> <p style="text-align: center;">ホイールローダの走行速度の検証について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内容 ホイールローダの走行速度の検証 2. 実施日 令和4年11月7日 3. 場所 港湾施設荷揚げ場 4. 検証概要 泊発電所に配備しているホイールローダにより、測定区間50mの直線コースを1速、2速及び3速でそれぞれ3回走行し、走行速度を測定した。 なお、各ギアの最大速度を測定する目的から、試験コースを100m（加速区間50m、測定区間50m）に設定し、試験を実施した。 <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>検証実施状況</p> </div> <p style="text-align: center;">第1図 走行速度検証の概要</p> <p>《ホイールローダの仕様》 全長：713cm 全幅：337cm 高さ：337cm 車両総重量：約10.2t バケット容量：1.6m³</p>	<p>【女川及び島根】 記載方針の相違 ・泊は、ホイールローダの走行速度の検証について補足資料を作成。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p>5. 検証結果</p> <p>(1) 1速の速度検証</p> <table border="1" data-bbox="1384 225 1917 347"> <thead> <tr> <th></th> <th>走行距離</th> <th>走行時間</th> <th>走行速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td rowspan="3">50m</td> <td>14.92秒</td> <td>12.0km/h</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>14.93秒</td> <td>12.0km/h</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>14.88秒</td> <td>12.0km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>1速での走行速度は、検証試験結果で最も遅い速度から12.0km/hであることを確認した。</p> <p>(2) 2速の速度検証</p> <table border="1" data-bbox="1384 464 1917 587"> <thead> <tr> <th></th> <th>走行距離</th> <th>走行時間</th> <th>走行速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td rowspan="3">50m</td> <td>9.52秒</td> <td>18.9km/h</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>9.46秒</td> <td>19.0km/h</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>9.47秒</td> <td>19.0km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>2速での走行速度は、検証試験結果で最も遅い速度から18.9km/hであることを確認した。</p> <p>(3) 3速の速度検証</p> <table border="1" data-bbox="1384 703 1917 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>走行距離</th> <th>走行時間</th> <th>走行速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td rowspan="3">50m</td> <td>5.59秒</td> <td>32.2km/h</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>5.48秒</td> <td>32.8km/h</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>5.58秒</td> <td>32.2km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>3速での走行速度は、検証試験結果で最も遅い速度から32.2km/hであることを確認した。</p> <p>6. ホイールローダの走行速度の設定</p> <p>屋外のアクセスルートは、通行に支障のある段差（15cm以上）が発生しないよう、あらかじめ段差緩和対策を行う設計としているため、3速又は2速での移動が可能である。しかしながら、地震時の被害の不確実性を考慮して移動時間を保守的に算出するため、最も速度の遅い1速での移動を想定する。</p> <p>1速の走行速度は、上記検証結果の12.0km/hに余裕をみて10km/hとする。</p>		走行距離	走行時間	走行速度	1回目	50m	14.92秒	12.0km/h	2回目	14.93秒	12.0km/h	3回目	14.88秒	12.0km/h		走行距離	走行時間	走行速度	1回目	50m	9.52秒	18.9km/h	2回目	9.46秒	19.0km/h	3回目	9.47秒	19.0km/h		走行距離	走行時間	走行速度	1回目	50m	5.59秒	32.2km/h	2回目	5.48秒	32.8km/h	3回目	5.58秒	32.2km/h	
	走行距離	走行時間	走行速度																																										
1回目	50m	14.92秒	12.0km/h																																										
2回目		14.93秒	12.0km/h																																										
3回目		14.88秒	12.0km/h																																										
	走行距離	走行時間	走行速度																																										
1回目	50m	9.52秒	18.9km/h																																										
2回目		9.46秒	19.0km/h																																										
3回目		9.47秒	19.0km/h																																										
	走行距離	走行時間	走行速度																																										
1回目	50m	5.59秒	32.2km/h																																										
2回目		5.48秒	32.8km/h																																										
3回目		5.58秒	32.2km/h																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(7)</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：無線連絡設備（携帯型）での通話確認 アクセスルート上の車中又は屋外において、緊急時対策所建設予定地との通話が可能であることを確認する。確認方法は、ルート上で、緊急時対策所と通信を行う可能性のある場所（例：可搬型設備保管場所、可搬型設備接続口、可搬型モニタリングポスト設置場所等）を想定して、緊急時対策所と実際に通話を行い、感度及びSメータの値を確認した。</p> <p>結果：アクセスルートからの通信状況は良好であること（必要箇所での通話が可能であることを）確認した。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 無線連絡設備（携帯型）における通信状況の確認結果</p>	<p style="text-align: right;">補足(5)</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中、及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：無線通信設備（携帯型）での通話確認 屋外アクセスルート上の車中、又は、歩行において、緊急時対策所及び中央制御室との通話が可能であることを確認する。</p> <p>結果：アクセスルート、サブルートからの通信状況は良好であること（一部連絡が取りづらい場所も少しの移動で解消されること）を確認した。 なお、第二輪谷トンネルについては、通信連絡設備が使用できないことから、入城の際と退出の際に緊急時対策本部へ連絡する運用とする。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 無線通信設備（携帯型）における通信状況の確認範囲</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(6)</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：衛星電話設備（携帯型）での通話確認 屋外アクセスルート上の歩行において、緊急時対策所及び中央制御室との通話が可能であることを確認する。確認方法は、ルート上で、緊急時対策所及び中央制御室と通信を行う可能性のある場所（例：可搬型設備保管場所、可搬型設備接続口、可搬型モニタリングポスト設置場所）を想定して、緊急時対策所及び中央制御室と実際に通話を行い、通話が可能であることを確認した。</p> <p>結果：屋外アクセスルートからの通信状況は良好であること（必要箇所での通話が可能であることを）確認した。</p> <p>なお、トンネル部については、通信連絡設備が使用できないことが想定されることから、入城の際と退出の際に緊急時対策所又は中央制御室へ連絡する運用とする。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 衛星電話設備（携帯型）における通信状況の確認結果</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・通話設備の相違。 ・通話確認方法の相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊はトンネル部での対応について記載。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(8)</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件 (1) 想定する重大事故等<有効性評価で説明> 必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、女川原子力発電所1号、2号及び3号炉について、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プールでのスロッシングの発生を想定する。 なお、1号及び3号炉の使用済燃料プールにおいて、全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため[※]、必要な要員及び資源を検討する本事象では、使用済燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</p> <p>また、不測の事態を想定し、1号及び3号炉のうち、いずれか1つの号炉において、事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては、1号及び3号炉における消火活動による水の消費を考慮する。</p> <p>2号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。 2号炉への対応に必要な緊急時対策所機能及び重大事故等対策に関する作業、アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において、1号及び3号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい使用済燃料プールの全保有水喪失を想定する。 ※ 技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p style="text-align: right;">補足(6)</p> <p>1～3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件 (1) 想定する重大事故等<有効性評価で説明> 必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。 東京電力福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、島根原子力発電所1、2号炉について、全交流動力電源喪失及び燃料プールでのスロッシングの発生を想定する。 なお、1号炉の燃料プールにおいて、全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため[※]、必要な要員及び資源を検討する本事象では、燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</p> <p>また、不測の事態を想定し、1号炉において事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては1号炉における消火活動による水の消費を考慮する。 なお、島根原子力発電所3号炉については、初装荷燃料装荷前のため、燃料からの崩壊熱除去が不要であり、アクセスルート等への影響評価のみを実施する。 2号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。 2号炉への対応に必要な緊急時対策所における活動、及び重大事故等対策に係る作業、アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において、1号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい1号炉の燃料プールの全保有水喪失を想定する。 ※1：技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(7)</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースを基に評価を行った。</p> <p>1. 前提条件 (1) 想定する重大事故等<有効性評価で説明> 必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、泊発電所3号炉について、全交流動力電源喪失並びに使用済燃料ピットでの冷却機能喪失及び注水機能喪失の発生を想定する。 また、泊発電所1号及び2号炉については、全交流動力電源喪失、使用済燃料ピットでのサイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故を想定する。 なお、1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて、全保有水喪失を想定した場合、燃料被覆管のクリープラプチャ発生時間が約30日であり、相当な期間、燃料健全性が確保されることを確認したことから、使用済燃料ピットへの注水実施が必要となるサイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失の発生を想定した[※]。 また、不測の事態を想定し、1号及び2号炉のうち、いずれか1つの号炉において、事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては、1号及び2号炉における消火活動による水の消費を考慮する。 3号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。 ※1：技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】想定する重大事故等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川及び島根は複数炉の同時被災時に必要な要員及び資源の十分性を評価する上で保守的となるスロッシングの発生を想定している。 ・また、線量率を評価する上では放射線遮蔽の厳しい燃料プールの全保有水喪失を想定している。 ・泊3号炉は、有効性評価「全交流動力電源喪失」及び「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」と同様、全交流動力電源喪失による使用済燃料ピットでの冷却機能喪失及び注水機能喪失について想定している。 ・泊1号及び2号炉も女川と同様に、複数炉の同時被災時に必要な要員及び資源の十分性を評価する上で保守的となり、かつスロッシングよりも事象発生初期に使用済燃料ピット水位が低下する事象である使用

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 必要となる対応操作、必要な要員及び資源の整理 「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作、必要な要員、7日間の対応に必要なとなる資源、各作業の所要時間について、第2表及び第1図のとおり整理する。また、各号炉の必要な水量を第3表、1号及び3号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生 2号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動、重大事故等対策に関する作業及びアクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図、第3図に示す。</p>	<p>(2) 必要となる対応操作及び必要な要員及び資源の整理 「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作、必要な要員、7日間の対応に必要なとなる資源、各作業の所要時間について、第2表及び第1図のとおり整理する。また、各号炉の必要な水量を第3表、1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生 2号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動、及び重大事故等対策に係る作業、アクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図～第3図に示す。</p>	<p>(2) 必要となる対応操作、必要な要員及び資源の整理 「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作、必要な要員、7日間の対応に必要なとなる資源、各作業の所要時間について、第2表及び第1図のとおり整理する。また、1号及び2号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第3表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生 3号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動及び重大事故等対策に関する作業及びアクセスルートの移動による現場線量率の評価点の概略を第2図、第3図に示す。</p>	<p>済燃料ピットでのサイフォン現象等により使用済燃料ピット内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料ピットの水位が低下する事故を想定している。また、線量率等がスロッシングより厳しい全保有水喪失を評価対象とした。</p> <p>【女川及び島根】設備の相違 ・女川及び島根は淡水を水源としているため、必要な水量を表に整理している。 ・泊は海水を水源としているため、表に必要な水量は整理していない。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・女川及び島根は線量率の概略分布を図で示しているのに対し、泊はアクセスルートの移動経路に被ばくの評価点を示しているため、記載内容が異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号及び3号炉の使用済燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図、第3図に、線量率の概略を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響 緊急時対策所への参集については、事務建屋又は事務本館からのアクセスルートにおける周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべりを考慮した徒歩の総移動時間は約20分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率（1号炉からの線量率：0.33mSv/h、3号炉からの線量率：4.5mSv/h）の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</p> <p>また、緊急時対策所から第1～第4保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として、緊急時対策所から第3保管エリア（保守性を考慮し最も1号及び3号炉寄りの場所）への移動を考える。周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべりを考慮した場合、徒歩での総移動時間は約20分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率（1号炉からの線量率：1.2mSv/h、3号炉からの線量率：3.2mSv/h）の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.5mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量は小さくなる。</p>	<p>2. 1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号炉の燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図に、線量率の概略を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響 緊急時対策所への参集については、管理事務所又は宿泊場所からのアクセスルートにおける徒歩の総移動時間は約10分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</p> <p>また、緊急時対策所から各保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として、緊急時対策所から第4保管エリア（保守性を考慮し最も移動時間がかかるエリア）への移動を考える。徒歩での総移動時間は約40分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約0.45mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p>	<p>2. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号及び2号炉の使用済燃料ピットで全保有水が喪失した場合の現場線量率を基に評価した。第2図、第3図に評価点を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び緊急時対策所近傍の屋外作業による影響 緊急時対策所への参集については、総合管理事務所からのアクセスルートにおける徒歩の移動時間は、第2図に示す複数の緊急時対策所への参集ルートのうちAルートの場合約10分であり、緊急時対策所への参集ルート上で、1号及び2号炉の使用済燃料ピット内の使用済燃料からの線量影響が最大となる地点（2号炉使用済燃料ピット最近接点）における線量率（1号炉からの線量率：約0.32mSv/h、2号炉からの線量率：約6.0mSv/h）より移動にかかる被ばく線量は約1.1mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p> <p>また、緊急時対策所近傍の屋外作業となる緊急時対策所用発電機への燃料補給作業については、第2図の燃料補給作業地点における線量率（1号炉からの線量率：約0.27mSv/h、2号炉からの線量率：約0.038mSv/h）より燃料補給作業にかかる被ばく線量は7日間の作業を考慮しても約0.12mSvとなる。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川及び島根は線量率の概略を図で示している。泊は評価点を図で示している。 <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内常駐場所から緊急時対策所への参集時の被ばく線量を算出しており、移動時間、線量及び被ばく線量評価の相違。 <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川及び島根は、被ばく線量の一例として、緊急時対策所から保管場所への被ばく線量評価を記載している。泊は、緊急時対策所近傍での屋外作業の被ばく線量評価を記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び3号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所に保管されている低レベル放射性廃棄物からの放射線についてはアクセスルートに対して十分な隔離距離が確保されていること、遮蔽能力を有した建物内に保管されていることから影響はない。</p> <p>(2) 2号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却系の準備操作（資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り）が想定されるが、当該操作場所及びアクセスルートに対する線量率は、第3図に示すとおり3号炉近傍が最も高い箇所（約4.9mSv/h（1号炉からの線量率：0.33mSv/h、3号炉からの線量率：4.5mSv/h）となる。</p> <p>当該操作の想定時間は9時間であるが、線量率の高いエリアは限られ、この想定時間には当該操作場所への移動時間も含まれている。また、起動後には監視が必要となるが、当該監視における被ばく線量率は約2.3mSv/hであることから、常駐している要員にて被ばく線量を管理し交代しながら対応を継続していくことが可能である。</p> <p>さらに、事象発生12時間以降参集してくる要員による交代も可能であることから、緊急時被ばく線量を超えることはない。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所に保管されている低レベル放射性廃棄物からの放射線についてはアクセスルートに対して十分な隔離距離が確保されていること、遮蔽能力を有した建物内に保管されていることから影響はない。</p>	<p>よって、高線量場の発生を含め、1号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>(2) 2号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却系の準備操作（資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り）を想定しているが、1号炉の燃料プールに近い2号炉での当該操作場所での線量率は、第2図に示す線量率を内挿すると約5mSv/hとなる。</p> <p>当該操作の想定操作時間は約7時間20分であること、及びこの想定操作時間には当該操作場所への移動時間も含まれていること、あるいは参集要員による操作要員の交代も可能であることから、重大事故等時における活動が可能である。</p>	<p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び2号炉に重大事故等が発生した場合であっても、3号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>(2) 3号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>3号炉の重大事故等への対応作業のうち、作業員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」の燃料取替用水ビットへの補給（海水）、使用済燃料ビットへの注水確保（海水）及び原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）への影響について確認した。</p> <p>各評価点は第3図、当該作業の作業時間は、第4表のとおりであり、燃料取替用水ビットへの補給（海水）、使用済燃料ビットへの注水確保（海水）及び原子炉補機冷却水系への通水確保（海水）の作業それぞれについて、作業員の被ばく線量は、それぞれ約39mSv、約18mSv、約23mSvであるが、1号及び2号炉の使用済燃料ビットにおいて高線量場が発生した場合であっても、被ばく線量の増加分はそれぞれ約5mSv、約4mSv、約2mSvであるため作業性に影響はない。</p> <p>また、当該作業は、常駐している要員にて被ばく線量を管理し交代しながら対応を継続していくことが可能である。</p> <p>さらに、事象発生12時間以降参集してくる要員による交代も可能であることから、緊急時被ばく線量を超えることはない。</p> <p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び2号炉に重大事故等が発生した場合であっても、3号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量を考慮した操作にて評価していることに相違はない。 ・泊は作業時間を示した表を整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第4図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>女川原子力発電所の保管場所は、第1～第4保管エリアの2箇所に重大事故等の対応に使用する可搬型設備が設置されている。大型可搬型設備は保管エリアから設置場所に移動する際の往路のみとなるが、タンクローリヤホース延長回収車等は、保管エリア等を往復となることが可搬型設備の移動における特徴である。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1～第4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、</p> <p>①建物の損壊等の影響により仮復旧する範囲 ②段差の発生の影響により仮復旧する範囲</p> <p>となる箇所を第5図に示す。</p> <p>第1～第4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルートで仮復旧を行う道路部分が片側通行となるが、大型可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、タンクローリヤホース延長回収車等についても、発電所対策本部が各車両と無線連絡設備（携帯型）等により相互連絡することにより、車両の離合による時間は問題ないと考える。</p> <p>なお、1号及び3号炉への対処として、使用済燃料プールへの代替注水車による注水（第1図）及びタンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること（第3表）から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p>	<p>3. 1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第3図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>島根原子力発電所の保管場所は、第1、2、3及び4保管エリアの4箇所に可搬型設備が設置されている。このため、可搬型設備はタンクローリを除き、保管場所から設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の流れは基本的には1方向になることが可搬型設備の移動における特徴である。（第3図）</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1、2、3及び4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、仮復旧の必要はないが、車両が交互通行となるアクセスルート（幅員7m未満）となる箇所を第4図に示す。</p> <p>第1、4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルート及び第2、3保管エリアから作業場所へ向かうアクセスルートの一部で片側通行となるが、タンクローリを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、1号炉への対処として、燃料プールへの大量送水車による注水（第1図）及びタンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること（第3表）から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p> <p>また、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所（第4図）を各車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p>	<p>3. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第4図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>泊発電所の保管場所は、51m倉庫・車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)の5箇所に重大事故等の対応に使用する可搬型設備が設置されている。大型可搬型設備は保管エリアから設置場所に移動する際の往路のみとなるが、可搬型タンクローリ及びホース延長・回収車（送水車用）は、保管エリア等を往復となることが可搬型設備の移動における特徴である。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、51m倉庫・車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)から3号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、仮復旧の必要はないが、車両が交互通行となるアクセスルート（幅員6m未満）となる箇所を第5図に示す。</p> <p>51m倉庫・車庫エリアから3号炉に向かうアクセスルートの一部で片側通行となるが、可搬型タンクローリ及びホース延長・回収車（送水車用）を除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、可搬型タンクローリ及びホース延長・回収車（送水車用）についても、発電所対策本部が各車両と衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等により相互連絡することにより、車両の離合による時間は問題ないと考える。</p> <p>なお、1号及び2号炉への対処として、使用済燃料ピットへの可搬型大型送水ポンプ車によるスプレイ（第1図）及び可搬型タンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動は可搬型タンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、1.(1)で示すとおり、使用済燃料ピットの冷却水が全量喪失した場合において、燃料被覆管のクリープブランチ発生時間が約30日であり、十分な時間的余裕があることから、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は往復する可搬型設備があるため記載。</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による片側通行となる範囲又は車両が交互通行となるアクセスルートの幅員の相違。</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・1.0.2-補足7-1の想定する重大事故等の相違と同じ相違理由。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 評価結果</p> <p>上記2～3.の評価及び対策により、1～3号炉が同時に発災しても、2号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>4. 評価結果</p> <p>上記2～3.の評価及び対策により、1号、2号及び3号炉が同時に被災しても、3号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は評価結果を記載。 【島根】記載表現の相違</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第1表 想定する各号炉の状態

項目	3号炉	1号及び3号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 使用済燃料プールでのスロッシング発生 「想定事故2」※1 「高圧・低圧注水機能喪失」 	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失※2 使用済燃料プールでのスロッシング発生※3 内部火災※4
水源	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 使用済燃料プールでのスロッシング発生 「想定事故2」※1 「高圧・低圧注水機能喪失」 	
燃料	<ul style="list-style-type: none"> 外部電源喪失※2 使用済燃料プールでのスロッシング発生 「想定事故2」※1 「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直加熱」 	
電源	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 使用済燃料プールでのスロッシング発生 「想定事故2」※1 「静電気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替補償冷却系を使用する場合）」 	

※1 サイフォン現象による溢水量は、スロッシング外による漏えい量に包絡されるため、使用済燃料プールからの漏えいはいはスロッシングによる漏えいを想定する。
 ※2 燃料については、消費量の観点から非常用ディーゼル発電機及び高圧心スプレイズ系ディーゼル発電機の運転を想定する。
 ※3 使用済燃料プールへの注水が必要となることから、1号及び3号炉での内部火災の発生を想定する。また、1号及び3号炉で管束の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プールにおけるスロッシング発生と同時に発生する内部火災として1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は、1号及び3号炉分の消費を想定する。

第1表 想定する各号炉の状態

項目	2号炉	1号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 燃料プールでのスロッシング発生 「3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替冷却系を使用しない場合）」 「4.2 想定事故2」※1 	
水源	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 燃料プールでのスロッシング発生 「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊解除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」 「4.2 想定事故2」※1 	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失※2 燃料プールでのスロッシング発生 内部火災※3
燃料	<ul style="list-style-type: none"> 外部電源喪失 燃料プールでのスロッシング発生 「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊解除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」, 「2.6 LOCA時注水機能喪失」 「4.2 想定事故2」※1 	
電源	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 燃料プールでのスロッシング発生 「2.3.1 全交流動力電源喪失（共用T/B）」 「4.2 想定事故2」※1 	

※1：サイフォン現象による漏えいは、サイフォンブレイク配管により停止される。
 ※2：燃料については、消費量の観点から非常用ディーゼル発電機及び高圧心スプレイズ系ディーゼル発電機の運転を想定する。
 ※3：2号炉は火災防衛措置が強化されることから、1号炉での内部火災を想定する。

第1表 想定する各号炉の状態

項目	3号炉	1号及び2号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 「想定事故1」 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」 	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 使用済燃料プールでのサイフォン現象等
水源	<ul style="list-style-type: none"> 「想定事故1」 「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」 「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLWCAが発生する事故）」 	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 使用済燃料プールでのサイフォン現象等により使用済燃料プール内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料レベルが低下する事故を想定 内部火災※2
燃料	<ul style="list-style-type: none"> 外部電源喪失※1 「想定事故1」 	
電源	<ul style="list-style-type: none"> 全交流動力電源喪失 「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLWCAが発生する事故）」 	

※1：燃料については、消費量の観点からディーゼル発電機の運転を想定する。
 ※2：3号炉は火災防衛措置が強化されることから、1号及び2号炉での内部火災の発生を想定する。また、1号及び2号炉で複数の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失、使用済燃料レベルでのサイフォン現象等により使用済燃料レベル内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料レベルの水位が低下する事故と同時に発生する内部火災として1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は1号及び2号炉分の消費を想定する。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントによる想定するプラント状態の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第4表 1号及び3号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、()内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	3号炉	共通	備考
注水設備	燃料プール補給水系	2 (1)	1 (1)	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	復水補給水系	2 (1)	3 (1)	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	ろ過水系	2 (1) ※1	— ※2	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	代替注水車	1 (1)	1 (1)	
給電設備	1 (1)	2 (2)	1	

※1 ろ過水ポンプは2号炉と共用で3台設置されているが、1号炉用電源から給電される台数が2台、2号炉用電源から給電される台数が1台である。

※2 1号炉ろ過水系により、3号炉使用済燃料プールへ注水が可能である。

島根原子力発電所2号炉

第4表 1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、()内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	共通	備考	
注水設備	復水輸送系	3 (1)	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	補給水系	3 (1)	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	消火系	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	大量送水車	1 (1)		十分な余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次注水を 実施していくことが可能
給電設備	1 (1)			必要な台数に対して十分 十分な余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次給電を 実施していくことが可能

泊発電所3号炉

第3表 1号及び2号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、()内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	2号炉	共通	備考
注水設備	燃料取替用水ポンプ (水源：燃料取替用水タンク)	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による 給電を実施することで使用可能
	1次系補給水ポンプ (水源：1次系純水タンク)	2 (1)	—	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による 給電を実施することで使用可能
	補給水ポンプ (水源：2次系純水タンク)	—	—	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による 給電を実施することで使用可能
	送水ポンプ車 (水源：海)	1 (1)	1 (1)	—
給電設備	2 (1)	2 (1)	—	—

※1：補給水ポンプは1号炉と2号炉の共用で3台設置されているが、1号炉用電源から給電される台数が2台、2号炉用電源から給電される台数が1台である。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントによる注水及び給電に用いる設備の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

--	--	--	--

--	--	--	--

第4表 作業員の対応手順と所要時間（屋外作業）

作業項目	作業員1名（作業員）				備考
	作業員1名（作業員）	作業員2名（作業員）	作業員3名（作業員）	作業員4名（作業員）	
炉内作業	1人	2人	3人	4人	
炉外作業	1人	2人	3人	4人	
その他	1人	2人	3人	4人	

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・泊は3号炉の作業時間を示すため、表に整理している。